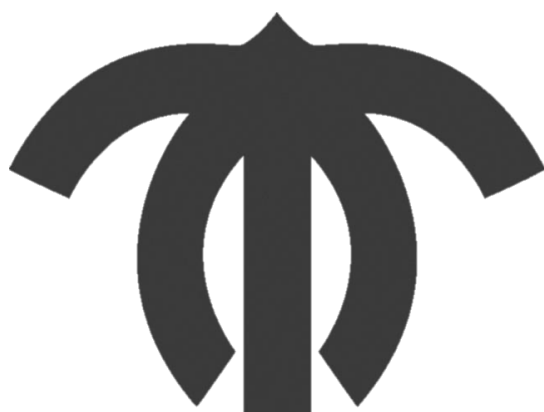


市原市地域防災計画



令和 6 年 4 月

市原市防災会議

《目 次》

第 1 編 総則編

第 2 編 地震・津波編

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第 3 編 風水害編

第 4 編 大規模事故編

総則編

《目 次》

第1節 計画の目的等	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の構成	1
第3 計画の修正等	2
第4 他の計画との関係	2
第2節 計画の基本的考え方	3
第1 減災を重視した防災対策の推進	3
第2 地区防災計画を核とした地域防災力の向上	3
第3 要配慮者及び男女共同参画の視点	4
第4 計画に基づく施策の推進及び見直し	4
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1 市及び一部事務組合等	5
第2 県	5
第3 指定地方行政機関	6
第4 自衛隊（高射学校、千葉地方協力本部）	10
第5 指定公共機関	10
第6 指定地方公共機関	12
第7 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者	12
第8 住民及び事業所等	14
第4節 地勢概要等	15
第1 位置	15
第2 自然環境	15
第3 社会環境	16
第4 過去災害	17

第 1 節 計画の目的等

第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市原市防災会議が作成する計画である。

平成 23 年 3 月 11 日には過去最大規模の自然災害となる東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震が発生した。本市でも、石油コンビナート等特別防災区域内における液化石油ガスタンクの火災・爆発により、一時は 1,000 人を超える住民等が避難するなど、今後の防災対策に多くの教訓をもたらした。

また、令和元年に本市を襲った一連の災害は、台風第 15 号（令和元年房総半島台風）における強風による家屋等の損壊や長期の大規模停電等の被害、台風第 19 号（令和元年東日本台風）における竜巻とみられる突風等の被害、さらには 10 月 25 日の大雨における土砂災害や冠水等の被害など、わずか 1 か月半の間に近年経験したことのない甚大な被害を本市にもたらした。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、市域に係る災害対策を実施する際の、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、自助・共助の取組も重要であるため、住民や自主防災組織、事業者等の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるものとする。

これらの対策について総合的かつ計画的な推進を図ることにより、自助・共助・公助それぞれの主体が連携し、さらに全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

【資料編「市原市防災会議条例」】

【資料編「市原市防災会議委員名簿」】

第 2 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

1. 計画の構成

総則編に計画全体の基本事項を定めるほか、対象とする災害の種別ごとに編を構成して対策計画を定める。

(1) 総則編

本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、市民等の役割、地域の特性等を定める。

(2) 地震・津波編

地震による揺れ、液状化、火災及び津波への対策を定める。

また、附編として、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号）に基づく、東海地震の発生のおそれがある場合の対応を定める。

(3) 風水害編

大雨による土砂崩れ、洪水や高潮による浸水、強風や竜巻等による風害等への対策を定める。

(4) 大規模事故編

大規模火災、林野火災、危険物等の火災・漏洩等の事故、航空機の墜落事故、鉄道の脱線等の事故、道路における多重衝突事故、海難事故、油等の海上流出事故、放射性物質事故及び大

第1節 計画の目的等

規模停電への対策を定める。

2. 各編の構成

地震・津波編、風水害編、大規模事故編の各編は、対策の段階に応じた以下の構成を基本とする。

(1) 災害予防計画

災害の未然防止策、災害対応を的確・円滑に行うための備え等を定める。

(2) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御策や被災者の救助・救援策等を定める。

(3) 災害復旧・復興計画

災害復旧、復興対策の実施方針等を定める。

第3 計画の修正等

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要があると認める場合は、市原市防災会議において修正を行う。

第4 他の計画との関係

1. 上位計画等

本計画は、市の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画、指定地方行政機関及び指定公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図る。

2. 地区防災計画

地域における共助による防災活動を推進するため、本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じて地区防災計画を本計画に定める。

なお、本市では、いちほら防災100人会議でとりまとめた「地区防災計画策定の手引き」を活用し、地区防災計画の作成を推進する。

【地区防災計画編】

第2節 計画の基本的考え方

第1 減災を重視した防災対策の推進

本市域は、地震、津波、暴風、豪雨、洪水、高潮など極めて多種の自然災害が発生しうる自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、大規模火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。

これらの災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、住民の財産に甚大な被害を与えてきた。

一方で、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とする。

被災時には人命確保を最優先するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

また、減災においては、災害により負った傷の悪化、又は避難生活等に伴う疲労や持病の悪化など、被災後の生活再建の過程で生じる災害関連死の防止に向けた対策も重要であり、避難所の生活環境の改善に取り組むとともに、問題を抱えている被災者へのきめ細かな支援策等を推進する。

第2 地区防災計画を核とした地域防災力の向上

大規模災害においては、発災直後の市民一人一人の自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。このため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっており、阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながりや、地域の力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれているが、「自分たちの地域は地域の人々で守る」といった共助の重要性を再認識し、地域防災力の強化に努める。

具体的には、地域住民や災害時要配慮者との関わりが深い地域の組織・団体（町会・自治会、民生委員・児童委員、自主防災会、消防団、PTA、子ども会、老人クラブ、NPO、ボランティア、福祉施設など）が参画した地区防災計画の作成や計画に基づく取組を推進し、自助と共助の強化・継続を図り、地域防災力の向上と防災を通じた地域コミュニティの創生・再生を目指す。

さらに、民間団体等との連携の取組も重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市でも、物資、緊急輸送、通信手段等の確保に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

第2節 計画の基本的考え方

このような取組の強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害における、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図る。

【地区防災計画編】

第3 要配慮者及び男女共同参画の視点

ひとり暮らしの高齢者をはじめ、障がいをお持ちの方や乳幼児、妊産婦、外国人などの避難行動要支援者は、それぞれの特性により、情報収集の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

防災白書によると東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、高齢化の進展や、障がいのある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の支援体制を強化するため、地域一体となった対策を充実させる。また、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策の各段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じる。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

第4 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画の見直しや、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行うものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、概ね次の事務又は業務を処理するものとし、住民、事業所等は、災害への備えや防災対策への協力に努める。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第1 市及び一部事務組合等

1. 市原市

- (1) 防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

2. 市原市消防団

- (1) 地域の防災体制の整備の協力に関すること
- (2) 消防・救助・水防活動に関すること
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難者の誘導・支援に関すること

3. 千葉縣市町村総合事務組合

- (1) 災害弔慰金の支給等に関すること

4. 長生郡市広域市町村圏組合

- (1) 応急給水に関すること
- (2) 水道施設の応急復旧に関すること

第2 県

1. 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 市が実施する災害応急対策の支援及び市町村間の総合調整に関すること

2. 千葉県出先機関

機関名	業務大綱
市原健康福祉センター (市原保健所)	(1) 医療助産の指導、支援、調整に関すること (2) 保健衛生、防疫の指導、支援、調整に関すること
市原土木事務所	(1) 水防活動、土砂災害対策の指導、支援、調整に関すること (2) 管理道路の災害対策に関すること (3) 管理河川の災害対策に関すること
千葉農業事務所	(1) 農業関係（土地改良事業含む）の災害対策の指導、支援、調整に関すること
市原警察署	(1) 被災者の救出及び避難誘導に関すること (2) 死体（行方不明者）の捜索及び調査に関すること (3) 交通規制、緊急交通路の確保に関すること (4) 災害時における犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関すること
企業局千葉水道事務所	(1) 応急給水の支援、調整に関すること (2) 管理水道施設の災害対策に関すること
千葉港湾事務所	(1) 管理港湾施設の災害対策に関すること (2) 海上輸送の支援、調整に関すること
高滝ダム管理事務所	(1) 養老川の洪水調節、放流警報、下流巡視に関すること (2) 管理施設等の災害対策に関すること
千葉工業用水道事務所	(1) 工業用水の災害対策に関すること

第3 指定地方行政機関

1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
- (5) 津波、噴火警報等の伝達に関する事

2. 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
 - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事
- (2) 融資関係
 - ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事
 - イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関する事
- (3) 国有財産関係
 - ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
 - イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
 - ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事
 - エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事
 - オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事
 - カ 県又は市が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - ア 災害関係の融資に関する事
 - イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事
 - ウ 手形交換、休日営業等に関する事
 - エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事
 - オ 営業停止等における対応に関する事

3. 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- (2) 関係職員の派遣に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事

4. 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事
- (2) 応急用食料・物資の支援に関する事
- (3) 食品の需給・価格動向の調査に関する事
- (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事
- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
- (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
- (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

5. 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

6. 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

7. 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

8. 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

9. 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

10. 第三管区海上保安本部（千葉海上保安部）

- (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
- (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること
- (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること

11. 東京管区气象台（銚子地方气象台）

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

12. 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること
- (3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に

関すること

- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

1 3. 千葉労働局（千葉南公共職業安定所）

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
(2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

1 4. 関東地方整備局

- (1) 災害予防

- ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
イ 通信施設等の整備に関すること
ウ 公共施設等の整備に関すること
エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
オ 官庁施設の災害予防措置に関すること
カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
キ 豪雪害の予防に関すること

- (2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
エ 災害時における復旧資材の確保に関すること
オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
ク 災害時相互協力に関する申合わせに基づく緊急対応の実施に関すること

- (3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

1 5. 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
(2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
(3) 地殻変動の監視に関すること

1 6. 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
(3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
(4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

1 7. 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
(2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

第4 自衛隊（高射学校、千葉地方協力本部）

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
 - エ 市地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

第5 指定公共機関

1. 東日本電信電話株式会社（千葉支店）、株式会社NTTドコモ（千葉支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

2. 日本赤十字社（千葉県支部）

- (1) 医療救護に関すること
- (2) こころのケアに関すること
- (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- (4) 血液製剤の供給に関すること
- (5) 義援金の受付及び配分に関すること
- (6) その他応急対応に必要な業務に関すること

3. 日本放送協会（千葉放送局）

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (4) 被災者の受信対策に関すること

4. 成田国際空港株式会社

- (1) 災害時における空港の運用に関すること
- (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

5. 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）

- (1) 鉄道施設の保全に関すること
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

6. 日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

7. 日本通運株式会社（千葉支店）

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する
こと

8. 東京電力パワーグリッド株式会社（千葉総支社）

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

9. KDDI株式会社（東京支社）

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

10. 日本郵便株式会社（市原郵便局）

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

11. ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

12. 楽天モバイル株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

13. 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1) 災害時における物資の輸送に関すること

14. 東日本高速道路株式会社（市原管理事務所）

- (1) 東日本高速道路の保全に関すること
- (2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること
- (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

15. 独立行政法人水資源機構

- (1) 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）
又は改築及び維持管理に関すること
- (2) 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること
- (3) 長柄ダムの貯水量調節、放流警報に関すること

第6 指定地方公共機関

1. 大多喜ガス株式会社（千葉事業所）、（公社）千葉県LPガス協会（市原支部、長夷支部）
 - (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
2. 京成電鉄株式会社、小湊鐵道株式会社、京葉臨海鐵道株式会社
 - (1) 鉄道施設の保全に関すること
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
 - (3) 帰宅困難者対策に関すること
3. （公社）千葉県医師会
 - (1) 医療及び助産活動に関すること
 - (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
4. （一社）千葉県歯科医師会
 - (1) 歯科医療活動に関すること
 - (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
5. （一社）千葉県薬剤師会
 - (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
 - (2) 医薬品等の需要状況の把握及び情報の提供に関すること
 - (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
6. （公社）千葉県看護協会（市原地区部会）
 - (1) 医療救護活動に関すること
 - (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
7. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム
 - (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
 - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
8. （一社）千葉県トラック協会（市原支部）、（一社）千葉県バス協会
 - (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第7 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

1. （一社）市原市医師会、（一社）市原市歯科医師会、（一社）市原市薬剤師会、（公社）千葉県柔道整復師会千葉東支部
 - (1) 災害時における医療対策に関すること
2. （社福）市原市社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会
 - (1) 災害時要配慮者の支援
 - (2) 災害時におけるボランティア活動の支援
3. 市原市農業協同組合
 - (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - (2) 農作物の災害応急対策の指導

- (3) 被災農家に対する融資、あつせん
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつせん
- (5) 農産物の需給調整

4. 市原商工会議所

- (1) 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あつせん
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あつせん等の協力
- (4) 災害時における物価安定への協力

5. 千葉県森林組合（北部支所）

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資、あつせん

6. 養老川漁業協同組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (3) 被災組合員に対する融資、あつせん

7. 千葉県タクシー協会（市原支部）

- (1) 災害時におけるタクシー車両による被災者等の避難輸送及び市の救助計画に従事する者の移送に関すること

8. 市原市建設連合協同組合、市原市管工事協同組合、市原市電業会、市原市造園緑化協同組合

- (1) 建築・土木関連の応急・復旧対策の協力に関すること
- (2) 被災者の救助・救援対策の協力に関すること

9. 市原市塗装協同組合

- (1) 災害時における避難所の断熱工事等の協力に関すること

10. 千葉県石油商業協同組合（市原支部）

- (1) 災害時における燃料等の供給の協力に関すること

11. 市原市ゴルフ場連絡協議会

- (1) 災害時における避難場所等の提供の協力に関すること

12. 市原市町会長連合会

- (1) 自主防災組織の結成、自主防災活動の促進に関すること
- (2) 自主防災組織、町会・自治会等の組織間の連携確保に関すること

13. 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助

14. 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導

- (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- (4) 被災施設の災害復旧

15. 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資

16. 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

17. 危険物取扱施設

- (1) 安全管理の徹底
- (2) 防護施設の整備

第8 住民及び事業所等

1. 住民

- (1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需品物資等の備蓄に努めること
- (2) 地域において消防団、自主防災組織及びボランティア等が行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

2. 自主防災組織、町会・自治会

- (1) 市民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること
- (2) 市が行う防災対策に協力するよう努めること

3. 事業者

- (1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
- (2) 地域において消防団、自主防災組織及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

4. ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第4節 地勢概要等

第1 位置

本市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、都心から 50km 圏にある。

総面積は、368.16km² であり、北は千葉市に接し、東は茂原市、長柄町、長南町、南は大多喜町、君津市、西は木更津市、袖ヶ浦市に接している。

〈本市の地勢〉

位 置（市役所）	東経 140° 06′ 56″ 北緯 35° 29′ 53″
大 き さ	南北 36.14km 東西 22.65km
面 積	368.16km ²

第2 自然環境

1. 地形

市の北西部は東京湾に面しており、臨海部は埋立により造成された土地となっている。市の最高峰は、加茂地区の大福山となっており、標高は 292m である。市の中央部を養老川（延長 73,391m）が南北に流れており、東京湾に注いでいる。養老川に沿って、河川の堆積作用により形成された沖積低地が広がっており、その低地を東西から挟むように養老川の中～下流部では台地が、上～中流部では丘陵地がそれぞれ分布する。台地と丘陵地の境は、概ね牛久付近である。東京湾から房総丘陵にかけて南北に縦長な市域は臨海部の石油コンビナート群、内陸部の養老川沿いの優良農地、丘陵地域のゴルフ場や自然公園など多様な土地利用の形態を有し、それぞれが広域的な機能を担っている。

2. 地質

地質は主に、低地が沖積層、洪積層、台地では洪積砂層・泥層で上を関東ローム層でおおわれ、丘陵にあつては洪積層の一部である泥質砂又は砂礫層、山地は第三紀層あるいはそれより古い地質時代の岩盤で構成されている。

沖積層は、河川の堆積作用によりもたらされた泥質の軟弱な地盤となっており、低地にあるため増水時に浸水の危険があるほか、強振動の際に、地震動の増幅や液状化現象を起こしやすい条件にある。

3. 気候

気象庁の統計によると、本市付近の気候特性は以下のとおりである。なお、平年値は平成 3 年～令和 2 年（1991 年～2020 年）の 30 年間の累年平均値である。ここでは、沿岸部を代表する観測所として、千葉特別地域気象観測所（千葉市中央区、極値統計年：昭和 41 年～令和 4 年（1966 年～2022 年））を、内陸部を代表する観測所として、牛久地域気象観測所（市原市米沢、極値統計年：昭和 53 年～令和 4 年（1978 年～2022 年））を示し、それぞれの平年値や極値を記載している。

(1) 気温

沿岸部は海洋性気候の影響を受け、温暖（年平均気温の平年値は 16.2℃）である。また、

第4節 地勢概要等

日最高気温の極値は 38.5℃（平成 27 年 8 月 7 日）で、日最低気温の極値は-5.2℃（昭和 42 年 2 月 13 日）である。

内陸部では年平均気温の平年値は 15.1℃と沿岸部を下回るが、日最高気温の極値は 40.2℃（平成 16 年 7 月 20 日）、日最低気温の極値は-9.2℃（昭和 59 年 2 月 9 日）と気温較差が大きく、内陸性気候の特徴を示している。

(2) 風況

沿岸部では夏期は南西の風が多く、秋期より冬期にかけては北北東や北北西の風が多い。年平均風速の平年値は 3.9m/s、日最大風速の極値は 35.9m/s（令和元年 9 月 9 日）、日最大瞬間風速の極値は 57.5m/s（令和元年 9 月 9 日）である（共に「令和元年房総半島台風」（令和元年台風第 15 号）によるもの）。

内陸部では沿岸部より風速が弱く、平均風速は 1.6m/s となっている。

(3) 降水量

沿岸部の年間平均降水量の平年値は 1,454.7mm で、日最大 1 時間降水量の極値は 71.0mm（昭和 50 年 10 月 5 日）、日降水量の極値は 259.5mm（平成 8 年 9 月 22 日）である。

内陸部の年間平均降水量の平年値は 1,673.1mm で、日最大 1 時間降水量の極値は 85.5mm（平成 23 年 8 月 26 日）、日降水量の極値は 321.0mm（平成 8 年 9 月 22 日）と、いずれも沿岸部より多くなっている。

第3 社会環境

1. 人口

(1) 人口・世帯数

住民基本台帳人口（令和 4 年 10 月 1 日現在）によると、外国人を含む本市の人口は 270,555 人、129,758 世帯である。

(2) 65 歳以上人口

住民基本台帳人口（令和 4 年 10 月 1 日現在）による 65 歳以上人口は 82,209 人で、総人口の 30.4%を占める。これは、全国平均 29.0%（総務省統計局人口推計、令和 4 年 10 月推計値）及び千葉県平均 27.5%（千葉県年齢別・町丁字別人口、令和 4 年 4 月）を上回る。

地域別では、加茂地区（53.1%）が際だって高く、南総地区（45.1%）、三和地区（43.5%）、市津地区（38.3%）と、内陸部の各地区が続いている。辰巳台（23.0%）や、千葉市に隣接するちはら台（16.2%）では低い割合である。

2. 土地利用

本市の面積は 36,816ha で、最も多い地目は「山林」の 8,323ha、次いで「宅地」5,710ha、「田」4,090ha、「雑種地」3,168ha の順である（令和 4 年版市原市統計書）。

3. 交通

(1) 道路

広域的な交通を担う道路として、東京湾岸のやや内陸に東関東自動車道館山線が通じており、市内には市原 I C 及び姉崎袖ヶ浦 I C の 2 つのインターチェンジが供用されている。また、内陸部には首都圏中央連絡自動車道が東西方向に通じており、市内には市原鶴舞 I C が供用中である。

一般道では、海岸沿いに国道 16 号が通じており本市における道路交通の動脈を成している。沿岸部と内陸部を結ぶ道路としては国道 297 号があり、国道 16 号から分岐して大多喜町中心

第4節 地勢概要等

部に通じている。内陸部では、東西方向に国道 409 号が通じており、牛久中心部で国道 297 号と交差し、木更津市及び茂原市中心部と通じている。

牛久は内陸部における道路交通の結節点であり、ここから県道 81 号市原天津小湊線が養老溪谷を経由して大多喜町で国道 465 号に通じている。また、県道 81 号市原天津小湊線からは、養老溪谷駅付近で県道 32 号大多喜君津線が分かれており、大多喜町中野方面に通じている。

このほか、県道 13 号市原茂原線が茂原市方面に、県道 24 号千葉鴨川線が市中心部から国道 409 号方面に、県道 21 号五井本納線が茂原市本納方面に、県道 14 号千葉茂原線が長柄、茂原方面にそれぞれ通じており、市の道路交通の軸を形成している。

自動車交通量は、広域幹線である国道 16 号で高い混雑度を示し、そのほかの国道でも混雑度は上昇傾向にある。国道以外の道路では、主に沿岸部の主要幹線道路で混雑度が高い。

(2) 鉄道

沿岸部を J R 内房線が走っており、千葉市や東京都心部、及び木更津市方面と結節している。市内には八幡宿駅、五井駅、姉ヶ崎駅の 3 駅が設けられており、令和 3 年度の各駅の 1 日平均乗車人数はそれぞれ 9,746 人、14,947 人、8,052 人となっている。乗車人数の推移は、いずれの駅も減少傾向である。

J R 内房線の五井駅から内陸部に向けて小湊鐵道が走っており、市内の上総牛久駅、養老溪谷駅等 17 駅を経由して大多喜町の上総中野駅に通じており、令和 3 年度の 1 日平均乗車数は 2,295 人となっている。市内には 17 駅が存在するが乗車人数は減少しており、過去 10 年間で 37%以上減少している。

ちはら台地区には、京成電鉄千原線のちはら台駅があり、千葉中央駅を経由して京成千葉線及び京成本線に乗り入れている。令和 3 年度の 1 日平均乗車人数は 2,454 人と、これまで増加傾向で推移してきたが、近年、減少している。（令和 4 年版市原市統計書）

4. ライフライン

(1) 上水道

市内の上水道は県、市、長生郡市広域市町村圏組合の 3 つの供給区域に分かれており、普及率は 94.3%である。（令和 3 年度千葉県の水道）

(2) 下水道

松ヶ島、菊間、南総の 3 つの公共下水道処理区があり、普及率は 65.3%（うち水洗化率 95.3%）である。（令和 4 年度版下水道年報）

(3) 都市ガス

大多喜ガス(株)等の都市ガス供給区域があり、供給区域内の普及率は 50.2%である。（令和 4 年版市原市統計書）

第4 過去災害

1. 地震・津波災害

これまでに本市に影響を及ぼした地震は、関東地震（大正 12 年）、千葉県東方沖地震（昭和 62 年）、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年）などが挙げられる。

なかでも、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、過去最大規模の巨大な地震（マグニチュード 9.0）で、東日本大震災をもたらした。

本市においても震度 5 弱を観測し、人的被害は発生しなかったものの住家半壊 1 棟が発生したほか、市内のコスモ石油千葉製油所に設置している LPG 出荷装置及び貯槽設備にて火災・爆発が発生し、火災が 3 月 21 日まで続くという事故が発生している。

また、福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質及びその風評被害の影響で、農作物等にも多額の被害が発生した。

2. 風水害

本市に災害をもたらす気象の代表的なものには、台風、低気圧及び梅雨前線などの影響による高潮や集中豪雨、崖崩れ等があるが、時には竜巻等による災害もある。

近年の主な災害履歴では、台風による被害としては、平成元年の台風第12号及び平成3年の台風第21号で大きな被害があったほか、平成8年の台風第17号では人的被害が発生している。令和元年には、9月に台風第15号、10月に台風第19号と、短期間に連続して台風が接近し、大雨や強風により人的・住家等の被害が発生するとともに、ライフラインにも甚大な被害が生じ、市民生活に大きな支障が発生した。

台風第15号で発生した停電は最大で66,800戸に及び、復旧まで15日間を要したほか、停電を起因とする熱中症による犠牲者が生じた。道路被害も国・県・市道合わせて196箇所及びなど市民生活に大きな影響が生じたほか、農業関係の被害が極めて大きかったことも特徴的で、ビニールハウス等の施設を中心として、農業被害額は16億円を超えている。

一方、台風第19号では、ライフラインの被害は台風第15号と比較して軽微であったものの、竜巻とみられる突風により犠牲者が生じた。この災害では、避難所に多くの避難者が集まり、避難所運営に支障を来すなどの問題も発生している。

また、台風第19号直後の10月25日の大雨では、市内の内陸部において大量の降雨があり、養老川と村田川で計画高水位を超える事態となり、一時は高滝ダムの緊急放流が検討された。大量の降雨に伴い土砂災害も多く発生しており、道路の被害箇所は台風第15号を上回る507箇所に及んだほか、土砂災害に巻き込まれて1人が犠牲になるなど、大きな被害が発生している。

なお、台風以外では、平成26年2月の連続豪雪で、多数の軽傷者が生じている。

【資料編「過去の主な災害一覧表」】

地震・津波編

《目 次》

第1章 総 則	1
第1節 地震・津波対策の基本的視点	3
第2節 被害想定	4
第1 地震被害想定	4
第2 津波浸水想定	5
第3節 減災目標	8
第1 減災目標	8
第2 減災施策	8
第2章 災害予防計画	13
第1節 防災意識の向上	15
第1 防災教育	15
第2 過去の災害教訓の伝承	15
第3 防災広報の充実	15
第4 自主防災体制の強化	16
第5 防災訓練の充実	17
第6 地区防災計画の推進	17
第7 調査・研究	18
第2節 津波災害予防対策	19
第1 津波広報、教育、訓練計画	19
第2 津波避難対策	20
第3 津波防護施設等の整備	21
第3節 火災予防・防火等都市防災の推進	23
第1 地震火災の防止	23
第2 建築物不燃化の促進	24
第3 防災空間の整備・拡大	24
第4 地籍調査の推進	24
第4節 消防体制の整備	25
第1 消防体制・施設の強化	25
第2 消防職員、団員等の教育訓練	25
第3 消防計画の推進	26
第5節 耐震化・液状化対策の推進	27
第1 建築物等の対策	27
第2 ライフライン施設の対策	28
第3 道路、河川・海岸等の対策	29
第6節 土砂災害等予防対策	31
第1 土砂災害対策	31
第2 孤立化対策	32
第7節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	33
第1 避難行動要支援者の支援体制	33

第2 要配慮者全般の支援体制	35
第3 社会福祉施設等の対策	36
第4 外国人の支援体制	36
第8節 情報通信体制の整備	38
第1 情報通信施設の整備	38
第2 非常通信体制の充実強化	38
第9節 備蓄・物流計画	40
第1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備	40
第2 燃料の確保	41
第3 医薬品及び応急医療資機材等の確保	42
第4 保健活動資機材の確保	42
第5 水防資機材の確保	42
第10節 防災関連施設の整備	43
第1 避難施設の整備	43
第2 防災拠点の機能継続	46
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保	46
第11節 帰宅困難者等対策	47
第1 一斉帰宅の抑制対策	47
第2 帰宅困難者の安全確保対策	48
第3 帰宅支援体制	48
第4 関係機関の連携等	48
第12節 防災体制の整備	49
第1 市の防災体制の整備	49
第2 避難所運営体制の整備	50
第3 給水体制の整備	51
第4 学校・保育所の防災体制の整備	51
第5 文化財保護対策の推進	52
第3章 災害応急対策計画	53
第1節 組織及び動員計画	55
第1 市職員の配備	55
第2 市災害対策本部の設置	57
第2節 情報通信対策計画	66
第1 地震・津波情報等の伝達	66
第2 通信の確保	69
第3 被害情報等の収集・報告	71
第4 安否不明者情報の収集・公表	74
第5 災害広報・報道対応	74
第6 災害相談窓口の設置	76
第7 被災者台帳の作成	77
第3節 地震・火災等避難計画	78
第1 避難情報の発令	78
第2 避難誘導等	80
第3 避難所の開設・運営	81

第4 在宅等避難者・地域自主避難所の支援	83
第5 臨時避難所の確保等	84
第6 安否照会への対応	84
第4節 津波避難計画	86
第1 避難指示の発令	86
第2 避難確保等	86
第5節 要配慮者等の支援計画	88
第1 避難行動要支援者の避難支援	88
第2 避難所における要配慮者の支援	88
第3 福祉避難所の設置	89
第4 応急生活支援	89
第5 要配慮者利用施設の避難確保	89
第6節 消防・水防対策計画	90
第1 消防・救助・救急活動	90
第2 危険物等の対策	92
第3 水防活動	92
第4 土砂災害の警戒	92
第7節 医療・救護計画	93
第1 医療救護活動	93
第2 地域医療の応急対策	95
第8節 災害警備計画	96
第1 災害警備	96
第2 防犯活動	96
第9節 交通・輸送対策	97
第1 緊急通行路線の確保	97
第2 緊急輸送	98
第10節 水・食料・生活物資等対策	100
第1 応急給水	100
第2 食料・生活必需品等の供給	102
第3 燃料の確保及び供給	104
第11節 応援等の要請・受入計画	105
第1 市の受援体制の確立	105
第2 自衛隊の災害派遣	106
第3 県・他市町村等への応援要請	108
第12節 応急教育等対策	112
第1 災害発生時の対応	112
第2 避難所の協力	112
第3 応急教育	112
第4 文化財の応急対策	113
第13節 応急保育計画	114
第14節 帰宅困難者等対策	115
第1 一斉帰宅の抑制	115
第2 企業・学校・駅・大規模集客施設等の利用者保護	115

第3 帰宅困難者の把握・情報提供	115
第4 一時滞在施設の開設等	115
第5 徒歩帰宅者の支援	116
第6 特別搬送者の支援	116
第15節 保健活動・防疫計画	117
第1 保健・防疫活動	117
第2 飲料水の安全確保	118
第3 動物対策	118
第16節 遺体の捜索・処置・埋火葬計画	120
第1 遺体の捜索	120
第2 遺体の処理	120
第3 遺体の埋火葬	121
第17節 災害廃棄物・障害物等対策	122
第1 災害廃棄物処理	122
第2 道路・河川等の障害物除去	124
第3 土砂・がれき等の一括除去	124
第18節 環境汚染等対策	125
第1 アスベスト等対策	125
第2 工場・事業場等対策	125
第19節 住宅等応急対策計画	126
第1 被災住宅の応急修理	126
第2 住居障害物の除去	126
第3 応急仮設住宅の供与等	127
第4 被災建築物の応急危険度判定	127
第5 被災宅地の危険度判定	128
第6 被害家屋調査・罹災証明書の発行	128
第7 ブルーシートの供給等	129
第8 市独自の住宅被災者支援	129
第20節 ライフライン施設等応急対策計画	130
第1 上水道施設	130
第2 下水道施設	130
第3 電気施設	131
第4 ガス施設	131
第5 通信施設	131
第6 放送機関	132
第7 工業用水道	132
第8 道路・橋梁	132
第9 鉄道	132
第10 その他公共施設	132
第21節 災害ボランティア対応計画	133
第1 ボランティアの受入れ	133
第2 ボランティア活動の支援	134
第22節 災害救助法適用事務計画	135

第1 災害救助法の適用基準	135
第2 災害救助法の適用手続き	136
第3 災害救助法による救助の実施	136
第4 救助に係る費用の請求等	137
第4章 災害復旧・復興計画	139
第1節 被災者の生活再建支援	141
第1 被災者の支援	141
第2 中小企業者、農林漁業者の支援	143
第2節 災害復旧事業の推進	144
第3節 災害復興計画	147
第1 復旧・復興本部の設置	147
第2 復興計画の策定	147

第 1 章 総 則

第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

1. 減災や多重防御に重点を置いたハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策

ハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災での巨大な津波では海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等が発生し、多くの犠牲者が発生した。また、市内では地震に伴い石油コンビナート施設において爆発を伴う火災が発生し、地震に伴う被害は様々な現象を伴って発生しうることが明らかとなった。

今後想定すべき巨大災害に対しては減災の視点に重点を置き、様々な現象で発生する災害に対し、住民の避難行動を軸とした人命の安全を守る対策を最優先に実施しなくてはならない。

そのため、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠であり、その上で、いかなる災害に対しても、多重防御の視点から複合的な防災対策を講じ、ハード・ソフトを織り交ぜた総合的な防災対策を推進することが重要である。

2. 過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、県内でも津波による死者、行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。また、本市を含む各地で液状化が発生し、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

このような状況下において、県、市、ライフライン事業者の震災での対応状況や、被災者の避難・避難所生活の状況等の検証が行われ、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの検証結果や課題を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3. 最大クラスの地震・津波を考慮した計画

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これを踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を否定せず、最大クラスのものを考慮することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 被害想定

第1 地震被害想定

1. 想定地震

千葉県では平成19年度に、今後約100年以内に県内に大規模な被害を及ぼすおそれがある地震を想定した調査を行った。これを受け、本市では平成20年度に防災アセスメント調査を実施し、市内に最も大きな被害を及ぼすと予想される「東京湾北部地震」及びその次に大きな被害を及ぼすと予想される「市原市直下地震」を想定した被害予測を行った。

その後、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓やその後の新たな科学的知見を踏まえ、国において東京湾北部地震が近い将来に発生する確率が低いと評価されたほか、千葉県で今後30年以内に発生する確率の高い地震などを追加した被害想定調査が平成26・27年度に実施された。これを受け、本市では平成28年度に防災アセスメント調査を実施し、千葉県が“防災・減災対策の主眼に置く地震”として位置付けた「千葉県北西部直下地震」を想定した被害予測を行った。

〈想定地震一覧〉

地震名	マグニ チュード	30年以内 発生確率	市内 最大震度	位置付け
千葉県北西部直下地震	7.3	70%	6強	県が防災・減災対策の主眼に置く地震
東京湾北部地震	7.3	低い	6強	県が平成19年度に想定した地震

2. 予測被害

千葉県北西部直下地震では、市内の最大震度は6強となり、海岸沿いや河川沿いの低地では震度6弱、その他市内の大半が震度5強となり、地震動や液状化等で全壊約880棟、死者20人（火災による焼失含む）、負傷者660人程度と予測されている。（平成28年度防災アセスメント調査）

東京湾北部地震では、海岸沿いや河川沿いの低地を中心に震度6強、その他市内の大半が震度6弱となり、地震動や液状化等で全壊6,400棟、死者170人、負傷者4,760人に上ると予測されている。（平成20年度防災アセスメント調査）

なお、予測被害量は調査を実施した時点の耐震化等の状況によるものであり、人的被害や震災廃棄物の主な発生要因は建物被害であることから、耐震改修や建て替えによる耐震化の進展によって予測被害量は年々減少傾向にあると考えられる。

〈想定地震別の予測被害量一覧〉

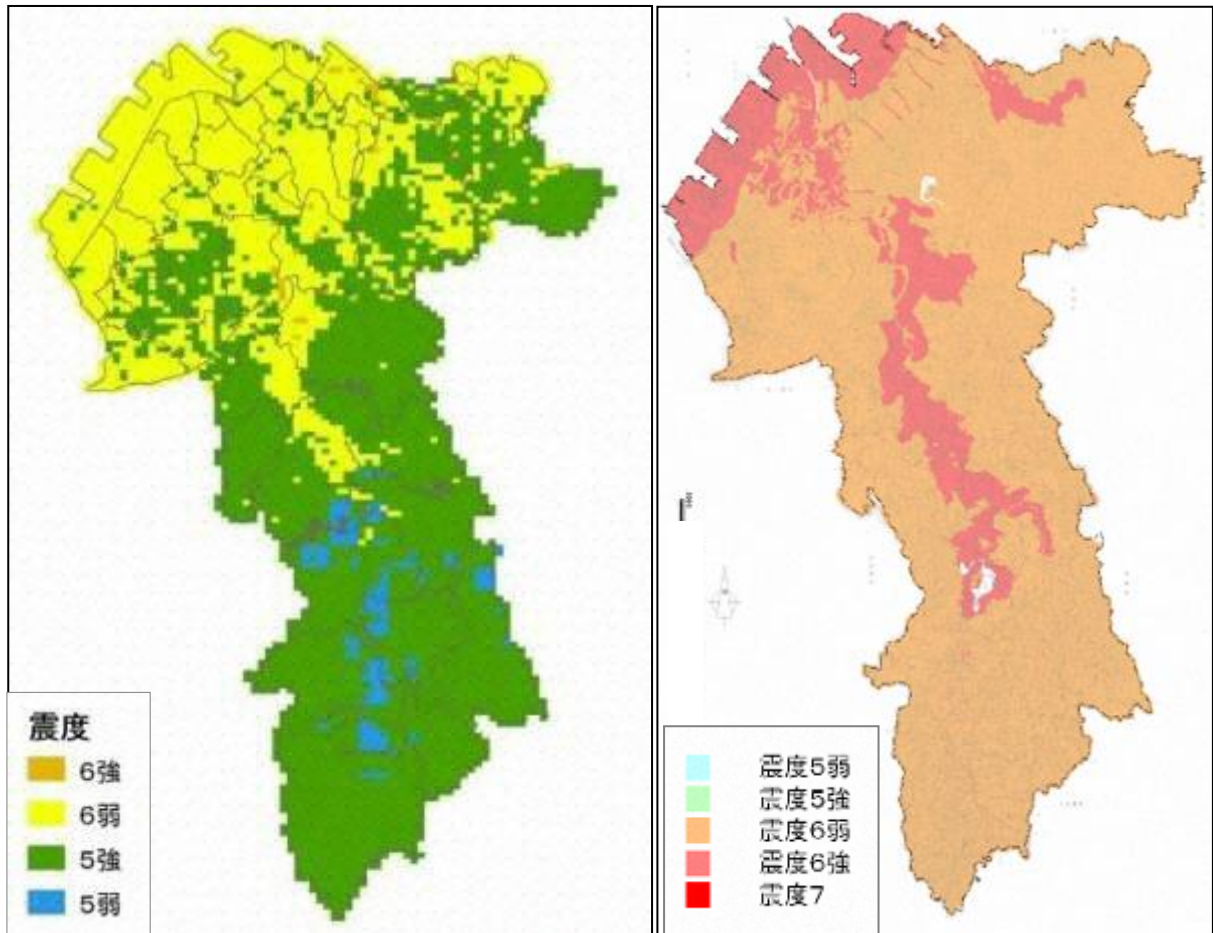
想定地震名		千葉県北西部直下地震	東京湾北部地震
調査年度		平成28年度	平成20年度
建物被害	全壊	約880棟	約6,400棟
	火災による焼失	約210棟	－
人的被害	死者	約20人	約170人
	（火災による死者）	（約10人）	－
	重傷者	約60人	約60人
	軽症者	約600人	約4,700人
	避難者（最大）	約29,000人	約43,000人

第 1 章 第 2 節 被害想定

そ の 他	上水道機能支障	(1 日後) 約 106,000 人	(断水) 約 11,000 世帯
	都市ガス機能支障	0 戸	約 42,000 戸
	震災廃棄物	約 113,000 トン	約 305,000 トン

(注) 冬の 18 時に発生した場合である。予測被害量は調査を実施した時点の耐震化等の状況によるため、その後の耐震化の進展により予測被害量は年々減少していると考えられる。

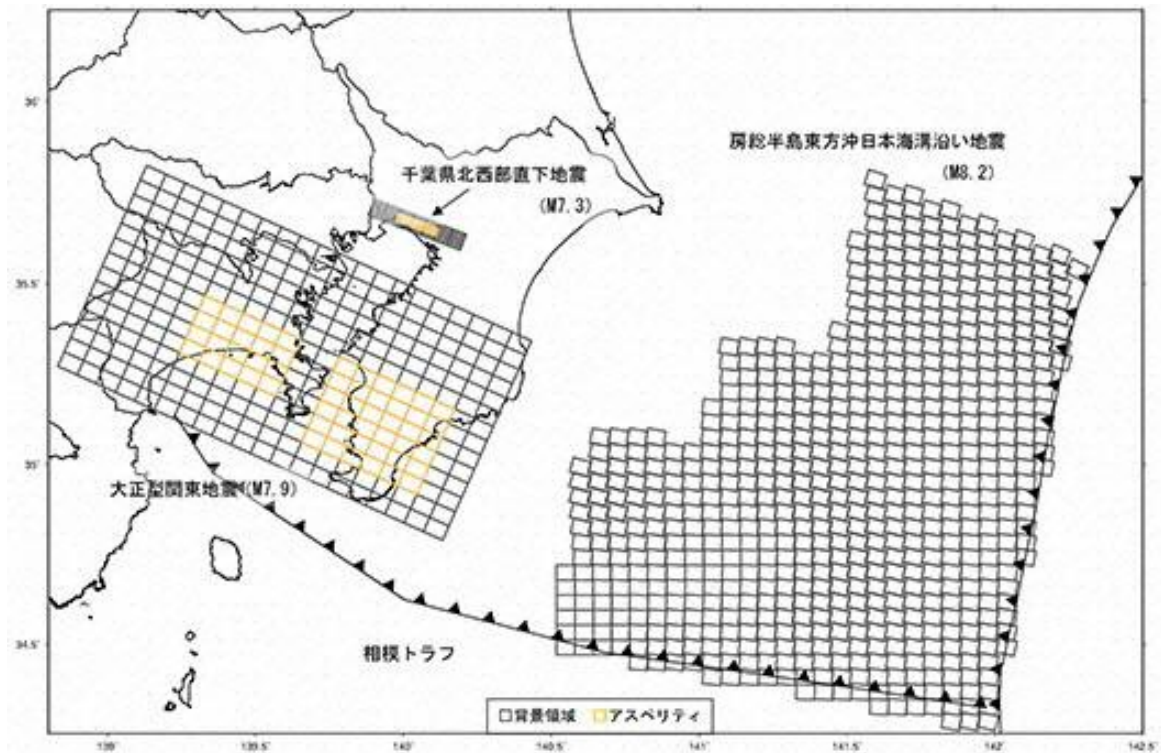
〈想定地震別の予測震度分布図（左：千葉県北西部直下地震、右：東京湾北部地震）〉



第 2 津波浸水想定

千葉県では平成 26・27 年度の地震被害想定調査において、東北地方太平洋沖地震で割れ残ったとされる「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」を想定した津波浸水想定を行った。

また、千葉県では、具体的な地震を想定しないものの、津波避難に活用するために、東京湾内湾で津波警報または大津波警報の発令が予想される「東京湾口で高さ 10m」を想定した津波の浸水予測を行っている。



※アスペリティとは、地震波を出す領域のうち、周囲に比べて特にすべり量大きい領域をいう。

〈房総半島東方沖日本海溝沿い地震の震源断層〉

1. 「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」津波想定

この地震による最大津波高は 1.0～2.0m で、養老川の河口付近及び八幡運河周辺等で局所的な浸水が予測される。

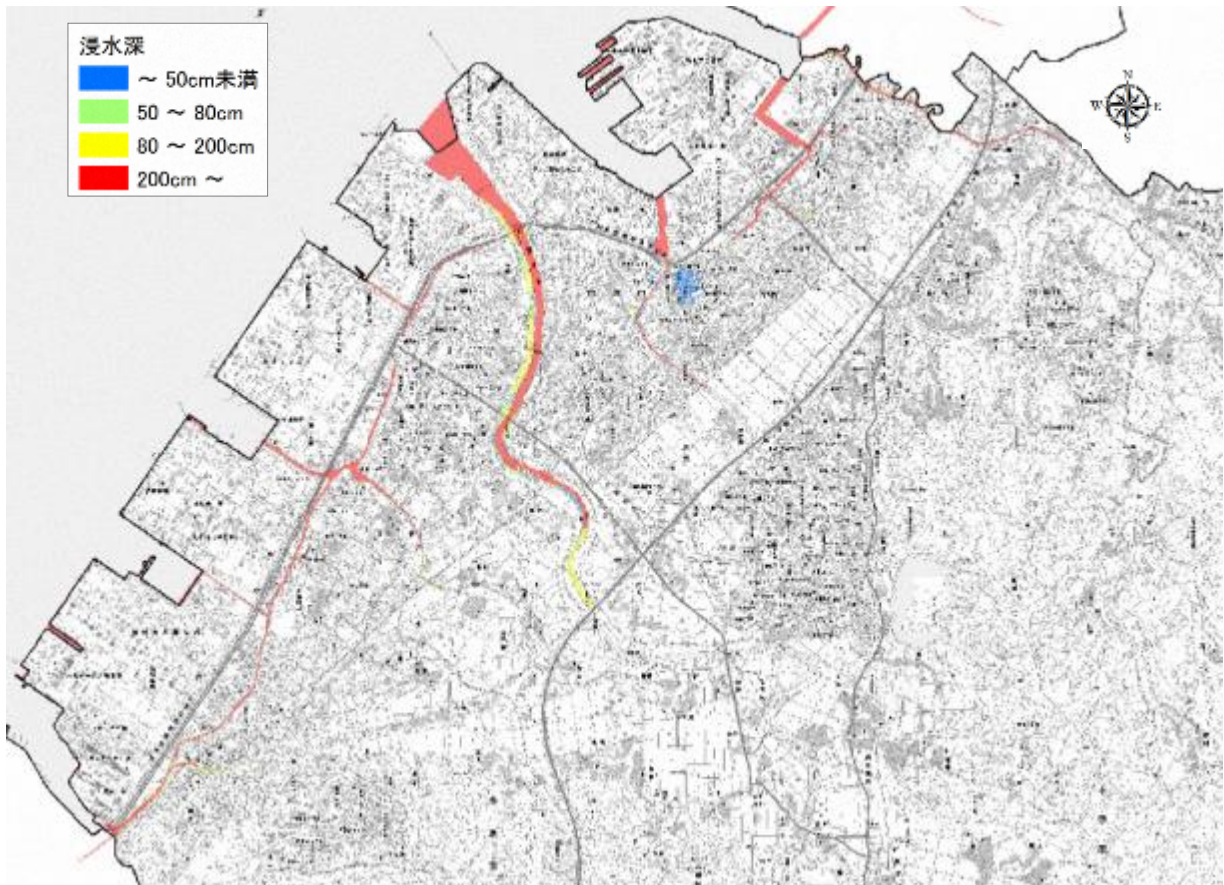


〈津波浸水域図（房総半島東方沖日本海溝沿い地震）〉

2. 「東京湾口で約10m」の津波想定

この津波が発生した場合、気象庁は市原市の沿岸部を含む東京湾内湾に対して津波警報（予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下）または、大津波警報（予想される津波の高さが高いところで3 mを超える）を発表すると想定される。

また、津波到達までに防潮水門の閉鎖が間に合わない場合、五井地区の一部などで浸水が予測されている。



〈津波浸水予測図（東京湾口で約10m）〉

第3節 減災目標

千葉県では、防災・減災対策の主眼に置く千葉県北西部直下地震による死者数や経済被害を平成38年（令和8年）度までに概ね半減させることを目標とした地震防災戦略を策定し、計画的に防災対策を推進している。

一方、近い将来発生する可能性が高い千葉県北西部直下地震や房総半島東方沖日本海溝沿い地震のほか、近い将来発生する可能性は高くないとされているものの、被害がさらに甚大な東京湾北部地震の地震想定や東京湾口で約10mの津波想定もあり、いずれも無視できない状況である。

また、千葉県北西部直下地震の想定では、震源からやや離れた市原市の内陸部は被害が比較的軽微となる可能性があるが、東京湾北部地震では市内全域かつ南関東地域が広域的に激甚被害となる可能性があり、それぞれの地震の被害特性を踏まえた対策が必要となる。

第1 減災目標

本市の減災目標は、県に準じて千葉県北西部直下地震に主眼を置いて設定するものとし、かつ、東京湾北部地震などの超大規模地震も考慮したものとする。

具体的には、近い将来、発生が切迫する千葉県北西部直下地震などを「切迫する大地震（レベル1）」と位置付け、人的被害と経済被害を大幅に削減するため、速やかな目標達成を目指すほか、県北西部以外の周辺地域から応援を確保する体制の構築を推進する。

また、切迫性は低いものの極めて甚大な被害となる東京湾北部地震などは「想定最大規模の地震（レベル2）」と位置付け、人的被害を最小限度に止めるため、市内全域の防災力を高めるとともに、南関東以外の地域からの広域的な応援協力を速やかに確保する。

〈想定タイプと減災目標、基本戦略〉

タイプ	切迫する大地震（レベル1）	想定最大規模の地震（レベル2）
想定対象	◇千葉県北西部直下地震 ◇房総半島東方沖日本海溝沿い地震（津波）	◇東京湾北部地震 ◇東京湾口で約10m（津波）
減災目標	◇人的被害、経済被害の大幅な削減 【死者数、経済被害の半減】 ◇10年以内の目標達成を重視	◇人的被害を最小限に抑制 ◇10年以上かかる目標も考慮
基本戦略	◇耐震化・液状化、防火対策等の強化 ◇県北西部の周辺地域以外からの応援協力体制の確保	◇津波避難体制の確保 ◇南関東周辺以外からの広域応援の確保

【 】は千葉県地震防災戦略に位置付けられた基本目標

第2 減災施策

減災目標を達成するための主要な施策として、県の地震防災戦略に掲げられるものや東日本大震災後の検証課題も踏まえ、次の施策を位置付ける。

第 1 章 第 3 節 減災目標

〈主要な減災施策〉

施策	重要施策
耐震化・液状化対策	◇建築物の耐震化、家具の転倒防止対策の促進 市原市耐震改修促進計画を推進し、住宅や特定建築物等の耐震化を促進する。また、家具の転倒防止対策の重要性を普及する。 【目標】住宅、特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 95%〔早期〕 家具の転倒防止対策実施率 70%〔長期〕 ◇液状化対策の推進 液状化しやすさマップや液状化対策の普及、ライフライン施設の応急復旧体制の整備等を推進し、埋立地等で懸念される液状化による被害を軽減する。 ◇橋梁耐震補強事業の推進 市原市橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業と併せて当事業を推進する。
防火対策・消防体制	◇防火対策の推進 住宅用火災警報器、感震ブレーカー、防災製品、L P ガス放出防止器等の普及啓発を推進する。 【目標】住宅用火災警報器の設置率 85%〔早期〕 ◇消防団員の確保 女性や学生等の加入促進、消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員・分団制度などの導入を推進し、消防団員を確保する。 【目標】消防団員の定数確保〔長期〕
津波対策	◇津波防護施設の整備、点検 海岸保全基本計画による海岸保全施設の津波対策の検討・整備、水門等の防護施設の点検・整備により、津波浸水を最小限にとどめる。 また、東京湾口で約 10m を想定した津波避難計画、津波ハザードマップを普及し、津波に対する逃げ遅れを防止する。 【目標】L 2 想定 of 津波避難訓練の定期実施〔長期〕
ライフライン対策	◇ライフライン施設の耐震化、応急復旧体制の整備 水道等の耐震化を推進し、断滅水による生活支障を軽減するとともに、病院等の重要施設への応急給水体制を確保する。 下水道施設の耐震化を推進し、持続可能な下水道施設の機能を確保する。 【目標】市原市水道事業ビジョンに基づく耐震化の推進、重要施設への応急給水体制の整備〔長期〕 市原市公共下水道総合地震対策計画に基づく事業の推進〔長期〕
備蓄・物流対策	◇備蓄・物流対策の強化 被災者の食料、生活必需品等をあらゆる手段で備蓄する（現物、流通、家庭内、集合住宅共同など）ほか、物資輸送の効率性を考慮して備蓄拠点や物資集積拠点を配置するとともに、円滑な輸送、管理体制を構築する。 【目標】L 2 想定 of 避難者数の 3 日分を公的備蓄で確保〔早期〕

第 1 章 第 3 節 減災目標

施策	重要施策
自主防災体制の整備	◇地区の自主防災力の強化 自主防災組織の設置、自主防災活動の支援、地区防災計画の普及を促進する。 【目標】 自主防災組織カバー率 100%〔長期〕 地区防災計画の整備〔長期〕
市の活動体制の整備	◇災害対応力の向上 市の初動対応の遅れを防止するため、職員初動マニュアルの点検や見直し、職員の教育、訓練等を行う。 【目標】 本部事務局訓練を毎年実施〔長期〕 ◇業務継続体制の強化 業務継続計画の実効性を確保するため、継続的な点検、見直しを行う。 【目標】 参集予測、優先業務の継続的見直し〔長期〕
応援協力体制の整備	◇応援協力体制の構築 千葉県北西部直下地震（L1）を想定し、県北西部以外の地域から応援を受け入れる体制を構築する。また、東京湾北部地震（L2）を想定し、南関東地域が広域的に甚大な被害となった場合に南関東以外の地域から広域応援を要請し、応援の受入れや震災廃棄物等の広域処理体制を構築する。 【目標】 受援計画の見直し〔継続〕 ◇災害ボランティア受入体制の構築 災害ボランティアセンター運営マニュアルの点検、訓練等を実施し、大規模災害時におけるボランティアの円滑な募集、受入体制を確保する。 【目標】 災害ボランティア受入訓練の定期実施〔長期〕
通信・情報伝達体制の整備	◇通信体制の強化 被災現場との通信体制を確保するため、携帯電話の災害時優先電話指定、衛星携帯電話や指定避難所への移動系防災行政無線の配備を推進する。 ◇情報収集体制の強化 風評被害を防止するため、交通事業者、ライフライン事業者、報道機関等と連携した正確な情報の収集・共有体制を確保する。 ◇情報管理・広報体制の強化 円滑かつ確実に緊急情報を住民等へ伝達するため、同報系防災行政無線のデジタル化及びスピーカーの改良、各種 I C T や放送メディアの導入等を図る。また、避難情報の内容を住民等に的確に伝達するため、災害広報マニュアルや放送文例の点検、通信訓練等を実施する。 さらに、市民等のニーズに応じた災害情報を提供するため、災害情報を時系列に整理、更新、発信できる情報管理体制を確保する。

第 1 章 第 3 節 減災目標

施策	重要施策
避難対策	◇避難誘導体制の構築等 避難者の混乱を防止して円滑に誘導するため、地域の地理を把握している消防団、自主防災組織等を活用した避難誘導や広報体制を構築する。また、二次避難を想定して交通事業者と連携した避難者の輸送体制を確保する。 ◇避難所の運営体制、環境等の整備 市職員による円滑な避難所開設体制を確保するほか、市職員による開設・運営が困難な場合を想定して地域住民が主体となった開設・運営体制を確保する。 また、要配慮者の避難生活に配慮し、指定避難所のバリアフリー化、福祉避難所の受入体制の整備を進める。 【目標】地域による避難所開設・運営マニュアル、避難所運営委員会を全地区に普及・整備〔長期〕 ◇新型インフルエンザ等感染症対策の推進 避難所における新型インフルエンザ等の感染を防止するため、過密防止等の感染防止対策を講じる。
医療・保健対策	◇災害時保健活動体制の推進 避難生活中の健康維持のため、災害時の状況を想定して心身両面の健康相談及び啓発活動を実施できる体制を整備する。 【目標】災害時保健活動対応研修を毎年実施〔長期〕
要配慮者支援体制の整備	◇避難行動要支援者の避難支援体制の整備 市原市避難支援プラン全体計画を推進し、避難行動要支援者ごとの個別計画の作成及び支援体制の整備を図る。 ◇要配慮者利用施設の避難確保体制の整備 社会福祉施設の入所者等の円滑な避難を確保するため、災害危険区域にかかる利用施設における避難確保計画や避難訓練の実施を促進する。
帰宅困難者対策	◇帰宅困難者対策の推進 県、市、交通事業者、関連企業等が連携して「むやみに移動を開始しない」基本原則を周知徹底するほか、帰宅困難者の誘導や一時滞在等の支援体制を構築する。

(注 1) 〔早期〕は 5 年以内、〔長期〕は 10 年以内を目標達成期間とする。

(注 2) 「L 1」は切迫する大地震（レベル 1）、L 2 は想定最大規模の地震（レベル 2）の略である。

第 2 章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

項 目	担 当
第1 防災教育	指導課、生涯学習課
第2 過去の災害教訓の伝承	危機管理課
第3 防災広報の充実	危機管理課
第4 自主防災体制の強化	危機管理課、商工業振興課
第5 防災訓練の充実	危機管理課、消防局、消防団
第6 地区防災計画の普及	危機管理課
第7 調査・研究	危機管理課

第1 防災教育

市（指導課、生涯学習課）及び各防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に児童期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

防災教育の推進に当たっては、防災教育を位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的に継続的な指導を展開する。

第2 過去の災害教訓の伝承

市（危機管理課）は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開する。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

第3 防災広報の充実

市（危機管理課）及び各防災関係機関は、正しい知識、自ら考え行動する力、自助・共助の取り組みを住民等に普及するため、あらゆる広報媒体を活用した防災広報の充実に努める。

また、広報の際は、重点的に普及する事項を明確にして行う。

〈市の防災広報手段・内容等〉

媒 体	広報いちほら、講演会の開催、広報車、ビデオ、学級活動、パンフレット、リーフレット、テレビ、ラジオ、ホームページ、メール、SNS等
対 象	住民、自主防災組織（町会・自治会）、児童生徒、企業、市職員

内 容	(1) 自らの身を守るための知識	
	ア	建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
	イ	食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
	ウ	出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
	エ	緊急地震速報の活用方法
	オ	警報等や避難情報の意味と内容の説明
	カ	室内外等における地震発生時の心得
	キ	緊急安全確保、避難指示、高齢者避難等の発令時にとるべき行動
	ク	避難に対する負担感や正常性バイアス等を克服した、タイミングを逸しない適切な避難
	ケ	避難場所（指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等）・避難路等の確認
	コ	水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
	サ	地域の地盤状況、災害危険箇所、ハザードマップ
	シ	防災学習
	ス	帰宅困難者の心得
	(2) 地域防災力を向上させるための知識	
	ア	救助救護の方法
	イ	自主防災活動の実施
	ウ	防災訓練の実施
	エ	企業の事業継続計画（BCP）
	(3) その他一般的な知識	
	ア	災害に関する一般知識、調査結果
	イ	各防災機関の震災対策
	ウ	地域防災計画の概要

第4 自主防災体制の強化

1. 自主防災組織の育成等

市（危機管理課）は、防災用資機材の整備助成、リーダー研修、防災訓練への協力等により、自主防災組織の設置や活動の活性化を促進する。

また、自主防災組織リーダーの育成に当たっては県の災害対策コーディネーター養成講座などを活用するほか、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを促進する。

〈自主防災組織の活動〉

平 常 時	(1)	防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
	(2)	地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
	(3)	防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
	(4)	家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）
	(5)	防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）
	(6)	避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など）
	(7)	他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織（町会・自治会）・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）

発 災 時	(1) 情報の収集及び伝達（被害状況及び警報、ライフラインの状況、避難情報など） (2) 出火防止、初期消火 (3) 救出・救護（救出活動・救護活動） (4) 避難（避難誘導、避難所の運営等） (5) 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）
-------------	--

【資料編「市原市自主防災組織補助金交付要綱」】

【資料編「市原市自主防災組織の訓練に関する指導要綱」】

2. 中小企業の事業継続計画の促進

市（商工業振興課）は、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

第5 防災訓練の充実

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、市は、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

〈主な防災訓練計画〉

総合防災訓練	市（危機管理課）は、原則として毎年1回、適当な日を定めて総合訓練を実施する。 (1) 予知対応型訓練 非常招集訓練、災害対策本部運営訓練、情報伝達訓練、図上訓練等 (2) 発災対応型訓練 災害対策本部設置訓練、避難所開設・運営訓練、通信訓練、情報収集訓練、広報訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、応急給水訓練、各種復旧訓練、炊き出し訓練、その他訓練
個別防災訓練	市（危機管理課）は、市災害時における対応能力の向上を図る訓練を随時実施する。 (主な訓練項目) 非常招集訓練、指令伝達訓練、災害対策本部訓練、各種図上訓練（HUG等）
自主防災訓練	市（消防局、危機管理課）及び消防団等が協力し、自主防災組織等による訓練を随時実施する。 (主な訓練項目) 初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、給食給水訓練、図上型訓練、避難所開設・運営訓練、避難行動要支援者の避難行動支援訓練、被害状況の収集・伝達訓練

第6 地区防災計画の推進

市（危機管理課）は、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等を定めた地区防災計画の策定を支援し、計画的な防災活動を推進する。

地区防災計画の策定支援にあたっては、「市原市地区別防災カルテ」やいちほら防災100人会議を通じて作成した「市原市地区防災計画策定の手引き」モデル地区での計画やノウハウを活用し、計画づくりを支援する。また、計画の実効性を高めるため、計画策定後の地域における計画の推進や活動、見返しを支援する。

【地区防災計画編】

第7 調査・研究

1. 防災関係機関との情報交換

市（危機管理課）は、国、都道府県、区市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報について、適宜、情報交換を行なう。

2. 防災に関する図書・資料等の収集・整理

市（危機管理課）は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行なう。

3. 専門的調査・研究の実施

市（危機管理課）は、市の社会状況の変化、国や県の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて、防災アセスメントや地区別防災カルテを修正し、市防災計画の修正や防災教育等に活用する。

第2節 津波災害予防対策

項 目	担 当
第1 津波広報、教育、訓練計画	危機管理課、指導課
第2 津波避難対策	危機管理課、消防局
第3 津波防護施設等の整備	危機管理課、下水道施設課

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。このため、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

第1 津波広報、教育、訓練計画

1. 津波に関する知識の啓発及び防災意識の向上

(1) 住民自らの取組み

住民は、日ごろから市原市津波ハザードマップ等で、津波避難場所、津波避難ビル、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、自主防災組織（町会・自治会）の避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

(2) 行政の取組

市（危機管理課）は、「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができるよう、広報いちほら、パンフレット、インターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、内陸部の地域も含めて市内全般に周知する。

2. 防災教育の推進

市（指導課）は、学校教育をはじめ東日本大震災等の過去の津波の教訓等について、映像や体験談を活用するなどして継続的な防災教育に努める。

3. 津波防災訓練の実施

市（危機管理課）は、津波から市民の生命を守るため、海岸部や津波浸水予想地域にかかる住民や企業等を対象とした津波避難訓練を定期的の実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等への適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、住民、事業所、施設管理者等が一体となった実践的地域訓練や図上訓練、さらには、夜間を想定した避難訓練を検討する。

なお、実施に際しては、自主防災組織（町会・自治会）、住民、要配慮者及びその家族等にも訓練への積極的な参加を求め、パンフレット等での広報に努める。

第2 津波避難対策

1. 津波ハザードマップの周知

市（危機管理課）は、市原市津波ハザードマップを住民等へ周知徹底する。また、津波ハザードマップは、定期的な見直しを行う。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

2. 津波避難体制の確立

市（危機管理課、消防局）は、千葉県津波避難計画策定指針や津波避難訓練等を通じて「市原市津波避難計画」を適宜見直し、市の津波避難対策を普及する。

(1) 避難指示の発令体制の確立

市は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示を発令できる組織体制の整備を図る。

また、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。

(2) 住民等の避難誘導体制の確立

ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、地域の実情や避難行動要支援者の存在等を踏まえ、安全かつ確実な避難方法を検討する。

イ 住民のほか、町会・自治会、自主防災組織、消防団など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定め、関係者に周知する。

ウ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、避難誘導体制の整備を図る。

エ 津波避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

オ 町会・自治会、自主防災組織等による避難誘導や、施設管理者による自主的な避難誘導体制の確立など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

3. 津波情報受伝達体制の確立

(1) 津波情報受伝達対策

市（危機管理課、消防局）は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

(2) 地域住民等への情報伝達体制の確立

市（危機管理課、消防局）はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、津波警報等の迅速かつ確かな伝達に努めるとともに、住民の避難行動に結びくよう、その伝達内容等を確立しておく。

ア 防災行政無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐

震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

イ 多様な伝達手段の確保

J-ALERT（全国瞬時警報システム）の受信機と防災行政無線の自動運用や、情報配信メールなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

ウ 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達が行なわれた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

エ 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光客等に対する迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

オ 石油コンビナート等特別防災区域への情報伝達

市原市における石油コンビナート等特別防災区域内の事業所等と連携した迅速な情報伝達体制の確立に努める。

市原市における千葉県石油コンビナート等特別防災区域内の事業所等は、行政機関と連動し津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に明示し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識と体制を確立する。

第3 津波防護施設等の整備

1. 海岸保全施設及び河川堤防の整備

県は、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」に基づく八幡・姉崎（五井・姉崎）地区、千葉港（市原地区）地区、八幡浦地区の整備について、海岸の利用形態や環境及び地元の意見を配慮して実施する。

また、津波の河川遡上による被害を軽減するため、河川堤防の嵩上げや構造強化等も必要に応じて実施する。

2. 防災施設等の運用体制

本市沿岸部には、千葉県が設置し、運転操作等の管理を市原市が受託している4箇所の防潮水門と、市原市が設置・管理している2箇所の防潮水門の計6箇所があり、いずれも市が所管している。

市（下水道施設課）は、防潮水門の点検や操作等の確実な実施体制を確保する。

〈防潮水門の現況〉

施設名	場所	管理者等	備考
市原水門	市原市八幡海岸通	千葉県（電動式）	津波注意報以上の発表によりJ-ALERT連動で自動閉鎖 常時閉鎖（海側への排水はフラップゲートで対応）
白旗水門	市原市五井海岸		
白旗排水路水門	市原市五井海岸		
五井排水路水門	市原市五井海岸		
今津水門	市原市姉崎	市原市（電動式・遠隔操作）	津波注意報以上の発表により遠隔操作で閉鎖
姉崎水門	市原市姉崎		

3. 津波避難場所等の指定・整備

市（危機管理課）は、災害対策基本法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波避難場所等の指定要件を踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、津波避難場所及び津波避難ビル等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難す

第2章 第2節 津波災害予防対策

る避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

【資料編「指定緊急避難場所・指定避難所等一覧」】

第3節 火災予防・防火等都市防災の推進

項 目	担 当
第1 地震火災の防止	消防局
第2 建築物不燃化の促進	都市計画課、建築指導課
第3 防災空間の整備・拡大	公園緑地課、道路建設課
第4 地籍調査の推進	土木管理課

第1 地震火災の防止

1. 出火の防止

市（消防局）は、以下の対策を推進する。

(1) 一般家庭に対する指導

自主防災組織（町会・自治会）、各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、全ての住宅への住宅用火災警報器の普及促進及び防災製品活用の周知・啓発を図る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

防火・防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を記すとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導に努め、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

(3) 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

(4) 危険物施設等に対する指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。また、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

市原市火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 化学薬品等の出火防止

出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

(6) 消防同意制度の活用

建築物の新築・改築等の許可、認可、確認の同意時に、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

2. 初期消火の普及

市（消防局）は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

第2 建築物不燃化の促進

市（都市計画課、建築指導課）は、以下の対策を推進する。

1. 防火地域等の指定等

市街地における火災の危険を防除するため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を検討する。

2. 市街地整備の促進

大規模地震に伴う延焼火災に対する避難場所や避難路を確保するため、密集市街地における土地区画整理事業等を推進する。

第3 防災空間の整備・拡大

1. 公園緑地の整備

市（公園緑地課）は、災害時における延焼防止帯、救援・復旧活動の拠点、緊急避難場所を確保するため、市街地における都市公園等の整備を推進する

2. 幹線道路の整備

各道路管理者（市、県、関東地方整備局、東日本高速道路(株)）は、災害時における人・物を輸送する交通機能や火災の延焼防止機能を確保するため、道路の新設・改良に努める。

市（道路建設課）は、市原市市道整備計画において優先整備路線として位置付けた都市計画道路八幡椎津線等の整備を推進する。

第4 地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、市（土木管理課）は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査を推進する。

第4節 消防体制の整備

項 目	担 当
第1 消防体制・施設の強化	消防局
第2 消防職員、団員等の教育訓練	消防局
第3 消防計画の推進	消防局

第1 消防体制・施設の強化

市（消防局）は、火災をはじめとする各種災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防ポンプ自動車等の車両及び防火水槽等の消防水利の現況を把握した上で消防施設整備事業を推進し、消防力の充実・強化を図る。

1. 常備消防の強化

国の「消防力の整備指針」等に基づき、緊急消防援助隊登録車両を含めた消防車両の計画的な整備及び増強を図る。

また、地震火災に対する事前の各種情報データの整備を行い、地震火災時に迅速、的確な火災情報の収集及び指揮命令を伝達するため、情報通信体制を整備強化する。

2. 消防水利の整備

既存消防水利の機能維持を図るとともに、国が定める「消防水利の基準」、地震被害想定、地域の火災危険等を考慮した消防水利の整備を推進する。

また、大規模地震時の断水に備えて耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等を検討し、計画的な整備を推進する。

3. 消防団の充実・強化

消防団の施設・装備・処遇の充実、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発を行う。

また、消防団に関する普及・啓発や消防団の施設・設備について、必要に応じて県に支援を要請する。

4. 広域応援の備え

千葉県広域消防相互応援協定及び千葉県消防広域応援基本計画に基づき迅速かつ的確な広域応援が実施できるよう、各種訓練に参加して応援部隊間の連携を図るとともに、県内消防本部との連絡体制を密にする。

第2 消防職員、団員等の教育訓練

市（消防局）は、消防職員や消防団員等に対する教育訓練により活動能力の向上を図る。

- (1) 総務省消防庁の消防大学校での教育訓練への消防幹部職員等の参加促進
- (2) 県消防学校での教育訓練への消防職員及び団員等の参加促進
- (3) 企業の自衛消防隊員等への教育訓練（講師の派遣等）
- (4) 消防大会及び操法大会への消防職員・団員の参加促進

- (5) その他、各種講習会等への参加促進

第3 消防計画の推進

市（消防局）は、消防計画の見直しにおいて次の事項を検討し、消防対策を推進する。

- (1) 消防組織の整備強化
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の警防計画
- (4) 消防職員及び消防団員の非常時招集計画
- (5) 火災等出動計画
- (6) 市原市消防局緊急消防援助隊等受援計画
- (7) 特殊消防対象物警防計画
- (8) 市原市消防局震災時消防計画
- (9) その他の消防計画
- (10) 消防訓練計画
- (11) 火災予防計画

第5節 耐震化・液状化対策の推進

項 目	担 当
第1 建築物等の対策	建築指導課、公園緑地課、公共資産マネジメント課、危機管理課、警防救急課
第2 ライフライン施設の対策	水道建設課、下水道建設課、県企業局、長生郡市広域市町村圏組合、東京電力パワーグリッド(株)、大多喜ガス(株)、東日本電信電話(株)
第3 道路、河川・海岸等の対策	道路維持課、南部土木事務所、河川課、下水道管理課、県、千葉国道事務所、東日本高速道路(株) 東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、京葉臨海鐵道(株)

第1 建築物等の対策

1. 既存建築物の耐震化

市（建築指導課）は、市原市耐震改修促進計画や市原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを推進し、住宅、特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な市有建築物等の耐震化を促進する。

〈市原市耐震改修促進計画の目標〉

種類	内容	耐震化の現状と目標
民間建築物（住宅）	戸建住宅(木造・非木造)、分譲共同住宅(木造・非木造)	90% （平成30年度）
		95% （令和7年度）
市有建築物及び民間建築物（耐震診断義務付け対象建築物）	耐震診断を実施し、その診断結果の報告を義務付けられている建築物	95% （令和2年度）
		100% （令和7年度）
民間建築物（特定既存耐震不適格建築物）	多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵等供する建築物、通行障害既存耐震不適格建築物等	89% （平成30年度）
		95% （令和7年度）
市有建築物	非木造で2階建以上又は200平方メートルを超える建築物で防災上重要なもの	99% （令和2年度）
		100% （令和7年度）

2. 教育施設の耐震化

市（公共資産マネジメント課）は、小中学校施設等の吊り天井等非構造部材を含めた耐震対策を進める。

3. 建築設備等の耐震対策

(1) エレベーターの閉じ込め対策

市（建築指導課）は、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。また、揺れや停電によりエレベーターが停止し、利用者が閉じ込められた場合の復旧対策について関係団体との情報共有等を進める。

(2) ブロック塀等の安全対策

市（建築指導課）は、指定通学路における危険ブロック塀等の安全対策を推進するため、撤去やフェンスの新設等に対して補助金を交付する。

また、市（公園緑地課）は、緑化の推進やブロック塀、石塀等の倒壊による被害を防止するため、住宅用地に生垣を新設する住民に対して補助金を交付する。

(3) 落下物防止対策

市（建築指導課）は、市原市耐震改修促進計画や市原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、窓ガラスや屋外広告物、瓦屋根等の落下に係る安全対策について、所有者への啓発等に努めるとともに、定期報告等の機会を捉え、指導を行う。

(4) 家具・大型家電の転倒防止

市（危機管理課、警防救急課、建築指導課）は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報いちほら、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

(5) 高層集合住宅の共同備蓄の促進

県は、高層集合住宅の管理組合に対して、停電時の生活支障を想定した共同備蓄を促進する。

4. 建築防災体制の整備

市（建築指導課）は、市原市耐震改修促進協議会と協働し、既存建築物の耐震診断等の実施や県と連携し被災時の応急危険度判定の実施体制を充実する。

5. 液状化対策の普及

市（建築指導課）は、「揺れやすさマップ」や「液状化マップ」を活用して市内の揺れや液状化のリスクを周知するほか、液状化のリスクが高いと推定される地域での建築時の地盤調査や液状化対策を啓発する。

県は、液状化対策に役立つ地盤情報の収集や公表、建築技術者等を対象とした液状化対策講習会を開催する。

第2 ライフライン施設の対策

ライフライン事業者は、施設の耐震化、災害時の代替手段や復旧体制の確保等の対策を推進する。また、千葉県ライフライン対策連絡協議会の活動等を通じてそれぞれのライフラインが連携した対策を推進する。

1. 水道施設

各水道事業者（県、市（水道建設課）、長生郡市広域市町村圏組合）は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性を強化するとともに、老朽化した施設の更新や補強を進める。

また、地盤改良等による液状化の防止や液状化発生時の施設被害を防止する対策の実施に努める。

市（水道建設課）は市原市水道事業ビジョンにおける耐震化計画に基づく事業を推進し、施設の耐震化率を計画的に向上させる。

(1) 隣接水道事業者（千葉県企業局、千葉市水道局）との緊急時連絡管の協定

(2) 配水施設の機能停止を想定した管路のループ化

(3) 導水、送水、配水管などの老朽管の耐震化

(4) 配水池、浄水施設、自家発電施設等の更新と合わせた耐震化

- (5) 施設の常時監視、保守点検、耐震・耐火・耐水の整備補強
- (6) 各配水池への緊急遮断弁等の流失防止装置の設置
- (7) 緊急時給水拠点の確保

2. 下水道施設

市（下水道建設課）は、下水道施設の機能確保を図るため、「市原市公共下水道総合地震対策計画」に基づき、計画的に耐震化対策を推進する。

3. 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、法令に定める技術基準に適合するよう設備の耐震化を推進する。

4. 都市ガス施設

大多喜ガス(株)等は、法令に定める技術基準に適合するよう設備の耐震化や二次災害の防止対策を推進する。

5. 電話施設

東日本電信電話(株)は、法令に定める技術基準に適合するよう設備の耐震化を推進する。

第3 道路、河川・海岸等の対策

1. 道路

各道路管理者（市、県、関東地方整備局、東日本高速道路(株)）は、道路の耐震対策を実施して安全確保に努めるとともに、災害時における緊急輸送道路の代替性を確保するため、災害に強い道路整備や、被災地の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

市（道路維持課、南部土木事務所）は、耐震補強事業に基づく耐震補強工事と橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事を併せて実施するなど効率的な道路の耐震化を推進する。

2. 鉄道

各鉄道事業者（東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、京葉臨海鉄道(株)）は、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づく耐震対策を推進する。

3. 港湾・海岸・河川・ため池

(1) 港湾

港湾管理者（県）は、大型岸壁の液状化対策を順次進め、今後にも必要な岸壁について液状化対策を実施する。

(2) 海岸

海岸管理者（県）は、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において液状化対策を進め、施設の重要性を考慮した液状化対策を実施する。

(3) 河川、水門

河川管理者（県、市（下水道管理課、河川課））は、耐震対策や液状化対策を考慮した堤防、護岸等の整備を推進する。また、国の耐震点検マニュアルに基づいて堤防、護岸、水門、樋管等を点検し、危険度の高い施設から順次液状化対策等を実施する。

(4) ため池

県は、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池についての「農

第2章 第5節 耐震化・液状化対策の推進

業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものを計画的に改修する。

第6節 土砂災害等予防対策

項 目	担 当
第1 土砂災害対策	危機管理課、河川課、宅地課、土木部、経済部、都市部、消防局、県（市原土木事務所）、保健福祉課、高齢者支援課、障がい者支援課、保育課、指導課
第2 孤立化対策	危機管理課

第1 土砂災害対策

1. 土砂災害危険箇所・区域の周知

市（危機管理課）は、県が調査し、又は指定した土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域について避難場所等を掲載した市原市土砂災害ハザードマップを順次作成し、住民等へ周知する。

また、県（市原土木事務所）、市（土木部、経済部、都市部、消防局）及びNPO防災千葉は、定期的に危険箇所・区域の実態調査を行う。

2. 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害

市（保健福祉課、高齢者支援課、障がい者支援課、保育課、指導課、危機管理課）は、土砂災害警戒区域における災害情報の収集・伝達、避難施設、避難訓練、円滑な避難を要する要配慮者利用施設など土砂災害の警戒避難に関する事項を本計画（風水害編）に定める。

また、土砂災害警戒区域に指定されていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準ずる警戒避難体制の整備に努める。

(2) 避難確保計画の促進

市（危機管理課）は、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設で円滑な避難を要する施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を徹底する。

また、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しなどの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを推進する。

【資料編「洪水・高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧」】

3. 急傾斜地の崩壊防止

県は市（危機管理課、河川課）と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）による急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、急傾斜地法に基づく保全措置を推進する。

特に、①要配慮者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所などの施設整備の必要な箇所については急傾斜地崩壊危険区域に指定し、重点的な施設整備を推進する。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号の全てに該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- (1) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (2) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- (3) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(1) 行為の制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域について崩壊を助長する行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域は建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域に指定し、居室を有する建築物の建築制限を行う。

(2) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

市は、県が施工する急傾斜地崩落対策事業に対し、事業費の一部を負担する。

4. 宅地造成地等災害対策

県は、大規模盛土造成地の崩壊等を防止するため、必要に応じて宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域や特定盛土等規制区域を指定し、災害防止措置を推進する。

市（宅地課）は、県が作成した盛土造成地の位置や規模を示すマップ（ちば地震被害想定ホームページ）を周知し、大規模盛土の危険性や災害対策を啓発する。

5. 山地災害対策

県は、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に 治山事業を実施する。

第2 孤立化対策

市（危機管理課）は、災害発生時に孤立するおそれのある地区を把握し、県の支援を得ながら、孤立化の防止や孤立時に備えた対策を推進する。

第7節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

項 目	担 当
第1 避難行動要支援者の支援体制	危機管理課、高齢者支援課、障がい者支援課、保健福祉課、子ども福祉課、子育てネウボラセンター、観光・国際交流課
第2 要配慮者全般の支援体制	危機管理課、保健福祉課、高齢者支援課、障がい者支援課、共生社会推進課、子ども福祉課、保育課、各施設管理者
第3 社会福祉施設等の対策	高齢者支援課、障がい者支援課、危機管理課、社会福祉施設管理者
第4 外国人の支援体制	観光・国際交流課、国際交流協会

第1 避難行動要支援者の支援体制

市は、災害対策基本法の規定や国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の名簿及び、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援体制を整備する。

1. 避難行動要支援者名簿の作成等

市（危機管理課、保健福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課、子ども福祉課、子育てネウボラセンター、観光・国際交流課）は、「市原市避難支援プラン全体計画」を推進し、避難行動要支援者の把握、名簿の作成・更新・管理・共有、避難支援等関係者の安全確保等の対策を進める。

なお、国の指針に基づき、本計画に定める重要事項は次のとおりである。

項 目	内 容
避難行動要支援者名簿に掲載する者	以下の対象者のうち避難することに支障のある在宅の方 ① 65 歳以上の要支援又は要介護認定者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯の者 ② 介護保険における要介護3以上の認定者 ③ 障がい者の方で次に該当する者 ・身体障害者手帳1～3級の所持者 ・療育手帳④、Aの所持者 ・精神保健福祉手帳1級の所持者 ④ 乳幼児 ⑤ 妊産婦 ⑥ 日本語の理解が十分でない外国人 ※上記に該当しない方も、避難に支障がある場合は対象になる場合がある。また、要介護認定を受けていない①の対象者のうち、旧制度（災害時要援護者支援制度）で登録済みの方は対象になる。
避難支援等関係者	① 町会・自治会組織 ② 自主防災組織 ③ 民生委員・児童委員 ④ 市消防局 ⑤ 市消防団 ⑥ 警察署

第2章 第7節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

項 目	内 容
名簿作成に必要な個人情報及び入手方法	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由
	① 住民基本台帳 ② 要介護認定情報 ③ 障害者手帳台帳 ④ 妊娠届出情報 等
名簿の更新	○ 名簿の更新を定期的（年１回）に実施 ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施
名簿情報の提供における情報漏洩防止措置	○ 町会・自治会組織、自主防災組織等に避難行動要支援者の名簿情報を提供する場合には、誓約書等の提出により秘密保持義務を確保するとともに、避難支援等関係者に秘密保持義務が課せられていることを説明するなど、必要に応じて研修会を実施し、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。 ○ 避難行動要支援者名簿は施錠可能な場所へ保管するなど厳重な保管を行うほか、必要以上に複製しないよう指導する。
避難支援等関係者の安全確保	○ 避難支援者への避難情報の確実な伝達体制を整備する。 ○ 避難支援者は、自身及びその家族の生命を守ることを前提とし、要支援者の支援を保証するものではなく可能な範囲で支援すること、支援に当たって法的な責任や義務を負わないことを周知する。
配慮を要する者の円滑な避難のための情報伝達の配慮	○ 町会・自治会組織、自主防災組織は、避難情報等が発表された場合、避難支援者及び要支援者と連絡をとる体制を確保する。 ○ その他、第２の２「避難情報の伝達体制の充実・強化」参照

2. 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成

市（危機管理課、高齢者支援課、障がい者支援課、保健福祉課）は、町会・自治会組織、自主防災組織、民生委員・児童委員等に個別避難計画の作成を依頼し、説明会の開催等により作成を促進する。

また、市（危機管理課、高齢者支援課、障がい者支援課、保健福祉課、子ども福祉課、子育てネウボラセンター、観光・国際交流課）は、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

なお、町会・自治会組織、自主防災組織等に個別避難計画を提供する場合には、誓約書等の提出により秘密保持義務を確保するとともに、避難支援等関係者に秘密保持義務が課せられていることを説明するなど、必要に応じて研修会を実施し、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

(2) 計画未整備の避難行動要支援者への支援

個別避難計画が未整備の避難行動要支援者については、市職員と民生委員・児童委員等が連携して安否確認等を円滑に実施する体制を確保するものとし、要支援者ごとの担当者や実施要領を整備する。

第2 要配慮者全般の支援体制

1. 支援体制の整備

市（危機管理課、保健福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課、共生社会推進課、子ども福祉課、保育課、子育てネウボラセンター）は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、町会・自治会などの地域社会全体で要配慮者を支援する体制づくりに努める。

また、体制づくりに当たっては、女性の意見や支援体制への女性の位置付けなどを考慮する。

2. 避難情報の伝達体制の充実・強化

市（危機管理課、高齢者支援課、障がい者支援課）は、避難情報を要配慮者へ迅速かつ確実に伝達できるよう、情報伝達手段や伝達体制の充実を図る。

特に、土砂災害警戒区域等の居住者で、モバイル端末のない避難行動要支援者には「災害電話・FAXサービス」の利用を普及する。

〈要配慮者への避難情報の伝達手段の現状〉

同報系防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機、防災ラジオ）、情報配信メール、Yahoo!防災速報、避難行動要支援者向け災害電話・FAX、市ウェブサイト、SNS、地域コミュニティFM、地域コミュニティネットワークテレビ、緊急速報メール、広報車による巡回、避難支援者・自主防災組織等の巡回

3. 防災設備等の整備

市（高齢者支援課、障がい者支援課）は、一人暮らしの高齢者、障がい者、寝たきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するため、緊急通報装置、文字放送受信装置、自動消火装置等の設置の普及に努める。

4. 避難施設等の整備及び周知

(1) 避難所の環境整備

市（各施設管理者（指定管理施設については所管課）、危機管理課）は、指定避難所の段差解消、多機能トイレの整備、要配慮者用スペースの確保、ピクトグラムによるトイレなどの設備の表示等に努めるほか、要配慮者の避難生活に必要な車椅子、簡易ベッド、障がい特性に応じた障がい者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、授乳に配慮した設備、食物アレルギー対応食品などの指定避難所への備蓄に努める。

また、市が備蓄困難な備品等は、関係団体、事業者との協定等により円滑に調達する体制を確保するほか、個別の事情による医薬品等については要配慮者の家族等が備えておくよう周知する。

(2) 福祉避難所の指定

市（高齢者支援課、障がい者支援課、保健福祉課、危機管理課）は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所を、市有施設の活用や民間の社会福祉施設との災害協力協定により確保し、指定する。市は社会福祉施設等と連携協力し、福祉避難所開設・運営マニュアルの作成や運営訓練等を実施する。また、必要に応じ資機材等を整備する。

市（保育課）は、乳幼児連れ世帯向けの福祉避難所として、保育所等の指定を検討する。

【資料編「指定緊急避難場所・指定避難所等一覧」】

5. 防災知識の普及等

県及び市（高齢者支援課、障がい者支援課、危機管理課）は、要配慮者及びその家族並びに社会福祉施設に対するパンフレット・チラシ等の配布による広報の充実を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるほか、避難支援等関係者との人間関係及び信頼関係の強化を啓発する。

6. 避難生活者等の支援体制の整備

県及び市（危機管理課、保健福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課、共生社会推進課、子ども福祉課、子育てネウボラセンター）は、在宅避難や応急仮設住宅に入居する要配慮者への健康相談や生活支援を災害時に円滑に行えるよう、地域組織、市原健康福祉センター（市原保健所）、社会福祉協議会、その他福祉関係機関のネットワークづくりを推進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう啓発する。

第3 社会福祉施設等の対策

県及び市は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

1. 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、災害に対する施設の安全性確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

2. 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市（高齢者支援課、障がい者支援課、危機管理課）との連携のもと、施設相互間並びに他の施設、近隣の自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

その他、市との災害時の情報伝達方法を、相互に確認しておくようにする。

3. 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

第4 外国人の支援体制

市（観光・国際交流課）は、市国際交流協会等と連携して言語、生活習慣、防災意識の異な

る外国人の要配慮者に対する防災対策に努める。

(1) 外国語による防災パンフレットの配布

英語等の防災パンフレットを作成、配布し、日頃より啓発に努める。

(2) 在日外国人の防災訓練参加の促進

防災訓練実施の際、訓練実施区域に住む外国人の参加を促進する。

(3) 避難場所等の外国語標記

指定避難場所等の案内表示板に外国語を併記し、外国人にも理解しやすいように努める。

(4) 通訳ボランティアの協力要請等

被災した外国人の相談に応ずるため、災害時通訳ボランティアの協力体制の確立に努めるほか、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討する。

第8節 情報通信体制の整備

項 目	担 当
第1 情報通信施設の整備	危機管理課
第2 非常通信体制の充実強化	危機管理課

第1 情報通信施設の整備

市は、防災関係機関、住民等への災害情報の収集、伝達を円滑に行うため、多様な通信手段の整備拡充に努める。特に、災害時に孤立化のおそれがある地区については、衛星携帯電話などの配備を検討し、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保等に努める。

また、通信施設の設置に当たっては、揺れや浸水等の影響を考慮した耐震対策や浸水対策に留意するほか、一週間程度の継続的な使用が可能な非常用電源設備の整備に努め、保守点検、的確な操作の徹底等を図る。

1. 通信施設の整備

市（危機管理課）は、防災行政無線の拡充・再整備を推進する。

- (1) 同報系防災行政無線の性能向上のための計画的整備
- (2) 避難所等への移動系防災行政無線機などの非常伝達手段の配備
- (3) 回線のデジタル化の推進
- (4) 子局の予備バッテリーの確保

【資料編「防災行政無線設置状況一覧」】

【資料編「市原市防災ラジオ等の配布に関する要綱」】

2. 担い手の確保

市（危機管理課）は、市職員等に対して無線従事者資格の取得を奨励し、無線従事者の増員・確保を図るとともに通信機器の操作方法の研修を行う。

第2 非常通信体制の充実強化

1. 非常通信協議会の活用

市（危機管理課）は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処する電波法第52条の規定に基づく非常通信ルート（第3章 第2節「情報通信対策計画」参照）について、非常通信の伝送訓練など関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

2. アマチュア無線の活用

市（危機管理課）は、アマチュア無線関係団体への協力要請や「市原市災害時における通信ボランティアに関する要綱」に基づく災害時通信ボランティアの登録を促進する。

また、市とアマチュア無線従事者と共同での非常通信訓練を行うなど、連携強化に努める。

【資料編「市原市災害時における通信ボランティアに関する要綱」】

3. 市民への情報提供体制の充実

市（危機管理課）は、市民等へ災害情報をより確実に提供するため、市の情報配信メールやYahoo!防災速報アプリの登録を推進するとともに、停電時における情報取得に備えるため、モバ

イルバッテリー等の備蓄について普及、啓発する。

4. 防災情報の ICT 化の推進

市（危機管理課）は、雨量や河川水位等のリアルタイム情報、ハザードマップ、避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、その他、市からの広報などを Web サイト等で一元的に把握できるシステムの整備を推進する。

第9節 備蓄・物流計画

項 目	担 当
第1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備	危機管理課、商工業振興課、県
第2 燃料の確保	契約検査管財課、消防局
第3 医薬品及び応急医療資機材等の確保	保健福祉課
第4 保健活動資機材の確保	保健センター、子育てネウボラセンター
第5 水防用資機材の確保	危機管理課

第1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

1. 備蓄意識の啓発

市（危機管理課）は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を促進するため、家庭等における「最低3日、推奨1週間」分の食料や飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、備蓄意識の普及啓発を推進する。

また、防災関連行事やパンフレットの配布等を通じ、具体的な品目や点検・入れ替えの方法、普段使用しているものを災害時に使用する等、備蓄に関するノウハウも含めて家庭内備蓄の普及・促進を図る。

2. 市の備蓄・調達体制の整備

市は、県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」に準じ、想定避難者数及び人口等の現況を踏まえて品目ごとに備蓄目標を設定し、現物又は流通による備蓄を推進する。

なお、市の備蓄目標として、想定最大規模の地震（東京湾北部地震）での備蓄量の確保に努める。

(1) 現物備蓄の推進

市（危機管理課）は、生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や感染症対策を含めた避難所運営等に必要な資機材などの計画的な備蓄に努める。

なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮するほか、保管期限や耐用年数を考慮した点検、入れ替え等を適切に実施し、備蓄品の品質管理及び機能維持に努める。

また、被災者に物資を迅速に提供するため指定避難所等への分散備蓄を進める。備蓄倉庫を確保するため、既存施設等の活用にも努める。

〈備蓄倉庫の種類等〉

種類	機 能	主な備蓄品
地 区 備蓄庫	指定避難所（小中学校、公民館、コミュニティセンター等）や支所に、避難所の開設・運営に係る資機材等を備蓄	発電機・照明灯・仮設トイレ・毛布・アルミブランケット・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・飲料水・食料等
支 援 備蓄庫	地区備蓄庫に配備できない資機材を本庁や防災センター等に補完して備蓄	大型の応急対策用資機材・飲料水・食料等

その他、県及び市（危機管理課）は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設（旧勤労会館、サンプラザ市原、市原高等技術専門校、八幡公民館、青少年会館、姉崎公民

館)への食料や飲料水等の備蓄に努める。

(2) 流通備蓄の推進

市(商工業振興課)は、消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資、大量に必要となるもので全てを現物備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については災害時の調達で確保するものとし、災害協定の締結団体(生活協同組合、農業協同組合ほか)の在庫確認やさらなる災害協定の締結を検討する。

【協定編「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」】

【協定編「災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定」】

【協定編「災害時における物資の供給協力に関する協定」】

【協定編「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定」】

【協定編「災害時における物資の提供等に関する協定」】

【協定編「災害時における断熱シート及び応急活動等の協力に関する協定」】

【協定編「災害時における物資の供給協力に関する協定」】

【協定編「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定」】

【協定編「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」】

【協定編「災害時における食糧及び生活必需品の供給に関する協定」】

【協定編「災害時における食糧及び生活必需品の供給に関する協定」】

【協定編「災害時における燃料等の供給に関する協定」】

3. 災害時物流体制の確保

市(商工業振興課)は、物資集積拠点(本庁舎現業棟、中央武道館)から指定避難所への輸送等を円滑に行うため、災害協定を締結する運送事業者(千葉県トラック協会市原支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合)等との連携体制を確保する。

また、物資集積拠点の見直しに当たっては、公共施設のほか、民間物流事業者の倉庫等も対象として検討する。

【協定編「災害時における物資の自動車輸送に関する協定」】

【協定編「災害時における緊急物資輸送に関する協定」】

【資料編「市内の千葉県倉庫協会加盟倉庫事業者一覧」】

4. 県との連携確保

市(商工業振興課)は、県の「災害時における物流計画」や「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づいて県の広域物流拠点から市の物資集積拠点へ輸送される支援物資を、災害時に円滑に受け入れる体制を確保する。

また、国の物資調達・輸送調整等支援システムにより、最新の備蓄情報を随時確認する。

第2 燃料の確保

市(公用車を保有する課)は、平時から公用車の燃料を半分以上確保するよう努める。

市(契約検査管財課)は、千葉県LPガス協会市原支部や千葉県石油協同組合市原支部と締結した災害協定を踏まえ、緊急車両への優先給油や災害対策拠点施設(災害対策本部、現地連絡本部、避難所、病院等)への円滑な燃料供給体制を整備する。

また、市(消防局)は、ガソリンスタンドが被災した場合等、燃料確保が困難な状況においても緊急車両等へ燃料を安定供給し、継続的な災害対応を可能とするため、自家用給油設備の整備を推進する。

【協定編「災害時における燃料等の供給に関する協定」】

【協定編「災害時における LP ガス等の供給に関する協定」】

第3 医薬品及び応急医療資機材等の確保

市（保健福祉課）は、市原市医師会との災害協定に基づき、医療資機材等を計画的に購入、備蓄するほか、市原市薬剤師会との災害協定に基づく医薬品等の供給を円滑に実施する体制を整備する。

【協定編「市原市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動についての協定書」】

【協定編「災害時における医薬品等の供給に関する協定」】

第4 保健活動資機材の確保

市（保健センター、子育てネウボラセンター）は、災害時保健活動マニュアルに基づき、災害時の保健活動に必要な物品を日常から保健センターに備蓄するとともに、その保管場所を明確にしておく。

第5 水防資機材の確保

市（危機管理課）は、担当堤防延長2kmに1箇所程度の割合で水防活動の利便性を考慮した場所に水防倉庫を確保し、水防活動用資機材等の備蓄、点検に努める。

【資料編「水防用資材計画一覧」】

第10節 防災関連施設の整備

項 目	担 当
第1 避難施設の整備	各施設所管課、危機管理課
第2 防災拠点の機能継続	各施設所管課
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保	各施設所管課、危機管理課

第1 避難施設の整備

1. 避難場所等の整備

市は、災害対策基本法、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県の「災害時における避難所運営の手引き」により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、整備する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等へ周知徹底する。

〈指定緊急避難場所等の指定状況〉

種 類	機 能	指定状況
指 定 緊 急 避 難 場 所	切迫する災害（地震、洪水、土砂災害、高潮、津波）から避難する施設	公園、小中学校（廃校含む。）、公民館・コミュニティセンター、高等学校等
津波避難場所 津波避難ビル	切迫する津波から避難する施設	小学校、運動公園、民間ビル
コンビナート 防災避難場所	石油コンビナート等特別防災区域の災害から避難する施設	公園
指 定 避 難 所	住居が被災した住民等が一時滞在する施設	① 小中学校（廃校含む。） ② 公民館・コミュニティセンター ③ 高等学校等
早 期 開 設 避 難 所	風水害時の避難準備段階で早期避難者を収容する施設	※指定緊急避難場所（洪水と土砂災害に対応）と指定避難所を兼ねる公民館・コミュニティセンター等から地区別に1箇所程度指定
福 祉 避 難 所	一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた施設	市有施設、災害協力協定による民間の社会福祉施設等
地 域 自 主 避 難 所	地域住民自らが自助・共助で運営する自治会館等	

【資料編「指定緊急避難場所・指定避難所等一覧」】

(1) 指定緊急避難場所の指定等

市（施設所管課、危機管理課）は、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

ア 指定緊急避難場所の指定

災害の種類ごとに、災害から安全を確保する指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得

た上で指定し、住民へ周知徹底する。

また、指定緊急避難場所は、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に住民の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、洪水に対応する指定緊急避難場所は過去の浸水履歴や洪水浸水想定を考慮し、予測される浸水深以上の高さに避難スペースがあるものとする。

津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものとする。

その他、近隣市町への避難が効果的な場合は、当該市町の協力を得て指定緊急避難場所を指定する。

指定緊急避難場所を指定又は廃止した時は、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難所の指定

ア 指定避難所の指定

市（危機管理課）は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

また、施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばないよう既に耐震性、耐火性が確保され、地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定避難所を指定又は廃止したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

指定避難所等は、次の点に留意した整備に努める。

- ① 天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、必要に応じ冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その施設を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
- ② 救護所、通信機器等施設・設備を整備する。
- ③ 要配慮者の入所できる福祉避難用のスペースを確保し、段ボールベッドやパーティション等を配備する。
- ④ 食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源（自家発電設備）、医薬品、炊き出し用具・設備、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等を備蓄する。また、灯油、LPGガスなどの非常用燃料を確保する。

※備蓄については、第9節「第1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備」参照

- ⑤ 福祉避難所については、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備や生活相談職員（概ね10人の要配慮者に1人）等の配置体制確保に努める。

※福祉避難所の指定については、第7節・第2「4. 避難施設等の整備及び周知」参照

- ⑥ 間仕切りやワンタッチパーティション、照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保する設備等を整備する。
- ⑦ 学校を指定する場合は、学校が教育活動の場であること、避難所としての機能は応急的なものであることを考慮し、教育委員会等関係部局や地域住民等関係者と事前に調整する。
- ⑧ 指定管理施設の場合は、市と指定管理者により、事前に避難所運営に関する役割分担、市との連絡体制、施設・設備・事務機器・備品等の使用範囲及びルール、備蓄品の保管、費用負担等を定める。
- ⑨ 選挙の投票所となる施設については、災害時にも投票が行われる場合を想定し、投票所と避難所の使用スペース等を事前に協議しておく。
- ⑩ ペット同行避難者のペットの保管スペースについて施設管理者と事前に協議しておく。

『指定緊急避難場所』と『指定避難所』の違い（内閣府資料）

○指定緊急避難場所（※市町村が指定）
災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定

【指定緊急避難場所のイメージ】



対象とする災害に
対し、安全な構造で
ある堅牢な建築物

土砂災害に対する
指定緊急避難場所の例



対象とする災害の
危険が及ばない学
校のグラウンド・駐
車場等

地震、大規模な火事等に対する
指定緊急避難場所の例

○指定避難所（※市町村が指定）
災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一定期間滞在する施設

【指定避難所のイメージ】



学校・体育館等
の公共施設



公民館等の
公共施設

『誘導標識』（ピクトグラム）



出典：「災害種別避難誘導標識システム」 J I S Z 9 0 9 8 防災標識ガイドブック より



(3) 地域自主避難所の登録

市（危機管理課）は、町会・自治会等が自主的に開設、運営する避難所の申請を受け付け、適性を考慮して地域自主避難所として登録する。

登録が出来る自治会館等は、土砂災害や浸水の危険性及び建物の耐震構造を考慮し、安全性が高いと認められる施設とする。

(4) 避難路の整備

市（施設所管課、危機管理課）は、避難路の安全性の点検、避難誘導標識の設置、市民への周知徹底等に努める。

(5) 震災対策用貯水施設等の整備

市（施設所管課、危機管理課）は、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は災害用井戸の整備に努める。

なお、災害用井戸についてはすべての指定避難所への整備を推進し、災害時における生活用水の確保に努める。

(6) その他避難場所の整備・管理

市（公園緑地課）は、都市公園等を災害発生時における地域住民の一時的な避難場所や救援・復旧活動の拠点等として整備・管理する。

第2 防災拠点の機能継続

市（各施設所管課）は、庁舎、避難所等の災害対策拠点施設を大規模地震発生時にも機能を継続させるため、国土交通省の「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」に基づき、対象建築物の企画段階から機能継続に係る目標を設定して構造体の変形量等の水準やライフライン途絶時における自立期間等を想定した設計を行う。また、対象建築物の運用段階においても、本ガイドラインを参考に、大規模地震発生時の対応を円滑化するため普段からの準備（維持管理・訓練等）を行う。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

市（危機管理課）は、上空からの情報収集、救助・救急活動、救援物資・人員の搬送、高層建築物等における消防活動等で大きな役割を果たすヘリコプターを有効活用するため、臨時離着陸場の確保に努める。

なお、指定避難所等の敷地内に臨時離着陸場を設ける場合は、使用の際の避難者の安全確保を考慮した運用方法を検討しておく。

第11節 帰宅困難者等対策

項 目	担 当
第1 一斉帰宅の抑制対策	危機管理課、商工業振興課、学校教育課、通信事業者、企業、学校
第2 帰宅困難者※ ¹ の安全確保対策	危機管理課、商工業振興課、学校教育課
第3 帰宅支援体制	商工業振興課
第4 関係機関の連携等	危機管理課、交通事業者、大規模集客施設事業者

第1 一斉帰宅の抑制対策

1. 基本原則の周知・徹底

市（危機管理課、商工業振興課、学校教育課）は、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図る。

2. 安否確認手段の普及・啓発

市（危機管理課、商工業振興課、学校教育課）及び各通信事業者は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、J-Anpi、SNS、IP電話などの安否確認手段について、体験サービスの活用を啓発し、発災時の円滑な利用を促進する。

また、企業や学校など関係機関において、家族等との安否確認手段やルールを決めておくよう啓発する。

3. 帰宅困難者等への情報提供体制の確保

市（危機管理課）は、関係機関と連携してエリアメール、緊急速報メール、情報配信メール、Yahoo!防災速報、ポータルサイト、SNS、駅周辺のデジタルサイネージ※²などを活用した災害時の帰宅困難者への情報提供体制を検討する。

4. 企業、学校などの施設内待機の促進

市（商工業振興課、学校教育課）は、企業・学校などにおける従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保、家族との安否確認手段の周知などの対策を促進する。

各企業は施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について自ら準備に努め、学校等は、家庭や地域と連携協力した準備に努める。

※1 帰宅困難者：震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

※2 デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

第2 帰宅困難者の安全確保対策

1. 一時滞在施設の確保

市（危機管理課、商工業振興課）は、大規模集客施設や駅等の周辺で予想される帰宅困難者の受入れに有効な一時滞在施設を公共施設などから選定して指定する。

また、有効な民間施設についても施設管理者と協議して指定を推進するとともに、一時滞在施設の周知、受入体制、情報提供手段、備蓄などを検討する。

〈駅周辺等帰宅困難者の一時滞在施設〉

帰宅困難者発生予想箇所	一時滞在施設
ア リ オ 市 原	旧勤労会館
五 井 駅	サンプラザ市原、市原高等技術専門学校
八 幡 宿 駅	八幡公民館、青少年会館
姉 ケ 崎 駅	姉崎公民館

2. 大規模集客施設や駅における利用者保護体制の確保

市（商工業振興課）は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、施設管理者や事業者との情報連絡体制を確保する。

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておく。

3. 企業、学校などの訓練

市（商工業振興課、学校教育課）は、企業・学校などにおける従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練を促進する。

第3 帰宅支援体制

市（商工業振興課）は、帰宅支援ステーションの災害協定を締結している店舗（コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等）と協力して帰宅支援ステーションの存在や支援措置について周知を図る。

第4 関係機関の連携等

千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会に参加する市（危機管理課）、交通事業者、大規模集客施設事業者等は、千葉県帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針を踏まえ、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関と連携した対策の検討、実施を推進する。

第12節 防災体制の整備

項 目	担 当
第1 市の防災体制の整備	危機管理課、各課、各施設所管課
第2 避難所運営体制の整備	危機管理課、地域連携推進課、学校教育課、生涯学習課
第3 給水体制の整備	危機管理課、水道総務課
第4 学校・保育所の防災体制の整備	指導課、学校教育課、保育課
第5 文化財保護対策の推進	文化財課、消防局

第1 市の防災体制の整備

1. 災害対策本部体制の整備

(1) 活動体制の整備

市（危機管理課）は、災害対策本部設置訓練、HUG や DIG 等の図上訓練、職員研修等を実施し、「職員の災害時初動マニュアル」の普及、検証、見直しを行う。

(2) 本部事務局職員及び避難所担当職員の指名

市（危機管理課）は、本部事務局の所掌事務や避難所の開設及び初動運営を円滑に行うため、本部事務局職員及び避難所担当職員を指名する。

原則として、本部事務局職員は危機管理課職員及び本部事務局運営の知識やノウハウを有する職員を、避難所担当職員は各指定避難所の直近に居住する職員を、それぞれ複数指名する。

(3) 現地連絡体制の整備

市（危機管理課、各支所）は、市内各地区との連絡体制を確保するため、町会長連合会と連携して現地連絡本部（支所）を中核とした支所単位の連絡体制を構築、維持する。

(4) 業務マニュアルの見直し

市（各課）は、災害対策本部各班の所掌事務を円滑に実行するため、対策別マニュアルの作成、見直しを継続的に実施する。

(5) 危機管理能力の向上

市（危機管理課）は、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪の事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識の取得や危機管理意識の醸成に取り組む。

災害対策本部や現地連絡本部の職員における防災士の資格取得を推進し、市本部職員等の災害対応力の向上を図る。

2. 罹災証明交付体制の強化

市（固定資産税課）は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、被災者生活再建支援システムの運用研修、本市と同一の支援システムを保有する市町村との災害協定の締結を検討する。

3. 受援体制の整備

市（危機管理課）は、災害の規模や被災地のニーズに応じて他の自治体や防災関係機関から円滑な応援を受けることができるよう、受援計画の継続的見直しを行い、要請先、連絡手順、連絡調整体制、役割分担、応援部隊の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等を明確にする。

計画に当たっては、東京湾北部地震など南関東地域が広域的に甚大な被害となり、南関東以外からの広域的な受援が必要となるケースや、千葉県北西部直下地震など県西部以外からの応援が可能となるケースなど、想定地震の特性や応援パターンを考慮する。

4. 業務継続体制の強化

市（危機管理課）は、市原市業務継続計画【大規模災害編】に基づく対策を推進し、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積、状況の変化等に応じた体制の見直しを図る。また、計画の評価、検証を踏まえた修正を行う。

第2 避難所運営体制の整備

1. 地域による避難所運営体制の整備

市（危機管理課、地域連携推進課、生涯学習課、学校教育課）は、指定避難所の施設管理者（学校長等）、町会・自治会、自主防災組織、PTA、マンション管理組合等と連携して「地域による避難所開設・運営マニュアル」に基づく避難所運営委員会の形成を推進し、マニュアルに基づく委員会の編成、運営ルール等の整備、運営訓練の実施等を促進する。

2. 避難所担当職員による円滑な避難所開設体制の強化

市（危機管理課）は、避難所の開設及び初動運営を担う避難所担当職員に対し、担当職員向け開設・運営マニュアルを普及するとともに、避難所開設・運営訓練（風水害版 HUG や避難所運営資機材の取扱訓練など）を行う。

3. 新型インフルエンザ等感染症対策

市（危機管理課、保健福祉課）は、避難所における感染症（新型インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス）を防止するため、次の対策を推進する。

(1) 避難行動の周知

避難所での感染を防止するため、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則のもと、適切な避難行動を住民に周知する。

ア ハザードマップによる避難の要否（避難が必要な区域等）の確認

イ 避難時の持出品（マスク、体温計等）の準備

ウ 避難所以外の避難先（親戚、知人宅等）の確保

(2) 自宅療養者等の避難確保

市（衛生班）は、平時から市原健康福祉センター（市原保健所）と連携し、避難情報発令時における自宅療養者や濃厚接触者の避難の要否、避難方法、避難先について検討する。

(3) ホテル・旅館等の活用

避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設との災害応援協定を推進するとともに、これらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

(4) 避難所の環境整備

避難所における感染防止に必要な装備や備品（非接触型体温計、消毒液、パーティション、段ボールベッド等）を備蓄し、避難所担当職員等に対応を習熟する訓練を実施する。

4. ペット同行避難

ペット同行避難者のためのペット保管スペースを確認するとともに、住民に対してペット同行避難時の持参品（ケージ等）を周知する。

5. 想定最大規模の地震を想定した避難所の確保

東京湾北部地震等の想定最大規模の地震発生により、市の指定避難所の収容力を上回る避難者が発生した場合を想定し、市内の宿泊施設の活用体制やテント避難所の設置体制を検討する。

(1) 市内の宿泊施設の活用

市（危機管理課）は、市内の旅館、ホテル、保養所等の宿泊施設を災害時に避難所として借り上げ、多数の避難者を収容する体制を整備する。

このため、市原市旅館組合などと災害時の協力協定の締結に向けた協議を行う。

(2) テント設営避難所の検討

市（危機管理課、各施設所管課）は、校庭や広場を有する指定緊急避難場所及び指定避難所の空地その他都市公園等にテント設営避難所を確保する体制を整備する。

このため、千葉県テントシート工業組合などのテントの製造・販売等を担う団体・企業等と災害協定を協議し、災害時に市が指定する空地に避難者用のテントを設営する体制を検討する。併せて、テント設営避難所に発電機、仮設トイレ等の設備を供給するための協力体制を検討する。

第3 給水体制の整備

市（危機管理課、水道総務課）は、水道や道路の被害を想定した飲料水及び生活用水の給水体制を確保する。

- (1) 指定避難所の小・中学校等に、災害用井戸（生活用水）の整備を順次進める。
- (2) 飲料用に使用されている民間の井戸を災害時の協力井戸として活用できるよう、協力を要請する。
- (3) 給水活動を円滑に行うため、給水用資機材の整備充実を図る。

〈給水資機材等の現況〉

給水車 2 台、給水タンク 3 基、仮設給水栓 12 基

【資料編「市原市災害時における協力井戸の登録に関する事務取扱要綱」】

第4 学校・保育所の防災体制の整備

1. 学校における事前準備

市（指導課）は、各学校における立地条件などを考慮した災害時の学校安全計画の作成を促進する。

また、市（学校教育課）は、学校長に対し、災害に備えた次の対策の実施を指導する。

- (1) 防災施設、設備の点検、整備
- (2) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法の確保
- (3) 市（教育委員会、消防局）、警察署への連絡体制、保護者への連絡網の整備
- (4) 勤務時間外における職員への連絡体制、非常招集体制の確保、職員への周知

第2章 第12節 防災体制の整備

(5) 市教育委員会の「大地震発生時の対応マニュアル」に基づく地震対応マニュアルや避難訓練計画の作成、訓練

2. 保育所等における事前準備

市（保育課）は、各保育所（認定こども園・小規模保育事業所）における立地条件等を考慮した災害時の応急活動や応急保育を的確に実施するための計画の作成を促進する。また、各保育所（認定こども園）の責任者に、災害発生に備えて次のような対策及び措置を講じるよう指導する。

- (1) 防災施設、設備の点検、整備
- (2) 児童の避難訓練、災害時の事前及び事後措置、保護者との連絡方法の確保
- (3) 市（保育課、消防局）、警察署への連絡体制、保護者への連絡網の整備
- (4) 食料、飲料水、離乳食等の備蓄
- (5) 勤務時間外における職員の連絡体制及び非常招集体制の確保並びに職員への周知
- (6) 保護者の引き取りが困難な場合における児童の保護対策
- (7) 地震防災マニュアルや避難訓練計画の作成、訓練等

第5 文化財保護対策の推進

市（消防局、文化財課）は、地震、火災等からの文化財の保護対策を実施する。

- (1) 文化財防火デー（1月26日）における消防と教育委員会の共同査察
- (2) 重要建造物への消防設備等の設置、火気の使用規制、防火管理体制の促進
- (3) 所有者・管理者、関係機関との協議による文化財の価値を損なわない耐震対策の促進

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 組織及び動員計画

項 目	担 当
第1 市職員の配備	各班
第2 市災害体制本部の設置	各班

第1 市職員の配備

地震・津波に対する市職員の配備基準、体制は次のとおりとし、市内の震度、地震・津波情報の種類によっては自動配備をとる。

非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

〈地震時の非常配備基準〉

態勢	配備基準	配備体制
1号 配備	①市内で震度4を観測したとき 《自動配備》 ②市内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき 《自動配備》	《情報収集体制》 ・あらかじめ指定された危機管理課職員
2号 配備	・市内で震度4を観測し、被害が発生するなど市長が必要と認めたとき	《災害注意体制》 ①災害担当部局体制（総務部、市民生活部、環境部、経済部、土木部、都市部、消防局、上下水道部、教育振興部） ②広報担当課 ③配備要員は各部局の配備計画による
3号 配備	①市内で震度5弱を観測したとき 《自動配備》 ②東京湾内湾に津波注意報又は津波警報が発表されたとき 《自動配備》 ③その他、被害が発生し、市長が必要と認めたとき	《災害警戒体制》 ①本部事務局設置（事務局長、副参事、危機管理課全員、各班の班長、副班長） ②各部課長補佐（調整担当）、支所長補佐 ③あらかじめ指名した避難所担当職員 ④初動期の事務分掌に対応する体制 （配備要員は各部局の配備計画による）
4号 配備	①市内で震度5強を観測したとき 《自動配備》 ②東京湾内湾に特別警報（大津波警報）が発表されたとき 《自動配備》 ③災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき	《災害対策本部体制》 ①災害対策本部設置 ②現地連絡本部設置 ③各部の3分の2の職員 ④避難所担当職員
5号 配備	①市内で震度6弱以上を観測したとき 《自動配備》 ②災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき	《災害対策本部体制》 ①災害対策本部設置 ②現地連絡本部設置 ③全職員

また、職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

- | |
|--------------------------------------|
| ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。 |
|--------------------------------------|

- ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- ③ 状況に応じて不急の行事、会議、出張等中止する。
- ④ 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ⑤ 速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。
- ⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

1. 職員の動員

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、参集メール（「市原市職員災害対策一斉通報システムの運用に関する要領」によるメールをいう。）や各部への連絡等を通じて各職員に非常配備を周知する。

(2) 勤務時間外

ア 状況確認

市職員は、地震が発生した場合や地震・津波に関する情報が発表された場合、震度及び警報等の種類をテレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、自らの配備基準に該当する場合は、自主的に参集、配備する。

また、参集メールを受信した場合は、その内容に応じて参集等の行動をとる。

イ 参集行動

指名職員（本部事務局職員、避難所担当職員等）はあらかじめ指定された場所に参集し、その他の職員は通常の勤務場所に参集する。

参集途上においては可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集施設の責任者に報告する。

なお、災害の状況により参集場所への移動が不可能な場合は最寄りの市の施設に参集し、当該施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

ウ 本庁守衛室の対応

本庁守衛室の職員が災害情報等を収受したときは、直ちに危機管理課長に報告する。

危機管理課長は市長等に状況報告し、また、配備等に関する指示を受け、必要に応じて緊急連絡網で必要な職員を動員するよう本庁守衛室職員に指示する。

2. 警戒活動（災害対策本部設置前）

(1) 部局長の対応

各部局長は、地震・津波が発生した場合、または、発生するおそれがある場合、非常配備等の指示の有無に係わらず必要な職員を配置して警戒活動を開始する。

非常配備態勢が発令された場合は、あらかじめ定める任務分担に基づき、所属職員の指揮をとる。また、配備した職員や活動状況を危機管理課に随時報告する。

総務部長は、市長及び副市長が不在かつ緊急を要する場合、市長、副市長に代わって次の行為をすることができる。この場合、総務部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

- ① 避難情報の発令（災害対策基本法第56条、第60条、市長の権限）
- ② 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- ③ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

(2) その他の職員の対応

勤務時間外に参集した職員は、部局長等の指示に基づき、警戒活動を開始する。

本庁、支所・他出先機関においては、概ね次の警戒活動を実施するものとし、部局長等の指示がない場合、参集職員は積極的にこれらの活動に協力する。

第3章 第1節 組織及び動員計画

〈災害初期の主な警戒活動〉

本 庁	① 防災行政無線（同報系）、情報配信メール等による市民への情報伝達 ② 防災行政無線（移動系）等による情報収集 ③ 県及び防災関係機関との情報連絡 ④ 災害警戒担当者会議又は災害対策本部設置の準備 ⑤ 避難所、救護所の設置準備、その他救護活動の準備 ⑥ 住民からの通報等の対応 ⑦ 参集職員の指揮 ⑧ その他総務部長等の指示事項
支 所 出先機関	① 地区内の町会・自治会・自主防災組織役員との連絡調整 ② 地区内の災害情報の収集 ③ 本庁への情報連絡 ④ 地区内の市民への避難の呼びかけ ⑤ 地区内の避難所、救護所の開設運営支援、その他救護活動への協力 ⑥ その他支所長等の指示した事項

3. 災害警戒担当者会議

総務部長が必要と認めるとき、又は災害対策本部本部員から総務部長に要請があった場合は、災害警戒担当者会議を開催し、次の事項を協議する。

〈災害警戒担当者会議〉

委 員	部局長及びその部局の課長補佐(調整担当) ※会議への参集委員は、総務部長が災害警戒事象により決定する。
事 務 局	総務部危機管理課
協 議 事 項	① 警戒活動の方針決定 ② 活動体制の調整（職員の応援など） ③ 市長特命事項等の対応の調整 ④ その他重要事項の決定

第2 市災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次のいずれかに該当する場合、市原市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

- ・「非常配備基準（震災時）」の4号配備又は5号配備に該当する場合
- ・避難指示又は緊急安全確保を発令した場合

(2) 本部室の設置

本部室を第1庁舎4階会議室に設置する。また、第1庁舎が使用不能な場合は、議会棟全員協議会室又は消防局講堂に設置する。

(3) 現地連絡本部の設置

本部長（市長）は、「非常配備基準（震災時）」の4号配備又は5号配備に該当する場合、支所に現地連絡本部を設置する。

(4) 設置の通知

市本部を設置したとき及び解散したときは県に通知するほか、市職員その他必要な機関に周知する。

第3章 第1節 組織及び動員計画

通 知 先	通 知 方 法
市職員	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭、参集メール、庁内ポータルサイト
通 知 先	通 知 方 法
県（危機管理課）	県防災行政無線、電話、FAX、県防災情報システム、メール
防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭、メール
市 民	市防災行政無線、広報車、市ホームページ、市情報配信メール、Yahoo!防災速報、SNS、緊急速報メール、Lアラート
報道機関	電話、FAX、記者発表
隣接市町	電話、FAX、文書、メール

2. 本部組織の確立・運営

(1) 本部組織の確立

市長は、市原市災害対策本部条例、市原市災害対策本部規則に基づき、次の組織体制を確立する。

【資料編「市原市災害対策本部条例」】

【資料編「市原市災害対策本部規則」】



第3章 第1節 組織及び動員計画

〈市本部機構〉

	機能・職務等
本部員会議	本部長、副本部長、指揮官、本部付、本部員及び本部長が必要と認める職員等※（以下「本部員等」という。）で構成し、本部長の招集により次の事項を審議する。 ① 災害対策の基本方針の決定 ② 災害対策、活動体制等の総合調整 ③ その他重要事項の決定 また、審議事項に応じて関係する本部員等に限って会議を開催することができる。この場合、審議事項及び決定事項等を本部員等に報告する。 ※災害ボランティアセンター設置時の市原市社会福祉協議会会長など含む
本部長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長不在時、又は事故あるときは本部長の職務を代理する。
本部付	本部長、副本部長を補佐する。
指揮官	本部長、副本部長に助言し、本部長の命により本部員を指揮する。 本部長及び副本部長不在時、又は事故あるときは本部長の職務を代理する。
本部員	担当する部の職員を指揮する。
本部事務局	本部員会議の庶務、本部員等、本部連絡員、現地連絡本部との連絡調整を行う。
本部連絡員	本部員の命を受け、部内各班との連絡調整、本部員会議への報告等を行う。
現地連絡本部	担当地区内の情報収集、町会・自治会・自主防災組織等との連絡調整等を行う。
部	班を編成し、所掌する事務を実行する。
技術支援チーム	本部長が必要と判断した場合に設置し、建築土木等の専門的知見から市及び各部局への助言や技術支援を行い、機動的かつ速やかな応急対策、復旧を推進する。

【資料編「市原市災害対策本部規程」】

(2) 本部機構の指揮監督

本部事務の総括・指揮監督は本部長の権限により行われるが、本部長不在時、又は事故あるときは、以下の順位により権限を委任する。

〈指揮監督権限の委任〉

第1順位	市原市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規程において第1順位とされている副市長
第2順位	市原市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規程において第2順位とされている副市長
第3順位	総務部長
第4順位以降	第4順位以降は市原市行政組織条例の機構順に企画部長及び各部長とする

(3) 班編成及び事務分掌

各部の班編成及び事務分掌は次表のとおりとする。各班の班長は構成課の欄の①として記載の課の課長とし、当該課長に事故あるときは②以降の課の課長が順に代理する。

なお、支援に関する事務分掌は、当該事務を主担当とする班が指揮を執ることとし、業務内容や人員等について事前に調整するよう努める。

第3章 第1節 組織及び動員計画

〈班編成及び事務分掌〉

部局名 (部局長)	【班名】 構成課	実施時期				事務分掌
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
本部事務局 (総務部次長)	【統括班】 ①危機管理課 指名職員 【本部連絡員】 各部課長補佐(調整担当)	■	■	■	■	○警戒期※又は初動期(発災～3日)から着手する事務 △避難生活期(4日～1週間後)から着手する事務 ◇生活再建期(1週間後～1か月後頃)から着手する事務 ●▲◆は災害救助法対象事務を含むもの ※警戒期は災害の発生するおそれのある段階をいい、主に風水害を想定する。
現地連絡本部 (各支所長)	各支所	■	■	■	■	○現地連絡本部の設置運営に関すること △避難地区の治安維持の支援に関すること ●ペットボトル飲料水・食料・生活必需品の供給、 救援物資の募集の支援に関すること ○避難所運営の支援に関すること
企画部 (企画部長)	【企画班】 ①総合計画推進課 ②シティプロモーション推進課 ③広聴相談課	■	■	■	■	○災害広報、報道・取材対策に関すること △災害相談に関すること ◇復興計画に関すること
総務部 (総務部長)	【人員・情報管理班】 ①総務課 ②人事課 ③秘書課 ④情報政策課 ⑤契約検査管財課	■	■	■	■	○災害対策従事者の勤務、健康管理、食料等に関すること ○応援隊の受入れに関すること ○共用資源(施設、輸送手段、燃料等)の確保・ 管理・調整に関すること ○災害情報の記録、管理に関すること ○本部長、副本部長の庶務に関すること △災害視察に関すること
	【特命担当班】 ①議会事務局 ②選挙管理委員会事務局 ③監査委員事務局 ④農業委員会事務局	■	■	■	■	○本部長特命事項に関すること △市議会の災害対策に関すること
財政部 (財政部長)	【資金管理班】 ①財政課 ②出納室	■	■	■	■	○災害対策資金に関すること ●災害救助法事務帳簿等の総括に関すること △義援金に関すること ●避難所・帰宅困難者一時滞在施設の開設運営 の支援に関すること
	【罹災情報班】 ①公共資産マネジメント課 ②納税課 ③市民税課 ④固定資産税課 ⑤債権管理課	■	■	■	■	△被害家屋認定調査、罹災証明に関すること (※風水害時は初動期から着手) ○被災者台帳の総括に関すること ◇市税の特例措置に関すること ●避難所・帰宅困難者一時滞在施設の開設運 営の支援に関すること ●ヘリコプター臨時離着陸場に関すること

第3章 第1節 組織及び動員計画

部局名 (部局長)	【班名】 構成課	実施時期				事務分掌
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
地方創生部 (地方創生部長)	【地方創生班】 ①地方創生課 ②交通政策課 ③観光・国際交流課	■	■	■	■	○警戒期※又は初動期(発災～3日)から着手する事務 △避難生活期(4日～1週間後)から着手する事務 ◇生活再建期(1週間後～1か月後頃)から着手する事務 ●▲◆は災害救助法対象事務を含むもの ※警戒期は災害の発生するおそれのある段階をいい、主に風水害を想定する。
市民生活部 (市民生活部長)	【市民班】 ①地域連携推進課 ②市民課	■	■	■	■	●避難所・帰宅困難者一時滞在施設(教育施設以外)の開設運営に関すること ○避難者情報の総括に関すること ○住民の安否情報に関すること ◇国民年金の特例措置に関すること ●ペットボトル飲料水・食料・生活必需品の供給、救援物資の募集の支援に関すること
保健福祉部 (保健福祉部長)	【医療衛生班】 ①保健福祉課 ②国民健康保険課 ③生活福祉第1課 ④生活福祉第2課	■	■	■	■	●医療救護、助産に関すること ●遺体の処理、埋火葬に関すること △防疫活動に関すること △動物対策に関すること △災害見舞金、災害弔慰金、災害障害見舞金、生活援護資金、被災者生活再建支援金に関すること ●福祉避難所に関すること
	【保健班】 ①保健センター ②子育てネウボラセンター	■	■	■	■	△保健活動、避難所等の衛生指導に関すること ○要配慮者(妊産婦・乳幼児)に関すること
	【支援班】 ①共生社会推進課 ②高齢者支援課 ③障がい者支援課	■	■	■	■	○要配慮者(高齢者、障がい者)に関すること ●福祉避難所に関すること ▲災害ボランティアに関すること
子ども未来部 (子ども未来部長)	【子ども班】 ①子ども福祉課 ②保育課 各保育所 各認定こども園 小規模保育事業所 ③子ども家庭総合支援課 ④発達支援センター	■	■	■	■	△応急保育に関すること ○要配慮者(乳幼児)に関すること

第3章 第1節 組織及び動員計画

部局名 (部局長)	【班名】 構成課	実施時期				事務分掌
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
						○警戒期※又は初動期(発災～3日)から着手する事務 △避難生活期(4日～1週間後)から着手する事務 ◇生活再建期(1週間後～1か月後頃)から着手する事務 ●▲◆は災害救助法対象事務を含むもの ※警戒期は災害の発生するおそれのある段階をいい、主に風水害を想定する。
環境部 (環境部長)	【環境班】 ①環境管理課					○環境汚染対策に関すること
	【廃棄物対策班】 ①クリーン推進課 ②不法投棄対策・残土指導課 ③福増クリーンセンター					○仮設トイレの統括、し尿処理に関すること ○災害廃棄物に関すること
経済部 (経済部長)	【物資班】 ①商工業振興課					○帰宅困難者の支援に関すること ●ペットボトル飲料水・食料・生活必需品の供給、 救援物資の募集に関すること △商工観光業の被害調査及び復旧に関すること ◇災害便乗商法対策に関すること
	【農林班】 ①農林業振興課 ②農林業環境整備課					○水防活動、ため池・用水路等の氾濫の警戒、 応急対策に関すること △農林水産業の被害調査及び復旧に関すること △家畜伝染病の防疫に関すること ○土砂災害の警戒及び応急対策に関すること (市原・辰巳、加茂地区) ○家屋に係る土砂災害の被害調査に関するこ と(市原・辰巳、加茂地区)
土木部 (土木部長)	【土木班】 ①土木管理課 ②道路建設課 ③道路維持課 ④河川課 ⑤建築施設課 ⑥南部土木事務所					○道路の通行規制に関すること ○緊急輸送道路を補完する道路の通行確保に 関すること ○水防活動、河川の被害調査、応急対策、復旧 に関すること ○土砂災害の警戒及び応急対策に関すること (市津・三和地区) ○家屋に係る土砂災害の被害調査に関するこ と(市津・三和地区)
	【住宅班】 ①都市計画課 ②拠点形成課 ③住宅政策課					●応急仮設住宅の供給に関すること(賃貸住宅 の活用含む) ▲被災住宅の応急修理に関すること ▲住居障害物の除去に関すること ◇住宅の復旧支援に関すること ○土砂災害の警戒及び応急対策に関すること (姉崎・有秋・五井・南総地区) ○家屋に係る土砂災害の被害調査に関するこ と(姉崎・有秋・五井・南総地区) ○空家等に関する被害の警戒・被害調査・緊 急措置・復旧指導等に関すること

第3章 第1節 組織及び動員計画

部局名 (部局長)	【班名】 構成課	実施時期				事務分掌
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
都市部 (都市部長)	【建築班】 ①建築指導課 ②宅地課		■	■	■	○警戒期※又は初動期(発災～3日)から着手する事務 △避難生活期(4日～1週間後)から着手する事務 ◇生活再建期(1週間後～1か月後頃)から着手する事務 ●▲◆は災害救助法対象事務を含むもの ※警戒期は災害の発生するおそれのある段階をいい、主に風水害を想定する。
	【整備班】 ①公園緑地課 各区画整理事務所		■	■	■	○被災建築物応急危険度判定に関すること ○被災宅地危険度判定に関すること ◇被害家屋認定調査の協力に関すること (※風水害時は初動期から着手) ○土砂災害の警戒及び応急対策に関すること (姉崎・有秋・五井・南総地区) ○家屋に係る土砂災害の被害調査に関すること (姉崎・有秋・五井・南総地区)
上下水道部 (上下水道部長)	【水道班】 ①水道総務課 ②水道建設課 ③給水課		■	■	■	○上水道の被害調査、応急対策、復旧に関すること ●給水車等による応急給水に関すること
	【下水道班】 ①下水道計画課 ②下水道管理課 ③下水道建設課 ④下水道施設課		■	■	■	○水防活動、下水道(雨水)の氾濫の警戒、下水道(汚水・雨水)の被害調査、応急対策、復旧に関すること ○排水路、排水施設、浸水危険区域等の警戒及び応急対策、復旧に関すること
教育総務部 (教育総務部長)	【教育総務班】 ①教育総務課 ②学校教育課 ③学校保健課		■	■	■	●避難所(学校施設)の開設運営に関すること △学校給食施設を活用した炊き出しに関すること ○児童・生徒等の安否情報の支援に関すること ▲被災者児童・生徒等の学用品に関すること
教育振興部 (教育振興部長)	【教育振興班】 ①生涯学習課 ②指導課 ③教育センター ④中央図書館 ⑤文化財課		■	■	■	●避難所(学校施設・公民館)の開設運営に関すること ○児童・生徒等の安否情報に関すること ▲被災者児童・生徒等の学用品に関すること △応急教育に関すること ●ヘリコプター臨時離着陸場に関すること ●帰宅困難者一時滞在施設(公民館)の開設運営に関すること

第3章 第1節 組織及び動員計画

部局名 (部局長)	【班名】 構成課	実施時期				事務分掌
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	○警戒期※又は初動期(発災～3日)から着手する事務 △避難生活期(4日～1週間後)から着手する事務 ◇生活再建期(1週間後～1か月後頃)から着手する事務 ●▲◆は災害救助法対象事務を含むもの ※警戒期は災害の発生するおそれのある段階をいい、主に風水害を想定する。
消防局 (消防局長)	【消防班】 ①警防救急課 ②消防総務課 ③火災予防課 ④危険物保安課 ⑤各署(分署)					○火災に関すること ○水災又は地震等の災害に関すること ○石油コンビナート等災害防止法に係る災害、その他危険物等の対策に関すること ○災害等による傷病者の搬送に関すること ▲災害による行方不明者等の捜索に関すること △火災の調査に関すること
各班共通						○管理施設の保全、施設利用者等の安全確保に関すること ○所掌事務に必要な資源(共用資源を除く。)の確保、管理に関すること ○所掌事務に係る機関・団体、専門ボランティアとの連絡調整、協力要請に関すること ○所掌事務が災害救助法適用事務となった場合における同法に基づく帳簿等の作成に関すること ○所管施設等の被害調査、応急対策、復旧に関すること ○避難所運営の協力(派遣職員の全庁的ローテーション、女性職員の巡回等)

3. 職員の配置・応援等

(1) 職員の配置・健康管理

各部長は部の職員の参集状況に応じて各班の所掌事務を円滑に実行できるよう職員を配置するとともに、過労や健康障害を防止するため、職員の休憩や交替勤務を指示する。

また、避難所担当職員は、原則として避難所開設から3日後に避難所担当班(市民班、教育総務班、教育振興班)の職員に交替させる。

なお、災害対応が長期化する場合は、職員の健康調査の実施や帰宅が困難な職員のための休息スペースの確保、避難所担当職員の早期ローテーションにより職員の健康管理に努める。

本部連絡員は部内各班の職員の配置状況、勤務状況及び交替勤務の計画等を人員・情報管理班に随時報告する。

(2) 職員の応援

各部長は、部の職員が不足する場合、他の部の職員の応援を本部事務局長に要請する。

本部事務局長は、各部の職員配置状況、応援を要する職種等を考慮し、また、各部長と協議し、部門間の職員の応援を調整する。

なお、市本部内の職員では対応できない場合、他の自治体等への応援要請を行う。(「第11節 応援等の要請・受入計画」参照)

4. 災害特別調査班の編成

本部長は、被災地の専門的な調査が必要な場合、専門技術を有する職員をもって災害特別調査班を編成する。災害特別調査班は、速やかに現地調査を行い、調査結果を本部事務局に報告する。

5. 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部を現場近くの市有施設等に設置し、副本部長その他の本部員等の中から現地災害対策本部の本部長、本部員等を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難情報の発令（災害対策基本法第56条・第60条、市長の権限）② 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）③ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）④ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合） |
|---|

その他、現地調査等を円滑に実施する必要がある場合、支所、南部土木事務所等に現地活動拠点を設置する。

6. 防災関係機関との連携

本部長は、災害の状況に応じて防災関係機関に先遣隊や連絡調整員の派遣を求め、必要な調整等を行う。

国や県、防災関係機関の先遣隊や連絡調整員が市本部に派遣された場合や現地災害対策本部が市内に設置されたときは、本部事務局との連絡体制を確保し、十分な連絡調整を行う。

なお、県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した県職員を情報連絡員として市に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

7. 県との連携

大規模災害により県に被災状況を報告できないため、県から情報収集等を行う職員が派遣された場合は本部事務局に受入れ、県との連絡調整を行う。

また、県災害対策本部会議に市職員の出席を求められた場合、本部長は副本部長その他の本部員等の中から適切な職員を指名し、県に派遣する。

8. 市本部の解散

本部長は市の地域において、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、市本部を解散する。

また、市本部を解散した場合、1の「(4)設置の通知」に準じて関係機関に通知する。

なお、本部解散後においても継続すべき被災者支援や災害復旧等の事務がある場合は、当該事務を担当する班を構成する課のいずれかに引き継ぐほか、必要に応じて復旧対策本部を設置して事務を継承する。復旧対策本部の組織体制及び事務分掌等は災害対策本部に準ずるものとし、最小限の部班及び職員で構成する。

【資料編「市原市災害復旧対策本部設置規程」】

第2節 情報通信対策計画

項 目	担 当
第1 地震・津波情報等の伝達	統括班、消防班、各防災関係機関
第2 通信の確保	各班、各防災関係機関
第3 被害情報等の収集・報告	各班、各防災関係機関
第4 安否不明者情報の収集・公表	市民班
第5 災害広報・報道対応	企画班
第6 災害相談窓口の設置	企画班、各班
第7 被災者台帳の作成	罹災情報班、各班

第1 地震・津波情報等の伝達

1. 地震・津波情報

市（統括班、消防班）及び防災関係機関は、千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震及び津波情報を速やかに確認し、関係者に伝達する。

なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオ等から情報を入手する。

また、緊急地震速報で市内の震度が5弱以上の場合や津波警報が発表された場合は、J-ALERTによる市防災行政無線（同報系）の自動放送やエリアメール（緊急速報メール）の発信を行う。

(1) 地震情報

ア 地震警報

気象庁は、地震の発生直後に、以下の基準に基づき、緊急地震速報（警報）を発表し、各地での強い揺れの到達時刻や震度、長周期地震動階級を予想し、警戒を促している。

なお、長周期地震動は、大きな地震時に生じる周期が長い大きな揺れのこと、震源から遠距離まで伝わりやすく、過去の地震での高層ビルのエレベーター停止・内装材破損、石油タンク火災などの被害を踏まえ、令和5年2月より発表基準に加えられた。

〈緊急地震速報（警報）の発表基準〉

発表基準	震度5以上を予想した場合 +（又は） 長周期地震動階級3以上を予想した場合
対象地域	震度4以上を予想した地域 +（又は） 長周期地震動階級3以上を予想した地域

イ 震度、震源等に関する情報

気象庁は、次の基準により、震度、震源等に関する情報を発表する。

〈地震情報の種類・発表基準等〉

地震情報の種類	発表基準	内 容
震 度 速 報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（市原市は「千葉県北西部」）と地震の揺れの検知時刻を速報

第3章 第2節 情報通信対策計画

震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上の地点と観測した震度を発表 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

(2) 津波情報

ア 津波警報

気象庁は、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位(本市は「東京湾内湾」)で発表する。

〈津波警報等の種類・津波の高さ等〉

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
			数値 での発表	定性的表現 での発表	
大津波 警報 (特別警報)	予想される津波の高 さが高いところで 3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		

第3章 第2節 情報通信対策計画

津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	$1\text{m} < \text{高さ} \leq 3\text{m}$	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	$0.2\text{m} \leq \text{高さ} \leq 1\text{m}$	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだなどが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波情報

津波警報等が発表された場合、予想される津波の到達時刻や高さなどが発表される。

〈津波情報の種類〉

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害のおそれがない場合、以下の内容が発表される。

〈津波予報の内容〉

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（統括班、消防班）、警察官又は海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市長（統括班、消防班）に通報する。通報を受けた市長（統括班）は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

第2 通信の確保

1. 通信体制の確立

市（各部本部連絡員）及び各防災関係機関は、管理する通信設備の機能を維持し、関係者間の通信手段及び住民等への伝達手段を確保する。また、通信機器ごとに連絡担当者を配置して通信記録をとる。

〈主な災害時通信手段と通信拠点〉

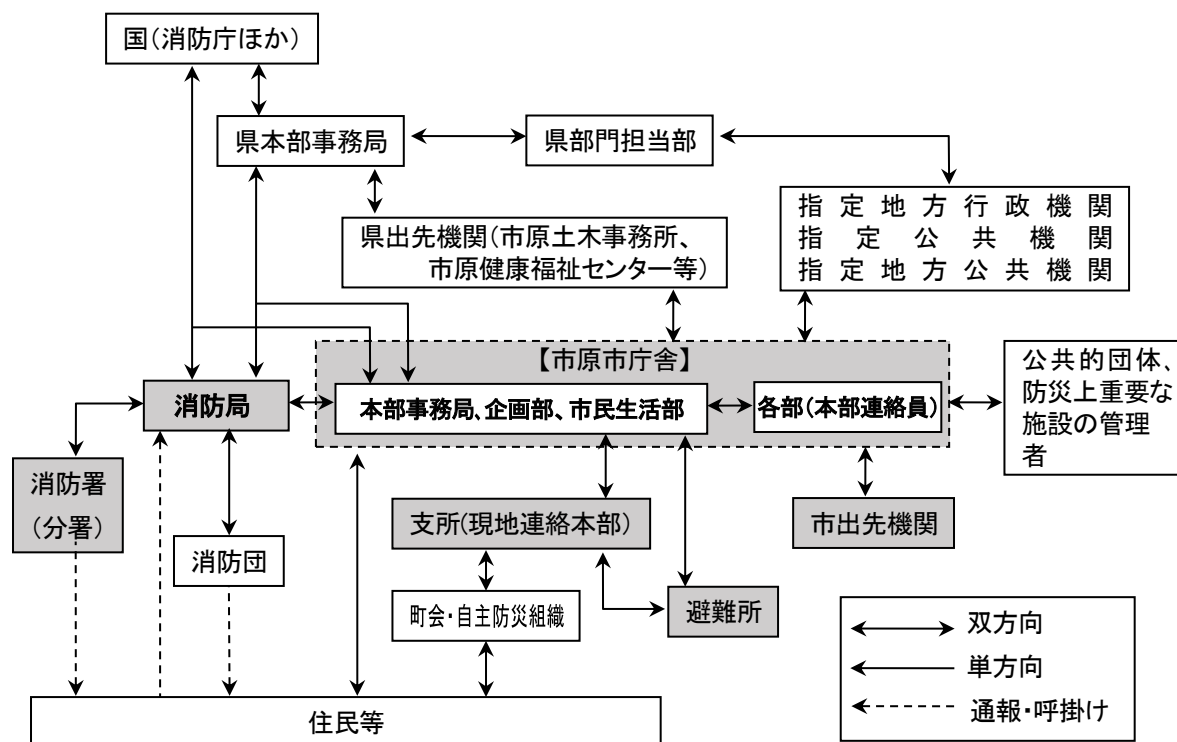
	主な通信手段	主な通信拠点等
双 方 向	災害時優先電話	市庁舎、消防局、他市町村、主要防災関係機関、国等
	県防災行政無線 (地域衛星通信 ネットワーク)	市庁舎、消防局、他市町村、県内主要防災関係機関（陸上自衛隊高射学校、千葉海上保安部、銚子地方気象台、NTT東日本千葉支店、東京電力パワーグリッド、大多喜ガス、日本赤十字社）
	市防災行政無線 (移動系)	市庁舎、消防局、支所、市主要出先機関、避難所、現場（携帯機）
	消防無線	市庁舎、消防局、消防署、消防団
単 方 向	市防災行政無線 (同報系)	市庁舎、消防局 → 屋外スピーカー、防災ラジオ
	エリアメール、情報配信 メール、Yahoo!防災速報、 SNS	市庁舎 → 携帯電話・スマートフォン（登録者等）

【資料編「市原市防災行政無線設置状況一覧」】

【資料編「市原市防災行政無線管理運用規程」】

【資料編「防災関係機関連絡先一覧」】

〈連絡系統図〉

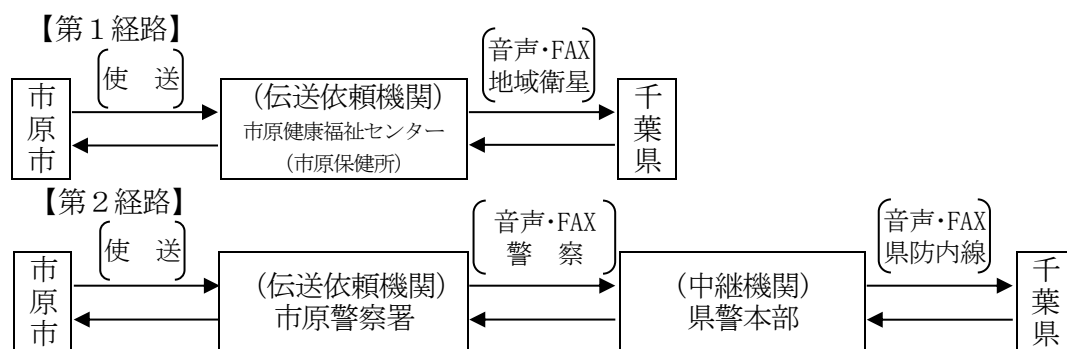


2. 代替通信手段の確保

各防災関係機関は、管理する通信設備の被災、機能低下又は電気通信施設の障害等により通信に著しい支障が生じた場合は、関東地方非常通信協議会等の加入機関の協力を得るなどして代替手段の確保に努める。

また、市（統括班）は、次の代替手段を確保する。

(1) 非常通信協議会の活用（県との通信ルートの確保）



(2) 通信ボランティアの活用

市内で震度5強以上を観測した場合、市に登録されたアマチュア無線通信ボランティアに対し、市内の災害情報の収集・伝達及び支所（現地連絡本部）を拠点とした通信を要請する。

【資料編「市原市災害時における通信ボランティアに関する要綱」】

(3) 災害対策用移動通信機器の借用

通信が途絶した地区との通信を確保するため、総務省等に災害対策用移動通信機器（衛星電話等）の貸与を要請し、被災地区の支所、避難所等に配備する。

また、孤立化の危険がある地区については、大規模な災害の警戒段階から当該通信機器の貸与を要請し、事前配備に努める。

第3 被害情報等の収集・報告

市及び各防災関係機関は、地震発生直後から所管する地域、施設等の被害情報等を収集し、また、災害の危険が解消した段階で被害調査を実施し、随時、市及び県へ報告する。

なお、被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。

〈被害情報等の主な項目と収集・調査の担当〉

分類	情報項目	市の担当班 (協力担当)	関係機関	県への報告様式
人的被害	死者、行方不明者、重症者、軽症者	医療衛生班 消防班	警察署、自衛隊 医療機関	様式1 (人的被害)
住家被害 罹災世帯 ・罹災者	全壊・全焼・全流出、 半壊・半焼、一部損壊、 床上浸水、床下浸水	罹災情報班 消防班	—	様式2 (住家等被害)
非住家被害	公共建物	各班	各機関	
	その他の建物	罹災情報班	各機関	
道路被害	道路、橋梁被害	各班	各道路管理者、警察署	様式3 〔交通規制 ・道路被害〕
	がけ崩れ	各班	市原土木事務所	
	急傾斜地崩壊防止施設被害	(各班)		
その他被害	火災発生件数	消防班	—	様式4 (その他の被害)
	河川施設等被害	各班	市原土木事務所	
	砂防施設等被害	(土木班)	市原土木事務所	
	港湾施設、船舶の被害	(土木班)	千葉港湾事務所	
	清掃施設	廃棄物対策班	—	
	停電、電話不通、ガス供給停止の戸数	(統括班)	東京電力パワーグリッド、 NTT 東日本、大多喜ガス	
	ブロック塀等の倒壊数	罹災情報班	—	
	海岸保全施設の被害	(土木班)	市原土木事務所	〔公共土木施設 被害詳細報告〕
	鉄道の不通	(統括班)	各鉄道事業者	(交通計画)
	水道施設被害 断水戸数	水道班	県企業局 長生郡市広域市町村圏組合	(水政・水道)
	田畑の被害	農林班	農業協同組合	(農林水産)
避難情報発令状況		統括班	—	様式5 (避難情報)
物資資源情報(備蓄物資、集積拠点)		統括班、物資班、整備班	—	様式6 (物資情報)
避難所等情報(諸元、開設状況)		統括班、市民班	—	様式7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害情報		統括班、消防班	—	災害即報 第4号様式

(注) 各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

【資料編「千葉県危機管理情報共有要綱(抜粋)」】

1. 災害初期の情報収集・伝達

(1) 被害情報等の収集・伝達

市(各部本部連絡員)及び各防災関係機関は、次の点に留意して所管の被害情報等を収集し、市(本部事務局)に伝達する。

- ① 勤務時間外の地震発生時は、職員の参集途上の見聞情報を速やかに集約する。
- ② 被災地の映像など、被害規模を推定するための概括的な情報の収集に努める。
- ③ 死者・重傷者の多発、市街地火災、電線・電柱・道路の被害や倒木等の多発、ガス漏れ、堤防の決壊や大規模土砂災害の前兆など、生命保護のため直ちに対処すべき、重要かつ緊急性の高い事案については、他の情報に優先して伝達する。また、必要に応じて職員を現地に派遣し、速やかに状況を確認する。

また、市（統括班）は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県、自衛隊等に応援を求める。

(2) 各地区の被害情報の収集・伝達

現地連絡本部は、町会・自治会の連絡網を活用して管内各地区の被害状況や被災者ニーズを収集し、市民班を通じ市本部へ報告する。併せて、市本部からの広報等を町会・自治会を通じて地区住民に提供する。

市（統括班）は、甚大な被害が発生した地区について、必要に応じて全戸訪問調査を実施する。調査に当たっては調査班を編成し、被害状況や被災者ニーズを速やかに調査するとともに、必要に応じて救援物資や臨時広報紙等を被災者に提供する。

2. 活動状況、被害調査結果等の伝達

市（各部本部連絡員）及び各防災関係機関は、被害への対応状況やその後の被害調査の結果を県への報告様式又は市の「被災状況報告」の様式を使用して市（本部事務局）へ伝達する。

被害等の調査・報告にあたっては、関係機関との連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の整合を図る。

なお、市（各部本部連絡員）及び各防災関係機関は、本部事務局長が指定する時刻に毎日報告することを原則とする。

【資料編「被災状況報告（庁内用）」】

3. 県への報告

市及び防災関係機関は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県（本部事務局）に被害情報等を報告する。

(1) 報告基準

市及び防災関係機関は、次の基準に該当する災害の場合、千葉県防災情報システム等で被害情報等を報告する。

〈報告基準〉

- ① 震度5弱以上を観測した場合
- ② 気象警報（波浪を除く）が発表された場合
- ③ 津波警報等が発表された場合
- ④ 市災害対策本部を設置した場合
- ⑤ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県（本部事務局）が認めた場合
- ⑥ 上記以外で、災害等による被害を覚知した場合
- ⑦ 上記以外で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事案が発生した場合

第3章 第2節 情報通信対策計画

(2) 市からの報告

市（統括班）は、市内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。

また、次の点に留意し、災害の状況に応じて国（消防庁）への報告等を行う。

報告事項	① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定） ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要な事項
補足事項	① 県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、事後速やかに県に報告する。 ② 震度5強以上を記録したときは消防庁の「火災・災害等即報要領」に基づき、被害の有無を問わず、第1報等について県及び国（総務省消防庁）に報告する。 ③ 大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。 ④ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。 ⑤ その他、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

〈国及び県への連絡方法〉

	総務省消防庁	県
勤務時間内	【消防庁応急対策室】 ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49013（衛星系） 120-90-49013（地上系） FAX 048-500-90-49033（衛星系） 120-90-49033（地上系） ② 一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	【県危機管理課】 ① 県防災行政無線 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） ② 一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

	【消防庁宿直室】	【県防災行政無線統制室】
勤務時間外	① 県防災行政無線	① 県防災行政無線
	電話 048-500-90-49102 (衛星系)	電話 500-7225 (地上系)
	120-90-49012 (地上系)	012-500-7225 (衛星系)
	FAX 048-500-90-49036 (衛星系)	FAX 500-7110 (地上系)
	120-90-49036 (地上系)	012-500-7110 (衛星系)
	② 一般加入電話	② 一般加入電話
	電話 03-5253-7777	電話 043-223-2178
	FAX 03-5253-7553	FAX 043-222-5219

第4 安否不明者情報の収集・公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が実施する安否不明者の氏名等の公表に協力し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

第5 災害広報・報道対応

市及び各防災関係機関は、相互に協力してそれぞれが有する広報メディアを有効活用し、状況に応じた正確な広報に努める。

また、報道機関は、市民の安全確保や避難生活のプライバシーへの配慮、市及び防災関係機関の災害対策の支障とならないように留意して適切な報道や取材を行う。

1. 市の広報

市は「市民のための災害広報対応マニュアル」により、的確かつ正確な広報活動を実施する。

なお、大規模災害の場合、市本部長は被災者を激励し、災害対策の現状や今後の方針、市外からの応援状況等をトップメッセージとして発表する。

(1) 広報内容

市（企画班）は各部から情報を収集し、災害の状況にあわせて次の情報を発信する。

災害情報	① 地震等の気象情報（観測情報と今後の見通し）
	② 災害の発生状況と応急対策の状況
	③ 二次災害に関する情報（火災、土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険性）
	④ 避難情報等の情報
	⑤ 安否情報
	⑥ 緊急医療情報（応急救護所、医療機関の開設状況）
	⑦ 緊急道路・交通規制情報
	⑧ 市民、事業者のとるべき措置（ガスの安全使用等、電話や交通機関等の利用制約等）

第3章 第2節 情報通信対策計画

生活情報	① ライフライン情報（電気、ガス、水道、電話、下水道等の被害状況と復旧見込み情報） ② 食料、物資等供給情報 ③ 風呂、店舗等開業状況 ④ 鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報 ⑤ 道路情報 ⑥ 医療機関の活動情報 ⑦ 治安情報 ⑧ 災害ボランティア情報
行政施策 情 報	① 住宅情報（応急仮設住宅、空家あつせん等） ② 各種相談窓口の開設情報 ③ 罹災証明書の発行情報 ④ 税・手数料等の減免措置の状況 ⑤ 災害援護金等の融資情報等 ⑥ 被災建築物応急危険度判定実施情報
被災地外 への広報	① 災害の発生状況と応急対策の状況 ② 二次災害に関する情報（火災、土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険性） ③ 安否情報 ④ 鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報

(2) 広報手段の確保

市（企画班、統括班、市民班）は広報の内容、対象者、緊急度等を考慮して次の手段を活用した広報を行う。

特に、大規模停電や通信障害等が長期化した場合、災害情報を求める被災者や帰宅困難者が避難所等を訪れるため、市本部発表の最新情報や臨時広報紙を現地連絡本部や避難所等に適宜提供する。

企画班	① 広報車による巡回放送 ② 市ウェブサイトへの掲載 ③ 情報配信メール、Yahoo!防災速報、SNSの配信 ④ コミュニティFMによる放送（市原FM放送） ⑤ 報道機関（放送事業者等含む。）への情報提供（「2. 市の報道対応」参照） ⑥ 臨時広報紙の発行
統括班	⑦ 同報系防災行政無線による放送 ⑧ 各避難所における情報の掲示、配布 ⑨ 町会連絡網等を活用した臨時広報紙等の各戸配布
市民班	⑩ 現地連絡本部における情報の掲示、配布

【協定編「災害時における災害情報の緊急放送に関する協定書」】

【協定編「災害に係る情報発信等に関する協定」】

2. 市の報道対応

市は「災害時の報道機関対応マニュアル」により、記者発表、取材対応等を実施する。

(1) 記者発表

市（企画班）は、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。

〈記者発表の概要〉

記者会見場所	市役所第1庁舎4階ロビー
会見（発表）者	第1位 本部長（市長） 第2位 副本部長（市原市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規程において第1順位とされている副市長） 第3位 副本部長（市原市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規程において第2順位とされている副市長）

	第4位 指揮官（総務部長）
発 表 内 容	被害状況、災害応急対策の状況、市の体制、協力要請の状況、今後の見通しなど

(2) 災害対策本部や避難者への配慮

市（企画班）は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材を原則禁止する措置をとるとともに、避難者のプライバシー等に十分配慮するよう報道機関に要請する。

(3) 放送要請

市（企画班）は、災害の予警報や災害に対してとるべき措置等を住民等に伝達するに当たり、電気通信設備や無線設備で通信できない場合で特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づいて、基幹放送事業者（日本放送協会千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム等）及び市原FM放送に放送を要請する。

また、災害協定に基づいて市原FM放送に、被害情報及び道路交通情報等の災害情報の放送を要請する。

【協定編「災害時における災害情報の緊急放送に関する協定」】

第6 災害相談窓口の設置

市（企画班）は、被災者からの相談や問い合わせに対応し、また、被災者の各種申請手続きを促進するため、市庁舎や状況に応じて支所等に災害相談窓口を設置する。

また、相談窓口には各班の担当者を配置し、被災者の相談に円滑かつ迅速に対応ができるように努める。なお、相談窓口で扱う主な事項は次のとおりである。

〈災害相談の主な項目・担当〉

主な相談対応事項	担当班
被災者生活再建支援金の支給	医療衛生班
義援金の支給	資金管理班
罹災証明書（火災証明含む。）の交付、不服申し立て	罹災情報班、消防班
市税の減免	罹災情報班
被災外国人の相談	地方創生班
家族等の安否照会	市民班
国民年金の減免等	
遺体の埋火葬の支援、災害弔慰金等の支給	
国民健康保険の減免等	医療衛生班
動物の保護	
高齢者、障がい者の支援	
介護保険、後期高齢者医療費の減免	支援班
保育料の減免、応急保育の申請	
被災住宅の修理の支援、応急住宅への入居	子ども班
被災建築物及び被災宅地危険度判定結果の相談	住宅班
被災中小企業等の支援	建築班
被災農林事業者の支援	物資班
被災家屋・家財等の処理	農林班
給水設備の復旧、水道料金の減免	廃棄物対策班
下水管の復旧、下水道料金の減免	水道班
	下水道班

第7 被災者台帳の作成

被害が甚大な場合等で本部長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などがないか確認するとともに、各種援護措置の効率化を図る。

1. 被災者台帳の作成

市（罹災情報班）は、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。また、災害救助法による救助が行われたときは、災害対策基本法第90条の3第4項の規定により、必要に応じて県に対して被災者台帳に関する情報提供を要請する。

被災者台帳の作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう検討する。

〈被災者台帳の項目一覧〉

情報項目（備考）	収集先
① 氏名（住民基本台帳）	市民班
② 生年月日（住民基本台帳）	市民班
③ 性別（住民基本台帳による）	市民班
④ 住所又は居所（住民基本台帳、避難者名簿等）	市民班
⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況（罹災台帳）	罹災情報班
⑥ 援護の実施状況	関係各班
⑦ 要配慮者については、その旨及び要配慮者に該当する事由	保健班、支援班、子ども班
⑧ 電話番号その他連絡先	市民班
⑨ 世帯の構成	市民班
⑩ 罹災証明書の交付状況	罹災情報班
⑪ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）	罹災情報班
⑫ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）	罹災情報班
⑬ 個人番号（マイナンバー*を利用する場合）	市民班
⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項	関係各班

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）において、被災者台帳の作成事務にマイナンバーを利用できることが規定されている。

2. 被災者台帳の利用、提供

市（罹災情報班）は、罹災証明書の発行窓口や災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）が図られることを説明する。

また、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

第3節 地震・火災等避難計画

項 目	担 当
第1 避難情報の発令	統括班、消防班、消防団、県、市原警察署、千葉海上保安部、自衛隊
第2 避難誘導等	企画班、支援班、消防団、市原警察署、市原健康福祉センター（市原保健所）、町会・自治会・自主防災組織
第3 避難所の開設・運営	避難所担当職員、統括班、市民班、教育総務班、教育振興班、各部
第4 在宅等避難者・自主避難所の支援	企画班、市民班、現地連絡本部
第5 臨時避難所の確保等	統括班
第6 安否照会への対応	市民班

地震による火災等から市民の安全を確保するため、避難情報を円滑に発令する。また、住居が被災した避難者等の生活を確保するため避難所を速やかに開設するとともに、避難者をはじめとする被災者の安否を把握し、被災者の家族等に適切に提供する。

第1 避難情報の発令

1. 避難情報の発令

市長、知事、警察官、海上保安官、自衛官等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等を保護する必要がある場合は当該地域の住民等に対して立退き避難の指示を発令する。

また、避難指示に先立ち、住民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促す必要がある場合は「高齢者等避難」を発令する。

なお、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、状況に応じて屋内待避等の安全確保を指示する。

〈避難情報の発令権者及び要件〉

発令者	種類	要 件	根 拠
市 長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命又は身体を保護する必要があるときは立退き避難を指示できる。 また、立退きによって生命に危険が及ぶおそれがあるときは屋内待避等の安全確保を指示できる。	災害対策基本法 第60条
知 事	災害全般	市長が上記の事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに代行できる。	
警察官 海上保安官	災害全般 (指 示)	市長が避難の立退きを指示できないとき、又は市長から要求があったときに、立退き避難又は屋内待避等の安全確保措置を指示できる。	災害対策基本法 第61条
警察官		警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫しているときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。	警察官職務執行法第4条

第3章 第3節 地震・火災等避難計画

発令者	種類	要 件	根 拠
自衛官	災害全般 (指 示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないときに立退き避難を指示できる。	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員 又は水防管理者	洪水・高潮 (指 示)	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認めるときに立退き避難を指示できる。	水防法 第29条

〈避難情報の種類と住民等の行動〉

種 類	住民等に求める行動
高齢者等避難	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等の要配慮者は危険な場所から避難（立退き避難※1 又は屋内安全確保※2）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 （地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、自主的に避難）
避難指示	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保	●命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保※3 する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1：立退き避難

自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがある居住者等が、その場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等に移動すること。

なお、「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。

※2：屋内安全確保

災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること。

※3：緊急安全確保

立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。

2. 警戒区域の設定

市長、知事、警察官、海上保安官、自衛官、消防吏員、消防団員等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等への危険を防止するため必要がある場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

第3章 第3節 地震・火災等避難計画

〈警戒区域の設定権者及び要件等〉

設定権者	種 類	要 件	根拠法令
市 長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 63 条
知 事	同上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第 73 条
警察官 海上保安官	同上	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第 63 条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員又は消防団員 (消防長又は消防署長)	水災を除く 災害全般	火災の発生現場。危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火 災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財 産に著しい被害が生じるおそれがあるとき。	消防法 第 28 条 第 23 条の 2
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	
水防団員、 消防職員	洪水・高潮	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第 21 条
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき。	

3. 避難情報の解除

避難情報を発令した者及び警戒区域を設定した者は、その危険が解消されたと認める場合、それらを解除する。

4. 情報共有

避難情報の発令及び警戒区域の設定を実施した場合及び解除した場合、市（統括班、消防班）、消防団、県、警察署、海上保安部、自衛隊等の関係機関は、その旨を相互に連絡する。

5. 複合災害措置

地震発生時に大規模な火事、津波、高潮、洪水、土砂災害などの同時発生が予想される場合には、それらすべての災害危険区域を避難対象地区とし、すべての災害事象に対応する指定緊急避難場所へ避難するよう住民等に伝達する。

第2 避難誘導等

1. 避難情報の伝達

(1) 住民等への伝達

市（企画班、各班）は、避難情報を発令した場合、対象地域の住民及び要配慮者利用施設等に対して次の事項を速やかに伝達する。

伝達 事項	① 避難対象地域	② 避難先
	③ 避難経路	④ 避難情報の理由
	⑤ その他必要な事項	

伝達手段	① 同報系防災行政無線	② 放送機関への放送要請
	③ Lアラート	④ 市ウェブサイト
	⑤ 緊急速報メール、情報配信メール、Yahoo!防災速報、SNS	
	⑥ 避難行動要支援者向け電話・FAXサービス	
	⑦ 広報車、消防団による巡回放送	
	⑧ 町会・自治会・自主防災組織の連絡網	
	⑨ 要配慮者利用施設への連絡（電話、メール、FAX等）	

(2) 新型インフルエンザ等感染者への伝達

市（支援班）は、新型インフルエンザ等に感染した自宅療養者に避難情報の発令情報が速やかに伝達されるよう市原健康福祉センター（市原保健所）と連携するとともに、その後の避難状況について情報共有を図る。

2. 避難誘導

警察署は、避難経路の要所への誘導員の配置に努める。

町会・自治会・自主防災組織及び消防団は、避難対象地域内の住民等を適切に避難誘導する。

避難支援等関係者は、「市原市避難支援プラン全体計画」に基づき、避難対象地域内の避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、避難方法は徒歩を原則とするが、次の場合は車両の使用を認める。

(1) 高齢者や障がい者などが長い距離を避難する場合

(2) 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させることが必要と認められる場合

第3 避難所の開設・運営

避難情報を発令した場合及び災害救助法の適用が見込まれる場合、本部長（市長）は避難所の開設・運営を開始する。また、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、市長（本部長）は知事を補助する。

なお、避難所の開設・運営は「地域による避難所開設・運営マニュアル」を基本とし、避難所運営委員会が整備された地域においては避難者による自治運営を推進し、未整備の地域においては臨時の避難所運営委員会を速やかに組織する。

1. 避難所の開設・避難者の受入れ

(1) 避難所の開設

市本部長（統括班）は、新型インフルエンザ等感染症の感染防止のため避難所の過密防止を考慮しつつ、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難所担当班（市民班、教育総務班、教育振興班）に開設を指示するとともに、県に状況を報告する。

なお、勤務時間内に災害が発生した場合は、避難所担当班を通じて施設管理者に開設を依頼する。

また、震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ指名された避難所担当職員、施設管理者又は町会・自治会が開設し、原則として避難所開設から3日後に避難所担当班（市民班、教育総務班、教育振興班）の職員と交替し、避難所運営を行う。

(2) 避難者の収容

避難所担当職員は、施設管理者（指定管理者を含む）、町会・自治会・自主防災組織、避難所運営委員会等と協力して避難者を受け入れ、また、避難者名簿を作成して入退所を管理し、市

本部（市民班）に報告する。

また、市（市民班）は避難者名簿をとりまとめ、市内の避難者を把握する。

2. 避難所の運営・避難者の生活支援

避難所の運営は「地域による避難所開設・運営マニュアル」を基本として市職員、施設管理者及び避難者の積極的な自治による運営体制を構築する。

なお、女性や子育て世代等のニーズの把握に努めるなど、女性や性的マイノリティの視点にも配慮した良好な生活環境を確保する。

また、避難者の生活支援は、在宅等避難者も含めて実施する。（「第4 在宅等避難者の支援」参照）

(1) 避難所担当職員等の派遣

市（市民班、教育総務班、教育振興班）は、各避難所に運営管理を行う避難所担当職員を派遣し、避難所の開設及び初期運営を行った避難所担当職員と事務の引き継ぎを行う。

避難所の開設が長期化することが予想される場合や短期間に複数の災害が発生した場合等、避難所担当職員のストレス障害等を防止する必要があるときは、全庁的なローテーションによる避難所担当職員の派遣体制をとる。この場合、本部長（統括班）は各部に担当避難所を割り当て、各部長は割り当てられた避難所に部の職員を避難所担当職員として派遣する。

(2) 食料・生活必需品の供給

市（市民班）は、各避難所の食料・生活必需品等の需要を確認し、物資班に各避難所への食料等の供給を要請する。また、物資班から各避難所への食料等の到着予定を確認し、各避難所に受け入れ、保管等の準備を指示する。

避難所担当職員は避難所運営委員会と協力して支給する食料等の原材料表示や献立表の掲示等を行い、食物アレルギーの避難者に周知するほか、食物アレルギーを有する者のニーズの把握に努める。

(3) 要配慮者等の支援

避難所担当職員は避難所運営委員会等と協力して要配慮者や女性等専用の福祉避難室の確保に努めるとともに、要配慮者のニーズを把握し、必要に応じて市（支援班、子ども班）に要配慮者の介助等を要請する。（「第5節 要配慮者等の支援計画」参照）

(4) トイレ対策

避難所担当職員は避難所運営委員会等と協力し、施設のトイレが使用できない場合は災害用の組み立てトイレを設置する。また、トイレが不足する場合やし尿収集を要する場合は、市（廃棄物対策班）に仮設トイレの設置やし尿収集を要請する。（第17節「第1 災害廃棄物処理」参照）

(5) 保健衛生対策

避難所担当職員は避難所運営委員会等と連携し、また、市（保健班）に要請し、避難所の衛生確保、避難者の健康管理等を行う。（「第15節「第1 保健・防疫活動」参照）

(6) 新型インフルエンザ等感染症対策

避難所担当職員は、避難所における感染症（新型インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス等）を防止するため、感染症の流行状況等により次の対策を行う。

ア 健康管理

受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。

イ 滞在スペースのゾーニング等

避難所担当職員は、一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、発熱・咳等がある方等を適切にゾーニングし、動線の分離に努める。

ウ 衛生確保

避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。また、避難者には、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

エ 車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難を周知し、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

また、感染防止対策を講じつつ、避難所滞在者に準ずる避難生活の支援に努める。

オ 新型インフルエンザ感染症対策

避難者に新型インフルエンザへの感染が疑われる症状がある場合は、医療機関の受診を指示する。医師による検査の結果が陽性であった場合、市原健康福祉センター（市原保健所）は、指定医療機関・宿泊施設への入院や移送の調整を行う。

(7) ペット対策

避難所担当職員及び避難所運営委員会はペットの飼育スペースを確保し、同行避難者に対してペットの飼育ルールの遵守を徹底する。

また、ペットの救護等の問題が生じた場合は、市（医療衛生班）に対策を要請する。（第 15 節「第3 動物対策」参照）

(8) ボランティアの確保

市（市民班）は、各避難所のボランティアニーズを収集し、市災害ボランティアセンターにボランティアの募集を要請する。（「第 21 節 災害ボランティア対応計画」参照）

3. 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対して閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖するものとする。また、学校施設については、授業再開に必要な教室等から順次閉鎖する。

4. 地域自主避難所の設置・運営

地域自主避難所は、自治会館等を活用して地域自らが自助・共助で運営する私設避難所であるため、市職員の派遣は行わず、地域の自主運営を基本とする。

地域自主避難所の運営に必要な最低限の資機材や物資については、市（危機管理課）と調整し、指定された場所にて受け取り、地域の責任のもと備蓄するものとする。

また、災害時には、市（現地連絡本部）に対し、地域自主避難所の開設状況や避難者数等を報告することとし、必要に応じて地域の防災拠点（避難所等）において支援物資の支給を受けるものとする。

第4 在宅等避難者・地域自主避難所の支援

1. 在宅等避難者の支援

市は、在宅、車中泊、テント生活など、避難所以外の場所での避難生活を余儀なくされた市民（「在宅等避難者」という。）に対し、避難所滞在者に準ずる避難生活の支援に努める。

なお、在宅等避難者への食料等の支給、保健衛生指導等の各種支援措置は、避難所を拠点として実施する。

市（市民班、現地連絡本部）は、町会・自治会・自主防災組織等の協力を得て、在宅等避難者の所在を確認し、在宅等避難者名簿を作成する。

市（企画班、市民班、現地連絡本部）は、在宅等避難者に対し、避難所等で食料の支給等の各種支援を実施することを周知する。

2. 地域自主避難所の支援

市は、登録された地域自主避難所が開設された場合、運営する町会・自治会等と連携して避難所に準ずる避難生活の支援を行う。

市（現地連絡本部）は、市民班に避難者数等を報告し、地域の避難所等に当該地域自主避難所の避難者のための食料等を供給するよう要請する。また、当該町会・自治会等に地域の避難所等での食料等の受け取りを依頼する。

第5 臨時避難所の確保等

大規模災害により避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、市内の宿泊施設の確保、他市町村への受入要請等により対処する。

1. 他市町村への受入要請

市（統括班）は、災害協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に避難者の受入れを要請する。

(1) 相互応援協定に基づく避難者の一時受入要請

県内市町村及び石油基地自治体協議会加盟団体との災害時相互応援協定に基づき、避難者の一時受入れを要請する。

(2) 広域一時滞在の要請

災害対策基本法に基づき、県知事に県外市町村への避難者の広域一時滞在を要請する。

2. 宿泊施設の借り上げ

市（統括班）は、市内の旅館、ホテル、保養所等の借り上げによる避難所の設置を検討する。また、市原市旅館組合等に宿泊施設への避難所設置協力を要請する。

3. テント避難場所の確保

市（統括班）は、指定緊急避難場所及び指定避難所の空地その他都市公園等にテント設営避難所を指定し、車中泊等の避難者にテントの設営を許可する。

また、千葉県テントシート工業組合や災害協定を締結する団体・企業に、テント、発電機、仮設トイレ等の供給、設営を要請する。

なお、都市公園等は応急仮設住宅の建設候補地のため、建設着工までの期間に限って活用する。

第6 安否照会への対応

市（市民班）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

1. 安否情報の収集、管理

市が管理する被災者の安否に関する情報（市民班、医療衛生班、消防班等が所管する避難者名簿、在宅等避難者名簿、医療救護記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果、行方不明者リスト等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察署等に市民の安否に関する情報

提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

2. 安否照会の受付

災害相談総合窓口等で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

〈安否照会者の確認事項〉

- | |
|---------------------------|
| ① 照会者の氏名、住所 |
| ② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 |
| ③ 照会をする理由 |

3. 安否情報の回答

災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

〈照会者の区分と提供可能情報〉

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	市が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第4節 津波避難計画

項 目	担 当
第1 避難指示の発令	統括班、企画班、消防班、消防団、町会・自治会・自主防災組織
第2 避難確保等	下水道班、消防団、町会・自治会・自主防災組織

本市沿岸に津波が到達するおそれがある場合は、市原市津波避難計画に基づいて住民等の避難を円滑に行う。

第1 避難指示の発令

1. 避難指示の発令

本部長（統括班）は、気象庁が「東京湾内湾」に津波注意報等を発表した場合、津波避難対象地域の市民等に対し、直ちに避難指示を発令する。

〈避難指示の発令基準〉

種 類	判断基準	避難対象地域
避難指示の発令	・津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき ・その他市長が避難の必要を認めたとき	白金町3丁目地区～6丁目地区 君塚4丁目地区～5丁目地区 五井金杉1丁目地区・2丁目地区
避難指示の解除	・津波警報（大津波、津波）、津波注意報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断したとき	椎の実町会（五井地区） わかば苑町会（五井地区） 養老川臨海公園

2. 避難指示の伝達

市（統括班、企画班、消防班）及び消防団は、緊急速報メール、同報系防災行政無線、情報配信メール、広報車（消防団車両含む。）などを活用し、避難指示を市民等へ伝達する。

町会・自治会・自主防災組織は、避難指示の発令を認知した場合は、組織毎にあらかじめ定めた伝達手段により組織を構成する市民等に伝達する。

第2 避難確保等

津波避難対象地域内にいる市民等は、津波警報等又は避難指示を確認した場合、速やかに対象地域から立ち退き避難を行う。また、逃げ遅れた場合は、津波避難ビルへの垂直避難を行う。

1. 避難方法

徒歩を基本とするが、次の場合は車両の使用を認める。

- (1) 高齢者や障がい者などが長い距離を避難する場合
- (2) 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させることが必要と認められる場合

2. 避難誘導

町会・自治会・自主防災組織及び消防団は、避難対象地域内の住民等を適切に避難誘導する。

避難支援等関係者は、「市原市避難支援プラン全体計画」に基づき、避難対象地域内の避難行動

要支援者の避難支援を行う。

3. 防潮水門等の閉鎖

市（下水道班）は、津波注意報等を認知した場合、市内6箇所の防潮水門等を閉鎖する。

4. 従事者の安全確保

避難誘導、防潮水門の閉鎖、避難指示の巡回広報、避難行動要支援者の避難支援等に従事する者は、気象庁が発表する津波到達予想時刻の少なくとも20分前に、避難対象地域外への退避を開始する。

ただし、津波到達予想時刻の20分前であっても、現場の状況やラジオ等により危険を察知した場合は、直ちに退避を開始するものとする。

第5節 要配慮者等の支援計画

項 目	担 当
第1 避難行動要支援者の避難支援	統括班、支援班、消防班、消防団、市原警察署、町会・自治会組織、民生委員・児童委員
第2 避難所における要配慮者の支援	支援班、子ども班、保健班
第3 福祉避難所の設置	支援班
第4 応急生活支援	支援班、子ども班、住宅班
第5 要配慮者利用施設の避難確保	支援班、要配慮者利用施設の管理者

災害時に特別な配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するとともに、特に自ら避難することが困難な在宅の避難行動要支援者については、「市原市避難支援プラン全体計画」に基づき、避難支援等関係者（町会・自治会組織、民生委員・児童委員、消防局、消防団、警察署等）の協力を得て安全確保に努める。

また、社会福祉施設、医療機関等で要配慮者が入所する施設（「要配慮者利用施設」という。）の管理者等は事前に作成した避難確保計画等に基づいて利用者の安全確保に努める。

第1 避難行動要支援者の避難支援

避難情報が発令された場合、避難支援等関係者は避難行動要支援者等と連絡をとり、また、安否を確認し、避難情報の内容を相互に確認の上、事前に作成した避難支援プラン個別計画等に基づき、要支援者の避難支援を行う。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認や避難支援の結果を、避難所担当職員を通じて市（支援班）に報告する。また、避難行動要支援者名簿を避難所担当職員に引き継ぎ、避難所生活での支援に活用する。

なお、本部長（統括班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報を、災害対策基本法第49条の11の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者に提供する。

第2 避難所における要配慮者の支援

1. 避難所の生活環境等の確保

市（支援班、子ども班）は各避難所の避難所運営委員会等の協力を得て、要配慮者用のスペース（福祉避難室）の確保に努めるほか、障がい者用トイレやスロープの仮設に努める。

また、避難生活が長期化する場合は、畳、マット、間仕切り、オムツ交換等が可能な簡易ベッドなどの設置に努める。

なお、これらの備品等が不足する場合は、災害協定の締結団体に供給を要請する。

【協定編「災害時における物資の供給協力に関する協定（日本福祉用具供給協会）」】

2. 要配慮者の介助

市（支援班、子ども班、保健班）は各避難所の避難所運営委員会や避難支援等関係者等の協力を得て、避難所や在宅避難の要配慮者の健康状態、避難生活上のニーズ等を把握する。

また、福祉関係職員、保健師、看護師等と連携し、健康相談、健康被害の予防活動、生活支援等に努める。

3. 情報提供等の支援

市（支援班、子ども班）は、各避難所の避難所運営委員会や手話通訳者等の協力を得て、聴覚障がい者のための手話、筆談等による情報提供や相談対応に努める。

4. 県への支援要請

市は、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等に対し、支援が必要と判断される場合は、必要に応じて県に千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を要請する。

第3 福祉避難所の設置

1. 福祉避難所の設置

市本部長は、避難所や在宅避難による生活が困難な要配慮者がいる場合又はその可能性がある場合、福祉避難所の設置を決定する。

市（支援班）は、災害協定を締結する団体に福祉避難所の設置、運営及び福祉避難所への介護員の派遣を要請する。

また、身体状況の悪化により、緊急に入所介護・療養等が必要な要配慮者については、社会福祉施設への緊急入所や病院への入院措置を支援する。

【協定編「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」】

【協定編「災害発生時における福祉避難所の介護活動に関する協定書」】

2. 福祉避難所等への搬送

市（支援班）は要配慮者の障害の状態や、心身の健康状態等を考慮し、福祉避難所への受入れの優先順位を検討する。また、福祉避難所等の施設管理者と協議し、要配慮者の状態や介助者の有無等を考慮して受入先を調整し、施設管理者及び要配慮者の家族等の協力を得て搬送する。

また、状況に応じて災害協定を締結する交通事業者等に介護タクシー等による搬送を要請する。

【協定編「災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書」】

第4 応急生活支援

1. 福祉仮設住宅への優先入居等

市（住宅班）は、応急仮設住宅等の確保及び提供に当たって要配慮者の実態を考慮し、福祉仮設住宅の確保や入居選定時の優先措置などに努める。

2. 生活支援

市（支援班、子ども班）は社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の協力を得て、応急仮設住宅に入居する要配慮者等の巡回相談や介助サービスの提供に努める。

第5 要配慮者利用施設の避難確保

避難情報が発令された場合、要配慮者利用施設の管理者等は事前に作成した避難確保計画等に基づき入所者の避難等を実施する。

また、利用者や施設の被災状況等を市（支援班）に連絡する。

第6節 消防・水防対策計画

項 目	担 当
第1 消防・救助・救急活動	消防班、消防団
第2 危険物等の対策	消防班
第3 水防活動	統括班、土木班、下水道班、農林班、消防班、消防団
第4 土砂災害の警戒	統括班、農林班、土木班、住宅班、建築班、整備班、消防班、消防団

第1 消防・救助・救急活動

震災時における消防活動は、「市原市消防局警防規程」、「市原市消防局警防本部運営規程」、「市原市消防局震災時消防計画」、「市原市消防局緊急消防援助隊等受援計画」を適用する。
また、消防団の活動は、「市原市消防団出動基準」等に基づき実施する。

1. 活動方針

大規模地震発生時は、人命にかかわる多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した活動体制を消防局、消防団の全機能をあげて展開し、住民の生命・身体及び財産の保護に努める。

2. 消防局の活動

(1) 警防活動

- ア 人命の安全を優先とした避難路確保の活動を行う。
- イ 重要かつ延焼拡大の危険要素が高い地域を優先に活動を行う。
- ウ 複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して活動を行う。
- エ 工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。
- オ 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に被災した場合は、重要対象物の防御活動を優先する。

(2) 救急・救助活動

- ア 救命処置を要する重症者を最優先する。
- イ 火災現場付近に発生している事象を優先する。
- ウ 多数の人命を救護することを優先する。
- エ 災害の状況等を判断し、現場救護所を設置する等、効果的な救護活動を行う。
- オ 医療機関への搬送は、関係機関との連携を密にし、効果的な搬送体制の確保に努める。
- カ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効果的な活動を行う。
- キ 災害の状況により救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と救助隊等が連携して活動する。

3. 消防団の活動

- (1) 地震等の発生により、災害発生が予測される場合は、住民に対し、災害防止のため広報活動をするとともに、被災した場合は、住民と協力して消防活動を行う。

- (2) 消防局の出動不能若しくは、困難な地域における消防活動、又は主要避難路確保のための活動については、単独又は消防局と協力して行う。
- (3) 避難指示等が発令された場合は、これを伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。
- (4) 消防局、自主防災組織等と協力し、要救助者の救出・救助、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

4. 救助資機材の確保

市（消防班）は、倒壊家屋等からの救助のために重機等を必要とする場合、災害協定を締結する団体・企業に重機の派遣を要請する。

【協定編「災害時におけるレンタル資機材の優先提供に関する協定書
(アクション)」】

【協定編「災害時における応急対策の協力に関する協定
(県クレーン建設重機協同組合)」】

5. 消防広域応援の要請

(1) 緊急消防援助隊

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

【資料編「緊急消防援助隊運用要綱」】

(2) 大規模特殊災害における広域航空応援

市の区域内に大規模特殊災害が発生し、他の都道府県の市町村に広域航空応援を要請する必要がある場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援市原市事前計画」により要請する。

【資料編「大規模特殊災害時における広域航空消防応援市原市事前計画」】

(3) 千葉県広域消防相互応援

千葉県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合は「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」・「千葉県消防広域応援隊運用要綱」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施する。

また、千葉市に航空特別応援の要請を必要とする場合は「千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空特別応援事前計画」により要請する。

【資料編「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」】

【資料編「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援事前計画」】

6. 消防・警察・自衛隊等との連携

消防広域応援部隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊災害派遣部隊等による合同での救助活動等を行う場合、市（消防班）は状況に応じて合同指揮所や調整会議等を設け、活動方針、任務分担、担当区域、情報共有等について適切な連携を図る。

第2 危険物等の対策

1. 高圧ガス等の保管施設

県及び市（消防班）は、必要に応じて事業所に対してガス保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

2. 石油類等危険物保管施設

市（消防班）は、危険物施設の所有者等に対し、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

3. 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。

4. 危険物等輸送車両

市（消防班）は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第3 水防活動

洪水のおそれがあるときは市地域防災計画（風水害編）に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設の被害状況に応じて施設等の監視、操作及び洪水防御活動を的確に実施する。

第4 土砂災害の警戒

震度5弱以上の地震が発生したときは、市（各班）は危険度の高い土砂災害危険箇所・区域等に職員を派遣し、土砂災害の前兆の有無等をパトロールする。また、市民から土砂災害の前兆等に関する通報があった場合も同様に当該箇所のパトロールを行う。

土砂災害の前兆等を確認した場合は、周辺住民に避難を呼びかける。

第7節 医療・救護計画

第1 医療救護活動	医療衛生班、支援班、市原市医師会、市原市歯科医師会、千葉県柔道整復師会千葉東支部、市原市薬剤師会、千葉県看護協会市原地区部会、各医療機関
第2 地域医療の応急対策	医療衛生班、市原健康福祉センター（市原保健所）

第1 医療救護活動

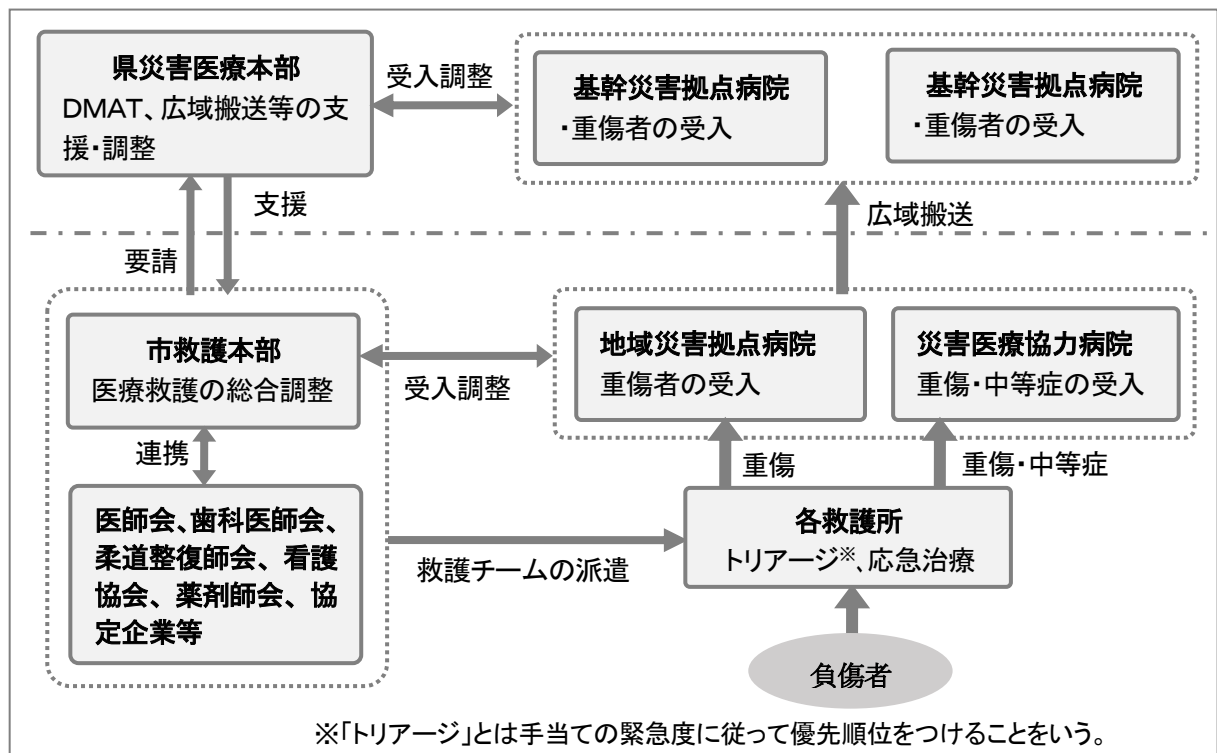
本部長は、災害救助法の適用が見込まれる場合、被災者等の医療・助産を開始する。また、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、市長（本部長）は知事を補助する。

なお、災害救助法に基づく医療・助産の対象者は次のとおりである。

- ① 災害に起因する負傷者
- ② 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- ③ 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- ④ 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

また、大規模災害時は千葉県災害医療救護計画に定める体制やルールに基づいて対応し、市内外の医療資源を効果的に活用する。

〈千葉県災害医療救護計画に基づく医療救護活動の体系〉



〈災害医療救護施設〉

種 類	候補施設	医療機能
地域災害 拠点病院	帝京大学ちば総合医療センター、 千葉県循環器病センター、千葉労 災病院	重傷者の受入れ、広域搬送の対応、DM A T等の派遣・受入れ など
災害医療 協力病院	鎗田病院、五井病院、辰巳病院、 長谷川病院、白金整形外科クリニ ック	中等症者・重傷者の受入れ、災害拠点病 院への重傷者の搬送・広域搬送への対応

1. 市救護本部の設置

市は、「市原市救護本部活動マニュアル」により市救護本部を設置し、県災害医療本部をはじめとする関係機関と連携して医療救護活動を推進する。また、状況に応じて福祉関係機関と連携して要配慮者の医療ニーズを把握し、医療救護活動を推進する。

(1) 情報収集

市（医療衛生班）は、県、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関と連携して次の情報を収集し、相互に情報供給提供するとともに、関係機関に提供する。

また、停電が長期化する場合は支援班と連携し、社会福祉施設における非常電源の稼働状況・補給燃料及び電源車の確保状況、入所者の医療ニーズ等を併せて収集する。

- | |
|---|
| ① 傷病者等の発生状況
② 医療施設、社会福祉施設の被害状況、診療機能の確保状況
※長期停電時は、非常電源の稼働状況・補給燃料及び電源車等の確保状況等を含む。
③ 避難所及び医療救護所の設置状況
④ 医薬品及び医療資器材の需給状況
⑤ 医療施設、医療救護所等への交通状況
⑥ その他医療救護活動に資する事項 |
|---|

(2) 市救護本部の設置

市保健福祉部長は、市災害対策本部が設置されたとき、又は災害の状況により必要と認めるときは市救護本部を設置する。

市（医療衛生班）は市救護本部を市議会棟第1委員会室（代替候補：市庁舎内会議室等）に設置し、次の組織体制を確立する。

市救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護活動を統括、指揮する。

〈市原市救護本部の組織体制〉

構 成	主な役割
本 部 長（保健福祉部長）	医療救護活動の統括
副本部長（①保健福祉部次長、②保健福祉課長）	本部長の補佐、代行
地域災害医療コーディネーター （帝京大学ちば総合医療センター、千葉県循環器病センター、千葉労災病院、市原市医師会）	本部長への助言、医療救護活動の総合調整 医療ニーズの分析、患者の搬送・受入れの調整 医療チームの配置、活動調整 など
地域専門調整員 （市原鶴岡病院、磯ヶ谷病院、河野医院医師）	必要に応じて配置し、地域性や専門性の面から上記の機能を支援
調整担当（医療衛生班職員）	情報伝達、関係機関との連絡調整 など
情報担当（医療衛生班職員）	情報の収集、整理、分析 など
救護担当（医療衛生班職員）	救護活動計画、医療チームとの連絡調整 など
福祉担当（支援班職員）	要配慮者、福祉施設等の情報収集、連絡調整 など

2. 救護所の設置及び救護班の派遣

市は、「救護所の医療活動マニュアル」により救護所における医療救護活動を実施する。

(1) 救護所の設置

市救護本部は、被災地区において傷病者のトリアージや応急治療等を行う救護所を設置する。

なお、救護所は、医療資源の確保や後方医療機関への搬送等を円滑に行えるよう、地域災害拠点病院及び災害医療協力病院の待合室又は駐車場等を候補とし、また、災害の状況に応じて選定し、当該病院と連携して設置、運営する。

(2) 医療チームの派遣

市救護本部は、災害協定を締結する三師会（市医師会、歯科医師会、県柔道整復師会千葉東支部）及び県看護協会市原地区部会と連携して医療チームを編成し、救護所に派遣する。

また、医療チームが不足する場合は、県災害医療本部に対してDMAT、医療ボランティア等の応援医療チームの派遣を要請する。

【協定編「市原市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動についての協定書」】

【協定編「市原市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療活動についての協定書」】

【協定編「災害時における接骨師会の協力に関する協定書」】

(3) 医薬品等の確保

市救護本部は、救護所や医療機関の医薬品が不足する場合、災害協定を締結する団体（市薬剤師会）・企業に対して医薬品の供給を要請する。

また、医薬品が不足する場合は県災害医療本部に供給を要請し、血液製剤が不足する場合は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

【協定編「災害時における医薬品等の供給に関する協定」】

【協定編「災害時における物資の供給協力に関する協定（(株)タカサ）」】

(4) 後方医療機関への搬送

市救護本部は消防班、市内の災害拠点病院及び災害協力病院と調整し、重傷者等の受入先及び搬送手段を確保する。

また、市内で確保できない場合は、県災害医療本部に対し、広域的な受入先の調整やヘリコプター等の搬送手段の確保を要請する。

(5) 医療施設等の非常電源確保

市救護本部は、重要施設の非常電源整備状況リスト（大規模事故編 第10節「大規模停電対策計画」参照）に基づき、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の非常電源の稼働状況・補給燃料及び電源車等の確保状況等を把握し、関係者と共有する。

また、これらの重要施設の非常電源やその燃料が不足する場合は、市（人員・情報管理班）に電源車や燃料等の供給を依頼する。

第2 地域医療の応急対策

市（医療衛生班）及び市原健康福祉センター（市原保健所）は、市内の透析医療機関等の診療状況を収集し、広報や透析患者等への情報提供等を行う。

また、必要に応じて関係機関の協力を得て、医療機関への搬送支援や巡回診療を行うなど地域医療の確保に努める。

第8節 災害警備計画

項 目	担 当
第1 災害警備	市原警察署
第2 防犯活動	市民班、現地連絡本部、市原警察署

第1 災害警備

千葉県警は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

1. 警備体制

- (1) 市原警察署災害警備連絡室
震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等
- (2) 市原警察署災害警備対策室
震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等
- (3) 市原警察署災害警備本部
震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等
なお、災害警備本部設置予定場所が被災して使用不可能な場合、市の施設を借上げて設置

2. 活動要領

① 要員の招集及び参集	② 地震、その他災害情報の収集及び伝達
③ 装備資機材の運用	④ 通信の確保
⑤ 負傷者の救出及び救護	⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
⑦ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置	⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
⑨ 報道発表	⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容	
⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）	
⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）	
⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請	⑮ その他必要な応急措置

第2 防犯活動

警察署は、被災地、避難所周辺における犯罪等の防止活動に当たる。

市（市民班、現地連絡本部）は、市原市防犯協会、自主防犯組織等に対して被災地区の防犯活動等を要請する。

① 被災家屋等のパトロール	② 不審者や不審車両の発見及び警察への通報
③ 被害情報等の収集、避難者への広報	④ 立て看板の表示及び設置
⑤ その他必要な防犯活動	

第9節 交通・輸送対策

項 目	担 当
第1 緊急通行路線の確保	土木班、市原警察署、市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)
第2 緊急輸送	統括班、人員・情報管理班、医療衛生班、土木班、罹災情報班、地方創生班、整備班、教育振興班

第1 緊急通行路線の確保

緊急通行車両の通行路線を確保し、また、災害対策拠点（災害対策本部、消防署、災害拠点病院、ヘリコプター臨時離発着場等）間の緊急輸送ネットワークを確保するため、被災地区への通行を規制するとともに、重要な道路区間の交通規制、道路啓開等を速やかに実施する。

【資料編「緊急輸送道路・補完道路・災害対策拠点分布図」】

1. 道路・交通情報の把握

道路管理者（市土木部、縣市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)）及び警察署は、道路の被災状況や交通状況等の情報を収集し、相互に共有する。

情報収集は、県が指定する「緊急輸送道路」及び市が指定する「緊急輸送道路を補完する道路」を優先する。

2. 規制区間等の設定

(1) 規制区間等の設定

道路管理者及び警察署は、緊急通行車両の通行支障の状況、道路の復旧見込み、災害対策拠点の設置状況等を考慮し、災害対策基本法等に基づき交通規制等を実施する道路の区間又は区域（以下「規制区間等」という。）を指定する。

また、状況に応じて一般車両の迂回路を設定する。

(2) 広報

道路管理者及び警察署は、規制区間等を指定した場合及び廃止した場合は、当該区間名、迂回路、運転者の注意事項等をラジオ、道路情報板、ホームページ等で周知する。

当該区間内にある車両の運転者は、速やかに規制区間以外の場所へ車両を移動し、移動が困難なときは道路の左側端に駐車するなど緊急通行車両の通行妨害とならないようにする。

3. 規制等の実施

道路管理者及び市原警察署は、災害対策基本法、国土交通省の「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」等により、規制区間等の交通規制及び道路啓開を推進する。

(1) 交通規制実施体制の確保

警察官や職員の配置、検問所や標識の設置など、効果的な交通規制に努める。

(2) 道路啓開実施体制の確保

（一社）千葉県建設業協会や災害協定を締結する団体の協力を得て、障害物の除去や応急復旧に必要な要員、資機材、重機等を確保する。

また、ライフライン施設等の道路占用物件を除去する場合は、当該施設管理者と協力して啓開作業を実施する。

第3章 第9節 交通・輸送対策

その他、国が指定する重要物流道路及び代替補完路については、状況に応じて国に道路啓開や復旧の代行を要請する。

【協定編「災害時における街路樹等の倒木処理等に関する協定書」】

【協定編「災害時における応急対策の協力に関する協定書」】

(3) 移動物件等の保管場所の確保

道路啓開により除去する物件等は、仮置場の確保（第17節・第1・1「(3) 仮置場の確保」）に準じて仮置場を確保して保管する。また、災害対策基本法に基づく車両移動を行う場合は、同法に基づく土地の一時使用等の権限を状況に応じて有効活用し、近隣の民地等を仮置場として確保する。

〈交通規制等の実施者・内容等〉

実施機関	実施できる状況・内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、交通の安全と円滑化、交通障害の防止のために必要な場合、交通整理、交通規制を行う。	道路交通法第4条
	災害応急対策の的確、円滑な実施のため緊急を要する場合、道路の区間又は区域（「通行禁止区域等」という。）を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制する。	災害対策基本法第76条
	必要に応じて道路管理者等に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を要請する。	災害対策基本法第76条の4
警察署長	道路交通法第4条の交通規制のうち、適用期間の短いものを行う。	道路交通法第5条、第114条の3
警察官	道路の損壊、火災等による危険を防止するため緊急を要する場合、必要な限度で通行を一時禁止し、又は制限する。	道路交通法第6条、第75条の3
	通行禁止区域等において緊急通行車両の通行支障となる車両等について、当該車両の所有者等に道路外への移動等を命ずる。また、所有者等が不在等の場合は自ら移動等を行う。	災害対策基本法第76条の3
災害派遣による自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、上記の措置を行う。	
道路管理者	道路の破損等により交通が危険となる場合、道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を規制する。	道路法第46条
道路管理者 港湾管理者	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行う。	災害対策基本法第76条の6
国土交通大臣、知事	必要に応じて道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を指示する。	災害対策基本法第76条の7

第2 緊急輸送

1. 車両輸送

(1) 車両の確保・管理

市（人員・情報管理班）は公用車を管理し、各班の要請に基づき使用目的に応じた配車を行う。また、車両が不足する場合は、災害協定を締結する他市町村や交通事業者から車両の確保や輸送業務の要請を行う。

【協定編「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」】

【協定編「災害時における相互応援に関する協定（所沢市）」】

【協定編「災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書」】

【協定編「災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書」】

(2) 緊急通行車両等の申請

ア 緊急通行車両

市（人員・情報管理班）は、災害対策基本法に規定する緊急通行車両（道路交通法による緊急自動車、災害応急対策の実施に必要な車両）の届出済証の交付を受けていない車両について「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。また、交付された標章を当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書を当該車両に備えつける。

なお、届出済証の事前交付を受けている車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し、緊急通行車両の確認を受けることができる。

イ 規制除外車両

市（医療衛生班、土木班）は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記アに準ずる届出を推進する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両② 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 |
|---|

(3) 優先給油

市（人員・情報管理班）は、災害対策車両である公用車や応援車両に対して優先給油を行うよう県石油商業組合市原支部に要請する。

【協定編「災害時における燃料等の供給に関する協定」】

2. 航空輸送

(1) ヘリコプターの運航要請

市（統括班）は、災害により陸上輸送が困難な場合や緊急の航空輸送を必要とする場合、県にヘリコプターの運航を要請し、ヘリコプター臨時離発着場を選定する。

選定に当たっては離着陸時の周辺への影響を考慮し、指定避難所以外の施設（運動広場、スポーツパーク、臨海競技場、加茂支所北側広場など）を優先する。

【資料編「ヘリコプター臨時離発着場適地一覧」】

(2) ヘリコプター臨時離発着場の開設

市（罹災情報班、地方創生班、整備班、教育振興班）は、選定されたヘリコプター臨時離発着場について施設の点検及び設備等の飛散防止措置等を講じ、自衛隊等の協力を得てヘリコプターの離着陸及び輸送品の受け渡し等を支援する。

3. 鉄道輸送

市（統括班）は、災害の状況に応じて鉄道事業者（東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、京葉臨海鉄道(株)）に鉄道輸送を要請する。

第10節 水・食料・生活物資等対策

項 目	担 当
第1 応急給水	水道班、各班、県企業局、長生郡市広域市町村圏組合、企画班
第2 食料・生活必需品等の供給	物資班、市民班、教育総務班、整備班、水道班
第3 燃料の確保及び供給	人員・情報管理班

第1 応急給水

本部長は、災害救助法の適用が見込まれる場合、飲料水の供給を開始する。なお、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、市長（本部長）は知事を補助する。

1. 実施方針

(1) 飲料水の供給

地震発生直後は各家庭や市が備蓄するペットボトルの飲料水で対応するものとし、それ以降は、市が調達した飲料水や公共施設の水道開放、給水活動により対応する。

(2) 給水活動

飲料水や生活用水の給水活動は、次の方針で実施する。

- | |
|---|
| ① 病院等の重要施設が断水の場合は、速やかに運搬給水を実施する。
② 断水が広範囲の場合は、段階的に給水拠点を設置する。
③ 配水管の復旧に応じ、断水地区に仮設給水栓を設置する。 |
|---|

(3) 統一的な被災者支援

市内の被災者、重要施設に対し、給水区域に関わらず統一的な支援を行うため、市、県、長生郡市広域市町村圏組合が一体となった給水活動を実施する。

このため、市（統括班、水道班）は、県企業局に連絡調整員の派遣を要請するとともに、各水道事業者と給水計画や給水体制の調整を行い、被災者対応について連携を図る。

2. 給水活動の実施

給水活動の実施要領は、市及び各水道事業者が定める対応マニュアルによる。

(1) 給水計画

市（水道班）、県（企業局）及び長生郡市広域市町村圏組合は、市内の水道施設の被害状況及び復旧見込み、病院等の重要施設及び避難所・避難者等の給水需要を把握する。

また、給水需要の変化（下表参照）、作業体制、輸送ルート等の状況を考慮し、各水道事業者が連携して給水計画を作成する。

【資料編「市原市水道復旧体制」参照】

〈給水量の目標〉

段 階	期 間	期間の設定内訳	給水量 (ℓ/人・日)	水量の用途内訳
第1段階	発災時から 3日間程度	発災直後の混乱期のため、備蓄水並びに給水拠点での給水などによって対処する期間	3	生命維持のため 最小限必要な水量

第2段階	4日目頃から 1ヶ月目頃まで	給水拠点や指定避難所での給水等により給水量の増加を図る期間から、応急復旧の進捗に伴い仮設給水栓などを設置し対処する期間	20～ 100	簡単な炊事、洗面等最低生活を営むための水量から浴用、洗濯等に必要な水量まで
第3段階	1ヶ月目頃から 完全復旧まで	おおむね1戸1栓程度が確保される期間から、平常給水を行うまでの期間	100～	第2段階から平常時までの水量

出典：「市原市水道事業危機管理対応マニュアル」より抜粋

(2) 補給水源の確保

市（水道班）は県（企業局）及び長生郡市広域市町村圏組合と連携し、浄水場（配水池）を補給水源として活用する。また、状況に応じ、市が保有する耐震性井戸の活用や公共施設等の受水槽の一時利用を行う。

また、確保した飲料水が飲料に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。

(3) 給水体制の確保

市（水道班）は県（企業局）及び長生郡市広域市町村圏組合と連携し、要員、資機材、車両等を確保する。

体制が不足する場合は県（水政課）を通して「千葉県水道災害相互応援協定」を活用し、他の水道事業者等から応援を確保する。

【協定編「千葉県水道災害相互応援協定」参照】

(4) 給水拠点の設置

給水体制、避難所の状況等を考慮して次の要領で段階的に給水拠点を確保し、各拠点に非常用飲料水ポリ袋等を配備する。

なお、ポリ袋は不足する場合は、要配慮者に優先して配布する。

拠点の種類	開設要領
緊急時給水拠点	市と県が、浄水場・配水池に仮設給水栓を設置し、市民に開放する。
第一次給水拠点	市の1t給水タンクを設置し、運搬給水を行う。
第二次給水拠点	施設の貯水槽・受水槽及び備蓄水槽等を活用し、他の水道事業者の応援等を得て運搬給水を行う。
避難所	災害用井戸を活用して避難所担当職員等が給水する。災害用井戸がない場合は応援等を確保して運搬給水を行う。

(5) 仮設給水栓の設置

市（水道班）は県（企業局）と協力し、断水区域の状況、水道の復旧状況を考慮し、避難所や公園等において消火栓や仮配管等を活用した応急給水を行う。

【協定編「応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書（県水道局）」】

(6) 公共施設の水道開放

市（各班）は断水時に水道の利用が可能な施設について、当該施設における水道の開放を検討する。また、関係機関に対して同様のサービスの提供を要請する。

(7) 給水広報

市（水道班）は、県（企業局）及び長生郡市広域市町村圏組合と調整を図り、給水の場所や時間、ポリタンク等の持参、その他受水時の注意事項等を市民等に広報する。

また、市（各班）は、公共施設における水道の開放について市（企画班）と連携し、市民等に広報する。

第2 食料・生活必需品等の供給

本部長は、災害救助法の適用が見込まれる場合、食料、生活必需品の供給を開始する。なお、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、市長（本部長）は知事を補助する。

1. 実施方針

地震発生直後は家庭内備蓄及び市の備蓄で対応するものとし、その後は、市が調達した食料・生活必需品を避難所等に供給する。

2. 需要把握

市（物資班）は市民班及び人員・情報管理班に、避難者（在宅避難者を含む。）や災害対策従事者等の食料・生活必需品の需要を確認する。

なお、災害救助法による支給対象者は次のとおりである。

〈食料・生活必需品の支給対象者〉

食料	① 避難所に収容された者 ② 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等で炊事のできない者 ③ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者 ④ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者 ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 ⑥ 災害応急対策活動従事者
生活必需品	住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者 ① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ② 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3. 食料・生活必需品の供給

市（物資班）は、備蓄品が枯渇した場合、不足する食料・生活必需品を調達し、避難所等へ供給する。なお、避難所以外の支所、公民館等で在宅避難者等に直接配給する場合は、災害状況や被災者ニーズを考慮し、状況に応じて休日、夜間の配給に努める。

〈主な調達品目〉

食料	一 般 … 飲料水、牛乳、パン、おにぎり、弁当 等 要配慮者等 … 粉ミルク（哺乳瓶）、離乳食、おかゆ 等 ※アレルギー患者に配慮して原材料や献立等の表示に留意する。
生活必需品	寝 具 … タオルケット、毛布、布団 等 被 服 … 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着 身の回り品 … タオル、靴下、靴、サンダル、傘 等 日 用 品 … 石けん、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー 等 炊事用具 … 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具 等 食 器 … 茶碗、皿、箸 等 光熱材料 … マッチ、使い捨てライター、固形燃料 等 そ の 他 … 要配慮者等の日常生活に必要な紙おむつ、ストーマ用装具 等

(1) 県・災害協定団体等への要請

市（物資班）は、県又は災害協定の締結団体・企業等に対して不足する食料、生活必需品の供給を要請する。

なお、壊滅的な被害のため、市からの支援要請を待たずに水、食料、生活必需品を県が発送

した場合は、物資集積所（(3)「イ 物資集積所の開設」参照）に受け入れる。

〈食料・生活物資等の供給に関する災害協定締結団体〉

千葉県内市町村、所沢市、三重県四日市市、市原市農業協同組合、生活協同組合ちばコープ、(NPO) コメリ災害対策センター、(株)千葉うまかつ部屋、(株)せんだう、(株)イトーヨーカ堂、(株)セブンーイレブン・ジャパン、(株)伊藤園、利根コカ・コーラボトリング(株)、(株)カインズ、(公社)千葉県LPガス協会市原支部、(株)三晃、(株)三和コーポレーション、コストコホールセールジャパン(株)、(株)ナフコ

(2) 救援物資の募集

市（物資班）は、県や災害協定団体等への要請では食料・生活必需品が不足する場合、全国的に救援物資の提供を募集する。

ア 必要とする物資の品目、数量、時期、送付方法等を明らかにし、ホームページや報道機関等の広報手段を活用して募集する。

イ 仕分け等の手間を考慮し、受入対象は原則として企業や団体からの大口のものとする。

ウ 応募者を随時受け付け、必要とする時期に必要な品目・数量を避難所等に供給するように、応募者に要請する。

エ 物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を広報する。

(3) 物資の輸送・保管

調達する食料・生活必需品は、原則として発送元の団体・企業等に対して各避難所へ直接配送するよう依頼する。

ただし、発送元が配送できない場合や、避難所以外の施設で一時保管する必要がある場合は、市が輸送手段や一時保管施設（物資集積所）を確保する。

ア 輸送手段の確保

市（物資班）は、災害協定を締結する貨物輸送業者に物資の輸送を要請する。

【協定編「災害時における緊急物資輸送に関する協定」】

【協定編「災害時における物資の自動車輸送に関する協定」】

イ 物資集積所の開設

市（整備班）は、物資班からの要請に応じて物資集積所（候補施設：本庁舎現業棟、中央武道館）を開設し、食料・生活必需品の受入れ、仕分け、一時保管、在庫管理、払い出し等を行う。

また、作業要員を確保するため、市災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

なお、物資集積所が不足する場合や市が設置・運営できない場合は、農業協同組合の倉庫や民間の営業倉庫を確保するものとし、市農業協同組合や県を通じて千葉県倉庫協会に物資集積所の開設・運営を要請する。

【資料編「市内の千葉県倉庫協会加盟倉庫事業者一覧」】

(4) 物流の管理・調整

市（物資班）は、食料・生活必需品等の調達、輸送、保管等の物流を的確に実施するため、県トラック協会市原支部に対し、物流情報の一元管理や関係者との総合調整を支援する物流コーディネーターの派遣を要請する。

4. 炊き出しの実施

炊き出しによる食料提供を行う場合は、市が食材等を調達し、炊き出し拠点に供給する。

(1) 実施計画

市（物資班、市民班、教育総務班）は、避難者等の炊き出し需要を把握し、学校給食共同調理場又は避難所を拠点とした炊き出し計画（品目、数量、供給日時、作業体制等）を作成する。

(2) 食材等の確保

ア 食材等の調達

市（物資班）は、災害協定を締結する団体・企業に対し、炊き出し拠点へ食材等を供給するように要請する。

また、政府所有米穀を調達する場合は市長（統括班）から知事に要請し、農林水産省（農産局長）の指示に基づき、保管された事業所において米穀の引き渡しを受ける。なお、状況に応じて市長から農林水産省に直接連絡した場合は、事後その旨を知事に報告する。

引き渡しに当たっては、災害協定を締結する貨物輸送業者に対し、当該事業所から炊き出し拠点への輸送を要請する。

イ 水の調達

炊き出し用水が不足する場合は、市（水道班）、県（企業局）等の各水道事業者に対して炊き出し拠点への給水を要請する。

ウ 調理器具・燃料等の調達

既存設備や災害用備蓄品を使用するものとし、不足する場合は災害協定を締結するホームセンター、L P ガス協会等に供給を要請する。

【資料編「備蓄倉庫・備蓄品一覧」】

エ 自衛隊への要請

自衛隊の炊飯車両等を活用した炊き出しを行う場合は、市（人員・情報管理班）を通じて災害派遣部隊に要請する。

(3) 炊き出し要領

ア 学校給食共同調理場

市（教育総務班）は、調理場で炊き出した食品を通常の学校給食に準じて各避難所に配送する。配送手段を確保できない場合は、物資班を通じて災害協定を締結する物資輸送事業者に配送を要請する。

イ 避難所

避難所運営委員会を主体として炊き出し作業を行うものとし、必要に応じて災害協定を締結する調理師会や赤十字奉仕団等の災害ボランティアの協力を確保する。

【協定編「災害時における食糧等の供給協力に関する協定

（市料飲調理師会・市食品衛生協会）」】

第3 燃料の確保及び供給

市（人員・情報管理班）は、災害対策本部や病院等の非常用発電機の燃料が不足する場合、また、災害対策車両や避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合は、災害協定を締結する石油組合やL P ガス協会に燃料の供給を要請する。

また、状況に応じて経済産業省に石油組合への燃料の優先供給及び優先給油券の発行を要請するとともに、各部班に優先給油券の利用方法を周知する。

【協定編「災害時における燃料等の供給に関する協定」】

【協定編「災害時におけるLP ガス等の供給に関する協定」】

第11節 応援等の要請・受入計画

項 目	担 当
第1 市の受援体制の確立	統括班、人員・情報管理班、各班
第2 自衛隊の災害派遣要請	統括班、人員・情報管理班
第3 県・他市町村等への応援要請	統括班、人員・情報管理班、各班

第1 市の受援体制の確立

1. 受援の準備

市（統括班、人員・情報管理班）は、応急措置を実施するための職員、資機材等の不足状況に関する情報を各部局（受援担当者※）から収集する。また、県や関係機関から派遣された先遣隊と、市の被害状況、職員・資機材等の不足状況を共有し、円滑な受援に向けた準備を行う。

※各部長が指名する職員で、部内各班の応援ニーズの把握、本部事務局への報告要請、各班への応援隊の配分調整、応援協力団体との連絡調整（次表の要請連絡窓口となる団体に限る。）などを担う。

2. 要請連絡窓口の確保

市（統括班）は、法制度や災害協定等による応援協力を迅速に確保しつつ、応援協力の重複や混乱等を防止するため、応援協力を予定する各団体への市の連絡窓口を次のとおり設定する。

連絡窓口以外の班はこれらの団体に要請する場合は連絡窓口となる班を通じて行い、連絡窓口となる班は個々の応援活動の指揮命令体制が確立するまで担当する団体との連絡・調整を行う。

〈各応援協力団体への市の要請連絡窓口〉

応援協力予定団体	主な応援協力内容	要請連絡窓口
県、他市町村、自衛隊、郵便局	多分野の総合応援	統括班
各津波避難ビル、都市環境標識協会、(株)グランバー東京ラスク	緊急避難場所の開設、誘導	
東京電力パワーグリッド(株)、千葉日産自動車(株)、日産プリンス千葉販売(株)、(株)日産サティオ千葉、日産自動車(株)、三菱自動車工業(株)、千葉三菱コルト自動車販売(株)、市原市電業会、アクアデザインシステム(株)、小湊鐵道(株)、東京湾岸交通(株)、県タクシー協会支部、県石油商業協同組合支部、県LPガス協会支部、(社)千葉ドローン協会、(株)住まいあんしん倶楽部	電力、災害対策拠点設備の応急復旧、人員輸送、非常電源・燃料供給、情報収集	人員・情報管理班
市原FM、ヤフー(株)、県行政書士会、県弁護士会、(株)いちほらケーブルテレビ	災害広報、災害相談	企画班
県土地家屋調査士会、三井住友海上火災保険(株)	被害家屋認定調査、損害調査結果の提供及び利用	罹災情報班
各高等学校、ゴルフ場連絡協議会、市原刑務所、市原市塗装協同組合、市原市料飲調理師会・市原市食品衛生協会、赤十字奉仕団、建設連合・千葉県建設組合	避難所の開設、断熱工事、炊き出し、避難所物資の供給	市民班

応援協力予定団体	主な応援協力内容	要請連絡窓口
市原市医師会、市原市歯科医師会、市原市薬剤師会、県看護協会地区部会、県柔道整復師会支部、(株)タカサ	医療救護活動、医薬品等の供給	医療衛生班
全国霊柩自動車協会、全日本冠婚葬祭互助協会、大翔、千葉中央葬祭業共同組合	遺体の安置、搬送	医療衛生班
各社会福祉法人、県立市原特別支援学校、日本福祉用具供給協会、生活協同組合コープみらい	福祉避難所の開設・運営、高齢者・障がい者等の支援	支援班
県トラック協会支部、赤帽軽自動車運送協同組合、市原市農業協同組合、生活協同組合ちばコープ、(NPO)コメリ災害対策センター、(株)千葉うまかつ部屋、(株)せんだう、(株)イトーヨーカ堂、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)伊藤園、利根コカ・コーラボトリング(株)、(株)カインズ、(株)三晃、(株)三和コーポレーション、コストコホールセールジャパン(株)、(株)ナフコ、佐川急便(株)、福山通運(株)	飲料水・食料・生活必需品の供給、輸送	物資班
市原鷹工業協同組合、市原瓦工事業組合	被災建築物の応急措置	住宅班
関東地方整備局、県クレーン建設重機協同組合、千葉土建一般労働組合、市原市造園緑化協同組合、市原市建設連合協同組合、市原緑地整備協同組合	公共土木施設の復旧、重機の派遣	土木班
(株)レンタルのニッケン、(株)アクティオ、(株)ナガワ	仮設トイレの設置	廃棄物対策班
県企業局、他の水道事業者、市原市管工事協同組合	応急給水、水道施設の復旧	水道班
県、他の消防本部	消防応援	消防班

第2 自衛隊の災害派遣

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね以下のとおりとする。

〈災害派遣の内容〉

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発せられ、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際し、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

項 目	内 容
応 急 医 療、 救 護 及 び 防 疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の 緊 急 輸 送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入 浴 支 援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付 又 は 譲 与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安 及 び 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

1. 災害派遣の要請

市長（統括班）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して次の事項を明記した文書をもって自衛隊の派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、自衛隊に直接通報し、事後、速やかにその旨を知事に通知する。

その他、市長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知できるものとし、通知したときは速やかにその旨を知事に通知する。

〈災害派遣要請の手続き〉

連 絡 先	県防災危機管理部防災対策課
要 請 事 項	(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

〈緊急時の連絡先〉

部隊名	連絡責任者		電話番号	県防災行政無線
高 射 学 校 (下志津)	企画室副室長 (時 間 内)	駐屯地当直司令 (時 間 外)	下志津 043-422-0221 内線 204(時間内) 302(時間外)	500-9631(時間内) 500-9633(時間外)
第一空挺団 (習志野)	第3科防衛班長 (時 間 内)	駐屯地当直司令 (時 間 外)	習志野 047-466-2141 内線 236(時間内) 302(時間外)	632-721(時間内) 632-725(時間外)

【資料編「自衛隊災害派遣要請の様式」】

2. 災害派遣部隊の受入れ

市（人員・情報管理班）は災害派遣部隊の受入れに当たり、次の計画や環境等を確保する。

また、自衛隊の作業が他の応援隊の作業と競合し、又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担する。

〈自衛隊の受入体制〉

項 目	内 容
-----	-----

作業計画の作成	(1) 作業箇所及び作業内容 (2) 作業箇所別必要人員及び必要機材 (3) 作業箇所別優先順位 (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を速やかにとり得るよう事前に配慮する。
集結場所・宿営地 ヘリポートの確保	候補施設： 市原市総合公園（最寄りのヘリコプター臨時離着陸場は、スポレクパーク、臨海競技場、八幡運動公園） 市原市文化の森

3. 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- | |
|---|
| (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
(4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること |
|---|

4. 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（統括班）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

5. 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

〈経費の負担区分〉

- | |
|--|
| (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
(4) 天幕等の管理換に伴う修理費
(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。 |
|--|

第3 県・他市町村等への応援要請

1. 県への要請

市長（統括班）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

要 請 先	県防災危機管理部防災対策課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応 援 の 要 求	(1) 災害の状況 (2) 応援を必要とする理由 (3) 応援を希望する物資等の品名、数量 (4) 応援を必要とする場所・活動内容 (5) その他必要な事項	根拠法令 ・災害対策基本法第68条

なお、県は壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、罹災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われることがある。

また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が警戒区域の設定、応急公用負担等の措置を代行する。

2. 応急対策職員派遣制度の活用

市（統括班）は、県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは災害対応業務を実施できない場合、県外の地方公共団体から応援職員を派遣する「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントの支援にあたる総括支援チーム*の派遣や災害対応業務の支援にあたる対口支援チームの派遣を県に要請する。

※災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

3. 指定地方行政機関等への要請

市長（統括班）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関（指定公共機関のうち、業務の内容等を勘案して内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。

〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	(1) 派遣の要請・あつせんを求める理由 (2) 職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	(1) 派遣の根拠 ・災害対策基本法第29条 (2) あつせんの根拠 ・災害対策基本法第30条 ・地方自治法第252条の17

4. 他市町村への応援要請

市長（統括班）は、応急措置実施のため必要があると認めるときは、県内他市町村、埼玉県所

沢市、三重県四日市市、石油基地自治体協議会加盟団体との相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

【協定編「災害時における千葉県内市町村間の相互応援協定に関する基本協定」】

【協定編「災害時相互応援協定（石油基地自治体協議会加盟団体）」】

【協定編「災害時相互応援に関する協定（所沢市）」】

【協定編「災害時相互応援に関する協定（四日市市）」】

〈県内他市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）
要 請 事 項	(1) 被害の状況 (2) 応援の種類 (3) 応援の具体的内容及び必要量 (4) 応援を希望する期間 (5) 応援場所及び応援場所への経路 (6) 前各号に掲げるものの他必要な事項
応援の種類	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 被災傷病者の受入れ (7) 遺体の火葬のための施設の提供 (8) ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 (9) ボランティアの受付け及び活動調整 (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

5. 応援隊の受入れ

市（人員・情報管理班）は、応援隊の集結・宿泊拠点（候補施設：①市民会館、②旧勤労会館、③サンプラザ市原）を確保して応援隊を受け入れ、応援を要する各班に応援職員を配置する。

市（各班）は、応援職員の作業を指揮し、執務環境・資機材等を確保する。

6. 広域防災拠点との連携

県は、大規模な自然災害発生時に「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づいて広域防災拠点を設置し、県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受入れ等を円滑に行う計画である。

このため、県が広域防災拠点を設置した場合、市（各班）はこれらの拠点と連携して広域応援等の受け入れを円滑に行う。

また、本市が管理する施設（市原市文化の森）に広域防災拠点が設置された場合は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠等、拠点施設の利用に必要な協力を行う。

第3章 第11節 応援等の要請・受入計画

〈市原市が属する支援地域内の広域防災拠点〉

拠点の種類	支援地域	施設名	備考
広域活動拠点等 (救援部隊の受入れ)	市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原市文化の森 かずさアカデミアパーク	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
災害拠点病院等 (DMATの受入れ等)		県循環器病センター 帝京大学ちば総合医療センター 千葉労災病院 君津中央病院	
広域物資拠点 (救援物資の受入れ・管理等)		民間営業倉庫	-
広域災害ボランティアセンター	千葉地域	県総合スポーツセンター	-

第12節 応急教育等対策

項 目	担 当
第1 災害発生時の対応	教育総務班、学校長
第2 避難所の協力	学校長
第3 応急教育	教育振興班、教育総務班、学校長
第4 文化財の応急対策	教育振興班、文化財所有者

第1 災害発生時の対応

1. 児童生徒在校時

(1) 児童生徒の避難

学校長は、災害発生時に児童生徒の安全を確保し、状況に応じて安全なスペースや近隣の避難場所等に避難させる。

また、保護者等の引き取りがあるまで、児童生徒を一時保護する。

(2) 情報共有

学校長は、児童生徒の安否、施設の被害状況等を確認し、市（教育総務班）に報告する。

また、保護者等に対し、一斉配信メール等を活用して児童生徒の安否、保護の状況等を提供する。一斉配信メールが使用できない場合は、市（企画班）に対して市の広報手段による保護者への情報提供を要請する。

2. 夜間休日等、児童生徒不在時

学校長は、児童生徒の安否、施設の被害状況等を確認し、市（教育総務班）に報告する。

3. 臨時休校等の判断

学校長は、大規模災害の発生直後において、登下校を含め安全な教育活動が確保できないと判断する場合には、臨時休校とする。

この場合において、学校長は市（教育総務班）に報告するとともに、一斉メール等を活用し、速やかに保護者への周知を行う。

第2 避難所の協力

学校長は、市の避難所担当職員、自主防災組織（町会・自治会）等と連携して、施設の開錠、施設の安全点検、避難所の開設及び避難者の受入れを支援する。

また、避難所開設後は、市の避難所担当職員、自主防災組織及び町会・自治会等と、避難所運営委員会の委員として避難所運営に協力する。

第3 応急教育

1. 応急教育

市（教育振興班）及び学校長は、被害状況や復旧状況等を考慮し、また、学校教育を早期に再開するため、応急教育計画を作成し、児童生徒及び保護者に授業の再開等を周知する。

また、教職員を確保できない場合は、臨時の学級編制、近隣学校からの応援等により対処する。

2. 学用品の支給

災害救助法が適用された場合、市（教育総務班、教育振興班）及び学校長は学用品を失った児童生徒等を把握し、教材、文房具等を同法の基準により支給する。

【資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】

3. 授業料等の減免・育英補助の措置

市（教育総務班、教育振興班）は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免を必要に応じて行う。

4. 学校給食の措置

市（教育総務班）は、教育の再開に応じた学校給食の早期再開に努める。また、必要に応じて県を通じて（公財）千葉県学校給食会等へ応援を要請する。

第4 文化財の応急対策

1. 状況把握・報告

- (1) 市（教育振興班）は文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。
- (2) 文化財所有者等は、安全を確保した上で文化財の被害状況を確認し、市（教育振興班）を経由し県に報告する。

2. 応急措置

- (1) 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣し、状況確認、応急措置等の指導・助言を行うとともに、復旧計画に必要な指導・助言及び支援を行う。
- (2) 市（教育振興班）は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急修理等の救済措置を講ずる。
- (3) 文化財所有者等は、市（教育振興班）及び自主防災組織等の協力を得て危険のない範囲で次の応急的措置や災害の拡大防止措置の実施に努める。
 - ア 建造物の二次災害からの保護、文化的価値の喪失防止
 - イ 有形文化財の収蔵・展示施設が被災した場合の搬出、保護
 - ウ 記念物の二次的倒壊・崩落防止のための応急措置

第13節 応急保育計画

項 目	担 当
応急保育	子ども班、保育所（認定こども園）長

1. 園児の安全確保

(1) 園児等の避難

各保育所（認定こども園・小規模保育事業所）長は、災害発生時に園児の安全を確保し、状況に応じて安全なスペースや近隣の避難場所等に避難させる。

また、保護者等の引き取りがあるまで、園児を一時保護する。

(2) 情報共有

各保育所（認定こども園・小規模保育事業所）長は、施設の被害状況、園児の安否等を市（子ども班）に報告する。

また、保護者等に対し、メール等を活用して園児の安否、保護の状況等を提供する。

2. 応急保育

市（子ども班）は、被害状況や復旧状況等を考慮して応急保育計画を作成し、保育施設や保育士等を確保する。

また、応急保育を利用できる被災者等に保育内容等を周知し、申請を受け付ける。

第14節 帰宅困難者等対策

項 目	担 当
第1 一斉帰宅の抑制	企画班、物資班、教育総務班、教育振興班
第2 企業・学校・駅・大規模集客施設等の利用者保護	東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、大規模集客施設、事業所、学校
第3 帰宅困難者の把握・情報提供	企画班、物資班、地方創生班
第4 一時滞在施設の開設等	物資班、市民班、教育振興班、地方創生班
第5 徒歩帰宅者の支援	企画班
第6 特別搬送者の支援	人員・情報管理班

第1 一斉帰宅の抑制

大地震発生直後の一斉帰宅を抑制するため、市（企画班、物資班、教育総務班、教育振興班）は国、県と連携し、市民、企業、学校などに対して施設内に留まるよう呼びかける。

また、呼びかけの効果を高めるため、同報系防災行政無線、情報配信メール、Yahoo!防災速報、SNSなどを活用する。

第2 企業・学校・駅・大規模集客施設等の利用者保護

1. 企業・学校等における施設内待機

事業所及び学校等は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所で待機させる。

2. 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設の管理者、鉄道事業者は、報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所に保護する。

第3 帰宅困難者の把握・情報提供

1. 帰宅困難者等の把握

市（地方創生班、物資班）は、駅や大規模集客施設の管理者、ゴルフ場等から帰宅困難者の発生状況を収集する。また、市外から移動してくる帰宅困難者等の情報を県から収集する。

2. 帰宅困難者等への情報提供

市（企画班）は、災害情報、家族等との安否確認方法、一時滞在施設の開設状況などを、同報系防災行政無線、情報配信メール、Yahoo!防災速報、ホームページ、SNSなどを活用して帰宅困難者向けに提供する。

第4 一時滞在施設の開設等

1. 一時滞在施設の開設

市（物資班、市民班、教育振興班）は、一時滞在施設候補施設（第2章 第11節 第2 1.「一時滞在施設の確保」参照）の安全性等を確認して帰宅困難者を受け入れる。また、ゴルフ客の帰

宅困難を考慮し、状況に応じて災害協定を締結するゴルフ場に利用者の一時滞在を要請する。

市（物資班）は、一時滞在施設の開設状況や帰宅困難者の受入状況を集約し、市本部（統括班）を通じて県へ報告する。

また、市（地方創生班、物資班）は、駅や大規模集客施設の管理者等と情報を共有する。

2. 一時滞在施設への誘導

駅、大規模集客施設等の管理者は、警察署と連携して施設で発生した帰宅困難者を一時滞在施設へ案内し、又は誘導する。

3. 一時滞在施設の運営

市（物資班、市民班、教育振興班）は、一時滞在施設において災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供するほか、飲料水や食料等の提供に努める。

また、状況に応じて受け入れた帰宅困難者にも一時滞在施設の運営について協力を求める。

第5 徒歩帰宅者の支援

1. 災害時帰宅支援ステーション協定事業者への支援要請

県は、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、九都県市と災害時帰宅支援ステーションの協定を締結している事業者に対して徒歩帰宅者への支援を要請する。

2. 徒歩帰宅者の支援

県は、道路沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報状況などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して徒歩帰宅者向けに提供する。

また、市（企画班）や関係機関と連携して情報配信メール、Yahoo!防災速報、ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供に努める。

第6 特別搬送者の支援

県は、障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など徒歩帰宅が困難な特別搬送者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送に努める。

また、市（人員・情報管理班）や関係機関と連携して搬送手段の確保に努める。

【協定編「災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書」】

【協定編「災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書」】

第15節 保健活動・防疫計画

項 目	担 当
第1 保健・防疫活動	保健班、医療衛生班、市原健康福祉センター（市原保健所）
第2 飲料水の安全確保	水道班、市原健康福祉センター（市原保健所）
第3 動物対策	農林班、医療衛生班、市原健康福祉センター（市原保健所）

第1 保健・防疫活動

1. 保健活動

市（保健班）は保健師等の資格を有する職員を統括し、「市原市災害時保健活動マニュアル」に基づき、栄養指導、歯科保健活動、こころのケア活動等を実施する。

また、市原健康福祉センター（市原保健所）と協力して活動を推進するとともに、必要に応じて次の支援を要請する。

- (1) 要配慮者の健康状態に関する情報共有
- (2) 保健活動チームの派遣（栄養指導、避難者の健康管理、避難所の衛生確保等）
- (3) こころのケア、食中毒の予防活動
- (4) 健康相談員の派遣（生活不活発病^{*}やエコノミークラス症候群等の予防等）

※動かない状態（生活不活発）が続くことで心身の機能が低下する症状

2. 防疫活動

県及び市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づく防疫活動を推進する。なお、県と市の役割分担、連携は次のとおりとする。

〈防疫活動の役割分担〉

	市	県
検 病 調 査 ・ 健 康 診 断	協力	実施主体
感 染 症 患 者 の 入 院 措 置	—	
予 防 接 種	実施主体	指示
清 潔 ・ 消 毒 作 業		
ね ず み 族 ・ 害 虫 の 駆 除		

(1) 防疫班の編制

市（医療衛生班）は、防疫活動を円滑に実施するための防疫班を編成する。

〈市の防疫班の編成内容〉

編成班	所掌業務
防 疫 1 班	① 防疫活動の企画、職員の動員 ② 消毒器具、消毒薬剤の調達 ③ 活動記録の作成、関係機関との連絡調整
防 疫 2 班	① 薬剤の配布、指導、衛生教育 ② 被災地、避難所等の消毒 ③ 害虫駆除、防疫指導
防 疫 3 班	① 健康診断 ② 予防接種

(2) 検病調査・健康診断等

市原健康福祉センター（市原保健所）は、災害の規模に応じ市医師会及び市（医療衛生班、保健班）等の協力を得て避難所等において検病調査及び感染症法に基づく健康診断を行う。

また、状況に応じて感染症法第19条の規定により、感染症患者の入院勧告措置を行う。

(3) 予防接種

市（医療衛生班、保健班）は市原健康福祉センター（市原保健所）の指示により、市医師会等の協力を得て避難所等において感染症の予防接種を行う。

(4) 消毒等

市（医療衛生班）は、感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域の消毒や害虫駆除等を行う。

なお、消毒器具及び消毒薬剤等が不足する場合は、市原健康福祉センター（市原保健所）や市原市医薬品小売協同組合等から調達する。

また、消毒薬剤等は避難所等に配置し、住民への配布や散布指導を行う。

(5) 広報等

市（保健班）は、感染症予防のため広報や避難所等における衛生指導を行う。

(6) 報告

市（医療衛生班）は、感染症患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時市原健康福祉センター（市原保健所）に報告する。

第2 飲料水の安全確保

市（水道班）は、県（市原健康福祉センター（市原保健所））と連携して、飲料水に汚染のおそれがある場合は、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者等に広報及び指導を行う。

第3 動物対策

1. 死亡家畜の処理

市（農林班）は、県（中央家畜保健衛生所）の指導により、死亡した家畜等を処理する。

2. 放浪動物への対応

市（医療衛生班）は、飼い主の被災等により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、市原健康福祉センター（市原保健所）、千葉県動物愛護センター、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

3. ペット対策

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行うこととする。

また、避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、市（医療衛生班）は、市原健康福祉センター（市原保健所）及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。

県が、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センター（富里市）を設置し、動物救護活動を実施する場合、市（医療衛生班）はその旨を避難者等に広報する。また、動物救護セ

ンターでの一時保護が困難な場合等は、市内に一時保護場所を確保し、運営スタッフや資機材等の提供を動物救護センターに要請する。

第16節 遺体の搜索・処置・埋火葬計画

項 目	担 当
第1 遺体の搜索	消防班、市原警察署
第2 遺体の処理	医療衛生班
第3 遺体の埋火葬	医療衛生班

災害救助法が適用された場合は知事が遺体の搜索、処理、埋火葬を実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（市長）が実施を判断し、行方不明者の搜索に着手する。

第1 遺体の搜索

災害により行方不明の状態にある者（各般の事情により死亡していると推定される者を含む。）の搜索を実施する。

1. 要搜索者情報の収集

市（消防班）及び警察署は、被災現場の状況から搜索を必要とする行方不明者の情報を収集する。また、行方不明者情報は、救助関係者と相互に共有する。

2. 搜索活動

市（消防班）、警察署は、消防団、海上保安部、災害派遣の自衛隊等の協力を得て行方不明者を搜索する。

また、死亡している行方不明者を発見した場合は、警察官による遺体の調査等を行う。

第2 遺体の処理

1. 処理の対象

市は、次の場合に遺体の処理を行う。

- (1) 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合
- (2) 他市町村から遺体が漂着した場合
- (3) 警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律、遺体取扱規則、刑事訴訟法、検視規則に基づき、警察官の遺体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市等に引渡された後の遺体の処理を必要とする場合

2. 処理の実施

市（医療衛生班）は、遺体安置所（いちはら聖苑）を設置し、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存、検案等の必要な処理を行った後、遺族へ引き渡す。

また、日本赤十字社千葉県支部、市医師会、市歯科医師会等に検案医師の出動を要請するほか、災害協定の締結団体に遺体の安置、収容等に必要な協力を要請する。

なお、市が処理できない場合や市の施設が使用できない場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

【協定編「災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定」】

3. 遺体の搬送

遺体の搬送は、原則として遺族が行う。ただし、遺族が搬送できないときは、災害協定の締結団体、災害派遣の自衛隊等に協力を要請する。

第3 遺体の埋火葬

1. 埋火葬の対象

市（医療衛生班）は、災害時の混乱の際に死亡した者（死因及び場所の如何を問わない）で、遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合、又は、死亡した者の遺族がない場合に遺体の埋火葬を行う。

2. 埋火葬の実施

市（医療衛生班）は遺体安置所等で埋火葬許可書を発行し、いちほら聖苑（火葬能力：1 日当たり 16 体）にて火葬を行う。

市の火葬能力を上回る場合などは、「千葉県広域火葬計画」に基づく応援を県に要請する。

3. 身元不明者の対応

市（医療衛生班）は、一時保管した遺骨及び遺留品の台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

また、引き取りがない遺骨は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」により扱う。

第17節 災害廃棄物・障害物等対策

項 目	担 当
第1 災害廃棄物処理	廃棄物対策班、市民班
第2 道路・河川等の障害物除去	土木班、農林班、下水道班、市原土木事務所、千葉港湾事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)
第3 土砂・がれき等の一括除去	住宅班、廃棄物対策班、土木班、農林班

第1 災害廃棄物処理

災害廃棄物対策指針(環境省)、千葉県災害廃棄物処理計画、市原市災害廃棄物処理計画に基づき、被災地で発生する災害廃棄物を適切に収集し、処理する。

1. 廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

市(廃棄物対策班)は、災害廃棄物の発生量を推計し、災害廃棄物処理実行計画を策定して処理体制を確立する。なお、市が処理することが困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村等に応援を要請する。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想される場合は、県の「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を活用し、県を通じて民間事業者の協力を求める。

なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。

(2) 処理方針

が れ き	膨大な量が発生することから仮置場に一時保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、市の一般廃棄物最終処分場で適正に処分する。
片 付 け ご み	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。
生 活 ご み (避難所を含む)	生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。
適 正 処 理 が 困 難 な 廃 棄 物	産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理する。

(3) 仮置場の確保

市(廃棄物対策班)は、災害廃棄物が大量に発生した場合、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場を次の点を考慮して確保する。また、状況に応じて各町会・自治会に仮集積所の確保を要請するほか、被害甚大地区については戸別収集を検討する。

〈仮置場の選定上の留意点〉

- ① 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等）
- ② 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）
- ③ 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域
- ④ 応急仮設住宅など他の土地利用ニーズの有無

(4) 災害廃棄物処理事業等の適用

被災建築物の解体、撤去は、原則として所有者の責任において被災者生活再建支援金等を活用して行う。ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を市が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても市が実施する。

この場合、市（廃棄物対策班）は、対象住家や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。また、申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

(5) 環境大臣による廃棄物処理の代行

環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合、市本部長は必要に応じて災害廃棄物処理の代行を国に要請する。

(6) 排出・回収ルール等の広報

災害ごみの区分、出し方等を被災者に広報する。また、災害ボランティアセンター等を通じて災害ごみの搬出等に協力する災害ボランティアに周知するとともに、災害ボランティアセンター等関係機関にも周知を図る。

2. トイレ対策・し尿処理

下水道の被災地区（断水の場合含む。）では、発災直後から水洗トイレの使用を禁止して災害時のトイレの確保に努め、し尿の排出量に応じたし尿処理対策を講じる。

(1) トイレの確保

避難所となる施設の既設トイレが使用できない場合は、既設トイレの便座や個室等を活用して施設等に備蓄する携帯トイレや簡易トイレを使用する。

市（廃棄物対策班）は、避難所のトイレが不足する場合や在宅避難者のために公園等にトイレを設置する必要がある場合、災害協定の締結事業者にレンタル仮設トイレの設置を要請する。

また、市（市民班）は必要に応じて災害協定の締結事業者から携帯トイレを調達し、避難所等において在宅等避難者に配布する（第3節 第4「在宅等避難者の支援」参照）。

【協定編「災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定」参照】

【協定編「災害時における物資の供給協力に関する協定」】

(2) 収集処理体制の確立

仮設トイレのし尿貯留量、使用済みの簡易トイレや携帯トイレの排出量等を推定し、また、市の収集許可業者の人員及び車両等の稼働状況を把握し、し尿収集体制を確保する。

また、収集体制が不足する場合は、県を通じて（一社）千葉県環境保全センター（加盟民間業者）の協力を要請する。

し尿の処理は汚泥再生処理センターで行うが、対応できない場合は、「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村に応援を要請する。

第2 道路・河川等の障害物除去

各道路管理者（市土木部、市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)）は管理道路の通行障害物を、河川管理者（市原土木事務所、市土木班・農林班・下水道班）は管理河川の流下障害物を、港湾管理者（千葉港湾事務所）は港湾内の航行障害物等をそれぞれ除去し、緊急車両や航行船舶の通行確保及び二次災害の防止を図る。

除去や仮置きの方法は前項の処理に準ずるものとし、除去に当たっては障害物の所有者等の同意を得よう努める。

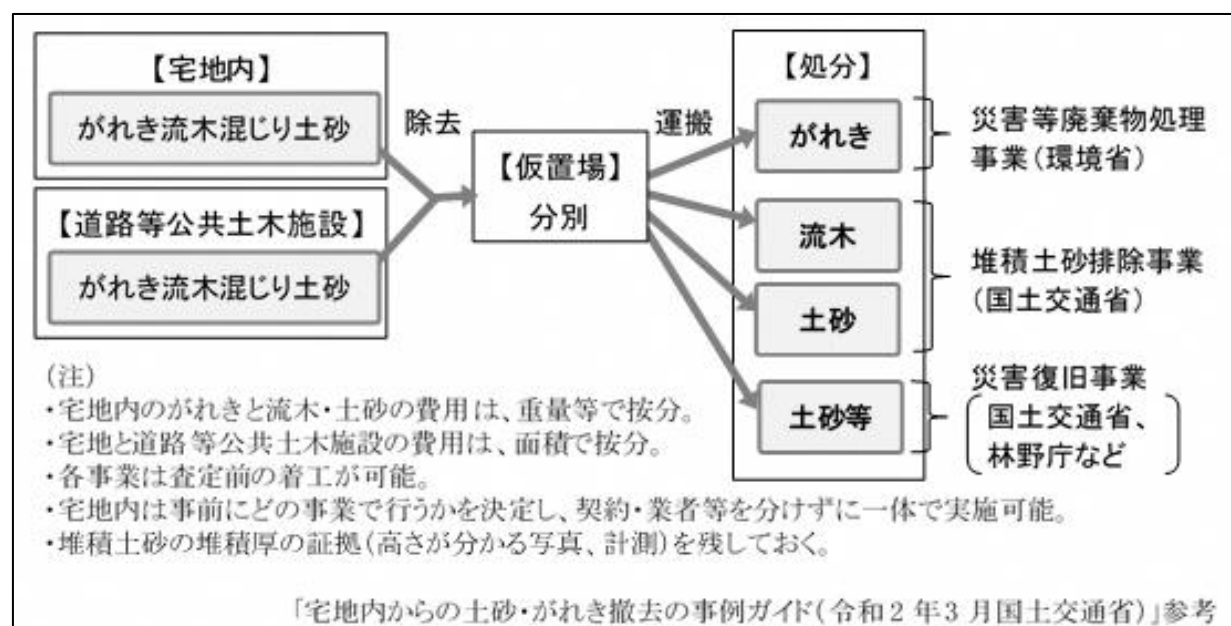
第3 土砂・がれき等の一括除去

災害により大量の土砂とがれきが混ざりあった状態で宅地に堆積し、堆積土砂排除事業（国土交通省）の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業（環境省）の対象となるがれきを一括除去する必要がある場合や、災害復旧事業（国土交通省、林野庁など）の対象となる道路等公共土木施設の土砂も一括除去する必要がある場合は、それらを分別せずに除去する「連携スキーム」の活用を検討する。

この場合、住宅班、廃棄物対策班、土木班、農林班など関係各班は連携して対策チームを編成し一括除去体制を確保するとともに、関係省庁（環境省、国土交通省、林野庁など）と連携スキームの運用について協議する。

なお、一括除去を一体的に行う場合、関係各班が連携して被災者の申請窓口を一本化するなど総合的な処理を推進する。

〈連携スキームのイメージ〉



第18節 環境汚染等対策

項 目	担 当
第1 アスベスト等対策	環境班
第2 工場・事業場等対策	環境班

第1 アスベスト等対策

市（環境班）は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第2 工場・事業場等対策

市（環境班）は、工場及び事業場等からの汚染物質の流出や拡大を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 工場及び事業場において、自然災害及びそれに伴う不慮の事故等による汚染物質等の漏洩又はそのおそれがある場合、速やかに市民の健康を保護し、生活環境の保全を図る措置を実施する。
 - (2) 報告された環境汚染状況や調査結果等の情報を収集・整理し、本部長に提供する。
 - (3) 工場、事業所周辺地域を調査し、環境汚染状況を把握するとともに、当該工場、事業所に対し、状況報告を求めるなど、情報の収集に努める。
 - (4) 必要に応じて工場、事業所内の立ち入り調査を行い、環境濃度の測定、流出した汚染物質の除去等、事故の拡大防止及び早期復旧のための指導を行う。
 - (5) 必要に応じて廃棄物最終処分場等をパトロールし、施設から発生する異常水質、施設の崩落等についての調査をするとともに、施設周辺地域の環境の状況を把握する。また、異常水質について、飲料水、農業用水等に使用される可能性があるときは、緊急の水質分析を実施する。
- なお、有害物質等が検出された場合、関係機関へ速やかに情報の提供を行う。

第19節 住宅等応急対策計画

項 目	担 当
第1 被災住宅の応急修理	住宅班
第2 住居障害物の除去	住宅班
第3 応急仮設住宅の供与等	住宅班
第4 被災建築物の応急危険度判定	建築班
第5 被災宅地の危険度判定	建築班
第6 被害家屋調査・罹災証明書の発行	罹災情報班、消防班、住宅班、整備班、土木班、 農林班
第7 ブルーシートの供給等	住宅班、統括班、支援班、消防班、(社福)市原市社会 福祉協議会
第8 市独自の住宅被災者支援	統括班、住宅班、建築班

第1 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、市長は知事を補助する。

1. 応急修理の対象者

災害救助法に基づき、災害のため住家が半焼、半壊、準半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が被災した被災者を対象とする。

市（住宅班）は、住宅の応急修理の申し込みを受け付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

2. 応急修理の実施

居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設業者との請負契約により実施する。

市が実施できない場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

第2 住居障害物の除去

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、市長は知事を補助する。

1. 障害物除去の対象者

災害救助法に基づき、災害によって障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力では障害物を除去できない被災者を対象とする。

市（住宅班）は、住居障害物除去の申し込みを受け付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

2. 障害物除去の実施

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去とし、建設業者との請負契約により実施する。

市が実施できない場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

第3 応急仮設住宅の供与等

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、市長は知事を補助する。

市（住宅班）は、被害状況や応急仮設住宅の需要を踏まえ、応急仮設住宅の建設又は賃貸住宅の空室等を確保し、被災者に供与する。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

- | |
|---|
| ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
② 居住する住家がない者
③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者 |
|---|

1. 建設型応急住宅の建設

(1) 需要の把握

応急危険度判定や被害家屋認定調査の結果等を踏まえ、応急仮設住宅の必要数を推定する。また、災害相談窓口や避難所において、応急仮設住宅への入居希望を調査する。入居対象者は、災害救助法に基づく次の条件の該当者とする。

(2) 用地確保

地区運動広場、都市公園等の公有地などから利便性を考慮して建設用地を確保する。不足する場合は、私有地の借用を検討する。

(3) 建設

「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき応急仮設住宅を建設する。

また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。さらに、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、市が建設できない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

(4) 管理

入居者の要望等を把握し、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

2. 賃貸住宅の借り上げ等

応急仮設住宅の不足状況、賃貸住宅の空き戸数の状況等を確認し、公営住宅や民間賃貸住宅の空室を借り上げて応急仮設住宅を確保する。

3. 入居者の選定

応急仮設住宅への入居申込みを受け付け、対象者の資力の確認等により入居者を選定する。

第4 被災建築物の応急危険度判定

市（建築班）は、「市原市震前判定計画」及び「被災建築物応急危険度判定行動マニュアル」に基づき、公共建築物や一般建築物の応急危険度判定を実施する。

1. 実施体制の確保

市（建築班）は、市本部長が必要と判断した場合、応急危険度判定実施本部を設置し、判定士、コーディネーター、資機材等を確保する。

また、判定士の確保に当たっては必要に応じて県に要請する。

なお、災害発生直後は判定士の資格を有する他班の職員の応援を得るほか、必要に応じて県等

に判定士の応援派遣を要請する。

2. 判定の実施

実施に当たっては判定実施計画を作成し、対象地域、判定の趣旨、作業の概要等を事前に市民等に応報する。また、判定結果を使用者等が見やすい場所に表示し、危険な建築物の注意を促す。

第5 被災宅地の危険度判定

市（建築班）は、「市原市被災宅地危険度判定実施要綱」、「被災宅地危険度判定実施本部業務マニュアル」及び「被災宅地危険度判定行動マニュアル」に基づき、宅地の危険度判定を実施する。

1. 実施体制の確保

市（建築班）は、市本部長が必要と判断した場合、判定実施本部を設置し、判定士、判定調整員、資機材等を確保する。

なお、災害発生直後は「被災宅地危険度判定行動マニュアル」に基づいて判定士の資格を有する他班の職員の応援を得るほか、必要に応じて県等に判定士の応援派遣を要請する。

2. 判定の実施

判定に当たっては実施計画を作成し、判定実施区域、判定の趣旨、概要等を事前に広報する。また、判定結果を使用者等が見やすい位置に表示し、危険な宅地の注意を促す。

第6 被害家屋調査・罹災証明書の発行

1. 被害家屋調査

市（罹災情報班）は、災害救助法による滅失世帯の確認や罹災証明書の発行のため、被災地区の全ての住家を対象に被害認定調査を行う。

調査に当たっては県土地家屋調査士会等の協力を得て実施体制を確保し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づく認定作業を行う。

〈住家被害の程度と基準〉

被害程度		損壊割合※ ¹	損害割合※ ²
全壊		70%以上	50%以上
半壊		20%以上70%未満	20%以上50%未満
	大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満
	中規模半壊	30%以上50%未満	30%以上40%未満
	半壊	20%以上30%未満	20%以上30%未満
一部損壊		20%未満	20%未満
	準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満

※1 損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合

※2 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

なお、状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

また、火災により焼失した家屋等は、市（消防班）が消防法に基づく火災調査を行う。

その他、土砂災害により土砂が流入した家屋は、「住家にかかるがけ崩れ災害の対応方針」に基づき、市（住宅班、整備班、土木班、農林班）が住居障害物の状況等を調査する。

【協定編「災害時における家屋被害認定調査等に関する協定」】

2. 罹災証明書の交付

市（罹災情報班、消防班）は、被害家屋調査及び火災調査の結果に基づき、災害相談窓口等において罹災証明書を交付する。なお、受付窓口や入力場所等の確保は、人員・情報管理班に調整を依頼する。

罹災証明の対象とならない家財等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する被災証明書を必要に応じて交付する。

第7 ブルーシートの供給等

1. ブルーシート等の供給

市（住宅班）は、大地震や暴風等の発生により多数の家屋の屋根が被災した場合、又は、その可能性がある場合は、国、県、協定団体等にブルーシート、土のう、ロープ等の供給を要請する。

配布にあたっては、状況に応じて被災地区の消防署等にブルーシート等配布窓口を設置し、休日や夜間の配布に努めるとともに、配布する際は、ブルーシート設置のための高所作業による転落事故について注意喚起を行う。

なお、配布窓口の人員確保が困難な場合は、人員・情報管理班に調整を依頼する。

2. ブルーシートの設置支援

市（住宅班）は、ブルーシート施工が可能な建設業者を確保し、被災者に紹介する。また、国や県が被災者と施工業者のマッチングサービスを開始した場合は、同サービスを周知する。

市（統括班、支援班、住宅班）は、避難行動要支援者の被災住宅のブルーシート設置を支援するため、災害ボランティアセンターに技術系ボランティア（プロボノ）の募集、派遣を依頼するほか、自衛隊災害派遣部隊等による支援作業を要請する。

第8 市独自の住宅被災者支援

市本部長（統括班）は、住宅被災者の住宅の早期復旧を図るため、災害救助法や国の災害復旧事業等の適用を待つことができない場合や、それらの法制度や事業の対象外の被災者を支援する必要がある場合は、市独自の支援策の実施に努める。

なお、住家にかかる土砂撤去事業に基づく家屋内に流入した土砂の撤去や宅地内に流入した土砂混じりがれき等の撤去にあたっては、災害等廃棄物処理事業（環境省）の活用を検討する。

〈令和元年房総半島台風等で実施した市独自の支援策〔担当班〕〉

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 借り上げた民間賃貸住宅の無償提供〔住宅班〕 |
| イ | 住家にかかる土砂撤去事業〔住宅班〕 |
| ウ | 被災宅地の補修工事費の助成〔建築班〕 |

第20節 ライフライン施設等応急対策計画

項 目	担 当
第1 上水道施設	水道班、県企業局、長生郡市広域市町村圏組合
第2 下水道施設	下水道班
第3 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
第4 ガス施設	大多喜ガス(株)、(公社)千葉県LPGガス協会
第5 通信施設	東日本電信電話(株)、日本郵便(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
第6 放送機関	市原FM放送(株)
第7 工業用水道	県
第8 道路・橋梁	土木班、市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)
第9 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、京葉臨海鉄道(株)
第10 その他公共施設	各班

第1 上水道施設

各水道事業者（市、県、長生郡市広域市町村圏組合）は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努め、迅速な応急復旧を行う。また、市（水道班）は、県企業局に連絡調整員の派遣を要請するとともに、各水道事業者と被害状況や復旧計画の共有、相互応援の調整、被災者相談窓口の一本化等を推進する。

被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等による応援体制を確保する。

〈上水道施設の復旧における優先事項〉

- (1) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- (2) 主要な送・配水管及び病院や避難所等への管路の復旧を優先する。
- (3) 液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査を実施する。

市（水道班）は、「市原市水道事業危機管理対応マニュアル」に基づき、また、「水道施設災害応急工事等に関する協定」による市原市管工事協同組合の協力等を得て、被害調査、応急復旧等を推進する。

なお、配水管等が破損した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最小限に止めるよう努める。

また、水道施設の被害状況や復旧予定等について、地域住民への広報に努める。

【協定編「千葉県水道災害相互応援協定」】

【協定編「水道施設災害応急工事等に関する協定」】

第2 下水道施設

市（下水道班）は、「市原市公共下水道災害時対応マニュアル」に基づき、また、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」による応援等を得て必要な体制を確保し、被害状況調査や施設点検、下水道機能の低下や二次災害の防止を図る。

なお、応急復旧については、施設の重要度や危険度、道路や他のライフラインの復旧工程を考慮

して推進する。

その他、下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

第3 電気施設

東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策本部を設置し、応急措置、応急復旧対策を推進する。特に大規模停電の発生時には、災害協定に基づいて連絡調整員を市本部に派遣し、停電復旧作業及び道路障害物除去作業、電源車の配備、重要施設の優先復旧、停電に関する広報活動及び停電復旧に関する市民対応へのサポートに関する調整を行う。

また、感電事故及び漏電による出火を防止するための注意事項や、電力施設の被害状況及び復旧予定について、広報車等による巡回放送に努めるほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や市（同報系防災行政無線による放送等）の協力を得て周知する。

【協定編「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」】

第4 ガス施設

1. 都市ガス

大多喜ガス(株)は、都市ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行ってライフライン機能を維持する。また、できる限り供給区域全域の供給を停止せず、被害程度に応じてブロック毎に供給を停止する。

また、二次災害を防止するための注意事項や都市ガスの被害状況及び復旧予定について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や市（同報系防災行政無線による放送等）の協力を得て広報する。

2. LPガス

(公社)千葉県LPガス協会市原支部は、加盟業者と連携してLPガス設備等の被害状況の把握、二次災害防止対策、応急復旧対策の推進を図る。

また、二次災害を防止するための注意事項等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や市（同報系防災行政無線による放送等）の協力を得て広報する。

第5 通信施設

1. 電話施設

各通信事業者（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)）は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶し、または、利用を制限するときは、テレビ、ラジオ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 通信途絶、利用制限の理由と内容(2) 災害復旧措置と復旧見込み時期(3) 通信利用者に協力を要請する事項(4) 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等のサービスの提供開始(5) 特設公衆電話の設置場所 |
|--|

2. 郵便関係

日本郵便(株)は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

その他、災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合に取扱う。

第6 放送機関

市原FM放送(株)は、地震が発生した場合、放送機能を確保し、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、市の要請による防災情報の伝達に当たる。

【協定編「災害時における災害情報の緊急放送に関する協定」】

第7 工業用水道

県は、受水企業の工場設備の早期の復旧や操業再開、鉄道、幹線道路等の二次災害の防止に留意し、被害状況を速やかに把握し、円滑な応急復旧に努める。

第8 道路・橋梁

各道路管理者(市土木部、市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株))は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、「緊急輸送道路」及び「緊急輸送道路を補完する道路」等を優先した応急復旧を行う。

また、迂回路の選定、通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、ライフライン等の復旧と整合するように被災道路・橋梁の応急復旧を推進する。

第9 鉄道

各鉄道会社(東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、京葉臨海鉄道(株))は、災害対策本部等を設置し、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送に努める。

また、各社の業務計画等に基づき、施設点検や運転規制を適切に実施する。

第10 その他公共施設

市(公共施設を管理する各班)は、管理施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

第21節 災害ボランティア対応計画

項 目	担 当
第1 災害ボランティアの受入れ	支援班、(社福)市原市社会福祉協議会、各班
第2 ボランティア活動の支援	支援班、(社福)市原市社会福祉協議会

第1 ボランティアの受入れ

1. 災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、市原市災害ボランティアセンターを公共施設等に設置し（候補施設：上総更級公園 公園センター）、ボランティアの受付け・登録を行う。また、ボランティアセンターから離れた被災地がある場合は、市（支援班）と連携して当該地区へのサテライトセンターの設置に努める。

なお、共助のボランティア活動や地方公共団体が実施する救助の調整事務について、県から委任を受け、市より上記のボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができ、その活用が図れるよう努める。

2. 災害ボランティアの募集・受入れ

(1) ボランティアの募集

市社会福祉協議会は市（支援班）と連携してインターネットや報道機関への協力要請等により、災害ボランティアを募集する。また、県災害ボランティアセンター、市原市赤十字奉仕団、その他のボランティア団体やNPO法人等へ、募集活動や災害ボランティアセンターの運営協力等を要請する。

(2) ボランティアの受入れ

一般分野のボランティアは市災害ボランティアセンターにおいて受付け、登録する。なお、ボランティア活動に伴う事故に備え、ボランティア保険の加入を受入れの条件とする。

専門分野のボランティアは市（支援班）が受け付け、各専門分野に対応する班（下表参照）にあっせんする。

ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティアセンターに登録されたボランティアの派遣を要請する。

〈ボランティアの協力を得て実施する主な活動内容〉

一般分野	① 避難所の運営補助 ② 炊き出し、食料等の配布 ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 ④ 高齢者や障がい者等要配慮者の介助 ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけなど ⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ⑦ その他被災地における軽作業等
専門分野	① 救護所での医療救護活動〔医療衛生班〕 ② 被災建築物応急危険度判定〔建築班〕 ③ 被災宅地危険度判定〔建築班〕 ④ 外国語の通訳、情報提供〔地方創生班〕

	⑤ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報〔企画班〕 ⑥ 被災者への心理治療〔医療衛生班〕 ⑦ 高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供〔支援班〕 ⑧ その他専門的知識、技能を要する活動等
--	---

3. ボランティアの派遣

市社会福祉協議会は災害ボランティアセンターにボランティアニーズの受付窓口を設置して被災者からの要望を受け付けるほか、地区社会福祉協議会等と連携して各地の被災者のボランティアニーズの把握に努める。

また、被災者からのニーズと登録したボランティアのマッチングを行い、ボランティアを派遣する。

第2 ボランティア活動の支援

1. 食事、宿泊場所の提供

食事や宿泊場所はボランティア自身で確保することが原則であるが、困難な場合は、必要に応じて市（支援班）や関係機関が確保、手配に協力する。

2. 活動費用の負担

ボランティア活動に伴う経費は、必要に応じて市が負担する。

3. 資機材の確保

ボランティア活動に必要な資機材については、市社会福祉協議会と市（支援班）が協力して確保する。

第22節 災害救助法適用事務計画

項 目	担 当
第1 災害救助法の適用基準	—
第2 災害救助法の適用手続き	統括班
第3 災害救助法による救助の実施	統括班、資金管理班、市民班、医療衛生班、物資班、住宅班、教育総務班、教育振興班、水道班、消防班
第4 救助に係る費用の請求等	資金管理班、各班、支援班

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被災者の救済と社会秩序の保全を図ることを目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

1. 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合の適用基準

県の人口が300万人以上で、市の人口が10万人以上30万人未満の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

ア 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が100世帯以上に達する場合

イ 県内の滅失世帯の数が2,500世帯に達する場合であって、市の滅失世帯数が50世帯以上に達する場合

ウ 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき

（ア）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

（イ）災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に行う。

2. 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

- 全壊（全焼・流失）住家 1 世帯・・・・・・・・・・滅失住家 1 世帯
 - 半壊（大規模半壊・中規模半壊・半焼）住家 2 世帯・・・・・・・・滅失住家 1 世帯
 - 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが
できない状態となった住家 3 世帯・・・・・・・・・・滅失住家 1 世帯
- （注）床下浸水、一部破損（準半壊等）は換算しない。

※全壊、半壊、床上浸水等の認定基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

第2 災害救助法の適用手続き

- （1）市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長（統括班）は直ちにその旨を知事に報告する。
- （2）災害状況の把握及び報告については、千葉県「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。
- （3）災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができない場合、本部長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

第3 災害救助法による救助の実施

市（統括班）は、災害救助法の事務を委任することについて県から通知を受けた場合、委任された事務の内容について事務を担当する各班に通知するとともに、災害救助法による救助の実施を指示する。

市（各班）は、災害救助法施行細則及び千葉県「災害救助の手引き」に従い、救助を実施するとともに、災害救助法による救助事務を日毎に記録し整理する。

＜災害救助法に基づく救助の種類〔担当班〕＞

- （1）避難所の設置〔市民班〕
- （2）応急仮設住宅の供与〔住宅班〕
- （3）炊き出しその他による食品の給与〔物資班、教育総務班〕
- （4）飲料水の供給〔水道班、物資班〕
- （5）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与〔物資班〕
- （6）医療及び助産〔医療衛生班〕
- （7）被災者の救出〔消防班〕
- （8）被災した住宅の応急修理〔住宅班〕
- （9）学用品の給与〔教育総務班、教育振興班〕
- （10）埋葬〔医療衛生班〕

(11) 遺体の搜索及び処理〔消防班、医療衛生班〕

(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去〔住宅班〕

また、災害救助法による応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

なお、市（統括班）は、救助事務の実施に当たり、必要に応じて特別基準の設定や救助の期間の延長等について県と協議する。

第4 救助に係る費用の請求等

市（資金管理班）は、委任された業務を担当する各班に係る帳簿の作成を依頼するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、千葉県「災害救助の手引」に基づき県に報告する。

また、災害救助法に基づき、市長が委任を受けて実施する救助に要する費用は、一時的に繰替支弁を行った後、県に対し災害救助費繰替支弁負担金の請求を行う。

なお、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合は、当該開設に際し市が支弁した委託料は救助事務費に該当することから、支援班において関係帳簿の作成及び整理を行うとともに、支払証拠書類の整理・保管を行う。

第 4 章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

項 目	担 当
第1 被災者の支援	資金管理班、罹災情報班、医療衛生班、子ども班、水道班、下水道班、廃棄物対策班、住宅班、物資班、(社福)市原市社会福祉協議会、日本郵便(株)、日本放送協会、大多喜ガス(株)、東京電力パワーグリッド(株)、県、千葉縣市町村総合事務組合、千葉南公共職業安定所
第2 中小企業者、農林漁業者の支援	物資班、農林班、県

第1 被災者の支援

市及び関係機関は、被災者への各種生活再建支援制度について、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、広報活動や相談窓口の設置等のほか、被災者台帳等を活用したきめ細やかな見守り・相談を行うなど、被災者が容易に支援制度を知り、円滑に手続きが行えるよう努める。

1. 義援金の支給等

(1) 義援金の募集、受付け保管

市(資金管理班)は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、市に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に市に配分された義援金を保管する。

また、市本部長の指示に基づき、市独自に義援金や寄付金を募集し、市ホームページ等で広報する。なお、被災者の生活再建資金を早期に確保するため、大規模災害時には発災直後から速やかな募集開始に務める。

(2) 義援金の配分

市(資金管理班)は、市本部長の指示に基づき、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮した配分方法を決定する。

なお、県、日本赤十字社等の義援金受け付け団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

(3) 義援金の支給

市(資金管理班)は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

2. 支援金の支給等

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市(医療衛生班)は、被災者生活再建支援法により、この制度が適用された大規模な災害で著しい住宅被害を受けた世帯に対して支援金の申請の受付け、とりまとめ、県への報告等を行う。

また、千葉県被災者生活再建支援事業により、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護金の貸付

市（医療衛生班）及び千葉縣市町村総合事務組合は、千葉縣市町村災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときも含む）に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。

また、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

(3) 生活福祉資金の貸付け（災害援護資金・住宅資金）

市社会福祉協議会は、被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害援護資金については、市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(4) 災害復興住宅融資

市（住宅班）及び県は、金融機関と連携して住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等について、被災者に周知する。

3. 税金、公共料金等の特例措置

(1) 租税

市（罹災情報班、医療衛生班）は、市税条例、国民健康保険条例等により、被災者の市税、国民健康保険料等の減免や徴収猶予等の災害特例措置を講じる。

国及び県は、国税、県税について同様の措置を講じる。

(2) 公共料金

市、ライフライン機関、日本放送協会は、被災者の公共料金等の支払いについて、監督省庁の認可や要件（災害救助法の適用等）に基づいて、可能な限り特例措置を講じる。

ア 保育料の減免【子ども班】

イ 市営住宅家賃等の減免【住宅班】

ウ 上下水道料金の減免等【水道班、下水道班】

エ し尿くみ取り、ごみ処理手数料の減免【廃棄物対策班】

オ 電話料金・電話工事費の減免等【東日本電信電話(株)】

カ 電気料金・工事費負担金の免除等【東京電力パワーグリッド(株)】

キ ガス料金の納付延長等【大多喜ガス(株)】

ク テレビ受信料金の免除等【日本放送協会】

4. 郵便物の特別取扱い

日本郵便(株)は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

〈日本郵便(株)における措置〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除(4) 災害時における窓口業務の維持(5) 日本郵便(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い |
|---|

5. 公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の建設等

市（住宅班）は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

市（住宅班）は、公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対し、既存公営住宅の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

6. 職業のあっせん

千葉南公共職業安定所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、以下の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

7. 便乗値上げの防止

市（物資班）は市原市生鮮三協同組合連絡協議会と連携し、災害に便乗した値上げ防止のため、以下の措置を講じる

(1) 便乗値上げの監視パトロール

(2) 災害時に値上げが予想される商品の調査等

(3) 被災地販売業者（商店）等への協力要請等（物資協力店の確保）

第2 中小企業者、農林漁業者の支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について事業者へ周知する。

1. 中小企業者への融資資金

市（物資班）は商工会議所と連携し、災害により被害を受けた中小企業の再建と経営の安定のため、市原市中小企業資金融資制度経営安定化資金（経営安定化資金）などの各種融資制度を周知する。

2. 農林漁業者への融資資金

市（農林班）は農業協同組合と連携し、被災農林漁業者に対する災害復旧に係る各種融資制度について周知する。

3. 雇用の維持に向けた事業者への支援

県は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

第2節 災害復旧事業の推進

項 目	担 当
災害復旧事業の促進	各班、各防災関係機関

1. 復旧方針

市（各班）及び防災関係機関は、所管する公共施設や事務の復旧事業を計画的に実施する。

復旧事業計画は、関係機関と十分な連絡調整をとりながら、次の点に考慮して速やかに作成する。

- (1) 災害の再発防止のため、被災の原因等を十分に把握する。
- (2) 迅速な復旧、災害に強いまちづくり等を考慮する。
- (3) 国または県が財政援助するもの※¹については、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定が速やかに実施されるように準備する。
- (4) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法等に規定する緊急査定※²が実施されるよう必要な措置を講じる。

※1 災害復旧事業として採択されうる限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。また、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。財政援助等を受ける事業は次表を参照。

※2 公共土木施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて実施される。

〈財政援助を受ける主な事業〉

対象事業	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
公共土木施設の復旧等		
河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚法第3・4条
砂防事業	災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急地すべり対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業、災害関連緊急雪崩対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	
都市施設の復旧等		
街路、都市排水施設	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算補助）	
堆積土砂排除		激甚法第3・4条
湛水排除		
公営住宅の復旧等		
公営住宅の補修	公営住宅法第8条	激甚法第3・4条
公営住宅建設	公営住宅法第8条	激甚法第22条

第4章 第2節 災害復旧事業の推進

対象事業	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
農林漁業施設の復旧等		
農地、農業用施設、林道、漁業用施設等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
共同利用施設		激甚法第6条
天災融資の特例	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
森林組合の堆積土砂排除		激甚法第9条
土地改良区の湛水排除		激甚法第10条
漁業組合の共同利用小型漁船		激甚法第11条
森林災害復旧		激甚法第11条の2
治山事業、地すべり対策事業	災害関連緊急治山事業、災害関連緊急地すべり防止事業	
厚生施設の復旧等		
生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設、婦人保護施設、感染症指定医療機関		激甚法第3・4条
感染症予防事業		激甚法第19条
医療施設	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	
災害廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	
水道	水道法第45条	
文教施設の復旧等		
公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第3・4条
公立社会教育施設		激甚法第16条
私立学校施設		激甚法第17条
その他の復旧等		
鉄道施設	鉄道軌道整備法	
水防資材費		激甚法第21条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法第2条	激甚法第12条
寡婦福祉法による貸付けの特例		激甚法第20条
雇用保険法による求職者給付の支給の特例		激甚法第25条
事業協同組合等施設の災害復旧事業に対する補助		激甚法第14条

2. 復旧事業の促進

(1) 技術職員等の確保

市（各班）は、災害復旧事業に係る技術職員等を十分確保するため、必要に応じて県に技術職員等の応援派遣等を要請する。

(2) 資金の調達

市（資金管理班）は、災害復旧事業に係る資金については、国の負担金（補助金）のほか、必要に応じて財源を求めて調達に努める。

(3) 激甚災害の指定促進

市（統括班）は、災害対策基本法に規定する著しく激甚な災害（以下「激甚災害」という。）に該当する場合又は該当する見込みがある場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）による激甚災害の指定を受けることによって災害復旧事業が促進されるよう、必要な措置を講じる。

また、国や県が行う被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める事項の調査に協力し、速やかに調査が実施されるように努める。

第3節 災害復興計画

項 目	担 当
第1 復旧・復興本部の設置	企画班
第2 復興計画の策定	企画班

第1 復旧・復興本部の設置

1. 復旧・復興本部の設置

市長は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、市原市復旧・復興本部（以下「復旧・復興本部」という。）を設置する。

なお、復旧・復興本部の構成及び業務分掌については、設置の際に定める。

2. 復旧・復興本部の組織・運営

(1) 本部員の任務

構 成 員		任 務
本部長	市 長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各部局長、教育長、代表監査委員	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。
その他	必要に応じ市長が指名する	本部長の求めに応じ意見を述べる。

(2) 部の編成及び分掌事務

部 名	分掌事務
本部事務局	○復旧・復興に関する総合的企画及び調整に関すること ○復旧・復興本部会議の庶務
復興対策部	○くらし、住宅の復旧・復興に関すること ○都市機能の復旧・復興に関すること ○地域産業の復旧・復興に関すること

(3) 復旧・復興本部会議

構成員	事 務
本部長、副本部長、本部員、市長の指名する者	○復旧・復興の基本方針、復旧・復興に係る重要施策の審議、調整 ○各班の重要事項の報告

第2 復興計画の策定

1. 基本的考え方

市（企画班）は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生

以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、必要に応じて被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

2. 復興計画の策定

(1) 策定手順等

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

ア 多様な行動主体の参画と協働

住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

- ・被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
- ・有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

イ 将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる、柔軟な計画となるよう配慮する。

ウ 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2) 構成

復興施策を総合的に推進するため、復興の目標、基本方針、重点プロジェクト等を定め、明確な戦略とスケジュールの下で復旧・復興を推進する。

(3) 復興計画の内容

市域が大きな被害をうけた場合、再び災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進する。

また、復興施策は次のような分野ごとに整理し、復興施策を検討する。

ア くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対するこころのケアの重要性の認識など健康・福祉面でのかみ細かい支援を検討する。

イ 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性和都市(地域)機能の回復の観点から、より質の高い都市への回復を念頭に入れた、まちづくりを検討する。

また、迅速に、将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

さらに、都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できる施策を検討する。

ウ 住宅の復興

被災者が生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は被災者の自立を促すこと、被災者の自力での住宅再建を支援することに留意し、民間住宅の斡旋・

補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

エ 産業の復興

地域産業は、地域の活力の源であることに留意し、産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合は、融資制度の活用などによる財政的な支援のほか、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興について、速やかな復旧・復興支援を検討する。

その他、観光、農業などの復興支援の観点から、積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝などを検討する。

3. 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあつせんを要請する。

附編 東海地震に係る周辺地域 としての対応計画

《目 次》

附編 東海地震に係る周辺地域 としての対応計画	1
第1章 総 則	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 基本方針	5
第1 計画の目的	5
第2 計画の範囲	5
第3 前提条件	5
第4 計画の実施	5
第5 計画の位置付け	5
第6 業務の大綱	5
第7 東海地震関連情報と基本的な対応措置	6
第2章 東海地震関連情報の発表から	7
第1節 東海地震注意情報の伝達	9
第1 東海地震注意情報の伝達	9
第2節 活動体制の準備	11
第1 市の活動体制	11
第2 防災関係機関の活動体制	11
第3節 広報活動	12
第4節 混乱の防止	13
第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置	15
第1節 活動体制	17
第1 市の活動体制	17
第2 防災関係機関の活動体制	17
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	20
第1 警戒宣言の伝達	20
第2 警戒宣言時の広報	20
第3節 警備対策	22
第1 基本的な活動	22
第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	22
第4節 水防・消防対策	23
第1 消防対策	23
第2 水防対策	23
第5節 交通・公共輸送対策	24
第1 警察の交通対策	24
第2 道路管理者の対策	24
第3 鉄道の措置	25
第4 バス、タクシー等の措置	27
第6節 上下水道・電気・都市ガス・通信対策	28
第1 上水道対策	28

第2 下水道対策	29
第3 電気対策	29
第4 都市ガス対策	30
第5 通信対策	31
第7節 学校・病院・社会福祉施設対策	34
第1 学校等対策	34
第2 病院対策	34
第3 社会福祉施設対策	35
第8節 避難対策	36
第1 警戒宣言時の措置	36
第2 事前の措置	36
第9節 救護救援・防疫・保健活動	37
第1 救護救援対策	37
第2 防疫対策	37
第3 保健活動対策	37
第10節 その他の対策	38
第1 食料、医薬品の確保	38
第2 緊急輸送の実施準備	38
第3 公共施設対策	38
第4 その他	38
第4章 住民等のとるべき措置	39
第1節 住民のとるべき措置	41
第2節 自主防災組織のとるべき措置	43
第3節 事業所のとるべき措置	44

第 1 章 総 則

第 1 節 計画策定の趣旨

昭和 53 年 6 月 15 日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年 12 月 14 日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和 54 年 8 月 7 日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度 6 以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成 13 年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度 6 弱以上又は発生 20 分以内に大津波が来襲する市町村が強化地域として指定された。

本市は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されるところである。

このため、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として、地域防災計画地震・津波編の附編として本計画を策定したところである。

しかし、平成 29 年 9 月に中央防災会議は、これまで国内で唯一予知の可能性があるとされてきた東海地震について、確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行わないこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ地震については平成 29 年 11 月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、その後令和元年 5 月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されたことに伴い、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には、津波からの事前避難などを促す「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとした。

南海トラフ地震が発生した場合に著しい災害が生ずるおそれがある地域については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）」に指定され、南海トラフ地震に関連する情報の発表時には、これに対応した防災対応が必要となるが、本市を含むその他の地域については、現在、防災対応の指針はない状況である。

このため、南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応については、第 2 章を準用することとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応については、第 3 章を準用することとする。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

第1章 第1節 計画策定の趣旨

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

〈「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件〉

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分 程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（※）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2 時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内（※）において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（※）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

第2節 基本方針

第1 計画の目的

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、以下の措置を講じることにより、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置等

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本とするが、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示す。

第2 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発せられた時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急対策、復旧・復興対策は、地震・津波編「第3章 災害応急対策計画」及び「第4章 災害復旧・復興計画」にて対処する。

第3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の市内の震度は、震度5弱以下と想定する。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置する。

第4 計画の実施

本市は、強化地域外であり大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第5 計画の位置付け

本計画は、「地震・津波編」の附編として位置付ける。

なお、事前に行う措置は、地震・津波編「第2章 災害予防計画」に準ずる。

第6 業務の大綱

市が実施する業務の大綱は次のとおりである。

- (1) 防災会議及び災害対策本部の設置運営に関すること
- (2) 東海地震対策の連絡調整に関すること
- (3) 東海地震に係る予防、応急対策に関すること

- (4) 地震予知情報等の受理、伝達に関する事
- (5) 広報、教育、防災訓練に関する事
- (6) 消防、水防対策に関する事
- (7) 市が管理又は運営する施設対策に関する事
- (8) 例外措置としての住民避難に関する事

第 7 東海地震関連情報と基本的な対応措置

東海地震関連情報の種類と基本的な対応措置は次のとおりで、市はそれぞれの情報に応じた体制をとる。

〈東海地震関連情報と対応〉

情報名		発表する基準	強化地域での対応	市の防災体制
東海地震に関連する調査情報（カラーレベル青）	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	特に対策はしない。	通常の体制
東海地震注意情報（カラーレベル黄）		観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合	情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 気象庁において判定会を開催	情報収集体制
東海地震予知情報（警戒宣言が含まれる）（カラーレベル赤）		東海地震の発生のおそれがあると判断した場合（東海地震予知情報を解除する場合）	警戒宣言の発令 交通規制、児童生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	災害警戒体制

第2章 東海地震関連情報の発表から 警戒宣言までの広報

第1節 東海地震注意情報の伝達

項 目	担 当
第1 東海地震注意情報の伝達	各班、各防災関係機関

第1 東海地震注意情報の伝達

1. 伝達経路

市（統括班、消防班）及び防災関係機関は、県等から東海地震注意情報の通報を受けたときは、出先機関、住民等へ直ちにその旨を伝達する。

東海地震注意情報の伝達系統、伝達手段は、次頁のとおりである。

2. 伝達方法

(1) 市（統括班）は、県から東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちにその旨を各部及び防災関係機関、団体等に対して伝達する。

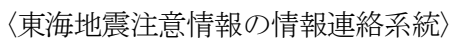
(2) 市（各班）は、東海地震注意情報の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。

(3) 市（統括班、消防班）は、住民に対して防災行政無線及び広報車等により、東海地震注意情報が発表されたことを伝達する。

3. 伝達事項

市（統括班）及び防災関係機関は、以下の事項を住民等に伝達する。

- (1) 東海地震注意情報
- (2) 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること
- (3) その他必要と認める事項



第2節 活動体制の準備

項 目	担 当
第1 市の活動体制	各班
第2 防災関係機関の活動体制	各防災関係機関

第1 市の活動体制

市は、東海地震注意情報が発表された場合、警戒配備をとり必要な職員を動員し、関係各防災機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 県、市町村、防災関係機関との連絡調整

第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、次の体制をとる。

機 関	体 制
警察署	(1) 情報に応じた体制の構築 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の収集・伝達
陸上自衛隊	(1) 第1空挺団及び高射学校に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 (2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話株式会社千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
株式会社NTTドコモ千葉支店 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置

機 関	体 制
東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）	(1) 支社対策本部の設置 (2) 注意情報の伝達 (3) 注意情報発表後の対応実施状況に関する情報の収集及び伝達 (4) 列車の運転規制等 (5) 緊急広報 (6) 旅客への案内等
京成電鉄株式会社 小湊鐵道株式会社	直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
東日本高速道路株式会社関東支社	非常参集の要員連絡・参集を行い、東海地震警戒本部を設置する。
その他各防災関係機関	要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 広報活動

項 目	担 当
広報活動	各防災関係機関

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、県、警察等へ緊急連絡を行う。

日本放送協会千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエムは、非常配備体制をとって通常番組を中断し、地震関係の報道を行う。

第4節 混乱の防止

項 目	担 当
混乱の防止	県、警察署、各鉄道会社、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)

各防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

機 関	体 制
県	各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整・実施及びその推進を図る。 (3) その他必要な事項
警察署	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 (1) 警戒警備等、必要な措置をとる。 (2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）	警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 (1) 列車の輸送手配を円滑に行い、かつ運転規制等による旅客への影響を少なくするため、次のようにあらかじめ列車の運転規制等手配を行う。 ア 強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、警戒宣言発令時における旅客列車の運転規制等に支障がないように、原則として最寄りの貨物駅等に抑止を行う。ただし、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。 イ 注意情報が発表されたときは、強化地域内を旅行目的地としない旅客を主として輸送する列車（夜行寝台列車等）については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する (2) 緊急広報 ア 注意情報が発表された場合、列車の運転等を規制することなどを迅速に報道し、旅客に対して旅行の中止を慫慂する。 イ 前号の報道の方法、内容について、あらかじめ定めておく。 (3) 旅客への案内等 注意情報が発表された場合においては、旅客に対して、「警戒宣言が発表されたときは、列車の運転を中止すること」等状況を説明し、旅行の中止を慫慂する。 なお、強化地域の境界付近を強化地域内へ向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内する。
京成電鉄株式会社 小湊鐵道株式会社	警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。 また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。

第 2 章 第 4 節 混乱の防止

機 関	体 制
	なお、京葉臨海鉄道は、貨物列車のみの運行であり、貨物荷主へ情報提供を行い混乱防止に努める。
東日本電信電話株式会社千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
株式会社 N T T ドコモ千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。
KDD I 株式会社	東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。 ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第 8 条第 2 項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。
ソフトバンク株式会社	東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。警戒宣言の発令により、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第 8 条第 2 項および「電気通信事業法施行規則」第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
楽天モバイル株式会社	東海地震注意情報が発せられた場合は、報道による情報の拡散に伴い通信・通話が集中することも予想されるため、重要な通信の疎通を確保するため、やかに社内に情報を連絡または伝達し、必要な対応を講じる。

第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

項 目	担 当
第1 市の活動体制	各班
第2 防災関係機関の活動体制	各防災関係機関

第1 市の活動体制

1. 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられた場合は、県に準じて災害対策本部を設置し、非常配備をとる。

2. 所掌業務

市災害対策本部の業務は以下のとおりとし、必要な組織を編成する。

- (1) 警戒宣言等各種情報の収集・伝達
- (2) 社会的混乱の防止に係る施策の決定
- (3) 各防災関係機関との連絡調整
- (4) 防災行政無線及び広報車等による住民への情報提供
- (5) その他必要な事項

第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

機 関	体 制
警察署	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の収集・伝達等
陸上自衛隊	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話 株式会社千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社N T T ドコモ千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。

第3章 第1節 活動体制

機 関	体 制
KDD I 株式会社	(1) 対策本部の設置 KDD I (株)は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。 (2) 要員の参集 KDD I (株)は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。
ソフトバンク株式会社	(1) 防災体制の確立 ソフトバンク(株)は、警戒宣言が発せられた場合には、緊急対策本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。 (2) 動員 ソフトバンク(株)は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。
楽天モバイル株式会社	(1) 対策組織の設置 楽天モバイル(株)は、警戒宣言が発せられた場合には、緊急対策本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。 (2) 動員 対策組織に必要な要員については、参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。
東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）	支社対策本部の設置等については、次のとおりとする。 (1) 警戒宣言及び東海地震予知情報が発表された場合、支社対策本部を設置する。 (2) 支社対策本部要員に指定された社員は、支社対策本部に非常参集する。
京成電鉄株式会社 小湊鐵道株式会社	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。
東日本高速道路株式会社関東支社	東海地震警戒本部を設置し、情報収集・連絡、道路交通状況把握、道路応急班等を組織し、災害情報連絡活動・災害応急対策を実施する。

第3章 第1節 活動体制

機 関	体 制
その他の防災関係機関	(1) 各防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 (2) 各防災関係機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

項 目	担 当
第1 警戒宣言の伝達	各班
第2 警戒宣言時の広報	統括班

第1 警戒宣言の伝達

1. 伝達経路

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、第2章・第1節「第1 東海地震注意情報の伝達」に準ずる。

市（統括班）及び防災関係機関は、以下の事項を住民等に伝達する。

- (1) 東海地震注意情報
- (2) 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること

2. その他必要と認める事項伝達方法

- (1) 市（統括班）は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちにその旨を各部及び防災関係機関、団体等に対して伝達する。
- (2) 市（各班）は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。
- (3) 市（統括班、消防班）は、住民に対して防災行政無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

3. 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- (2) 市への影響予測
- (3) 各機関がとるべき体制
- (4) その他の必要事項

〈警戒宣言発令時の信号〉

警 鐘	(5点) ●—●—●—●—● (5点) ●—●—●—●—●
サイレン	(約45秒) (間隔15秒) (約45秒)

※警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。

※必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

第2 警戒宣言時の広報

市（統括班）は、警戒宣言が発せられた場合、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これらに対処するための広報を実施する。

また、各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各現場において混乱発生のおそれがあるときは、各防災関係機関において必要な対応及び

第3章 第2節 警戒宣言の伝達及び広報

広報を行うとともに、市災害対策本部へ通報する。

〈警戒宣言時の広報〉

- | |
|---|
| <p>(1) 広報の項目</p> <ul style="list-style-type: none">ア 警戒宣言の内容の周知徹底イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけウ 防災措置の呼びかけエ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ <p>(2) 広報の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none">ア 同報系防災行政無線イ 市情報配信メールウ 市ホームページエ 災害情報共有システム(Lアラート)オ その他有効な手段 <p>(3) あらかじめ定めた広報文例により行う。</p> |
|---|

第3節 警備対策

警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

項目	担当
第1 基本的な活動	市原警察署
第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	市原警察署

第1 基本的な活動

- (1) 警備要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広報

第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

1. 警備部隊の事前配置

- (1) 人の集中が予想される場所
- (2) 交通規制・迂回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- (3) 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
- (4) 災害危険場所
- (5) その他必要と認める場所

2. 広報

- (1) 広報内容
 - ア 警戒宣言の内容及び関連する情報
 - イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置
 - ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
 - エ その他民心の安定を図るため必要な情報
- (2) 広報手段
 - ア パトロールカー、広報車等の警察車両
 - イ 警察用航空機等による広報
 - ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
 - エ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防対策

項 目	担 当
第1 消防対策	統括班、現地連絡本部、土木班、農林班、下水道班、住宅班、建築班、整備班、消防班、消防団
第2 水防対策	統括班、土木班、消防班、消防団、県（市原土木事務所、千葉港湾事務所）、土地改良区

第1 消防対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して以下の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達〔統括班、消防班〕
- (2) 火災・水害等防除のための警戒〔土木班、農林班〕
- (3) 浸水想定区域の警戒〔下水道班〕
- (4) 土砂災害警戒区域等の警戒〔農林班、土木班、住宅班、建築班、整備班〕
- (5) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報〔消防班、消防団〕
- (6) 町会・自主防災組織等の防災活動に対する指導〔現地連絡本部〕
- (7) 資機材の点検整備の実施〔消防班、消防団〕

第2 水防対策

県（市原土木事務所、千葉港湾事務所）及び市（統括班、土木班、消防班、消防団）は、土地改良区、関係機関等と連携して以下の措置を講じる。

- (1) 水防要員を確保する。
- (2) 重要水防箇所及び水門、内水排除施設等の点検を実施する。

第5節 交通・公共輸送対策

項 目	担 当
第1 警察の交通対策	市原警察署
第2 道路管理者の対策	千葉国道事務所、県市原土木事務所、東日本高速道路(株)
第3 鉄道の措置	各鉄道会社
第4 バス、タクシー等の措置	千葉県バス協会、千葉県タクシー協会

第1 警察の交通対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、以下の措置を行う。

- (1) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- (2) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

これらの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

第2 道路管理者の対策

警戒宣言が発せられた場合、各道路管理者は次の措置をとる。

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所	(1) 道路施設に関する対策 ア 警戒宣言等が発せられた場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。 イ 地震発生の際に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。 (2) 道路交通対策 ア 警戒宣言等が発せられた場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。 イ 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。警戒宣言が発せられた場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行うものとする。 (3) 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制 警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。
東日本高速道路株式会社関	(1) 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。

東支社	(2) 警戒宣言が発せられた場合は、道路巡回等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。 ア 東日本高速道路(株)の管理する高速自動車国道及び一般有料道路 県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。 イ 他道路管理者の管理する道路 関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。 (3) 警戒宣言時において、道路管理上、次の対策を実施する。 ア 道路 道路巡回等により、道路状況の把握に努める。 イ 電気通信設備 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。 ウ 工事中箇所 工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。
県市原土木事務所	警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。 (1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。 (2) 工事中の道路の安全対策 緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

第3 鉄道の措置

1. 東日本旅客鉄道(株)の措置

(1) 支社対策本部の設置等

- ア 警戒宣言及び東海地震予知情報が発表された場合、支社対策本部を設置する。
- イ 支社対策本部要員に指定された社員は、支社対策本部に非常参集する。

(2) 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達

警戒宣言及び東海地震予知情報が発表された場合、あらかじめ定めた災害発生時の連絡体制の伝達ルートに従って、関係者へ連絡する。

(3) 列車の運転規制

- ア 警戒宣言が発せられた時の内房線の列車の運転規制は次による。

規制区間	規制速度
蘇我～館山	45km/h

2. 京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、京葉臨海鐵道(株)の措置

(1) 警戒宣言の伝達

駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(2) 混乱防止措置

駅、車内での混乱を防止するため、次の措置をとる。

ア 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力について広報を行う。

イ 警戒宣言時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼びかけを行う。

ウ 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

(3) 運行方針

各防災関係機関、報道機関及び東日本旅客鉄道(株)との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。なお、警戒宣言発令時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。

発令当日	翌日以降
警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上実施する。 なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(4) 主要駅における対応

ア 旅客の安全を図るための措置

① 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。

② 状況により、改札止めの入場制限等を行う。

③ 状況により、警察官の応援を要請する。

イ その他の措置

① 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。

② 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

(5) 列車の運転中止措置

列車の運行確保に当たっては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一県民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(6) その他の措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか、必要に応じて要注意箇所の点検、監視を行う。

第4 バス、タクシー等の措置

千葉県バス協会、千葉県タクシー協会加盟各社は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 上下水道・電気・都市ガス・通信対策

項 目	担 当
第1 上水道対策	水道班
第2 下水道対策	下水道班
第3 電気対策	東京電力パワーグリッド(株)
第4 都市ガス対策	大多喜ガス(株)
第5 通信対策	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

第1 上水道対策

1. 基本方針

市（水道班）は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。

また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

2. 人員の確保、資機材の点検整備等

(1) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、管工事業協同組合等との連絡協力体制について確認する。

(2) 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

3. 施設の保安措置等

(1) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

(2) 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

(3) 浄水場、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民・事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

(4) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

4. 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

ア 通常の供給が維持されていること

イ 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること

① 飲料水の汲み置きは、ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

- ② 生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し貯水する。
- ③ その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。

ウ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

(2) 広報手段

- ア 報道機関への放送依頼
- イ 広報車等による広報
- ウ 水道工事店の店頭掲示等
- エ ホームページによる広報等
- オ 防災行政無線

第2 下水道対策

市（下水道班）は、次の対策を実施する。

1. 施設等の保安措置

- (1) 終末処理場及びポンプ場等の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。
- (2) 工事現場は中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

2. 危険物等に対する措置

- (1) 石油類等については貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。
- (2) 苛性ソーダ等については、残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。

第3 電気対策

1. 基本方針

東京電力パワーグリッド(株)は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

2. 人員の確保、資機材の点検整備

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、緊急復旧資機材の確保に努める。

3. 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

4. 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

- (1) 広報内容

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと
- イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにカスタマーセンターへ通報すること
- ウ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと
- エ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと
使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること
- オ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- カ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
- キ その他必要な事項

(2) 広報手段

- ア 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報
- イ 広報車等による広報

第4 都市ガス対策

大多喜ガス(株)は、次の措置を講じる。

1. 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

2. 人員の確保、資機材の点検整備等

(1) 人員の確保

ア 勤務時間内

社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。

イ 勤務時間外

伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所又はあらかじめ指示された箇所に出動し、地震災害警戒本部の指示に従う。

なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動に発せられたものとする。

ウ 工事会社関係

当社の指示により動員を行い、警戒体制に入る。供給所、主要バルブ及び主要整圧器の巡視点検を行うとともに、要員を配置する。

(2) 緊急用工具・資機材及び車両の点検準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

- ア 初動措置に必要な車両を確保し配置するとともに、緊急用工具・資機材を点検準備する。
- イ 非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配、準備する。

3. 施設の保安装置

(1) 連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

(2) 施設の巡視、点検

- ア ガス供給施設（あらかじめ緊急指定したもの）の巡視、点検を行う。

イ 主要バルブ、主要整圧器の巡視、点検を行う。

(3) 工事等の作業の中止と安全装置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員及びサービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

4. 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

また、特定地下室等及び第一種保安物件に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

(1) 広報内容

- ア 引き続きガスを供給していること
- イ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法
- ウ 例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法
- エ 地震が発生し、ガスの供給が停止された場合の注意

(2) 広報手段

- ア 広報車により、直接需要家に呼びかける。
- イ 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

第5 通信対策

1. 東日本電信電話(株)千葉支店

警戒宣言の発令に当たり、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、住民に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。

(1) 要員の確保等

応急対策等の実施に必要な要員の確保は、次による。

- ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- ウ 工事中施設等の安全装置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- ① 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に

応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

2. (株)NTTドコモ千葉支店

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話(株)千葉支店に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般加入者による家族間の連絡等の急増により、携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確認する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう通信状況に応じた利用制限を行う。

3. KDDI(株)

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部および現地対策室を設置する。

(2) 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

(3) 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材および緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策を執るものとする。

(4) 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

4. ソフトバンク(株)

(1) 防災体制の確立・動員

必要に応じて、防災業務計画に基づく対策組織を設置する。

必要な要員については、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

(2) 災害対策用資機材の配備および確保

重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備し、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。

(3) 重要通信の疎通確保

警戒宣言の発令により、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

5. 楽天モバイル(株)

(1) 防災体制の確立

防災業務計画に基づく対策組織を設置する。

(2) 動員

参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。なお、人員、資機材の緊急輸送、もしくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、緊急輸送用としての事前届出を実施する。

(4) 通信の利用制限等の措置

地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を取る。

第7節 学校・病院・社会福祉施設対策

項 目	担 当
第1 学校等対策	教育総務班、教育振興班
第2 病院対策	医療衛生班、病院等医療施設
第3 社会福祉施設対策	支援班、子ども班、社会福祉施設

第1 学校等対策

市（教育総務班、教育振興班）及び学校長等は、警戒宣言が発せられた場合において、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、以下のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、学校長等は、直ちに授業を中止し、児童生徒等の下校（避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童生徒等の下校方法については、実態に応じて以下のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校等に残留し保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は職務内容に従って対処する。
- (4) 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底させておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで臨時休校とする。
- (6) 学校長等は、防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし対応する。

第2 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、以下の事項を基本方針とし、市（医療衛生班）は、民間医療機関に対して医師会を通じて以下の対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物設備の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

第3 社会福祉施設対策

警戒宣言が発せられた場合の社会福祉施設における対応は、以下の事項を基本方針とし、市（支援班、子ども班）は、社会福祉施設に対して適切な対応を要請する。

- (1) 職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等の情報の受伝達を行う。
- (2) 応急補修、設備備品等の転倒、落下防止措置等の施設の防災点検を行う。
- (3) 出火に備え、消火器の点検、緊急貯水等を行う。
- (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等を確保する。
- (5) 要保護者の引き渡し
- (6) 通常の方法で保護者に引き渡す。保護者への引き渡しが進むまで乳幼児・施設利用者は各施設で保護する。
- (7) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- (8) 引き渡し方法を、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせを行う。
- (9) その他必要な事項

第8節 避難対策

項 目	担 当
第1 警戒宣言時の措置	統括班、市民班、教育総務班、教育振興班、支援班、子ども班、水道班、物資班、現地連絡本部
第2 事前の措置	統括班、支援班、子ども班

第1 警戒宣言時の措置

地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区については、住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、状況に応じて避難対象地区に対して避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

避難指示の内容は、地震・津波編 第3章「第3節 地震・火災等避難計画」に準ずる。

- (1) 避難指示〔統括班〕
- (2) 避難所の確認〔市民班、教育総務班、教育振興班〕
- (3) 情報伝達体制の確認〔統括班〕
- (4) 関係機関に対する避難所開設の通知〔統括班〕
- (5) 避難所への職員派遣〔市民班、教育総務班、教育振興班〕
- (6) 要配慮者に対する援護措置〔支援班、子ども班〕
- (7) 給食、給水措置〔水道班、物資班〕
- (8) 生活必需物資の給与〔物資班〕
- (9) 避難対象地区のパトロール〔地区連絡本部〕

第2 事前の措置

本部長（市長）は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- (1) 避難対象地区の選定〔統括班〕
- (2) 避難所の指定〔統括班〕
- (3) 避難指示体制の確立〔統括班〕
- (4) 情報伝達体制の確立〔統括班〕
- (5) 要配慮者に対する介護体制の確立〔支援班、子ども班〕
- (6) 住民に対する周知〔統括班〕

第9節 救護救援・防疫・保健活動

項 目	担 当
第1 救護救援対策	医療衛生班、(一社)市原市医師会、(一社)市原市歯科医師会
第2 防疫対策	医療衛生班、県（市原健康福祉センター（市原保健所））
第3 保健活動対策	保健班

第1 救護救援対策

市（医療衛生班）は、市原市医師会及び市原市歯科医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者等への対応に向けた準備を要請する。

第2 防疫対策

市（医療衛生班）は、市原健康福祉センター（市原保健所）の指示により、以下の体制を整える。

- (1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること
- (2) 発災後、必要と思われる防疫用の器具、器材等の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること

第3 保健活動対策

市（保健班）は、災害による健康被害を最小限にとどめ早期回復を図るため、保健活動を以下のとおり推進する。

- (1) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・避難行動要支援者のリスト等について関係各部が協力して把握し、災害時には、医療機関の開設状況や救護活動の準備状況、避難行動要支援者の状況の把握等情報収集を行う。
- (2) なお、避難行動要支援者の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。
- (3) 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- (4) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要と判断された場合は、市原健康福祉センター（市原保健所）を通じ県に派遣依頼をする。
- (5) 避難所におけるプライバシーの確保に向けた対応を実施する。

第10節 その他の対策

項 目	担 当
第1 食料、医薬品の確保	物資班、医療衛生班
第2 緊急輸送の実施準備	統括班
第3 公共施設対策	各班、各防災関係機関
第4 その他	罹災情報班、県

第1 食料、医薬品の確保

市（物資班、医療衛生班）は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、協定業者及び医師会に対し供給準備をとるよう要請する。

第2 緊急輸送の実施準備

市（統括班）及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、地震・津波編 第3章「第9節 交通・輸送対策」に準じて必要な準備を行う。

- (1) 緊急輸送車両の確保
- (2) 緊急輸送車両の確認
- (3) 関係団体による協力

第3 公共施設対策

公共施設においては、原則として、利用者等への開館、行事等の開催を自粛する。

市（公共施設を管理する各班）、各防災関係機関は、施設利用者等に協力を呼びかけるとともに、各施設における職員の役割分担等を確認し、防災設備等の点検、危険箇所の点検、危険物の保安措置等を実施する。

第4 その他

1. 税等の申告、納付等に関する措置

市（罹災情報班）は、警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、税等の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

2. 危険な動物の逃走防止

県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。
- (2) 動物が施設から逃走した場合には、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第16条及び第17条により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる

第4章 住民等のとるべき措置

本市においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織（町会）、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要である。

本章では、住民、自主防災組織（町会）、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 住民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	- 家や塀の耐震化を促進する。 - 住家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 - ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 - 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 - タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 - 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 - 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 - 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 - ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 - プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 - 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 - 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 - 消火器、消火用水の準備をする。 - 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 - 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 - 非常用飲料水、食料の準備をする。 - 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約3リットル）。 - 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩など）を「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 - 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。 なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 また、医療機関等発行の「お薬手帳」又は「お薬説明書」類を用意しておく。 - 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 - 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 - 防災講習会、訓練へ参加する。 防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

第4章 第1節 住民等のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	10 家族で対応措置の話し合いをする。 (1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (3) 発災した場合の避難所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 11 自主防災組織（町会）に積極的に参加する。 12 最寄りの指定避難場所を2ヶ所以上確認しておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまで	1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 2 電話の使用を自粛する。 3 自家用車の利用を自粛する。 4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発せられてから地震発生まで	1 警戒宣言情報を入手する。 (1) 防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 (2) 県、市（消防本部）、警察等の防災関係機関の関連情報に注意する。 2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 (1) 家具、棚等の上の重いものをおろす。 (2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 (3) ベランダの置物をかたづける。 3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 (1) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 (2) ガス器具等の安全設備を確認する。 (3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 6 非常用飲料水、食料を確認する。 7 救急医薬品を確認する。 8 生活必需品を確認する。 9 防災用品を確認する。 10 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 11 自家用車の利用を自粛する。 (1) 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 (2) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 (1) 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 (2) 幼児、児童生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 13 エレベーターの使用をさける。 14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第2節 自主防災組織のとりべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	- 組織の編成と役割を明確にする。 - 防災知識の普及活動を行う。 - 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 - 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 - 地域内の消防水利を把握する。 - 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 - 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 - 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 - 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 - 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 - 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 - プロパンガスボンベの点検を指導する。 - 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。 - 情報の収集、伝達体制を確立する。 - 市や防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 - 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発表されるまで	- テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 - 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発表されてから地震発生まで	- 自治会の活動体制を確立する。 - 組織編成を確認する。 - 活動本部を設置する。 - 役割分担を確認する。 - 市等の防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 - 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける（「第1節 住民のとりべき措置」）。 - 防災資機材等を確認する。 - 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。 - 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。 防災計画作成上の留意事項は次による。 1 自衛防災体制の確立 (1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2) 組織の役割分担の明確化 2 教育及び広報活動 (1) 従業員の防災知識の高揚 (2) 従業員の安否確認方法 (3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (4) 従業員の帰宅対策 3 防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 4 危険防止対策 (1) 施設、設備の定期点検 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 5 出火防止対策 (1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2) 消防水利、機材の整備点検 (3) 商品の整備点検 (4) 易・可燃性物品の管理点検 6 消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。 7 情報の収集、伝達体制の確立 (1) 市や防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 (2) 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまで	1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 2 自衛防災体制を準備、確認する。 3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発せられてから地震発生まで	1 自衛防災組織の活動体制を確認する。 (1) 自衛防災組織の編成を確認する。 (2) 自衛防災本部を設置する。 (3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。 2 情報の収集、伝達体制をとる。 市等の防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 3 危険防止措置を確認する。 (1) 施設、設備を確認する。 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。

第4章 第3節 事業所のとるべき措置

	4 出火防止措置を確認する。 (1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (2) 火気使用場所及び周辺を確認する。 (3) 消防水利、機材を確認する。 (4) 易・可燃性物品を確認する。 5 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。 6 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、県民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 7 不特定かつ多数の者が出入する劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 8 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 11 電話の使用を自粛する。 県、市町村、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。 12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
--	---

風水害編

《目 次》

第1章 総則	1
第1節 風水害対策の基本方針	3
第2節 水防に係る基本的事項 水防	4
第1 水防計画の統合について	4
第2 用語の定義	4
第3 水防の責任	6
第4 津波対策	7
第5 安全配慮	7
第3節 災害の想定	9
第1 水害	9
第2 土砂災害	10
第3 高潮	11
第2章 災害予防計画	15
第1節 水害の予防対策	17
第1 治水事業の推進 水防	17
第2 浸水危険地区の周知等 水防	18
第3 農地・農作物の水害予防	19
第4 道路の水害予防	19
第5 水防体制の整備 水防	20
第2節 高潮災害予防対策 水防	21
第1 海岸保全施設の整備	21
第2 訓練・広報	22
第3 浸水危険地区の周知等	22
第3節 土砂災害の予防対策	24
第1 土砂災害対策	24
第2 孤立化対策	25
第4節 風害の予防対策	26
第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	26
第2 農作物等の風害防止対策	26
第5節 雪害の予防対策	27
第1 道路雪害防止対策	27
第2 農作物等の雪害防止対策	27
第3章 災害応急対策計画	29
第1節 組織及び動員計画	31
第1 市職員の配備	31
第2 市水防本部の設置 水防	34
第3 市災害対策本部の設置	34
第2節 情報通信対策計画	36
第1 気象情報等の収集・伝達 水防	36

第2 気象庁が行う予報及び警報	水防	38
第3 千葉県知事が行う水防警報等	水防	41
第4 通信の確保		43
第5 被害情報等の収集・報告		43
第6 災害広報・報道対応		43
第7 災害相談窓口の設置		43
第8 被災者台帳の作成		43
第3節 風水害等避難計画		44
第1 避難情報の発令		44
第2 避難誘導等		49
第3 避難所の開設・運営		49
第4 在宅等避難者の支援		50
第5 臨時避難所の確保等		50
第6 安否照会への対応		50
第4節 竜巻等対策		51
第1 竜巻情報の収集・伝達		51
第2 竜巻被害への対応		51
第5節 要配慮者等の支援計画		52
第6節 消防対策計画		53
第1 消防・救助・救急活動		53
第2 危険物等の対策		53
第7節 水防対策計画	水防	54
第1 水防配備		54
第2 水門・ため池・排水機場等及びその操作		56
第3 水防活動		56
第4 ダムの緊急放流等対応		58
第5 協力及び応援		59
第6 費用負担と公費負担		59
第7 水防報告		61
第8節 医療・救護計画		62
第9節 災害警備計画		63
第1 災害警備		63
第2 防犯活動		63
第10節 交通・輸送対策		64
第1 道路災害の警戒		64
第2 緊急通行路線の確保		64
第3 緊急輸送		64
第11節 水・食料・生活物資等対策		65
第12節 応援等の要請・受入れ計画		66
第13節 応急教育等対策		67
第14節 応急保育計画		68
第15節 帰宅困難者等対策		69
第16節 保健活動・防疫計画		70
第17節 遺体の捜索・処置・埋火葬計画		71

第18節 災害廃棄物・障害物等対策	72
第19節 環境汚染等対策	73
第20節 住宅等応急対策計画	74
第21節 ライフライン施設等応急対策計画	75
第22節 災害ボランティア対応計画	76
第23節 災害救助法適用事務計画	77
第4章 災害復旧・復興計画	79
第1節 被災者の生活再建支援	81
第2節 災害復旧事業の推進	81
第3節 災害復興計画	81

第 1 章 総則

第1節 風水害対策の基本方針

本計画は、総則編で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本市は東京湾に面し、南部には山間部が広がり、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件を有するほか、都市化の進展や市民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

第 2 節 水防に係る基本的事項

水防

第 1 水防計画の統合について

水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、最終改正 令和 3 年 5 月 10 日法律第 31 号、以下「法」という。）に基づき、洪水、津波又は高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、市原市内の河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水こう門の操作、或いは水防のための消防機関の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備運用等についての大綱を示すものである。

一方、令和 3 年 2 月 16 日付内閣府・総務省・国土交通省通知「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」において、地域防災計画と水防計画の一体化や重複排除など、策定事務の簡素化を図ることが可能とされたことから、令和 6 年 4 月の地域防災計画修正において、本市における水防対策を整理し、水防対策の円滑化と事務の効率化を図るため、地域防災計画（風水害編）に水防計画を統合した。

なお、水防活動に関連する項目には、**水防**マークを付記する。

第 2 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

1. 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水防予防組合をいう（水防法第 2 条第 2 項）。

2. 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（水防法第 4 条）。

3. 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水防予防組合の管理者をいう（水防法第 2 条第 3 項）。

4. 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（水防法第 2 条第 4 項）。

5. 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（水防法第 2 条第 5 項）。

6. 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（水防法第 2 条第 7 項、水防法第 10 条第 3 項）。

7. 水防協力団体

一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、水防業務を適切かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（水防法第36条第1項）。

8. 指定河川洪水予報

流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう（水防法第10条第2項、水防法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項及び第3項）。

9. 水防警報

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（水防法第2条第8項、水防法第16条）。

10. 水位通知及び周知

水位通知とは洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、国土交通省又は都道府県の機関が、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知をいう（水防法第13条）。

11. 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）において、下記の14～16の予め定めた水位の到達及び氾濫発生に関する情報のことをいう。

12. 水防団待機水位（通報水位）

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

13. 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう（水防法第12条第2項に規定される警戒水位）。

14. 避難判断水位（特別警戒水位）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう（水防法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）。

15. 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

16. 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

17. 浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報指定河川及び水位周知河川について、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（水防法第 14 条）。

第 3 水防の責任

1. 水防管理団体（市）

市は、水防法第 4 条に基づく知事指定の水防管理団体として、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（水防法第 3 条）

市は、知事が指定した水防警報河川等の水位情報を周知する河川について、当該河川の想定最大規模相当の降雨により河川が氾濫した場合における浸水想定区域の指定があったときは、本地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所等を定め、住民に周知するための印刷物の配布などの必要な措置を講じなければならない。（水防法第 15 条第 3 項）

2. 千葉県（水防本部）

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。（水防法第 3 条の 6）

また、知事が洪水予報を行う河川以外のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した水防警報河川等の水位情報を周知する河川については、避難判断水位（特別警戒水位）を定め、関係者に通知するとともに、必要に応じて報道関係機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

3. 気象庁

気象等の状況により洪水、津波又は高潮等のおそれがあると認めたときはその状況を国土交通大臣及び県水防本部長に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。（水防法第 10 条第 1 項）

4. 千葉県知事

知事が指定した水防警報河川等の水位情報を周知する河川については、当該河川の想定最大規模相当の降雨により河川が氾濫した場合における浸水想定区域を指定し、公表するものとする。（水防法第 14 条）

また、知事は、各々の指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害が生ずるおそれのあるときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。（水防法第 16 条）

5. 放送機関、新聞社、NTT 東日本、その他の報道機関

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。（水防法第 27 条）

6. 一般市民

常に気象情報、水防状況等に注意し、水害が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域でともに助け合い進んで水防に協力しなければならない。

(参考) 水防管理団体の水防事務は概ね次のとおりである。

- (1) 水防団の設置（水防法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（水防法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（水防法第9条）
- (4) 水位の通報（水防法第12条第1項）
- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（水防法第13条の2第2項）
- (6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第14条の2）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（水防法第15条）
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第15条の2）
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第15条の3）
- (10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（水防法第15条の6、7、8）
- (11) 予想される水災の危険の周知（水防法第15条の11）
- (12) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（水防法第17条）
- (13) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（水防法第19条第2項）
- (14) 警戒区域の設定（水防法第21条）
- (15) 警察官の援助の要求（水防法第22条）
- (16) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（水防法第23条）
- (17) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第25条、水防法第26条）
- (18) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（水防法第28条第3項）
- (19) 避難のための立退きの指示（水防法第29条）
- (20) 水防訓練の実施（水防法第32条の2）
- (21) （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（水防法第33条第1項及び第3項）
- (22) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（水防法第34条）
- (23) 水防協力団体の指定・公示（水防法第36条）
- (24) 水防協力団体に対する監督等（水防法第39条）
- (25) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- (26) 水防従事者に対する災害補償（水防法第45条）
- (27) 消防事務との調整（水防法第50条）

【資料編「災害時連絡先一覧表」（防災関係機関）】

第4 津波対策

津波対策については、「市原市津波避難計画」による。

第5 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

－消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項－

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用できるよう整備する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機

第 1 章 第 2 節 水防に係る基本的事項

器を携行する。

- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第3節 災害の想定

第1 水害

1. 想定水害

県は、水防法による水位周知河川に指定されている養老川、椎津川、村田川、それぞれの河川における大雨で氾濫した場合の浸水状況を予測しており、年超過確率 1/100 の計画規模降雨を「L1 降雨」、年超過確率 1/1,000 を上回る想定最大規模降雨を「L2 降雨」と位置付ける。

市民の生命を守る行動を最大化するため、発生確率の高い「L1 降雨」を防災・減災対策の主眼に置き、切迫性は低いものの甚大な被害となる「L2 降雨」にも対応できるよう、L1 降雨・L2 降雨に応じた段階ごとの対策を講じていくものとする。

＜計画規模（L1 降雨）と想定最大規模（L2 降雨）の降雨量＞

	計画規模降雨（L1 降雨）	想定最大規模降雨（L2 降雨）
計画規模 想定最大 規模	河川の洪水防御計画の基本となる降雨で、その発生確率は概ね 1/30～1/100 程度	関東地方において観測された最大の降雨量に基づき認定された降雨で、その発生確率は 1/1,000 を上回る
養老川	375mm/24h(年超過確率 1/100)	632mm/24h(年超過確率 1/2,200)
椎津川	238mm/24h(年超過確率 1/50)	690mm/24h(年超過確率 1/79,000)
村田川	265mm/24h(年超過確率 1/50)	672mm/24h(年超過確率 1/40,000)

※年超過確率：毎年1年間にその規模を超える降雨が発生する確率

2. 予測被害

(1) 養老川

養老川で想定最大規模の洪水が発生した場合、河口部から高滝ダムまでの広範囲で浸水するおそれがある。浸水範囲は河口付近で特に広く、国道 16 号と JR 内房線に挟まれた地区のほとんどが浸水範囲となるが、最大浸水深は上流部より浅く、最大で 3.0m までとなっている。それより上流の浸水範囲は河道沿いの低地にほぼ限られるが、最大浸水深は深くなる傾向があり、東関東自動車道館山線より上流では最大浸水深が 5.0m に達し、三和地区より上流では 5.0m 以上の浸水深もみられる。また、支川内田川や平蔵川の流域でも浸水が想定されている。

計画規模の洪水が発生した場合、下流部では想定最大規模と同様、広い範囲で浸水が発生すると想定されている。ただし国道 16 号より下流域では浸水が発生しないなど、想定最大規模と比較すると浸水範囲はやや狭い。JR 内房線より上流ではやや浸水深が深くなり、馬立地区の支川枝川合流点までの区間で浸水深が 3.0m を超える範囲がある。また、枝川合流点より上流では、浸水範囲が河川の屈曲点付近などに限られるほか、内田川や平蔵川の流域の浸水範囲はごく限られる。

養老川流域では上流から下流の広い範囲で家屋等氾濫想定区域（氾濫流）及び家屋等氾濫想定区域（河岸侵食）が想定されている。前者は河道沿いに疎に点在している程度であ

るが、後者については馬立地区の枝川より上流の区間で連続的に分布している。

浸水継続時間は、下流部側で長時間となる傾向があるが、馬立地区までの各所で1日以上の上の浸水が想定される箇所が点在しており、その分布は一様ではない。JR内房線より上流側では、浸水深の深い箇所で浸水継続時間が長くなる傾向が認められるが、下流部ではそのような傾向は明らかになっていない。

(2) 椎津川

椎津川で想定最大規模の洪水が発生した場合、河口部から支川深城川との合流点付近までの河道沿いと、JR内房線に沿った一帯、及び埋立地の工業地帯で浸水が想定され、最大浸水深は3.0mを超える。

一方、計画規模の洪水が発生した場合の浸水範囲は支川深城川との合流地点を中心とした狭い範囲に限られる。浸水時間はいずれも12時間未満であり、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の分布も限定的であるが、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）については支川深城川合流地点から河口に至る全区間の両岸に分布している。

(3) 村田川

村田川で想定最大規模の洪水が発生した場合、河口部から市境に至る本川のほぼ全区間と、支川神崎川、支川村田川、瀬又川及びミカダ川のほぼ全区間で浸水が想定されている。特にJR内房線から下流ではほとんど全域が浸水範囲になっており、JR内房線より上流側でも、神崎川との合流点付近まではやや面的な広がりをみせる。最大浸水深は概ね3.0m未満で、一部で3.0mを超える場合もある。

一方、計画規模の洪水が発生した場合、浸水範囲は東関東自動車道館山線との交差部付近、神崎川との合流点付近とその上流部、支川村田川及び瀬又川の上流部及び本川の千葉市境部付近にわずかに点在する程度となる。

浸水継続時間は概ね12時間未満であるが、JR内房線より下流側の一部地域で1日未満、中～上流部の一部区間で1日以上の上の浸水が想定されている。家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の分布は限定的であるが、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）については本川のほぼ全区間の両岸に分布している。ただし、各支川には分布がみられない。

第2 土砂災害

市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）により、警戒避難体制を整備すべき土砂災害警戒区域が857箇所（令和6年3月現在）あり、このうち831箇所が、同法により建築構造が規制される土砂災害特別警戒区域を含んでいる。

なお、急傾斜地の崩壊にかかる9箇所は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）による急傾斜地崩壊危険区域に指定され、防災工事や保全措置を実施している。

これらの区域は、南部の山地や北部の丘陵地などの傾斜地で集中的に見られるほか、河川沿いの段丘崖でも土砂災害警戒区域等を中心に土砂災害のおそれがある斜面が存在する。

このほかにも、治山事業の基礎調査で把握された山地災害危険地区として、崩壊土砂流出危険地区（がけ崩れ）が25箇所、山腹崩壊危険地区が183箇所把握されている。（令和3年3月末現在）

第 1 章 第 3 節 災害の想定

〈市内の土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区の状況〉

事業分野	災害種	土砂災害警戒区域 (特別警戒区域)	急傾斜地崩壊 危険区域	危険地区
土砂災害警戒区域等 (砂防事業) (令和 6 年 3 月現在)	急傾斜地崩壊	823 (807)	9	—
	土 石 流	34 (24)	—	—
山地災害危険地区 (治山事業) (令和 3 年 3 月末現在)	山 腹 崩 壊	—	—	183
	崩壊土砂流出	—	—	25

【資料編「急傾斜地崩壊危険区域一覧表」】

【資料編「土砂災害警戒区域等一覧表（急傾斜・土石流）」】

【資料編「山地災害危険地区一覧」】

第 3 高潮

1. 想定高潮

県は、東京湾沿岸において、水防法の規定により定められた、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域での、浸水の深さ（浸水深）、浸水が継続する時間（浸水継続時間）を予測している。

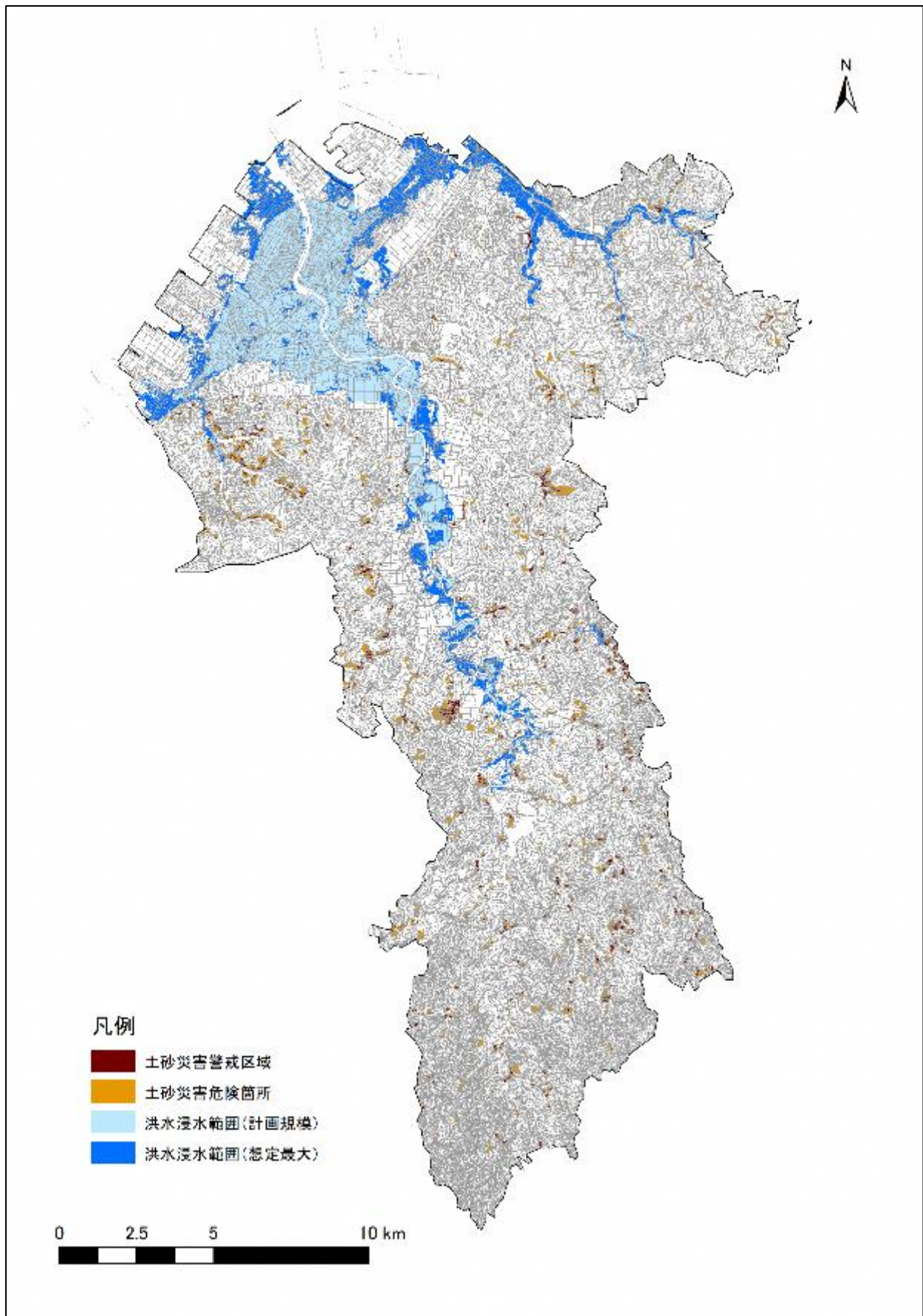
＜最大規模の高潮想定の一例＞

想定項目	想定規模	
想定台風の中心気圧	910hPa	室戸台風級を想定（概ね 1,000～5,000 年に一度）
最大旋衝風風速半径	75 k m	伊勢湾台風級を想定
台風の移動速度	73 k m/h	伊勢湾台風級を想定
河川状況	計画規模（L1）の洪水が同時に発生する。	
堤防水門等	設計条件に達した段階で決壊する。	

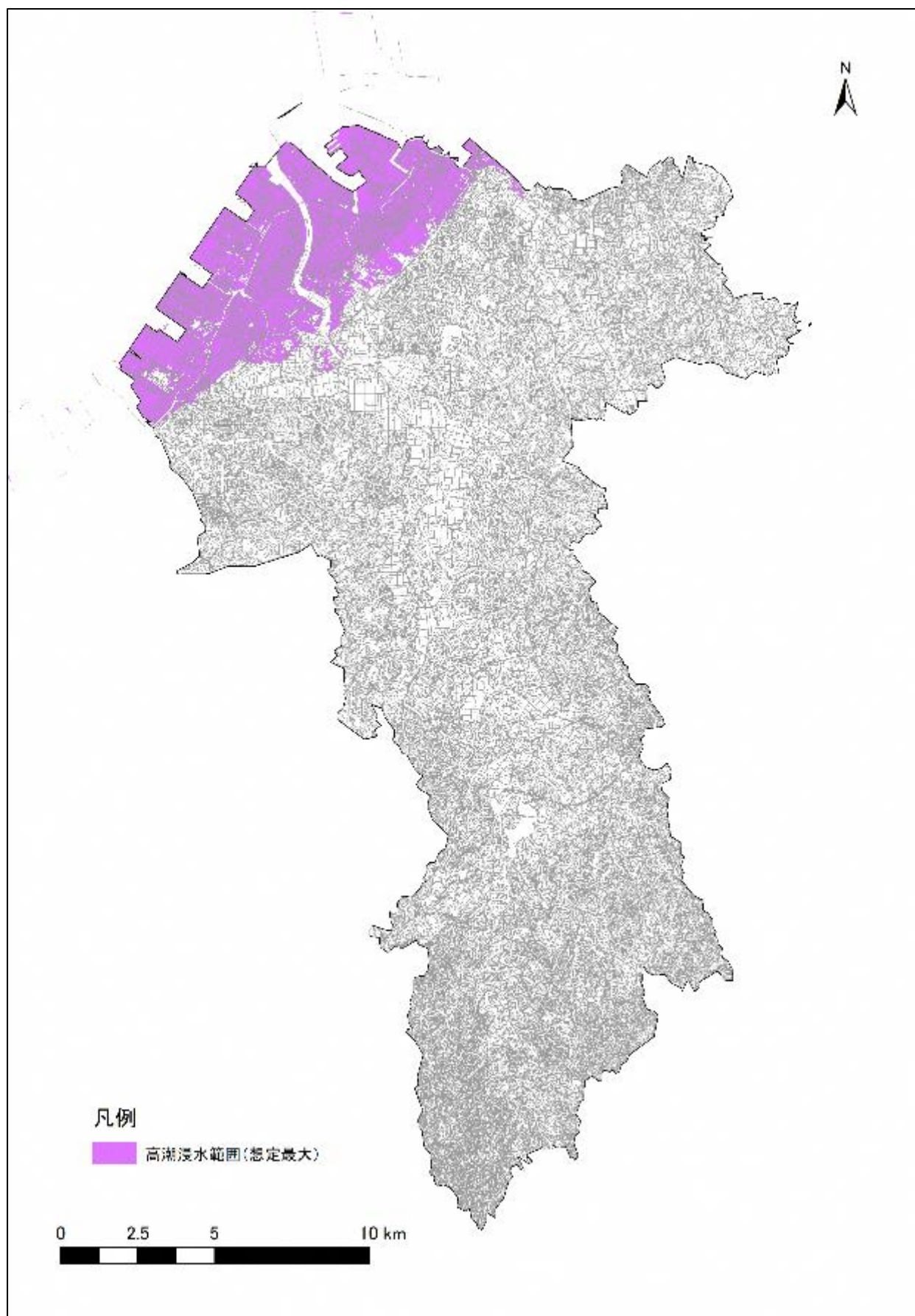
2. 予測被害

市内で想定し得る最大の高潮による氾濫が発生した場合、JR 内房線より海岸側のほぼ全域が浸水被害を受け、それより内陸側であっても、県道 21 号五井本納線の周辺までの一部の範囲で浸水被害が発生することが想定されている。なかでも JR 内房線と国道 16 号に挟まれた地区で浸水深が大きく、広い範囲で 3.0m を越える浸水が想定されている。特に浸水深が大きいのは市原地区の八幡宿駅周辺で、想定浸水深が 5.0m を越える範囲が広がっている。

浸水継続時間は、浸水が想定される範囲の多くで 12 時間未満となっているが、浸水深の大きかった JR 内房線と国道 16 号に挟まれた地区では 1 週間以上の浸水継続時間が想定される範囲が大きく広がっており、特に養老川の左岸側で、その傾向が強く表れている。



〈市内の洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所の分布〉



〈市内の高潮浸水想定区域分布〉

第 2 章 災害予防計画

第1節 水害の予防対策

項 目	担 当
第1 治水事業の推進	河川課、下水道計画課、市原土木事務所等
第2 浸水危険地区の周知等	危機管理課、保健福祉課、高齢者支援課、障がい者支援課、保育課、子ども福祉課、指導課
第3 農地・農作物の水害予防	農林業環境整備課
第4 道路の水害予防	道路維持課、南部土木事務所、下水道各課、農林業環境整備課、千葉国道事務所、市原土木事務所
第5 水防体制の整備	危機管理課、水防担当各課、消防団

第1 治水事業の推進 水防

1. 河川整備

本市における雨水の流出及び土砂の水流への流入は、急速な後背地開発等に伴って変化をきたし、円滑な排水に悪影響を及ぼしている状況にある。

これらを踏まえ、市は、上前川をはじめ、戸田川、三枝川の整備を継続して行う一方、内水を排除する排水路の整備を進める。

また、県は養老川、椎津川、村田川及び前川の整備を促進するとともに、これら二級河川水系の上流域についても調査を実施し、治水安全度の向上に努める。

なお、治水事業においては、これらの河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる総合的な対策が重要であり、関係機関等との連携のもと、「流域治水」の推進に努める。

＜市域を流下する二級河川（4水系11河川）＞

河川名	指定区域		延長 (km)
	上流端	下流端	
養 老 川	左右岸 夷隅郡大多喜町会所支川合流点	海に至る	73.391
内 田 川	左右岸 市原市江子田県道鶴舞牛久線新橋	養老川への合流点	1.2
平 蔵 川	左右岸 市原市山小川合流点	養老川への合流点	5.327
古 敷 谷 川	左右岸 市原市古敷谷県道南総月出線湯原橋下流端	養老川への合流点	3.0
村 田 川	左右岸 千葉市緑区土気町板倉地先県道土気停車場金剛地線 道路上流端	海に至る	17.5
支川村田川	左岸 長生郡長柄町六地藏 295 番 2 地先 右岸 長生郡長柄町山の郷 158 番 1 地先	村田川への合流点	8.13
瀬 又 川	左岸 市原市高田字立川面 216 番 2 地先 右岸 市原市高田字田平 288・290 番（合併）先	村田川への合流点	1.3
ミ カ ダ 川	左右岸 千葉市大木戸町 1215、1216（合併）48 地先	瀬又川への合流点	1.5
前 川	左右岸 市原市島野字境町主要地方道千葉鴨川線	青柳漁港船だまり	1.5
椎 津 川	左岸 市原市不入斗字猿ヶ谷 1292 右岸 市原市不入斗字堰ノ下 1588 番 1 地先の支川合流点	海に至る	4.1

第2章 第1節 水害の予防対策

神 崎 川	左右岸 市原市神崎字東宮前 505 番 3 地先	村田川への合流点	3.9
-------	--------------------------	----------	-----

＜市域を流下する準用河川（3水系5河川）＞

河川名	指定区域		指定延長 (km)
	上流端	下流端	
今 津 川	左右岸 市原市海保 411 番 3 地先	市原市今津朝山 844 番先	4.2
上 前 川	左右岸 市原市今富 156 番 1 地先	市原市島野 1022 番 1 地先	3.2
三 枝 川	左右岸 市原市二日市場 745 番 1 地先	市原市中高根 370 番先	0.88
枝 川	左右岸 市原市馬立 1354 番 1 地先	市原市佐是 1324 番 2 地先	1.4
戸 田 川	左右岸 市原市馬立 1514 番先	市原市馬立 445 番 2 地先	1.6

＜水位周知河川＞

河川名	観測所	零点高 (m) 【TP】	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)	指定延長 (km)
養 老 川	牛 久	+13.8	3.20	5.50	6.20	7.10	73.391
椎 津 川	椎 津	+0.139	2.00	2.40	2.80	3.10	4.070
村 田 川	草 刈	+2.309	1.50	3.10	4.20	5.40	17.481
	押沼橋	+11.016	0.90	2.50	3.20	4.70	

2. 雨水排水施設の整備

市（下水道各課）は、公共下水道（雨水）や都市排水路について、地域ごとの特性を考慮して計画的に整備を推進するとともに、災害に備えた点検等を適切に実施する。

また、樋門・ゲートについては、樋門操作規則に基づき適切に運転（開閉）を行い、放流先（河川等）からの逆流による浸水被害を防止する。

第2 浸水危険地区の周知等 水防

1. 水害リスクの把握

市（危機管理課）は、過去の浸水履歴や浸水想定などの情報を収集し、または調査し、浸水が発生する条件や発生しやすい区域について把握する。

なお、河川管理者の公表する指定河川における洪水浸水想定区域の対象降雨が、平成27年の水防法の改正により「計画の基本となる降雨」から「想定最大規模降雨」へ変更となったため、県は想定最大規模降雨に対応した浸水想定区域に修正した。

2. 洪水ハザードマップの周知

市（危機管理課）は、水害の危険の認識と避難所等の周知を図るため、河川管理者等が公表した養老川、椎津川、村田川の浸水想定区域等に基づき、水害の危険箇所、避難所、情報の入手方法等を示した市原市洪水ハザードマップを作成し、配布している。

今後も転入者への配布、広報紙への掲載、ハザードマップの改訂、まるごとまちごとハザードマップの作成等を継続的に行い、水害リスクや避難等に関する情報の周知を図る。

なお、洪水ハザードマップを改訂する際には水防法の規定を踏まえ、想定最大規模の降雨等に対する避難体制の検討、過去の浸水実績等の水害リスクや早期の立退き避難が必要な区域の明示

等に努める。

3. 地下街等の避難計画の作成

水防法第15条の2の規定に基づき、浸水想定区域内に存在する地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同で、洪水時における地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練やその他の措置に関する避難確保計画を作成し、これを市に報告するとともに、公表する。併せて、自衛水防組織を設置して市に報告する。

なお、避難確保計画については「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」の内容を踏まえて作成することとする。

4. 要配慮者利用施設避難計画の作成

水防法第15条の3の規定に基づき、洪水浸水想定区域内に存在する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、洪水時における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練や、その他の措置に関する避難確保計画を作成し、市への報告及び計画に基づく訓練を行う。また、自衛水防組織の設置に努める。

市（保健福祉課、高齢者支援課、障がい者支援課、保育課、子ども福祉課、指導課、危機管理課）は、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で情報伝達訓練などを行う。

なお、水防法の規定により避難確保計画の作成及び訓練等を義務づける要配慮者利用施設は、資料編に示す。

【資料編「洪水・高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧」】

5. 大規模工場等の浸水防止計画の作成

水防法第15条の4の規定に基づき、洪水浸水想定区域に存在する大規模工場の所有者又は管理者は、必要に応じて洪水時の浸水防止措置に関する計画を作成し、市に報告する。

第3 農地・農作物の水害予防

市（農林業環境整備課）は、水利組合及び土地改良区等を通じて排水路の点検、整備・維持等を指導する。また、農業用かんがい排水施設等の工作物を管理する団体等は、災害に備えた点検や適切な予防措置を講じる。

第4 道路の水害予防

市（道路維持課、南部土木事務所、下水道管理課、農林業環境整備課）、千葉国道事務所、市原土木事務所は、管理道路における側溝等の雨水排水施設の設置、点検、補修等を行う。

第5 水防体制の整備 **水防**

1. 水防倉庫及び水防資器材の整備

(1) 水害時における応急対策及び災害復旧を円滑に実施するため、水防倉庫等の施設及び資器材を整備し備蓄する。

【資料編「水防用資材計画一覧表」】

(2) 県管理の二級河川及び海岸等における水防活動で、水防資器材に不足を生じたときは、市原土木事務所長に県が備蓄する水防資器材の支給を要請するものとする。

2. 水防訓練

水防訓練は、次の事項の全部又は一部について実施するものとし、水防思想の高揚に努めるものとする。

- (1) 情報収集（雨量、水位、潮位、風速）
- (2) 通報（電話、無線、伝達）
- (3) 動員（消防機関、居住者の応援）
- (4) 輸送（資材、器材、人員）
- (5) 工法（水防工法）
- (6) 樋門、角落とし等の開閉操作
- (7) 避難、立退き（危険区域住民の避難）

第2節 高潮災害予防対策

水防

項 目	担 当
第1 海岸保全施設の整備	県（施設管理者）
第2 訓練・広報	危機管理課
第3 浸水危険地区の周知等	危機管理課、保健福祉課、高齢者支援課、障がい者支援課、保育課、子ども福祉課、指導課

第1 海岸保全施設の整備

県（施設管理者）は、高潮、津波等による海岸侵食等を予防するため、東京湾沿岸海岸保全基本計画による海岸保全施設の整備等を推進する。

〈海岸保全施設の整備計画の概要〉

海岸名 (地区名) 海岸線延長	市町村 (管理者)	整備方針	種類 (新設○、 改良○)	規模(延長等、天端高)		維持又は修繕の方法
				H27 現状	計画	
長浦 11,204m	袖ヶ浦市 ・市原市 (千葉県農 林水産部 (農村振 興局所 管))	背後地の土地 利用の変化な どを踏まえた 高潮・津波対 策の検討につ いて関係機関 との調整を進 める。	護岸	L=7670m	－ T.P. 3.4 ～7.1m	海岸保全区域の指定変更及 び所管換えについて関係機 関と調整した上で常時、異常 時の巡視及び原則として1 回/5年程度の定期点検を行 い、洗掘などの地形変化や施 設の変状について把握し、施 設の劣化や周辺の状況に応 じて所要の応急措置を講じ、 長寿命化を図るなど、適切 な老朽化対策や修繕の実施 について関係機関と調整を 進める。
八幡・姉崎 (五井・姉 崎地区) 5,785m	市原市 (千葉県県 土整備部 (水管理・ 国土保 全局所 管))	今後、必要に 応じて、高潮・ 津波対策を実 施していく。	○護岸	L=5785m T.P. 3.4m	－ T.P. 4.07m	出水期前後における巡視や、 常時、異常時の巡視及び、 原則として1回/5年程度の 定期点検を行い、洗掘などの 地形変化や施設の変状につ いて把握し、施設の劣化や 周辺の状況に応じて、所要 の応急措置を講じ、長寿 命化を図るなど、適切な 老朽化対策、施設の修繕 を実施する。
			○開口部処 理又は堤防 工	－	一式	－
千葉港 (市原地区) 38,600m	市原市 (千葉県県 土整備部 (港湾局 所管))	今後、高潮対 策を検討して いく。また、必要 に応じて津波対 策を実施して いく。	○胸壁	－	L=4023m T.P. 4.07m	－
			○水門	4基	4基 T.P. 4.07m	開閉機能、止水機能、設備 の劣化度の定期点検を行な うとともに、設計値や定格 値を基に設備の健全性を 確認し、施設の劣化状況 に応じて、所要の応急 措置を講じ、適切な 施設の修繕を実施する。

第2章 第2節 高潮災害予防対策

海岸名 (地区名) 海岸線延長	市町村 (管理者)	整備方針	種類 (新設○、 改良○)	規模(延長等、天端高)		維持又は修繕の方法
				H27 現状	計画	
			排水機場	2 基	1 基 -	設備の劣化度の定期点検を行なうとともに、設計値や定格値を基に設備の健全性を確認し、施設の劣化状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。 白旗排水機場において、自家発電設備の修繕を実施する。 市原排水機場において、機械設備の修繕を実施する。
八幡浦 1,844m	市原市 (千葉県農 林水産部 (農村振 興局所 管))	背後地の土 地利用の変 化などを踏 まえ、必要 な高潮・津 波対策の検 討について、関係機 関と調整を 進める。	○胸壁	L=1844m	- T. P. 3. 4 ~7. 1m	海岸保全区域の指定変更及び所管換えについて関係機関と調整した上で、常時、異常時の巡視及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど適切な老朽化対策や修繕の実施について、関係機関と調整を進める。

第2 訓練・広報

1. 高潮警報等伝達訓練

市(危機管理課)は、関係機関合同の高潮警報等伝達訓練を実施し、通信機器等に関する不慣れの解消、誤伝達・伝達漏れの防止等を図る。

この訓練は報道機関の放送による高潮警報の伝達等を取り入れ、実践的に行う。

2. 警戒区域の指定

市(危機管理課)は、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとる。

第3 浸水危険地区の周知等

1. 高潮ハザードマップの周知

市(危機管理課)は、高潮の危険の認識と避難所等の周知を図るため、県が公表した高潮浸水想定区域等に基づき、高潮の危険箇所、避難所、情報の入手方法等を示した市原市高潮ハザードマップを作成し、配布する。

2. 地下街等の避難計画の作成

本章 第1節 第2「3. 地下街等の避難計画の作成」に準ずる。

3. 要配慮者利用施設避難計画の作成

本章 第1節 第2「4. 要配慮者利用施設避難計画の作成」に準ずる。

4. 大規模工場等の浸水防止計画の作成

本章 第1節 第2 「5. 大規模工場等の浸水防止計画の作成」に準ずる。

第3節 土砂災害の予防対策

項 目	担 当
第1 土砂災害対策	危機管理課、保健福祉課、高齢者支援課、障がい者支援課、保育課、子ども福祉課、指導課、河川課、宅地課、土木部、経済部、都市部、消防局、市原土木事務所
第2 孤立化対策	危機管理課

第1 土砂災害対策

1. 土砂災害危険箇所・区域の周知

市（危機管理課）は、県が調査し、又は指定した土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域について避難場所等を掲載した市原市土砂災害ハザードマップを順次作成し、住民等へ周知する。

また、県（市原土木事務所）、市（土木部、経済部、都市部、消防局）及びNPO防災千葉は、定期的に危険箇所・区域のパトロールを行う。

2. 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害

市（危機管理課）は、土砂災害警戒区域における災害情報の収集・伝達、避難施設、避難訓練、円滑な避難を要する要配慮者利用施設など土砂災害の警戒避難に関する事項を本計画（風水害編）に定める。

また、土砂災害警戒区域に指定されていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準ずる警戒避難体制の整備に努める。

(2) 避難確保計画の促進

土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、土砂災害警戒区域内に存在する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練やその他の措置に関する避難確保計画を作成するとともに、市への報告及び計画に基づく訓練を行う。

また、市（保健福祉課、高齢者支援課、障がい者支援課、保育課、子ども福祉課、指導課、学校教育課、危機管理課）は、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。

なお、土砂災害防止法の規定により避難確保計画の作成及び訓練等を義務づける要配慮者利用施設は、資料編に示す。

【資料編「洪水・高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧」】

3. 急傾斜地の崩壊防止

県は市（危機管理課、河川課）と協議の上、急傾斜地法の規程による急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、法に基づく保全措置を推進する

特に、①要配慮者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所などの施設整備の必要な箇所については、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、重点的な施設整備を推進する。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号の全てに該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- (1) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (2) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- (3) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(1) 行為の制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域について崩壊を助長する行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域は建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域に指定し、居室を有する建築物の建築制限を行う。

(2) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

市は、県が施工する急傾斜地崩壊対策事業に対し、事業費の一部を負担する。

4. 宅地造成地等災害対策

県は、大規模盛土造成地の崩壊等を防止するため、必要に応じて宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域や特定盛土等規制区域を指定し、災害防止措置を推進する。

市（宅地課）は、県が作成した盛土造成地の位置や規模を示すマップ（ちば地震被害想定ホームページ）を周知し、大規模盛土の危険性及び災害対策を啓発する。

5. 山地災害対策

県は、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

第2 孤立化対策

市（危機管理課）は、災害発生時に孤立するおそれのある地区を把握し、県の支援を得ながら、孤立化の防止や孤立時に備えた対策を推進する。

第4節 風害の予防対策

項 目	担 当
第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	危機管理課
第2 農作物等の風害防止対策	農林業振興課、市原市農業協同組合

第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市（危機管理課）は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下の普及啓発を図る。

1. 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けるよう啓発する。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があることに留意する。

2. 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めることを普及する。

第2 農作物等の風害防止対策

市（農林業振興課）、市原市農業協同組合等は、農作物の風害防止について防風林・防風垣・多目的防災網の設置等を指導し、被害の軽減を図る。また、降雹等の被害についても指導する。

第5節 雪害の予防対策

項 目	担 当
第1 道路雪害防止対策	道路維持課、南部土木事務所、市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)
第2 農作物等の雪害防止対策	農林業振興課、市原市農業協同組合

第1 道路雪害防止対策

道路管理者（土木部、市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)）は、路面の凍結防止や円滑な除雪を実施する体制を確保する。

- (1) 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- (2) 除雪委託業者との連絡系統の確立
- (3) 路面凍結防止剤の備蓄
- (4) 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- (5) 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- (6) 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

第2 農作物等の雪害防止対策

市（農林業振興課）は市原市農業協同組合等と協力し、農作物の雪害防止について指導し、被害の軽減を図る。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 組織及び動員計画

項 目	担 当
第1 市職員の配備	各班
第2 市水防本部の設置	各班
第3 市災害対策本部の設置	各班

第1 市職員の配備

風水害に対する市職員の配備基準、体制は次のとおりとし、気象警報等の種類によっては自動配備をとる。

なお、非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

〈風水害時の非常配備基準〉

態勢	配備基準	配備体制
1号 配備	・今後、警報以上の発表の可能性があるとき	《情報収集体制》・（水防準備） ・あらかじめ指定された危機管理課職員
2号 配備	①市原市に気象警報（波浪除く）が発表されたとき《自動配備》 大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、高潮警報、大雪警報 ②その他、被害が予想され、市長が必要と認めたとき	《災害注意体制》・（水防注意） ①災害担当部局体制（総務部、市民生活部、環境部、経済部、土木部、都市部、消防局、上下水道部、教育振興部） ②広報担当課 ③配備要員は各部局の配備計画による
3号 配備	①高齢者等避難等を発令するとき ②市原市に土砂災害警戒情報が発表されたとき《自動配備》 ③市原市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき《自動配備》 ④市原市に「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき ⑤災害注意体制を強化する必要があると市長が認めたとき	《災害警戒体制》・（水防警戒） ①本部事務局設置（事務局長、副参事、危機管理課全員、各班の班長、副班長） ②各部課長補佐（調整担当）、支所長補佐 ③あらかじめ指名した避難所担当 職員 ④警戒期の事務分掌に対応する体制（配備要員は各部局の配備計画による）
4号 配備	①市原市に大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は高潮特別警報が発表されたとき《自動配備》 ②災害発生事態が切迫し相当規模の災害が予想される場合あるいは発生したとき ③その他市長が必要と認めたとき	《災害対策本部体制》・（水防非常第1） ①災害対策本部設置 ②現地連絡本部設置 ③各部の3分の2の職員 ④避難所担当職員（本部長が必要と認めたとき）
5号 配備	①災害が拡大し、市内全域あるいは局地的災害が甚大であるとき ②その他本部長が必要と認めたとき	《災害対策本部体制》・（水防非常第2） ①災害対策本部設置 ②現地連絡本部設置 ③避難所担当職員（本部長が必要と認めたとき） ④全職員

また、職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- ③ 状況に応じて不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ④ 正規の勤務時間が終了しても所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ⑤ 速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。
- ⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

1. 職員の動員

(1) 勤務時間内

参集メールや各部への連絡等を通じて各職員に非常配備態勢を周知する。

(2) 勤務時間外

ア 状況確認

市職員は、気象警報等の発表状況をテレビ、ラジオ、インターネット等で収集し、自らの配備基準に該当する状況を確認した場合は、自主的に参集、配備する。

また、参集メールを受信した場合は、その内容に応じて参集等の行動をとる。

イ 参集行動

指名職員（本部事務局の指名職員、避難所担当職員等）はあらかじめ指定された場所に参加し、その他の職員は通常の勤務場所に参加する。

参集途上においては可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集施設の責任者に報告する。

なお、災害の状況により参集場所への移動が不可能な場合は最寄りの市の施設に参加し、当該施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

ウ 本庁守衛室の対応

本庁守衛室の職員が災害情報等を収受したときは、直ちに危機管理課長に報告する。

危機管理課長は市長等に状況報告し、また、配備等に関する指示を受け、必要に応じて緊急連絡網で必要な職員を動員するよう本庁守衛室職員に指示する。

2. 警戒活動（災害対策本部設置前）

(1) 部局長の対応

各部局長は、気象情報等を収集し、台風や豪雨による被害が予想される場合は、非常配備等の指示の有無に係わらず、必要な職員を配置し、また、連絡体制を確立し、所管する区域の巡視や施設の点検等の警戒活動を開始する。

非常配備態勢が発令された場合は、「災害時における連絡網」により関係職員を動員し、所管する警戒活動業務の指揮をとる。また、配備した職員や活動状況を危機管理課に随時報告する。

総務部長は、市長が不在かつ緊急を要する場合、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合、総務部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 避難情報の発令（災害対策基本法第56条、第60条、市長の権限） |
| ② 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限） |
| ③ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限） |

(2) その他の職員の対応

勤務時間外に参集した職員は、部局長等の指示に基づき、警戒活動を開始する。

本庁、支所・他出先機関においては、概ね次の警戒活動を実施するものとし、参集職員は積極的にこれらの活動に協力する。

〈災害初期の主な警戒活動〉

本 庁	① 防災行政無線（同報系）、情報配信メール等による市民への情報伝達 ② 防災行政無線（移動系）等による情報収集 ③ 県及び防災関係機関との情報連絡 ④ 災害警戒担当者会議又は災害対策本部設置の準備 ⑤ 避難所の設置準備 ⑥ 住民からの通報等の対応 ⑦ 参集職員の指揮 ⑧ その他総務部長等の指示事項
支 所 出先機関	① 地区内の町会・自主防災組織役員との連絡調整 ② 地区内の災害情報の収集 ③ 本庁への情報連絡 ④ 地区内の市民への避難の呼びかけ ⑤ 地区内の避難所の開設運営支援 ⑥ その他支所長等の指示した事項

3. 災害警戒担当者会議

総務部長が必要と認めるとき、又は災害対策本部本部員から総務部長に要請があった場合は、災害警戒担当者会議を開催し、次の事項を協議する。

〈災害警戒担当者会議（風水害時）〉

委 員	部局長及びその部局の課長補佐(調整担当) ※会議への参集委員は、総務部長が災害警戒事象により決定する。
事 務 局	総務部危機管理課
協 議 事 項	① 警戒活動の方針決定 ② 活動体制の調整（職員の応援など） ③ 市長特命事項等の対応の調整 ④ その他重要事項の決定

第2 市水防本部の設置 水防

1. 水防本部の設置

市の水防業務を総括するため、市原市水防本部（以下「水防本部」という。）を市役所総務部に置く。

水防本部を設置する時期は、次の各項のいずれかに該当する場合で、水防管理者が水防警戒体制を図る必要があると認めたときとする。

- (1) 関係官署から水防に関する予報及び警報が発せられ、水防管理者が水防本部の設置を必要と認めたとき。
- (2) 水防法第13条第2項の規定による避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の通知を受け、水防活動を実施する必要があると認めたとき。

【資料編「重要水防区域 3. 水位断面基準図」】

2. 水防本部の組織

(1) 組織系統

地震・津波編 第3章 第1節 第2「2. 本部組織の確立・運営」 に準ずる。

(2) 水防事務分掌

地震・津波編 第3章 第1節 第2「2. 本部組織の確立・運営」 に準ずる。

3. 水防本部の解散時期

千葉県知事が水防警報を行う指定河川（養老川）及びその他河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に低下し、危険の恐れが解消したと認められるときに水防本部を解散する。

【資料編「重要水防区域 3. 水位断面基準図」】

4. 災害対策本部との関係

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による市原市災害対策本部が設置された場合、水防本部の事務は災害対策本部がこれを継承する。

5. 水防本部設置前の措置

水防本部設置前にあつては、気象情報及び水位情報等に注意し、危機管理課と水防関係部局において連絡調整を図り、水防計画の定めに基づき水防上の万全を期するものとする。

なお、「災害警戒担当者会議」において、各部所管における被災状況や処理状況を把握するとともに気象情報等を共有し、職員の非常配備体制等の調整を行う。

第3 市災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次のいずれかに該当する場合、市原市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

- ・「非常配備基準（風水害時）」の4号配備又は5号配備に該当する場合
- ・避難指示又は緊急安全確保を発令した場合

(2) 本部室の設置

本部室を第1庁舎4階会議室に設置する。また、第1庁舎が使用不能な場合は、議会棟全員協議会室又は消防局講堂に設置する。

(3) 現地連絡本部の設置

第3章 第1節 組織及び動員計画

市長は、「非常配備基準（風水害時）」の4号配備又は5号配備に該当する場合、現地連絡本部を設置する。

(4) 設置の通知

市本部を設置したとき及び解散したときは県に通知するほか、市職員その他必要な機関に周知する。

通 知 先	通 知 方 法
市職員	庁内放送、市防災行政無線、電話・口頭、職員参集メール
県（危機管理課）	県防災行政無線電話、FAX、県防災情報システム
防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭
市 民	市防災行政無線、広報車、市ホームページ、市情報配信メール、SNS、緊急速報メール
報道機関	電話、FAX、記者発表
隣接市町	電話、FAX、文書

2. 本部組織の確立・運営

地震・津波編 第3章 第1節 第2「2. 本部組織の確立・運営」に準ずる。

3. 職員の配置・応援等

地震・津波編 第3章 第1節 第2「3. 職員の配置・応援等」に準ずる。

4. 災害特別調査班の編成

地震・津波編 第3章 第1節 第2「4. 災害特別調査班の編成」に準ずる。

5. 現地災害対策本部の設置

地震・津波編 第3章 第1節 第2「5. 現地災害対策本部の設置」に準ずる。

6. 防災関係機関との連携

地震・津波編 第3章 第1節 第2「6. 防災関係機関との連携」に準ずる。

7. 県との連携

地震・津波編 第3章 第1節 第2「7. 県との連携」に準ずる。

8. 市本部の解散

地震・津波編 第3章 第1節 第2「8. 市本部の解散」に準ずる。

第2節 情報通信対策計画

項 目	担 当
第1 気象情報等の収集・伝達	各班、各防災関係機関
第2 気象庁が行う予報及び警報	気象庁
第3 千葉県知事が行う水防警報等	千葉県知事
第4 通信の確保	各班、各防災関係機関
第5 被害情報等の収集・報告	各班、各防災関係機関
第6 災害広報・報道対応	企画班
第7 災害相談窓口の設置	企画班、各班
第8 被災者台帳の作成	罹災情報班、各班

第1 気象情報等の収集・伝達 水防

1. 気象観測情報の把握

市（統括班、環境班、土木班、下水道班）は、市内に設置された気象観測施設の観測データ、市原市大気汚染監視システム、民間気象情報システム及び千葉県防災情報システムが提供する各種防災気象情報を監視し、必要に応じて関係各班に情報提供する。

【資料編「気象観測及び水位観測施設一覧」】

2. 水位・潮位、雨量観測

(1) 水位・潮位等観測

各河川・海岸の水位・潮位観測所は、資料編のとおりとする。

観測所における水位・潮位及び高滝ダムの放流量については、以下の自動電話応答装置により得ることができる。

【資料編「気象観測及び水位観測施設一覧」】

応答内容	電話番号
河川の水位（雨量）	043（222）5460
潮位	043（246）7918
高滝ダム放流量	0436（98）1415, 1416

(2) 雨量観測

市内の雨量観測所は、資料編のとおりとする。

【資料編「気象観測及び水位観測施設一覧」】

(3) 雨の強さと降り方の目安

一時間雨量	10～20 ミリ	20～30 ミリ	30～50 ミリ	50～80 ミリ	80 ミリ以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受けるイメージ	ざーざーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したような雨	滝のように降る	息苦しい圧迫感、恐怖を感じる
人への影響	跳ね返りで足が濡れる	傘を差していても濡れる		傘は全く役に立たなくなる	
室内（木造）	話し声がよく聞き取れない	寝ている人の半数ぐらいが雨に気づく			
屋外の様子	地面一面に水溜りができる		道路が川のようになる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
車に乗っていて		ワイパーを早くしても見づらい	高速走行時車輪と路面の間に水膜が生じ、ブレーキがききにくなる	車の運転は危険	
災害発生状況	この程度の雨でも長時間続く時は注意が必要	側溝や下水、小さな川が溢れ、小規模の崖崩れが始まる	・山崩れ、崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 ・都市では下水管から雨水が溢れる	・都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある ・マンホールから水が噴出する ・多くの災害が発生する	・雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要

3. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市（統括班、消防班）、警察官又は海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市（統括班、消防班）に通報する。通報を受けた市（統括班）は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町村
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

第2 気象庁が行う予報及び警報 **水防**

1. 洪水、高潮の予報及び警報

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、又は高潮の恐れがあると認められるとき、水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づき、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、これを一般に周知しなければならない。

(1) 予報及び警報の種類

水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づく水防活動に関する予報警報の種類及び警報電文は、次のとおりである。

銚子地方気象台

水防活動用 注意報・警報	一般の注意報 ・警報	警報電文	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	オオアメ	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報		大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	タカシオ	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報		台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	コウズイ	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報		大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

※気象庁が単独で行う洪水予報は、河川の水位、流量の記載が示されていない。

※発表基準の詳細は資料編による。

【資料編「気象情報・注意報発表基準一覧」】

(2) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。

流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。
------------	--

2. 津波の予報及び警報

地震・津波編 第3章 第2節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。

3. 千葉県内の予報及び警報区域

千葉県における気象庁の発表に際しての区域区分は、以下のとおりであり、市原市は、千葉県北西部、千葉中央に該当する。なお、警報や注意報は二次細分区域単位で発表される。

一次細分区域	二次細分区域	市 町 村
北西部	東葛飾	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市 我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、習志野市、八千代市
	印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡（酒々井町、栄町）
	千葉中央	千葉市、市原市
北東部	香取、海匝	香取市、銚子市、匝瑳市、旭市、香取郡（神崎町、多古町、東庄町）
	山武、長生	東金市、茂原市、山武市、大網白里市、山武郡（九十九里町、芝山町、横芝光町） 長生郡（一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）
南部	君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
	夷隅、安房	館山市、鴨川市、勝浦市、南房総市、いすみ市 安房郡（鋸南町）、夷隅郡（大多喜町、御宿町）

津波予報区域：東京湾内湾（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）

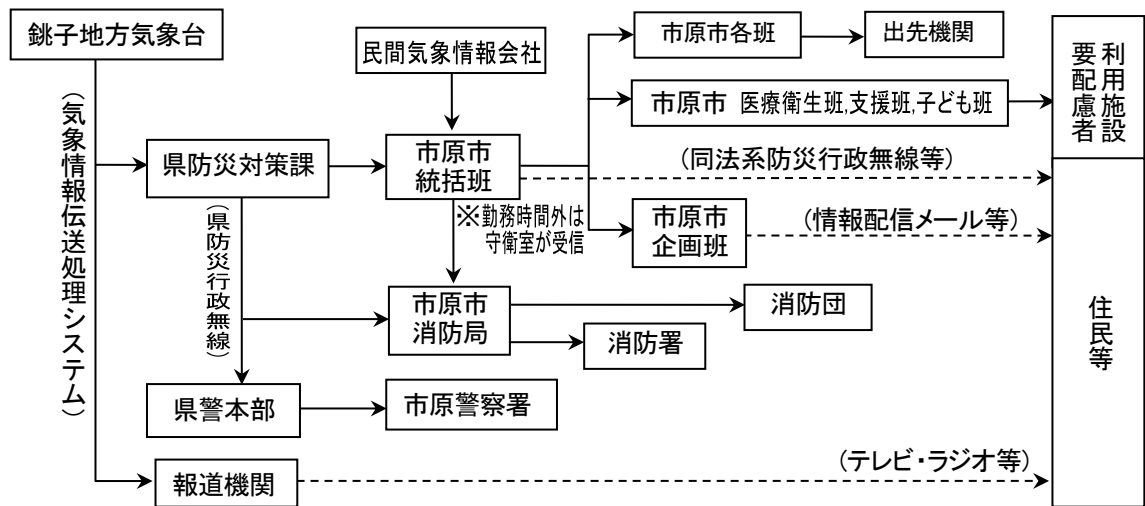
4. 気象警報等の伝達

市（統括班）は、市原市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、関係者にその旨を伝達する。なお、特別警報が発表された場合は速やかに市民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。

〈気象警報等の種類〉

注 意 報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着水・着雪
警 報	大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
特別警報	大雨（浸水害、土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪
そ の 他	記録的短時間大雨情報

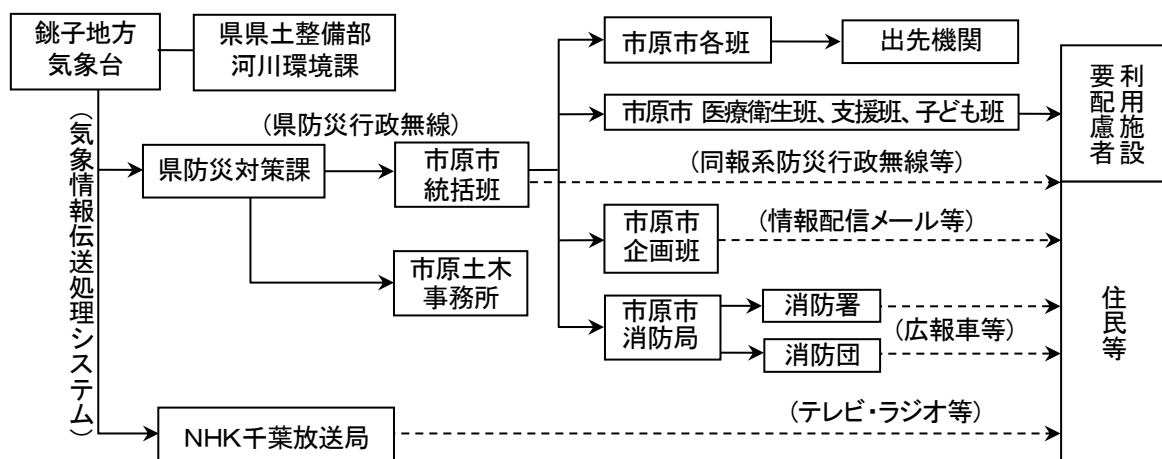
【資料編「気象情報・注意報発表基準一覧」】



〈気象警報等の伝達系統〉

5. 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合、市（統括班）は、関係各班を通じて土砂災害危険箇所・区域等の住民及び要配慮者関連施設の管理者等にその旨を伝達する。



〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉

第3 千葉県知事が行う水防警報等 **水防**

1. 洪水及び高潮における河川に関する水防警報

県が指定した河川（養老川）において、洪水、高潮等により相当な損害を生ずる恐れがあると認めたとき、千葉県知事が水防法第16条に基づき通知する水防警報の種類及び発表基準は下記のとおりである。

知事が水防警報を行う指定河川の区域、観測所、基準水位、通報責任者、受報者等は資料編のとおりである。

【資料編「千葉県知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う指定河川・海岸」】

河川に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況等により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	養老川氾濫注意報（洪水注意報）等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき、又は、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水があふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの。	養老川氾濫警戒情報（洪水警報）等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こる恐れがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

2. 高潮時の海岸に関する水防警報

国及び県が指定した海岸（八幡浦海岸、五井姉崎海岸、長浦海岸、千葉港海岸）において、高潮により相当な損害を生ずる恐れがあると認めたとき、水防法第16条に基づき千葉県知事が通知する水防警報の種類及び発表基準は下記のとおりである。

知事が水防警報を行う指定海岸の区域、観測所、基準潮位、通報責任者、受報者等は資料編のとおりである。

【資料編「千葉県知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う指定河川・海岸」】

高潮時の海岸に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機 ・ 準 備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水防機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により激しい超波が起こるおそれがあるとき。
警 戒	激しい超波が発表する危険が迫っている、又は発生を警戒し、超波から身の安全が十分に確保できるように水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により激しい超波の発生が迫ってきたとき。
解 除	激しい超波の発生及びおそれなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により超波の発生或いはおそれなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

3. 津波に関する水防警報

海岸・河川において、津波への対応について必要と認めたときは、千葉県知事が水防指令を発令するが、水防活動に従事する者は津波情報と現地の状況を総合的に判断して行動するものとする。

その時は国の水防警報発表基準に準じて体制を執るものとする。

津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され、水防活動が必要と認められる場合で安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 津波警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

※出動する場合において、水防活動に従事する者は常に最新の情報を得られるよう情報機器（ラジオ等）を携帯し、自身の避難時間を確保した上で活動すること。

※以下の内容について、事前に定めておくこと。

- a 安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
- b 水防団員の安否確認方法（連絡体制）
- c 水防活動内容の精査・重点化

d 水防団員の避難手段や避難経路の確認

4. 指定河川における水位到達情報

県が指定した河川（養老川、椎津川、村田川）において、水位が氾濫危険水位に達したときは、水防法第13号に基づき、千葉県知事は、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知する。

また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

知事が水位到達情報の通知等を行う指定河川の区域、観測所、基準水位、通報責任者、受報者等は資料編のとおりである。

【資料編「千葉県知事が水防警報・水位情報の通知及び周知を行う指定河川・海岸」】

種 類	発 表 基 準
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。

5. 水防指令及び水防警報の伝達系統

千葉県知事が行う水防司令及び水防警報の発令の伝達系統は資料編のとおりである。

【資料編「水防本部の連絡系統」】

第4 通信の確保

地震・津波編 第3章 第2節「第2 通信の確保」に準ずる。

第5 被害情報等の収集・報告

地震・津波編 第3章 第2節「第3 被害情報等の収集・報告」に準ずる。

第6 災害広報・報道対応

地震・津波編 第3章 第2節「第4 災害広報・報道対応」に準ずる。

第7 災害相談窓口の設置

地震・津波編 第3章 第2節「第5 災害相談窓口の設置」に準ずる。

第8 被災者台帳の作成

地震・津波編 第3章 第2節「第6 被災者台帳の作成」に準ずる。

第3節 風水害等避難計画

項 目	担 当
第1 避難情報の発令	統括班、消防班、消防団、県、市原警察署、千葉海上保安部、自衛隊
第2 避難誘導等	企画班、消防団、市原警察署、町会・自主防災組織
第3 避難所の開設・運営	避難所担当職員、統括班、市民班、教育総務班、教育振興班、各部
第4 在宅等避難者の支援	企画班、市民班、現地連絡本部
第5 臨時避難所の確保等	統括班
第6 安否照会への対応	市民班

第1 避難情報の発令

1. 避難情報

(1) 避難情報の発令

市長、知事、警察官、海上保安官、自衛官等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等を保護する必要がある場合は当該地域の住民等に対して立退き避難の指示を発令する。また、避難指示に先立ち、住民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促す必要がある場合は「高齢者等避難」を発令する。

また、「避難」とは「難」を「避」ける行動のことであり、安全な場所にいる人は避難場所へ行く必要がないことや、安全な親戚・知人宅も避難場所になり得ることについて、周知に努めるとともに、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、状況に応じて屋内待避等の安全確保を指示する。

〈避難情報の発令権者及び要件〉

発令者	種類	要 件	根 拠
市 長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命又は身体を保護する必要があるときは立退き避難を指示できる。また、立退きによって生命に危険が及ぶおそれがあるときは屋内待避等の安全確保を指示できる。	災害対策基本法第60条
知 事	災害全般	市長が上記の事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに代行できる。	
警察官 海上保安官	災害全般 (指 示)	市長が避難の立退きを指示できないとき、又は市長から要求があったときに、立退き避難又は屋内待避等の安全確保措置を指示できる。	災害対策基本法第61条
警察官		警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫しているときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般 (指 示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないときに立退き避難を指示できる。	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員	地すべり (指 示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるときに立退き避難を指示できる。	地すべり等防止法第25条

第3章 第3節 風水害等避難計画

発令者	種類	要 件	根 拠
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水・高潮 (指 示)	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認めるときに立退き避難を指示できる。	水防法 第29条

〈避難情報の種類と住民等の行動〉

種 類	住民等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等の要配慮者は危険な場所から避難（立退き避難※1 又は屋内安全確保※2）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 (地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、自主的に避難)
【警戒レベル4】 避難指示	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保※3 する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1：立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、高潮浸水想定区域等や、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。なお、「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。

※2：屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには立退き避難が最も望ましいものの、洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること。

※3：緊急安全確保

立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。

(2) 洪水、土砂災害等に対する避難情報の発令

本部長（統括班）は、河川の氾濫及び土砂災害並びに高潮に対し、防災気象情報、气象台や県（市原土木事務所）からの助言、現場の巡視報告、市民からの通報等を考慮し、総合的かつ迅速に避難情報の発令を行い、発令基準は次のとおりとする。

また、5段階の警戒レベルに対応した情報提供を行うこととし、具体的な実施要領は「避難

第3章 第3節 風水害等避難計画

情報の判断・伝達マニュアル」に定める。

〈5段階の警戒レベルと災害対応〉

警戒 レベル	気象、災害の状況等	市の主な対応	住民の行動
1	早期注意情報	注意喚起	災害への心構えを高める
2	大雨・洪水注意報	避難行動要支援者の支援準備	避難行動を確認
3	大雨警報（土砂災害）・洪水 警報 河川の氾濫注意水位到達	高齢者等避難の発令 早期開設避難所の開設	高齢者等は避難を開始、そ の他の住民は避難を準備
4	土砂災害警戒情報 河川の氾濫危険水位到達	避難指示の発令 指定避難所の開設	危険な場所から全員避難
5	大雨特別警報 河川の氾濫や土砂災害等 が発生	緊急安全確保の発令	命を守る最善の行動

〈避難情報の発令基準（河川氾濫）〉

発令区分	発令基準	水位（m）
【警戒レベ ル3】 高 齢 者 等 避 難	ア 基準水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇がさ らに見込まれる場合（次のいずれかに該当） ① 基準水位観測所より上流の水位が上昇している。 ② 当該河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒 （赤）」以上である。 イ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ウ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台 風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕 刻時点で発令）	養老川 （牛久） 5.50 椎津川 （椎津） 2.40 村田川 （草刈） 3.10 （押沼橋）2.50
【警戒レベ ル4】 避 難 指 示	ア 基準水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し、水位の上昇がさ らに見込まれる場合 【次のいずれかに該当する場合】 ① 基準水位観測所より上流の水位が急激に上昇している。 ② 当該河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「危険 （紫）」以上である。 イ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ウ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風 等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 （夕刻時点で発令） 【対象区域をL2※に拡大して発令する場合】 エ 高滝ダムの異常洪水時防災操作を行う3時間前通知があった場 合。 オ 計画規模降雨を超える降雨が予想される場合。（原則、24時間 降雨量）	養老川 （牛久） 6.20 椎津川 （椎津） 2.80 村田川 （草刈） 4.20 （押沼橋）3.20

第3章 第3節 風水害等避難計画

発令区分	発令基準	水位 (m)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	【災害が発生直前又は既に発生しているおそれがある場合】 ア 基準水位観測所の水位が計画高水位に達した場合 イ 当該河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「災害切迫（黒）」である。 ウ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 【災害発生を確認】 エ 河川管理者から氾濫発生情報が発表されたとき オ 堤防の決壊や越水・溢水が発見された場合	養老川 (牛久) 7.10 椎津川 (椎津) 3.10 村田川 (草刈) 5.40 (押沼橋)4.70
解 除	ア 水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び計画高水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合。 イ 堤防決壊による浸水が発生した場合は、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった場合。	
備 考	- 対象河川は、養老川、椎津川、村田川の水位周知区間とする。 - 避難対象区域は浸水想定区域を基本とするが、状況に応じて避難区域を限定したり、拡大する場合がある。 - 基準水位観測所は、養老川は牛久、椎津川は椎津、村田川は草刈及び押沼橋である。	

(※：L2) 想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域のこと。

年超過確率 1/1,000 程度の降雨量

(1年の間に発生する確率が 0.1%程度≒1,000年に1度程度)

〈避難情報の発令基準（土砂災害）〉

発令区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 2：数時間後に異常気象時通行規制の基準雨量に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（発令区域については、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）を参考に絞り込む） 2：土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

第3章 第3節 風水害等避難計画

発令区分	発令基準
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	【災害が発生直前又は既に発生しているおそれ】 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（発令区域については、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）を参考に絞り込む） 【災害発生を確認】 2：土砂災害の発生が確認された場合
解 除	・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した場合 ・土砂災害が発生した箇所等については、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、現地の安全が確認された場合。

【資料編「異常気象時通行規制区間及び基準雨量」】

〈避難情報の発令基準（高潮）〉

発令区分	発令基準
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	以下のいずれかに該当する場合 1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時） 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル 4】 避難指示	以下のいずれかに該当する場合 1：高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 2：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	【災害が発生直前又は既に発生しているおそれ】 1：水門等の異常が確認された場合 2：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 【災害発生を確認】 3：海岸堤防等が倒壊した場合 4：異常な越波・越流が発生した場合 5：水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合
解 除	・当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が解除された場合。 ・浸水被害が発生した際は、住宅地等での浸水が解消した場合。

2. 警戒区域の設定

地震・津波編 第3章 第3節 第1「2. 警戒区域の設定」に準ずる。

3. 避難情報の解除

地震・津波編 第3章 第3節 第1「3. 避難情報の解除」に準ずる。

4. 情報共有

地震・津波編 第3章 第3節 第1「4. 情報共有」に準ずる。

5. 複合災害時の措置

洪水、土砂災害、高潮などの同時発生が予想される場合には、それらすべての災害危険区域を避難対象地区とし、すべての災害事象に対応する指定緊急避難場所へ避難するよう住民等に伝達する。

第2 避難誘導等

地震・津波編 第3章 第3節「第2 避難誘導等」に準ずる。

河川氾濫を対象とする避難情報では、気象台が発表する今後の予想降雨量等を踏まえ、今後の予想降雨量がL1 降雨未満である場合は計画規模の浸水想定区域を避難対象地区とし、L1 降雨を超える場合は想定最大規模の浸水想定区域を避難対象地区とする。

河川氾濫を対象とする避難情報で、今後の予想降雨量がL1 降雨未満と予想した後、L1 降雨以上に変更した場合、L1 降雨対応避難所[※]の避難者のL2 降雨対応避難所[※]への避難者輸送等を検討する。この際、市（人員・情報管理班）は、災害協定団体に要請して移送のためのバス、タクシー等を手配する。なお、災害の状況により移送が危険な場合は、同避難所内での垂直避難とする。

※「L1 降雨対応避難所」は計画規模の洪水浸水想定による浸水深が0.5m未満、「L2 降雨対応避難所」は想定最大規模の洪水浸水想定による浸水深が0.5m未満の指定緊急避難場所（洪水対応で指定避難所を兼ねる。）とする。

また、高潮を対象とする避難情報では、想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域を避難対象地区とする。すでに住民等が避難所に避難をしている状況で高潮警報が発令された場合、高潮浸水想定区域の避難所の避難者を高潮浸水想定区域外の避難所等への誘導を検討する。この際、市（人員・情報管理班）は、災害協定団体に要請して移送のためのバス、タクシー等を手配する。

なお、洪水・高潮浸水想定区域内での避難誘導活動は危険があるため、市（企画班）は、河川水位の状況やダムの緊急放流予定時刻を現場で活動する職員等に伝達する。現場活動の指揮者は洪水・高潮浸水想定区域外への退避ルート及び退避時間を推測し、河川氾濫や高潮の発生、高滝ダムの緊急放流の開始前に現場活動職員を洪水・高潮浸水想定区域外へ退避させる。

第3 避難所の開設・運営

避難情報を発令した場合及び災害救助法の適用が見込まれる場合、本部長（市長）は避難所の開設・運営を開始する。また、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、市長（本部長）は知事を補助する。

なお、避難所の開設・運営は「地域による避難所開設・運営マニュアル」を基本とし、避難所運営委員会が整備された地域においては避難者による自治運営を推進し、未整備の地域においては臨時の避難所運営委員会を速やかに組織する。

1. 避難所の開設・避難者の受入れ

(1) 避難所の開設

市本部長（統括班）は、新型インフルエンザ等感染症の感染防止のため避難所の過密防止を考慮しつつ、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、避難所担当班（市民班、教育総務班、教育振興班）に開設を指示するとともに、県に状況を報告する。

また、避難所担当班は、施設管理者又はあらかじめ指名された避難所担当職員に開設を要請する。

なお、高齢者等避難を発令する場合は、「早期開設避難所」から開設する避難所を選定する。ただし、河川氾濫を対象とする避難情報では、今後の予想降雨量がL1降雨未満の場合はL1降雨対応避難所を選定し、L1降雨以上の場合はL2降雨対応避難所を選定する。

高潮を対象とする避難情報では、想定最大規模の高潮により想定される浸水深と、今後予想される高潮の規模に応じて開設する避難所を選定する。

(2) 避難者の収容

避難所担当職員は、施設管理者、避難所運営委員会等と協力して避難者を受け入れ、また、避難者名簿を作成して入退所を管理し、市（市民班）に報告する。

また、市（市民班）は避難者名簿をとりまとめ、市内の避難者を把握する。

2. 避難所の運営・避難者の生活支援

地震・津波編 第3章 第3節 第3「2. 避難所の運営・避難者の生活支援」に準ずる。

3. 避難所の閉鎖

地震・津波編 第3章 第3節 第3「3. 避難所の閉鎖」に準ずる。

第4 在宅等避難者の支援

地震・津波編 第3章 第3節「第4 在宅等避難者の支援」に準ずる。

第5 臨時避難所の確保等

地震・津波編 第3章 第3節「第5 臨時避難所の確保等」に準ずる。

第6 安否照会への対応

地震・津波編 第3章 第3節「第6 安否照会への対応」に準ずる。

第4節 竜巻等対策

項 目	担 当
第1 竜巻情報の収集・伝達	統括班、罹災情報班、消防班
第2 竜巻被害への対応	廃棄物対策班、住宅班

第1 竜巻情報の収集・伝達

1. 竜巻情報等気象情報の収集

市（統括班、消防班）は、気象庁から竜巻注意情報が発表された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて市民等へ速やかな広報を行う。

特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて同報系防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を図る。

2. 被害情報の収集・伝達、調査

市（統括班）は、被災区域周辺の公共施設所管課に対して被害状況等の確認と報告を要請する。また、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、市（罹災情報班）は、被害家屋調査及び罹災証明の発行を速やかに実施する。

第2 竜巻被害への対応

竜巻発生時における各種応急措置は本章各節に定める内容に準ずるが、竜巻等の突風災害の場合は次の点に留意する。

1. がれき等の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、市（廃棄物対策班）は、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。また、被災地区での仮置場の設置や戸別収集の実施を検討し、必要な対応を図る。

2. 被災家屋の復旧支援

地震・津波編 第3章「第19節 住宅等応急対策計画 第7 ブルーシートの供給等」に準ずる。

第5節 要配慮者等の支援計画

地震・津波編 第3章「第5節 要配慮者等の支援計画」に準ずる。

第6節 消防対策計画

項 目	担 当
第1 消防・救助・救急活動	消防班、消防団
第2 危険物等の対策	消防班

第1 消防・救助・救急活動

地震・津波編 第3章 第6節「第1 消防・救助・救急活動」に準ずる。

第2 危険物等の対策

地震・津波編 第3章 第6節「第2 危険物等の対策」に準ずる。

第7節 水防対策計画 水防

項 目	担 当
第1 水防配備	統括班、土木班、下水道班、農林班、消防班、消防団
第2 水門・ため池・排水機場等及びその操作	土木班、下水道班、農林班
第3 水防活動	統括班、土木班、下水道班、農林班、消防班、消防団
第4 ダムの緊急放流等対応	統括班、県（高滝ダム管理事務所）、（独）水資源機構（千葉用水総合管理所房総導水路事業所）
第5 協力及び応援	統括班
第6 費用負担と公費負担	統括班
第7 水防報告	統括班

第1 水防配備

1. 水防配備及び水防警報発令

(1) 県水防本部水防配備指令による配備

県水防本部が水防配備指令を発令した場合には、配備体制をとることとする。

なお、市（統括班）は、現地指導班（市原土木事務所）（以下、「現地指導班」という。）から水防配備指令の通知を受けたときは、速やかに着信確認の連絡をする。

ただし、状況により緊急の場合は本部長・副本部長又は指揮官が、配備体制を行うことができる。

また、常時勤務から水防体制への切り替えを確実に行うとともに、あらかじめ、長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、交代職員の配備体制を定めておくものとする。

【資料編「水防本部の連絡系統」】

(2) 水防警報発令による配備

水防法第16条に基づき千葉県知事が水防警報を行う指定河川（養老川）において、現地指導班長が水防警報を発令した場合には、配備体制をとることとする。

なお、現地指導班から水防警報発令の通知を受けたときは、速やかに着信確認の連絡をする。

【資料編「水防指令様式集」】

(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報による自動配備

水防法13条第2項に基づき、千葉県知事が水位情報の通知及び周知を行う指定河川（養老川・椎津川・村田川）において、県水防本部（河川環境課）から、氾濫危険情報の通知を受けた際には、確実かつ迅速に水防警戒体制による自動配備を行う。

なお、氾濫危険情報の通知を受けたときは、速やかに現地指導班へ着信確認の連絡をする。

【資料編「水防指令様式集」】

(4) ダム洪水警戒体制

高滝ダム管理事務所が洪水警戒体制をとったときは、必要に応じ配備体制をとることとする。

2. 配備職員の安全確保

水防配備に際しては、職員の安全確保を図らなければならない。

3. 水防配備体制と活動内容

水防配備体制は、本章 第1節 組織及び動員計画「第1 市職員の配備」により、各体制の活動は、次のとおりとする。

種 類	水防活動及び水防事務
水防準備体制	(1) 水防に関する情報連絡に必要な体制を確保する。 (2) 雨量、水位（潮位）観測施設等を活用し、雨量・水位情報を把握する。 (3) テレビ、インターネット、FAX 等を活用し、気象情報を把握する。 (4) 水防体制に必要な指令や情報を関係部局へ伝達する。
水防注意体制	(1) 「水防準備体制」を続行する。 (2) 水防資器材を準備する。 (3) 水門、こう門、排水ポンプ場等の施設管理者と連絡をとり、必要な対策（操作確認）を行う。 (4) 災害時の協力体制にある機関との連絡先を再確認する。 (5) 必要に応じて巡視を行い、異常の有無を県に報告する。
水防警戒体制	(1) 「水防注意体制」を続行する。 (2) 市道・がけ地並びに重要水防区域の巡視を行い、異常の有無を報告する。 (3) 水門、こう門、排水ポンプ場等の管理者は、適時操作・運転状況を確認する。 (4) 水防事態の異常を認めたときは、適切な措置を行うとともに、現地指導班長に報告する。 (5) 被害状況の確認（被害調査）を行い、現地指導班長に報告する。 (6) 協力体制にある機関及び住民と連携して、被害箇所の水防作業を実施する。
水防非常第1体制	(1) 「水防警戒体制」を続行する。 (2) 災害対策本部が設置されたときは、自動的に当該本部に移行する。 (3) 災害報告及び水防記録（写真、調書、水防機材使用記録等）を正確に行う。
水防非常第2体制	(1) 上記「水防非常第1体制」を続行する。

※編成人員については基本的な配置人員であり、必要に応じ部署毎に体制を定めるものとする。

4. 消防機関等の配備

水防管理者（市長）は、水防警報が発令されたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防機関等を出動させ又は出動の準備をさせなければならない。（水防法第17条）

消防機関は、資料編のとおりである。

【資料編「消防機関一覧（市原市消防局）」】

【資料編「消防機関一覧（市原市消防団）」】

(1) 出動準備

ア 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。

イ 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇の恐れがあつて、且つ出動の必要が予測されるとき。

ウ 気象情報等により高潮の危険が予知されるとき。

エ 上記の外、水防管理者が水防上必要とみとめたとき。

(2) 出動

ア 水防警報により出動の指令が発令されたとき。

イ 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

ウ 潮位が上昇して被害の恐れがあるとき。特に東京湾において、満潮時台風の中心が通過し風速 15m以上の南風又は南西風を観測したとき。

エ 上記の外、水防管理者が水防上必要と認めたとき。

【資料編「重要水防区域 3. 水位断面基準図」】

第2 水門・ため池・排水機場等及びその操作

1. 操作要領

水門・ため池・排水機場等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況の通知を受けた後、あるいは水位の異常を認めた後は、水位の変動を監視し、取扱要領に基づき内外水位の状況に応じ、時期を逸しないよう門扉等の開閉を行う。

2. 対象施設

(1) ため池

老朽ため池による堤防高さ 10m以上又は、貯水量 10 万 m^3 以上のもので、堤防の決壊等により人家に被害を及ぼすと考えられるもの。

(2) 排水機場、水門、排・取水門

排水機場等これらの施設の機能が停止した場合、人家に被害を及ぼし水防活動が必要と認められる施設。

【資料編「水門・ため池・排水機場等一覧表」】

第3 水防活動

1. 重要水防区域

重要水防区域箇所及び危険度判定基準は、資料編のとおりである。

【資料編「重要水防区域」】

2. 巡視（平常時）

水防管理者（市長）、消防機関等の長は、水防法第9条に基づき、管轄する河川・海岸堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該施設管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

3. 警戒（出水時・土砂災害時）

(1) 洪水

水防管理者（市長）、消防機関の長は出動命令が出したときから水防区域の監視および警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに現地指導班に報告すると共に水防活動を開始する。

ア 堤防斜面の居住地側で漏水又は飽水に依る亀裂及び欠け崩れ

イ 堤防斜面の川側で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

ウ 堤防上面の亀裂又は沈下

エ 堤防から水があふれる状況

オ 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

(2) 高潮

水防管理者（市長）、消防機関の長は出動命令を出したときから水防区域の監視および警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに現地指導班に報告すると共に水防活動を開始する。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇

- イ 堤防の上端の亀裂または沈下
- ウ 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- オ 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(3) 土砂災害

土砂災害警戒情報等が発表されたときは、市（各班）は危険度の高い土砂災害危険箇所・区域等に警戒職員を配置し、土砂災害の前兆の有無等をパトロールする。

また、市民から土砂災害の前兆等に関する通報があった場合も同様に当該箇所のパトロールを行うとともに、土砂災害の前兆等を確認した場合は、周辺住民に避難を呼びかける。

なお、風雨が強まってからのパトロールは危険であるため、気象予報を踏まえて住民への注意喚起のパトロールは早期に実施し、土砂災害の前兆把握のためのパトロールについても暴風や豪雨が発生する前に終了するよう努める。

4. 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料編のとおりである。

その際、消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

【資料編「水防工法」】

5. 輸送・緊急通行

(1) 輸送車両の確保

水防管理者（市長）は、水防業務に必要な場合、市の保有する車両を優先的に使用させる。

なお、緊急時において、当該輸送車両に不足が生じるときは、水防法第28条第1項の規定により、公用負担として運送業者等の所有する一般の自動車を使用することができる。

(2) 緊急通行の許可権限

ア 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者並びに水防管理者（市長）から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

イ 損失補償

水防管理団体（市）は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

(3) 車両の移動等の措置

水防管理者（市長）は、水防活動時における緊急車両の通行を確保する必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者、警察官及び消防機関等と連携し、車両の移動等の措置命令、強制措置等を図ることとする。

6. 警戒区域の設定

消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。（水防法第21条第1項）

消防機関に属する者がいないとき、消防機関に属する者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。(水防法第21条第2項)

7. 避難のための立ち退き

水防法第29条に基づき洪水又は高潮等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長、その命を受けた水防本部構成員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者（市長）が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知しなければならない。

（詳細は、本章「第3節 風水害避難計画」に準ずる。）

8. 堤防の決壊時の処置並びに決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（市長）、消防機関の長は、直ちに当該施設の管理者並びに現地指導班及び氾濫流が到達すると考えられる近隣水防管理団体に通報するものとする。また、決壊後においても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めることとする。(水防法第25・26条)

9. 水防配備の解除

水防管理者（市長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班に報告するものとする。

10. 水防信号・水防標識

水防活動に伴う水防信号及び水防標識は、資料編のとおりとする。

【資料編「水防標識・信号」】

第4 ダムの緊急放流等対応

1. 高滝ダムの緊急放流対応

(1) 事前放流

県（高滝ダム管理事務所）は、ダム上流域における24時間降雨量予測などを踏まえ、事前放流を実施し、あらかじめダムの貯水位を低下させる。

(2) 高滝ダム緊急放流情報の伝達

県（高滝ダム管理事務所）は、高滝ダムの緊急放流（異常洪水時防災操作）の3時間前、1時間前及び開始時に市にホットライン等による連絡を行うとともに、警報局から警報を実施する。

市（総括班）は、防災行政無線、情報配信メール、SNS、Yahoo!防災速報などを活用し、住民等に対し緊急放流の実施について周知するとともに、避難情報を伝達する。

2. 長柄ダムの越流対応

(1) 事前放流

（独）水資源機構（千葉用水総合管理所房総導水路事業所）は、ダム上流域における72時間降雨量予測などを踏まえ、事前放流を実施し、あらかじめダムの貯水位を低下させる。

(2) 長柄ダムの越流情報の伝達

（独）水資源機構（千葉用水総合管理所房総導水路事業所）は、長柄ダムの越流が想定される1時間前までに市にホットライン等による連絡を行うとともに、河川の水位が上昇する30分前までに警報局から警報を実施する。

市（統括班）は、防災行政無線、情報配信メール、SNS、Yahoo! 防災速報などを活用し、住民等に対し越流について周知するとともに、避難情報を伝達する。

第5 協力及び応援

1. 応援体制

水防管理者（市長）は、緊急の必要があるときは、水防法第23条に基づき、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

2. 水防体制の強化

(1) 下水道管理者の協力

下水道管理者（市長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、現地指導班や水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 現地指導班や水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

イ 現地指導班や水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(2) 警察官の援助要請（法第22条）

水防管理者（市長）は水防のため、水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導および緊急輸送等必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

(3) 国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣要請

市は、国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣を要請することができる。

なお、派遣要請の受付窓口は国土交通省関東地方整備局防災室及び最寄りの事務所となっている。

・ 関東地方整備局防災室 電話 048(600)1333、FAX048(600)1376

(4) 自衛隊の災害派遣要請

地震・津波編 第3章 第11節「第2 自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第6 費用負担と公費負担

1. 費用負担

本市の管轄区域内の水防に要する費用は、市原市が負担するものとする。但し応援のために要した費用は、当該応援を求めた市原市の負担とする。この負担費用の額及び負担方法は、両者にて協議して定める。（水防法第41条、第23条）

また、区域外の水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を市原市が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとして、協議が成立しないときは、知事に斡旋を申請することができる。（水防法第42条）

2. 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者（市長）、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は水防管理者（市長）、消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限委任証明書	
第 号	
身 分	
氏 名	
上の者 の区域における水防法第28条第1項の	
権限行使委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者	(印)

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を二通作成してその一通を目的物所有管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 証 書		
負 担 者	住 所	
	氏 名	
物件数量	負担内容	（使用収用処分等）
	期 間	摘 要
年 月 日		
	命令者職名	氏 名
		(印)

(4) 損失補償

上の権限行使によって損失を受けた者に対しては、市原市は時価によりその損失を補償するものとする。

第7 水防報告

1. 被害情報報告

水防管理者（市長）は、常に浸水被害・避難状況等の情報収集に努め、現地指導班長に被害情報を迅速に報告する。

報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 消防機関等を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- (3) 堤防が決壊、氾濫したとき。
- (4) その他必要と認める事態が生じたとき。

【資料編「水防指令様式集」】

2. 水防顛末報告

水防管理者（市長）は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項をとりまとめて、現地指導班長に報告すると共に水防記録を作成し、これを保管しなければならない。

- (1) 降雨並びに水位記録
- (2) 出動並びに水防解散の時刻
- (3) 消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第28条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由、並びに除却の場所
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所および所有者名とその事由
- (10) 他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めた時はその状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察官の出動状況
- (13) 現地指導官吏氏名
- (14) 立退きの状況及びそれを指示した事由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 殊勲者及びその功績
- (17) 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況
- (19) その他必要なる事項

【資料編「水防顛末報告」】

第8節 医療・救護計画

地震・津波編 第3章「第7節 医療・救護計画」に準ずる。

第9節 災害警備計画

項 目	担 当
第1 災害警備	市原警察署
第2 防犯活動	市民班、現地連絡本部、市原警察署

第1 災害警備

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

1. 警備体制

- (1) 市原警察署災害警備連絡室
市内に警報（波浪警報を除く。）が発表された場合又は氾濫警戒情報が発表された場合
- (2) 市原警察署災害警備対策室
市内で各種警報（波浪を除く。）に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表されもしくは市から避難指示以上が発令され、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合等
- (3) 市原警察署災害警備本部
市内に特別警報が発表された場合等

2. 活動要領

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| ① 要員の招集及び参集 | ② 気象情報及び災害情報の収集及び伝達 |
| ③ 装備資機材の運用 | ④ 通信の確保 |
| ⑤ 救出及び救護 | ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒 |
| ⑦ 警戒区域の設定と被害の拡大防止措置 | |
| ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止 | |
| ⑨ 報道発表 | ⑩ 行方不明者の搜索及び迷子等の保護 |
| ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容 | |
| ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保） | |
| ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動） | |
| ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請 | ⑮ その他必要な応急措置 |

第2 防犯活動

地震・津波編 第3章 第8節「2 防犯活動」に準ずる。

第10節 交通・輸送対策

項 目	担 当
第1 道路災害の警戒	土木班、農林班、市原警察署、市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)
第2 緊急通行路線の確保	市原警察署、市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)
第3 緊急輸送	統括班、人員・情報管理班、医療衛生班、土木班、罹災情報班、整備班、教育振興班、地方創生班

第1 道路災害の警戒

1. 大雨・洪水時の警戒

各道路管理者（市土木部、県市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)）及び警察署は、風水害の警戒段階から管理する道路の巡視、点検を行うとともに、相互に連携して被災状況や交通規制等の状況を共有する。

特に、避難情報が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、危険な状況等を確認した場合は速やかに市（統括班）に伝達する。

【資料編「異常気象時通行規制区間及び基準雨量」】

2. 降雪時の警戒

各道路管理者は道路の積雪状況を巡視し、幹線道路、積雪状況、交通量等を考慮して除雪路線や優先区間等を検討し、相互に連携して除雪を行う。

また、積雪状況や路面状況等を考慮し、凍結防止剤、融雪剤等を散布し、状況に応じて交通規制を実施し、交通の安全を確保する。

第2 緊急通行路線の確保

地震・津波編 第3章 第9節「第1 緊急通行路線の確保」に準ずる。

第3 緊急輸送

地震・津波編 第3章 第9節「第2 緊急輸送」に準ずる。

第11節 水・食料・生活物資等対策

地震・津波編 第3章「第10節 水・食料・生活物資等対策」に準ずる。

第12節 応援等の要請・受入れ計画

地震・津波編 第3章「第11節 応援等の要請・受入れ計画」に準ずる。

第13節 応急教育等対策

地震・津波編 第3章「第12節 応急教育等対策」に準ずる。

第14節 応急保育計画

地震・津波編 第3章「第13節 応急保育計画」に準ずる。

第15節 帰宅困難者等対策

地震・津波編 第3章「第14節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

第16節 保健活動・防疫計画

地震・津波編 第3章「第15節 保健活動・防疫計画」に準ずる。

第17節 遺体の搜索・処置・埋火葬計画

地震・津波編 第3章「第16節 遺体の搜索・処置・埋火葬計画」に準ずる。

第18節 災害廃棄物・障害物等対策

地震・津波編 第3章「第17節 災害廃棄物・障害物等対策」に準ずる。

第19節 環境汚染等対策

地震・津波編 第3章「第18節 環境汚染等対策」に準ずる。

第20節 住宅等応急対策計画

地震・津波編 第3章「第19節 住宅等応急対策計画」に準ずる。

第21節 ライフライン施設等応急対策計画

地震・津波編 第3章「第20節 ライフライン施設等応急対策計画」に準ずる。

第22節 災害ボランティア対応計画

地震・津波編 第3章「第21節 災害ボランティア対応計画」に準ずる。

第23節 災害救助法適用事務計画

地震・津波編 第3章「第22節 災害救助法適用事務計画」に準ずる。

第 4 章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

地震・津波編 第4章「第1節 被災者の生活再建支援」に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

地震・津波編 第4章「第2節 災害復旧事業の推進」に準ずる。

第3節 災害復興計画

地震・津波編 第4章「第3節 災害復興計画」に準ずる。

大規模事故編

《目 次》

第1章 総 論	1
第1節 計画の目的等	3
第1 計画の目的	3
第2 計画の対象	3
第3 計画の修正等	3
第4 他の計画との関係	3
第5 計画の基本的考え方	3
第2節 大規模事故への体制	4
第1 市の活動体制	4
第2 災害救助法の適用	5
第2章 大規模事故対策計画	7
第1節 大規模火災対策計画	9
第1 予防計画	9
第2 応急対策計画	10
第2節 林野火災対策計画	11
第1 予防計画	11
第2 応急対策計画	12
第3節 危険物等災害対策計画	13
第1 予防計画	13
第2 応急対策計画	15
第3 特別防災区域における応急対策	17
第4節 航空機災害対策計画	19
第1 予防計画	19
第2 応急対策計画	19
第5節 鉄道災害対策計画	21
第1 予防計画	21
第2 応急対策計画	21
第6節 道路災害対策計画	23
第1 予防計画	23
第2 応急対策計画	23
第7節 海上災害対策計画	25
第1 予防計画	25
第2 応急対策計画	25
第8節 油等海上流出災害対策計画	27
第1 予防計画	29
第2 応急対策計画	30
第9節 放射性物質事故対策計画	32
第1 予防計画	33
第2 応急対策計画	34

第3 復旧計画	37
第10節 大規模停電対策計画	39
第1 予防計画	39
第2 応急対策計画	40

第 1 章 総 論

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害が発生し、住民の生活に多大な影響を及ぼす危険性が増大している。

市原市内及び周辺は、東京湾に面した埋立地に石油コンビナート群が立地し、上空が航空路となっていることなどから、海難事故、油流出事故、航空機事故等が発生するおそれがある。また、都市化の進展や土地利用の多様化に伴う大規模火災などに対する防災対策の一層の充実強化が求められている。

本計画は、これらの事故災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの事故災害に対応した基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。

なお、この計画に定められていないものについては、地震・津波編に準ずるものとする。

第2 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える以下の災害である。

〈対象とする事故災害〉

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 大規模火災 | (2) 林野火災 |
| (3) 危険物等災害 | (4) 航空機災害 |
| (5) 鉄道災害 | (6) 道路災害 |
| (7) 海上災害 | (8) 油等海上流出災害 |
| (9) 放射性物質事故 | (10) 大規模停電 |

第3 計画の修正等

総則編 第1節「第3 計画の修正等」に準ずる。

第4 他の計画との関係

総則編 第1節「第4 他の計画との関係」に準ずる。

第5 計画の基本的考え方

総則編「第2節 計画の基本的考え方」に準ずる。

第2節 大規模事故への体制

大規模事故災害への対応は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防及び警察が当たるが、事故による被害が甚大な場合、周辺住民等に影響を及ぼすおそれがある場合は、市及び防災関係機関が協力して必要な対応を行う。

なお、各防災関係機関の所掌業務は、総則編「第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第1 市の活動体制

1. 事故本部設置前の体制

市長（危機管理課）は、事故災害による被害が発生し、又は発生が予想され、必要と認めるときは、情報収集体制、災害注意体制又は災害警戒体制をとり、必要な職員を配備する。

なお、職員の動員、警戒活動、災害警戒担当者会議の運営は、地震・津波編に準ずる。

【地震・津波編 第3章 第1節「第1 市職員の配備」参照】

2. 事故対策本部の設置

市長（危機管理課）は、事故災害により重大な被害が発生し、必要と認めるときは、事故災害対策本部を設置し、必要な職員を配備する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営並びに配備体制は、災害対策本部に準ずる。

【地震・津波編 第3章 第1節「第2 市災害対策本部の設置」参照】

3. 現地調整所の設置

災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認める場合、市（危機管理課、消防局）は県と連携して現地調整所を速やかに設置する。

4. 情報収集・報告

市（危機管理課、消防局）は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

〈消防庁への報告要領〉

- | |
|--|
| (1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）が発生した場合は、県に加えて消防庁にも報告
(2) 通信の途絶等により県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁へ変更
(3) 119番通報の殺到状況時には、その状況を消防庁及び県に報告 |
|--|

第 1 章 第 2 節 大規模事故への体制

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

火災等直接即報	建 物 火 災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交 通 機 関 の 火 災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災 (3) 社会的影響度が高い船舶火災 (4) トンネル内車両火災 (5) 列車火災
	石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 特 別 防 災 区 域 内 の 事 故	(1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で応急措置を必要とするもの
	危険物等に係る事故 (石油コンビナート 等特別防災区域内の 事故を除く。)	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が 5 名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等 (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原 子 力 災 害 等	(1) 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏洩 (2) 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 (3) 基準以上の放射線が検出される等の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの
	そ の 他 特 定 の 事 故	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救 急 ・ 救 助 事 故		死者、負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第 2 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第 4 号）に適用する。

第 2 章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	消防局
第2 応急対策計画	統括班、企画班、医療衛生班、消防班、消防団、警察署

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第1 予防計画

1. 出火防止、初期消火の普及

地震・津波編 第2章 第3節「第1 地震火災の防止」に準ずる。

2. 不燃化の促進

地震・津波編 第2章 第3節「第2 建築物不燃化の促進」に準ずる。

3. 防災空間の整備・拡大

地震・津波編 第2章 第3節「第3 防災空間の整備・拡大」に準ずる。

4. 大規模・高層建築物等の防火促進

(1) 多数の者を収容する建築物

市（消防局）は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 大規模・高層建築物の防火対策

市（消防局）は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「多数の者を収容する建築物」の防火対策に加え下記事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

① 高水準消防防災設備の整備

② 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

③ 防災センターの整備

イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

5. 文化財の防火対策

地震・津波編 第2章 第12節「第5 文化財保護対策の推進」に準ずる。

6. 消防体制・施設の整備

地震・津波編 第2章 第4節「第1 消防体制・施設の強化」に準ずる。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、火災の状況に応じた職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとり、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

市（消防班）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

市（消防班）は、火災現場の救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

5. 交通対策

警察署は各道路管理者と連携し、火災現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制を適切に実施する。

6. 避難

市（統括班、消防班）は、火災の拡大等により危険が予想される地区に対して適切な避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努め、必要に応じて避難所を開設する。

警察署、消防団は、避難情報の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

市（企画班）は、火災の状況や市民の防災行動等について、同報系防災行政無線、情報配信メール等により広報する。

8. 遺体の収容

市（医療衛生班）は、警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

第2節 林野火災対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	消防局、学校教育課、農林業環境整備課、中部林業事務所、 県森林組合、森林所有者
第2 応急対策計画	統括班、企画班、医療衛生班、消防班、消防団、警察署

本市は豊かなみどりに恵まれており、林野火災がひとたび発生すると、地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極めて大規模火災となるおそれがあるため、林野火災への対策について定める。

第1 予防計画

1. 広報宣伝

(1) 広報などによる注意

市（消防局）は、広報紙、市ホームページ、市情報配信メール、SNS 等を活用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。

(2) 学校教育による指導

市（学校教育課）は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、小中学校の児童生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動

市（消防局）、県森林組合北部支所は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を推進する。

2. 法令による規制

市（消防局）は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

(1) 市原市火災予防条例で定める火の使用制限

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限

(3) 市原市火入れに関する条例に規定する火入れの許可制の励行

3. 予防施設の整備

県（中部林業事務所）、市（農林業環境整備課）及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用吸い殻入れの保持の徹底を図る。

4. 消火施設の整備

県（中部林業事務所）、市（農林業環境整備課）及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

5. 林野等の整備

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

県（中部林業事務所）、市（農林業環境整備課）は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。また、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実に努める。

6. 森林保険への加入

県（中部林業事務所）は、未加入森林の森林保険への加入を促進する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、林野火災の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに千葉県に報告する。

3. 広報活動

市（企画班）は、林野火災の状況や市民の防災行動等について、同報系防災行政無線、情報配信メール、広報車等により広報する。

4. 消防活動

市（消防班）は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確保し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。

なお、空からの消火については、消防庁や他機関の航空機等による支援を得るため、千葉県へ要請を行い、被害の拡大防止に努める。

5. 救急救助

市（消防班）は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。また、孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県に要請する。

6. 交通対策

警察署は各道路管理者と連携し、火災現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制を適切に実施する。

また、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定する。

7. 避難

市（統括班、消防班）は、火災の拡大等により危険が予想される地区に対して適切な避難誘導を行う。

警察署、消防団は、避難情報の伝達、避難誘導に協力する。

8. 遺体の収容

市（医療衛生班）は、警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

第3節 危険物等災害対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	消防局、市原健康福祉センター（市原保健所）、事業所
第2 応急対策計画	統括班、企画班、水道班、消防班、市原健康福祉センター（市原保健所）、警察署、千葉海上保安部、消防団
第3 特別防災区域における応急対策	消防班、企画班、統括班

平成23年3月に発生した東日本大震災では、本市においても石油コンビナート等特別防災区域（以下、「特別防災区域」という。）内で液化石油ガスタンクの火災・爆発が発生した。

この爆発では、飛散物により発災事業所内のアスファルトタンクが破損し、アスファルトが海上へ漏洩するとともに、隣接する2事業所の一部でも飛散物などにより火災が発生した。さらに、近隣事業所や近隣居住地区でも爆発の影響（飛散物・爆風）により、窓ガラス、シャッター、スレート等の破損や、車両の汚損が発生したことから、周辺地域に避難勧告を発し一時は、1,000人を超える住民等が避難を余儀なくされた。

また、避難にあっては、発災現場に近い避難所から民間のバス事業者の協力を得てより安全な内陸部の避難所へ二次避難を実施するなど、地震を起因とする複合災害への対応など、今後の防災対策に多くの教訓をもたらしたところである。

本節はこの震災の教訓等を踏まえ、特別防災区域外における石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策並びに特別防災区域における災害に伴う周辺地域の防災対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、「第6節 道路災害対策計画」、また、特別防災区域に係る災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

また、危険物等とは次のものをいう。

〈危険物等の種類〉

- | |
|---|
| (1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの
(例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
(2) 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの
(例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
(3) 高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
(例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
(4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの
(例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
(5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの
(例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など |
|---|

第1 予防計画

1. 危険物事故対策

(1) 市の対策

市（消防局）は、消防法に基づく危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検

査等を行い、法令基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転などの規制措置をとる。

また、危険物施設の現状把握及び的確な防災計画の策定、事業所等への監督指導の強化、事業所ごとの火災防災計画の作成及び隣接防災消防体制の強化、危険物関係職員等に対する防災教育等を推進する。

(2) 事業所等の対策

危険物事業所は、消防法等を遵守して危険物の災害予防措置に万全を期する。また、危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所は、その規模に応じて危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員を選任し、保安管理を徹底する。

また、自主的保安体制の確立、従業員教育、事業所相互の協力体制の確保を推進するほか、大規模な危険物施設を有する事業所等は、周辺住民の安全を確保するための防火壁等の設置を検討する。

2. 高圧ガス事故対策

(1) 県及び市の対策

県及び市（消防局）は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。また、保有する防災資機材の報告を求め、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。その他、事業所等に対する保安教育、定期的な防災訓練に努める。

(2) 事業所の対策

高圧ガス事業所は、防災組織、通報体制、緊急動員体制、相互応援体制を確立し、また、防災資機材を整備し、従業員等の保全教育や防災訓練を推進する。

3. 火薬類事故対策

(1) 県及び関係団体の対策

県及び火薬類関係団体は、火薬類関係施設の事業者に対して火薬類の取り扱いに関する防災知識の啓発等を行う。

(2) 事業所の対策

火薬類関係施設事業所は、警戒体制や防災体制を整備し、また、防災組織、通報体制、緊急動員体制及び相互応援体制を確立し、従業員の安全教育や防災訓練を推進する。

4. 毒物劇物事故対策

(1) 県の対策

県（市原健康福祉センター(市原保健所)）は、毒物劇物の製造業者及び届出が必要な業務上取扱者に立入検査し、法令厳守や事故の未然防止措置や事故時の適切な対応について指導する。

(2) 事業所の対策

毒物劇物の製造業者及び届出が必要な業務上取扱者は、取扱責任者の設置、管理体制の整備、施設の保守点検、作業員の教育訓練等を実施し、危害防止を図る。

5. 特定事業所の対策

市（消防局）は、特定事業所の管理者に対して次の対策を実施するよう指導する。

(1) 従業員等の待機・備蓄

企業等は、災害の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。

また、従業員等が事業所内に待機できるよう、最低3日分、推奨1週間分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努める。

(2) 従業員等の待機環境の整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努める。

(3) 事業継続計画等への帰宅方針等の位置づけ

企業等は、事業継続計画等において、災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定め、従業員に周知しておく。

(4) 安否確認手段の確立

企業等は、災害発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、インターネットのSNSの活用など複数の安否確認手段をあらかじめ用意しておくよう周知する。

(5) 避難訓練

企業等は、事業所と周辺住民の共同による避難行動を軸とした防災訓練を定期的に行い、一時避難場所や市の指定する避難場所までの避難経路を確認し、必要に応じて対策の見直しを行う。

【資料編「指定緊急避難場所・指定避難所等一覧」】

(6) 災害情報等の入手手段の確保

特別防災区域に災害が発生した場合、防災関係機関がとるべき広報体制は、千葉県石油コンビナート等防災計画（災害広報）によるが、企業等は避難情報を確実に入手できるよう市の同報系防災行政無線を受信できる防災ラジオ、情報配信メール、さらには緊急地震速報等の受信装置等の整備に努める。

(7) 初動体制の構築

千葉県の「特定事業所等における地震・津波発生時の初動体制の手引き」により、地震発生時の対応方針等の見直しや社員教育など事業所の防災体制の再構築を図る。

(8) その他の備え

企業等は、石油コンビナート等特別防災区域協議会及び市消防機関と協議の上、付近の住民や自主防災組織（町会）等に、各事業所のとっている防災対策等について平時から理解と協力が得られるよう努めるとともに、風評の原因となった場合については適切な広報活動を実施する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、被災現地への職員派遣等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

市（消防班）は速やかに事故の状況を把握し、迅速に危険物等火災の性状に応じた消防活動を行うとともに、延焼や汚染の拡大防止に努める。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消防活動の応援や防災資機材の調達について協力を要請する。

4. 救急救助

市（消防班）は、事故現場の救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送する。また、必要に応じて警察署、海上保安部等に協力を要請する。

5. 交通対策

警察署は道路管理者と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。また、海上保安部は、周辺海域の交通対策に万全を期する。

6. 避難

市（統括班、消防班）は、火災の拡大、有毒物質の拡散等により危険が予想される地区に対し避難の指示を行う。また、必要に応じて避難所の開設及び避難所への収容を行う。

警察署、消防団は、避難情報の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報

市（企画班）は、事故の状況や市民の防災行動等について、同報系防災行政無線、情報配信メール等により広報する。

8. 水道汚染対策

市原健康福祉センターは、毒物劇物等が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合、市（水道班）に通報する。また、市（水道班）は、汚染防止対策等を講じる。

9. その他の対策

事故が発生した事業所は、状況に応じて次の対策を講じる。

(1) 危険物を取り扱う事業所

各種防災設備を有効活用した迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとるほか、従業員等の安全を確保する。

(2) 高圧ガスを取り扱う事業所

高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じ、防災資機材が不足する場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

また、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

(3) 火薬類を取り扱う事業所

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(4) 毒物劇物製造者及び輸入業者等

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合、市原健康福祉センター、警察署、市（消防班）に通報するとともに、自ら定める災害防止規定等に基づき、漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

第3 特別防災区域における応急対策

特別防災区域における災害に伴う周辺地域の防災対策は、「石油コンビナート等特別防災区域内の事故に係る初期対応方針」に基づいて実施するものとし、その大綱は次のとおりである。

1. 通報及び連絡

市内の特別防災区域内で事故が発生し、事業所からホットライン等を通じてちば消防共同指令センターに事故発生の通報があった場合、市（消防班）は関係部へ連絡する。

2. 情報収集、広報

市（消防班）は、事故発生の通報を受けた場合、事故に伴い人体に害を及ぼす物質の発生又は発生するおそれの有無を確認するとともに、確認した物質に関する情報を関係機関と共有する。また、専門職員を事故発生事業所又はその周辺に派遣し、詳細情報を収集する。

市（消防班、企画班）は、必要に応じ、周辺住民に対して同報系防災行政無線による情報提供を行うとともに、市広報車の活用、消防団の協力を得るなど、周辺住民の注意を喚起するための巡回広報を実施する。ただし、従事する者の安全確保に著しい支障が存する場合はこの限りでない。

3. 避難対策

避難計画が時機を失することなく適切に行われるためには、異常現象等の早期通報が前提条件であり、千葉県石油コンビナート等防災計画による広報計画及び避難計画と不離一体の関係にあることや、状況により救急・救護を要すること等に留意する。

特に地震時には、コンビナート災害の影響回避のために住民避難を行う場合において、市街地での火災発生状況、道路や橋梁の被害状況、津波の危険性なども考慮するとともに、東日本大震災により発生した液化石油ガスタンクの爆発事故では、タンクの破片が約 1,300m、板金が約 6,200m の遠方まで飛散したことや、約 3,900m の地点でガラスの破損が確認されていること、さらには石油コンビナート区域の周辺に設置されている防潮堤の多くが、当該区域よりも内陸側に設置されていることに留意する。

(1) 避難計画の方針

特別防災区域内における石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物に係る火災、爆発、ガスの漏洩、拡散等の災害が発生した場合において、減災の視点に重点を置き、人命の安全の確保を最優先とし、住民等を早期かつ適切に安全地域に避難させる。

(2) 避難情報発令基準（避難を要する事態）

避難を要する事態は、災害想定及びこれに準じた災害で、現に位置している場所が危険と予想される場合であり、その基準は次のとおりとし、現場の最高責任者が決定する。

〈避難の基準〉

- | |
|---|
| ① 火災の輻射熱が人体の安全限界を超え、又は超えると予想される場合
② 毒性ガスの漏洩拡散により危険が生じた場合
③ 可燃性ガスの漏洩拡散及び機器等の異常圧力上昇等により、爆発危険が生じた場合
④ 油等が防油堤外に大量に流出し、人体に危険をおよぼすと予想される場合
⑤ 特別防災区域の沿岸に大津波警報が発表された場合
⑥ その他最高責任者が必要と認めた場合 |
|---|

(3) 避難の区分

災害の時間、範囲、規模等を考慮し次の区分による避難を行う。

一次避難	災害により、その危険が切迫した場合等で、主に現場から緊急離脱させる等の避難をさせる。
二次避難	災害により、その危険が災害現場のみでなく、当該事業所内に拡大し、又は拡大すると予想される場合で、事業所従業員等を他の安全な場所に避難させる。
三次避難	災害の発生した事業所のみでなく、近隣事業所にも災害がおよび、又はそのおそれのある場合で、事業所集団として避難させる。
四次避難	災害が広域化し、又はそのおそれのある場合で周辺住民等を避難させる。

(4) 避難指示

市長（統括班、消防班）は、避難を要する事態となった場合、避難指示を行う。

ただし、状況により、警察官または海上保安官は避難の指示を行うことができる（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）。

なお、一次避難については、その性質上現場最高責任者が行うものとし、状況によっては、二次避難についても行う。

(5) 避難方法

避難は原則として徒歩とし、市（消防班）は、現地に職員を派遣して避難者を安全に誘導するとともに、その状況を市長に逐次報告する。

警察は、避難誘導のための警察部隊を配置し、市（消防班）等と連携して避難誘導路を確保するとともに、避難者の混乱防止のための広報を行う。

(6) 避難場所

三次避難（事業所集団による避難）による避難場所は、事業所があらかじめ定める一時避難場所のほか、特別防災区域外に指定する。

なお、四次避難における周辺地域の住民等の避難場所は、地震・津波に対する指定緊急避難場所に準ずる。

【資料編「指定緊急避難場所・指定避難所等一覧」】

(7) 再避難の措置

ア 再避難

市長（統括班、消防班）は、避難場所等の情勢が悪化して避難者に危険が及ぶおそれがある場合は、時機を失することなく再避難の指示を行う。

この場合、交通事業者との災害協定により、バスやタクシー等を確保して避難者を輸送する。また、事業者は、市から要請があった場合、事業者の所有する車両の手配等に協力し、従業員等の安全確保に努める。

イ 再避難場所

再避難場所は、より内陸部に位置する市の公共施設のほか、事業者の所有する厚生施設等とする。

【協定編「災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書」】

【協定編「災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定書」】

(8) 市原市における石油コンビナート等特別防災区域からの空路、海路による避難

市長は、特定防災区域内の従業員等の避難に緊急を要し、かつ陸路における避難が困難と判断した場合は、千葉県石油コンビナート等防災計画に基づき、千葉県石油コンビナート等防災本部に必要な措置を要請するものとする。

第4節 航空機災害対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	危機管理課、消防局
第2 応急対策計画	統括班、企画班、医療衛生班、保健班、消防班、警察署、千葉海上保安部、消防団

成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいい、本市は含まれない。）以外の区域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、また、発生するおそれのある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、予防計画及び応急計画を定める。

第1 予防計画

市（危機管理課、消防局）は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

第2 応急対策計画

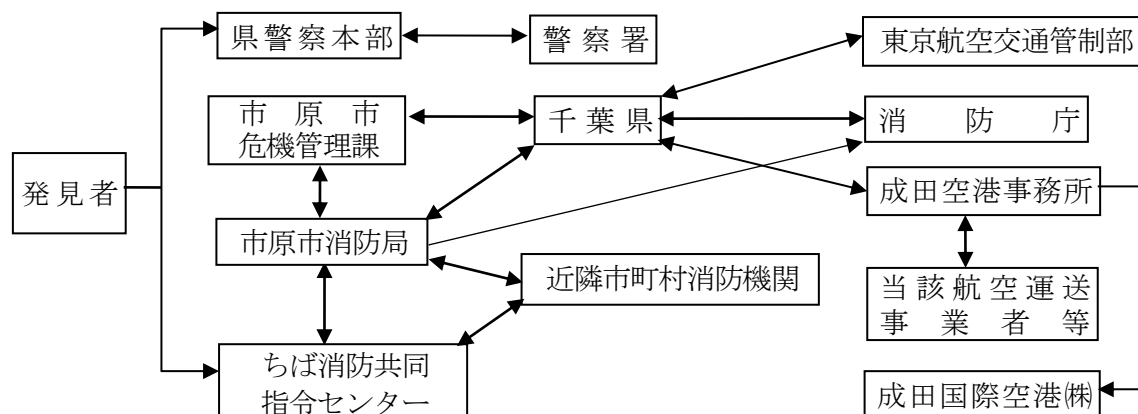
1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。



（成田国際空港区域周辺以外で事故が発生した場合の情報受伝達ルート）

3. 消防活動

市（消防班）は、近隣消防機関、警察と協力し、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。また、消防活動を円滑に行うため火災警戒区域を設定する。

さらに、必要に応じて他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

市（消防班）は、災害現場における救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、負傷者が多数の場合は応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、（一社）市原市医師会、（一社）市原市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージや応急措置を行った後に搬送する。

5. 交通対策

警察署は道路管理者と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

また、海上保安部は、周辺海域の交通対策に万全を期する。

6. 避難

市（統括班、消防班）は、火災の拡大等により危険が予想される地区に対し適切な避難誘導を行う。

警察署、消防団は、避難情報の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

市（企画班）は、事故の状況や市民の防災行動等について、同報系防災行政無線、情報配信メール等で広報する。

8. 遺体の収容

市（医療衛生班）は警察署と連携して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

9. 防疫

市（保健班）は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と連携し、地震・津波編 第3章「第15節 保健活動・防疫計画」に準ずる防疫活動を実施する。

第5節 鉄道災害対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	危機管理課、土木管理課、消防局、東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、京葉臨海鐵道(株)、市原土木事務所、千葉国道事務所
第2 応急対策計画	統括班、企画班、医療衛生班、消防班、警察署、消防団、東日本旅客鐵道(株)、京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、京葉臨海鐵道(株)

鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故といった鉄道災害に対する対策について定める。

第1 予防計画

1. 連絡体制の整備

市（危機管理課、消防局）、鉄道事業者（東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)、小湊鐵道(株)、京葉臨海鐵道(株)）及び関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

2. 踏切等の改良、整備

国、県、市、道路管理者（市土木部、縣市原土木事務所、千葉国道事務所）、鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第2 応急対策計画

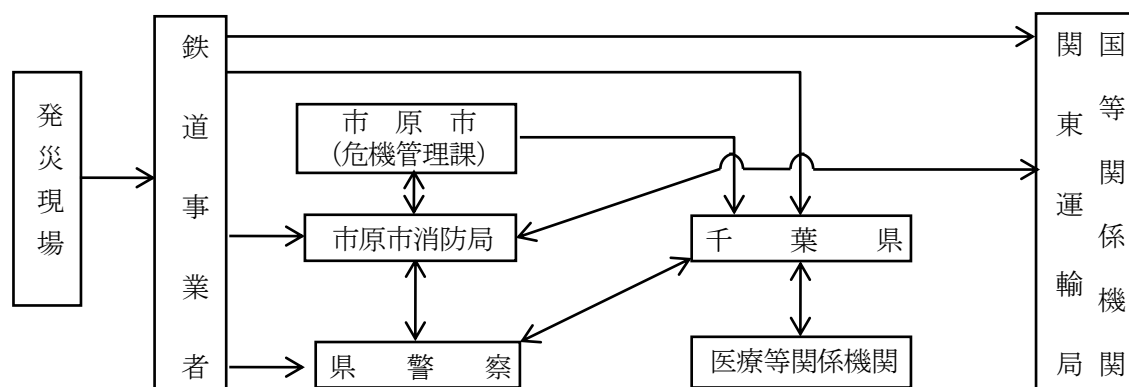
1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、鉄道事故の通報を受けた場合、被災状況を把握して県及び関係機関に連絡する。



〈鉄道事故発生時の情報伝達ルート〉

〈関係機関連絡先〉

関係機関	担当課	防災無線 電 話	防災無線 F A X	N T T 電 話	N T T F A X
関東運輸局	総務部安全防 災・危機管理課	—	—	045-211-7269	045-212-3328
東日本旅客鉄道(株)	千葉支社 千葉総合指令室	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285
京成電鉄(株)	運輸司令室	641-721	641-722	03-3607-1143	03-3607-1198
小湊鐵道(株)	鉄道部	644- 721, 723	644-722	0436-21-6771	0436-22-7670
京葉臨海鐵道(株)	安全推進部	—	—	043-268-6737	—

3. 消防活動

市（消防班）は、速やかに火災の状況を把握して消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救助・救護活動

市（消防班）は、災害現場における救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、負傷者が多数の場合は応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、（一社）市原市医師会、（一社）市原市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージや応急措置を行った後に搬送する。

5. 交通対策

警察署は各道路管理者及び関係機関と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

6. 避難

市（統括班、消防班）は、火災の拡大等により危険が予想される地区に対して避難情報を発令する。また、必要に応じて乗客等を一時収容する避難所を開設する。

警察署、消防団は、避難情報の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

市（企画班）は、事故の状況や市民の防災行動等について、同報系防災行政無線、情報配信メール等による広報活動を行う。

8. 遺体の収容

市（医療衛生班）は警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体の収容を行う。

9. 鉄道事業者の応急・復旧対策

事故が発生した鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故が発生した場合、各社の事故対応規則等の定めるところにより、初期消火、救護活動等を適切に実施して被害を最小限にとどめるとともに、早急な復旧に努める。

(2) 代替交通行手段の確保

事故による運行停止区間の代替交通手段を確保するため、他の鉄道事業者やバス事業者等の協力を得て振替輸送やバス代行輸送などを実施する。

第6節 道路災害対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	土木管理課、道路維持課、南部土木事務所、農林業環境整備課、市原土木事務所、県中部林業事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)、県トラック協会
第2 応急対策計画	統括班、企画班、土木班、医療衛生班、消防班、警察署、市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)、輸送事業者

多数の死傷者を伴う道路災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

第1 予防計画

1. 危険箇所の把握・改修

道路管理者（市土木部・農林業環境整備課、県市原土木事務所、県中部林業事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)）は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し、監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

2. 危険物等積載車の災害予防

県トラック協会（市原支部）は、危険物等を積載する輸送事業者に対して、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するよう周知する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

危険物等積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を伝達する。また、道路管理者（市土木部、県市原土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道路(株)）と協力して危険物の防除活動を実施する。

市（消防班）は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

市（消防班）は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

5. 交通対策

警察署及び道路管理者は、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

6. 避難

市（統括班、消防班）は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案して、被害が予想される範囲に避難の指示、又は立ち入り禁止区域を設定する。

警察署、消防団は、避難情報の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

市（企画班）は、事故の状況や市民の防災行動等について、同報系防災行政無線、情報配信メール等により広報する。

8. 遺体の収容

市（医療衛生班）は警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体の収容を行う。

第7節 海上災害対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	千葉海上保安部
第2 応急対策計画	統括班、企画班、医療衛生班、消防班、市原警察署、千葉海上保安部

本市周辺の海域において、船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生を想定した対策を定める。

ただし、油等の流出事故については、「第8節 油等海上流出災害対策計画」に定めるところによる。

また、この計画の対象とする災害は次のとおりである。

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの
- (2) 漁船の集団海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの

第1 予防計画

千葉海上保安部等は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その他、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

市（統括班、消防班）は、海上事故災害が発生したとの連絡を受けた場合は、県、警察等の関係機関に連絡する。

また、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 搜索・救助・救護活動

(1) 搜索

市（消防班）、千葉海上保安部、警察署は、共同防災組織等と連携し、直ちに海岸及び海域において被災者の搜索活動を行う。

(2) 消火

千葉海上保安部は、船舶等の火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書」に基づき消防機関と連携して対処する。

(3) 救助・救急

市（消防班）は、海域及び海岸地域において救助された負傷者等を医療機関に搬送する。

また、負傷者が多数の場合は災害現場に医療救護所を設置し、(一社)市原市医師会、(一社)市原市歯科医師会、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部

等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

4. 広報活動

市（企画班）は、事故の状況等について、同報系防災行政無線、情報配信メール等による広報を行う。

5. 遺体の収容

市（医療衛生班）は警察署等と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

第8節 油等海上流出災害対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	危機管理課、下水道施設課、消防局、市原土木事務所、千葉港湾事務所
第2 応急対策計画	統括班、企画班、環境班、廃棄物対策班、医療衛生班、保健班、消防班

本市周辺の海域において油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

1. 対象災害

本計画の対象は、船舶の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

2. 防災関係機関の役割

油等海上流出災害に関する関係機関の役割は、次のとおりである。

(1) 千葉海上保安部

- ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- イ 連絡調整本部の設置
- ウ 排出油等防除協議会の的確な運営
- エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- オ 人の生命及び身体並びに財産の保護
- カ 「海防法」に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- キ 流出油の応急防除措置の実施
- ク 一般船舶等に対する事故状況の周知
- ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- サ 油防除資機材の整備
- シ 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油の応急防除措置の指示
- ス 「自衛隊法」（昭和29年6月9日法律第165号）に基づく災害派遣要請
- セ 海上治安の維持
- ソ 防災関係機関との協力体制の確立
- タ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

(2) 県

- ア 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- イ 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- ウ 関係排出油等防除協議会との連絡調整
- エ 国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整

- オ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- カ 「自衛隊法」に基づく災害派遣要請
- キ 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- ク 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- ケ 油防除資機材の整備
- コ 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- サ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- シ 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- ス 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- セ 野生生物及び史跡等の保護・保全
- ソ 漁業者等の復旧支援
- タ 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

(3) 市

- ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- イ 防災関係機関及び住民への情報提供
- ウ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- エ 漂着油の除去作業等
- オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- カ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難情報の発令
- ク 県又は他の市町村等に対する応援要請
- ケ 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- コ 油防除資機材の整備
- サ 回収油の一時保管場所等の調査協力
- シ 漁業者等の復旧支援

(4) 市消防局

- ア 事故状況の実態把握と情報収集
- イ 人命の救助及び救急活動
- ウ 出火防止対策（漂着油、排出油周辺及び回収油保管場所周辺）
- エ 漂着油、排出油の防除活動
- オ 関係機関との相互情報提供

(5) 市消防団

- ア 漂着油、排出油の防除活動

(6) 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- ア 航空機等による流出油の情報収集
- イ 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- ウ 応援要員及び救援物資等の搬送

(7) 漁業協同組合等

- ア 漁業被害の防止対策
- イ 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

(8) 海上災害防止センター

- ア 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
- イ 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
- ウ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
- エ 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- オ 防災関係者への指導助言の実施

(9) 石油連盟

- ア 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
- イ 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

(10) 石油コンビナート等特別防災区域内の共同防災組織及び特定事業所

- ア 特定事業所等に係る被害応急対策排
- イ 求めに応じた流出油等の防除作業等への協力（共同防災組織は特別防災区域内に限る。）
- ウ 特定事業所等に係る被害状況の把握及び情報の提供

3. 事故原因者の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者の主要な責務は、次のとおりである。

- (1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- (2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- (3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- (4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- (5) 被害者の損害等に対する補償

第1 予防計画

1. 広域的な活動体制の整備

市（危機管理課、消防局）は、県及び国等の機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な連携を図る。

2. 油防除作業体制の整備

市（消防局）は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう体制整備に努める。

3. 油防除資機材の整備

市（消防局）は県及び共同防災組織等と連携し、救命具、オイルフェンス、油吸着材等必要な資機材の整備に努める。

また、油回収資機材としてのゴム長靴等については、流通備蓄体制の整備に努める。

4. 水門管理等の充実

市（下水道施設課）、市原土木事務所、千葉港湾事務所は、油等の内水面への流入又は海上への流出を防止するため、水門の管理、情報の受伝達体制の整備に努める。

第2 応急対策計画

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、千葉海上保安部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

1. 応急活動体制

市（統括班、消防班）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集

市（消防班）は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、特定事業所及び共同防災組織等と協力してパトロール等により情報収集を行い、速やかにその状況を報告する。

3. 流出油の防除措置

市（消防班、環境班、廃棄物対策班）は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

4. 警戒区域の設定・避難活動

市（統括班、消防班）は、沿岸住民に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域の設定及び立入制限を実施し、現場の警戒並びに付近住民に対する避難指示や避難誘導を行う。

5. 広報活動

市（企画班）は、事故の状況等について、同報系防災行政用無線、情報配信メール等による広報活動を行う。

6. 環境保全対策

県及び市（環境班）は、油等流出事故による環境汚染等に対して保全措置を講じる。

(1) 必要に応じて環境調査を実施し、環境汚染に関する情報を国や防災関係機関に提供する。

(2) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7. 健康対策

市（医療衛生班）は、市原健康福祉センター（市原保健所）及び（一社）市原市医師会等の協力を得て油回収作業実施者の健康対策を実施する。また、市（保健班）は、異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。

8. 補償対策

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合にはその経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

9. 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後も、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第9節 放射性物質事故対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	危機管理課、高齢者支援課、障がい者支援課、子ども福祉課、環境管理課、消防局、放射性物資取扱事業所
第2 応急対策計画	統括班、企画班、物資班、水道班、下水道班、環境班、廃棄物対策班、住宅班、消防班、市原健康福祉センター
第3 復旧計画	企画班、保健班、物資班、農林班、水道班、廃棄物対策班

1. 基本方針

市内には、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所はなく、原子力規制委員会の原子力災害対策指針（以下「対策指針」という。）に基づく原子力事業所からの「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」にも入っていない。

一方、市内には核燃料物質や放射性同位元素等を使用する事業所が存在するほか、市内に核燃料物質等を積載する車輛が通過したり、東京湾を原子力艦が通行することが予想され、これらの施設や輸送中において事故が発生する可能性がある。

なお、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）、放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況把握は国の所掌事項で、市及び県は核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、福島第一原子力発電所での事故に起因する放射性物質の拡散により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。さらに、県内でも局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じた。

これらを踏まえ、本計画に放射性物質事故を想定した予防対策や災害応急対策を定める。

〈用語の定義〉

核 原 料 物 質	原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
核 燃 料 物 質	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
放 射 性 同 位 元 素	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
原 子 力 事 業 所	原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所
核 燃 料 物 質 使 用 事 業 所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
核 原 料 物 質 使 用 事 業 所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放 射 性 同 位 元 素 等 使 用 事 業 所	放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放 射 性 物 質 取 扱 事 業 所	原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2. 放射性物質事故の想定

千葉県地域防災計画に準じ、放射性物質事故を次のように想定する。

- (1) 市内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている放射性物質の種類及び量を考慮すると、市内で大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

なお、市内の核燃料物質使用事業所は1箇所、放射性同位元素使用事業所は38箇所である。

〈市内の放射性同位元素使用事業所の内訳〉

種類 \ 区分	密 封	非密封	放 射 線 発生装置	合 計 (重複除く)
民間の工場・作業所	29 箇所	0 箇所	0 箇所	29 箇所
医 療 機 関	2 箇所	1 箇所	2 箇所	(3 箇所) 5 箇所
そ の 他	1 箇所	1 箇所	0 箇所	2 箇所
計	32 箇所	1 箇所	2 箇所	(33 箇所) 35 箇所

(注1) 「密封」は密封されたもの、「非密封」は密封されていないものを示す。

(注2) すべての区分に該当する事業所が1箇所あるため、重複を除くと2箇所減ることになる。

- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。
- (3) 近隣の茨城県等に立地する原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。
- (4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

第1 予防計画

1. 放射性物質取扱施設の把握

市（消防局）は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2. 情報の収集・伝達

市（危機管理課、消防局）及び県は、国、警察、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・伝達体制を確保するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

3. 応急活動体制の整備

市（危機管理課、消防局）は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備するものとする。

また、市、警察及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

4. 放射線モニタリング体制の整備

市（環境管理課）は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備するものとする。

5. 退避誘導體制の整備

市（危機管理課）は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織（町会）の協力を得て退避誘導體制の整備に努める。

市（高齢者支援課、障がい者支援課、子ども福祉課）は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努める。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等についても十分配慮する。

6. 防災教育・防災訓練の実施

県及び市（危機管理課、消防局）は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するほか、住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及に努める。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

7. 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市（統括班、消防局）は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報の収集・伝達体制

(1) 放射性物質取扱事業所での事故

事業所において放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、放射性物質取扱事業所の事業者は国、県、市（消防班）、警察などの関係機関に速やかに以下の事項を通報するとともに、事故の状況について随時連絡する。

① 事故発生の時刻	② 事故発生の場所及び施設
③ 事故の状況	④ 放射性物質の放出に関する情報
⑤ 予想される被害の範囲及び程度等	⑥ その他必要と認める事項

(2) 放射性物質の事業所外運搬中の事故

核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第9の規定により通報すべき事象）が発生した場合、原子力防災管理者は直ちに国、県、市（消防班）、警察に前項①～⑥の事項を通報する。

3. 事業者による応急対策活動

(1) 放射性物質取扱事業所における事故

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講じる。

(2) 放射性物質の事業所外運搬における事故

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区

域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことで、原子力災害の発生の防止を図る。

また、直ちに必要な要員を現場に派遣し、必要に応じて他の原子力事業者により要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行う。さらに、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

4. 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

市（消防班）は、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

5. 緊急時のモニタリング等活動

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は次のとおりである。

① 大気汚染調査	② 水質調査
③ 土壌調査	④ 農林水産物への影響調査
⑤ 食物の流通状況調査	⑥ 市場流通食品等検査
⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	⑧ 廃棄物調査

(2) 市の措置

市（環境班、水道班、下水道班、廃棄物対策班）は、公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

6. 防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の「OIL（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認める場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に連絡し、必要に応じて退避・避難を要請する。

市（統括班）は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置をとる。

7. 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

県及び市（水道班、物資班、農林班）は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

8. 広報活動

市（企画班）は、モニタリング結果等をホームページ、広報紙で提供するとともに、問い合わせ窓口を設置し、相談活動を行う。

第2章 第9節 放射性物質事故対策計画

＜参考 原子力災害対策指針「OILと防護措置について」＞

	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
			(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm*3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β 線：13,000cpm*4【1ヶ月後の値】			
(皮膚から数 cm での検出器の計数率)						
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*5 の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
			(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0. 5 μ Sv/h*6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種*7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg*8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- *1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- *2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当っては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が OIL2 の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- *3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- *4 *3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。
- *5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- *6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- *7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。
- *8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

*9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である 0IL3 等を設定しているが、我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

9. 緊急輸送

県は、関係機関と相互に連携し、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応する。また、必要に応じ、航空応援の要請を行う。

10. 医療対策

県は、市原健康福祉センター（市原保健所）に健康相談窓口を開設し、必要に応じて外部被ばく体表面汚染測定可能医療機関の紹介等を行う。また、必要に応じて国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

11. 広域避難

(1) 市外への広域避難

市本部長（統括班）は、避難者を市外に一時滞在させる必要がある場合、県内の他市町村長又は知事に一時滞在の協議、要請を行う。また、受入れが決定した場合は、県に避難者の輸送等の支援を要請する。

受入後は、受入先の市町村と連携して避難者の居所を把握し、被災者台帳等を活用して避難者の支援を円滑かつ効果的に実施する。

(2) 市外からの広域避難者の受入れ

市（統括班、住宅班）は、他市町村や県から避難者の一時滞在の要請を受けた場合、当該避難者を受け入れ、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等により一時滞在施設を確保する。

また、避難元の市町村等と連携して避難者への支援を行う。

第3 復旧計画

1. 汚染された土壌等の除去等の措置

県及び市（関係各班）は、国の指示、法令等に基づき、それぞれが所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

2. 各種制限措置等の解除

県及び市（物資班、水道班、農林班）等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3. 住民の健康管理

県及び市（保健班）は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策

県は、国及び市（企画班）等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び市等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正

に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第10節 大規模停電対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	県、県企業局、危機管理課、施設所管課、農林業環境整備課、各課、電力事業者、電気通信事業者
第2 応急対策計画	統括班、人員・情報管理班、企画班、土木班、各班、電力事業者、電気通信事業者、市原土木事務所

暴風による倒木等に起因する大規模停電を予防するとともに、大規模停電発生時の電力の早期復旧、重要施設の非常電源確保対策等を定める。

第1 予防計画

1. 倒木対策

市（各課）は市管理施設敷地内及び街路上の樹木について強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのあるものを調査し、当該樹木の伐採を推進する。

県、市（農林業環境整備課）、電力事業者及び電気通信事業者は、森林所有者に対して強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのある樹木の伐採を励行する。

2. 非常電源の確保

(1) 非常電源の確保

県（企業局）、市（施設所管課）は、大規模停電時にも災害対策や復旧の拠点（本部、支所、南部土木事務所、水道施設、渇水施設等）のライフライン機能を維持するため、非常電源の整備、強化を推進する。

また、市（保健福祉課、高齢者支援課、障がい者支援課）は、要配慮者利用施設の入所者等の人命を確保するため、病院、社会福祉施設等の非常電源の整備を促進する。

(2) 非常電源の情報共有

市（危機管理課）は、大規模停電時に電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、重要施設の非常電源整備状況リスト*を作成し、国、県、電力事業者等と共有する。

※病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び上下水道やガス等ライフライン施設、災害応急対策の実施機関の重要施設等について、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を整理したリスト

3. 被災者支援サービスの備え

市（危機管理課）は、大規模停電時の住民ニーズに対応した各種支援サービスの実施体制を整備する。

(1) 充電サービスの準備

停電が長期化した場合に避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施するため、これらの施設に電源タップ等を備える。

(2) 熱中症対策

夏季の停電による熱中症対策として、避難所へのスポットクーラーや冷風扇等の配備を検討する。

4. 停電を想定した家庭内備蓄の励行

市（危機管理課）は、停電の長期化を想定してLED ランタン、バッテリー、水、食料、燃料などを家庭内備蓄に加えるよう周知する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

市長（統括班）は、「大規模な停電が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」と認めるときに災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。

また、状況に応じて経済産業省、県、電力事業者、電気通信事業者等に、連絡員の派遣を要請する。

その他状況に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼する。

2. 情報収集・伝達

電力事業者は停電情報を収集し、停電の状況と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

電気通信事業者は通信障害の情報を収集し、現状と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

市（人員・情報管理班、企画班）は、住民から提供された停電、通信障害や電柱等の被害情報を電力事業者、電気通信事業者と共有するとともに、停電情報、通信障害の広報に協力する。

道路管理者は、管理道路の被害や障害物の状況を市及び電力事業者、電気通信事業者と共有する。

3. 電源車等の運用

(1) 非常電源の稼働状況の把握

市（人員・情報管理班）は、重要施設の非常電源整備状況リストに基づき、市内の各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を収集し、国、県、電力事業者と共有する。

また、非常電源の燃料が不足する場合は、経済産業省、県石油商業組合市原支部に燃料補給を要請する。

(2) 電源車等の確保、運用

市（人員・情報管理班）は、長時間停電となり、非常電源が不足する重要施設の機能維持のため、電力事業者への電源車の派遣要請、EV や PHEV の公用車の活用、災害協定による自動車販売店への EV 車の派遣要請により電源車等を確保し、当該施設に派遣する。

【協定編「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」】

【協定編「電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定」】

4. 電力の早期復旧

電力の早期復旧のため、電力事業者、電気通信事業者、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊等が連携した迅速な復旧を推進する。

(1) 復旧計画・体制確保

電力事業者、電気通信事業者は、市があらかじめ提供した優先復旧重要施設リストに基づき、復旧計画を策定する。

〈優先復旧すべき重要施設〉

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設 |
| イ | 指定避難所として開設されている施設 |
| ウ | 災害対応の中核機能となる市災害対策本部が存在する施設 |
| エ | 上下水道施設をはじめとするライフライン施設 |

計画に当たっては、道路管理者と連携して被災道路の復旧及び道路障害物の除去と電力復旧を一体的に進めるよう調整する。

市（人員・情報管理班）は、復旧作業に必要な土地や施設を電力事業者、電気通信事業者に提供する。

(2) 道路障害物の除去

電力事業者、電気通信事業者は、電力施設、電気通信施設の復旧作業のため通行する道路の障害物について道路管理者と協力して除去する。

市は、自衛隊災害派遣部隊、災害協定団体等に、倒木等の障害物除去作業を要請する。

除去した障害物の移動先は道路管理者が指示し、必要に応じて災害対策基本法第76条の6により他人の土地を一時使用して仮置きする。

(3) 調整会議

電力事業者、電気通信事業者は、市、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊、関係団体等と、復旧計画の進捗状況、今後の活動予定、復旧の課題等に関する調整会議に参加し、情報を共有する。

また、国、県が開催する調整会議とも連携し、情報連絡員を通じて情報を共有する。

【協定編「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」】

【協定編「災害時における街路樹等の倒木処理等に関する協定書」】

5. 被災者支援

市（各班）は、停電が長期化した地区について住民のニーズを把握し、各種支援サービスを提供する。

(1) 充電サービスの提供

避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施する。また、携帯電話等販売店に、充電サービスの提供を要請する。

(2) 入浴サービスの提供

公共施設の浴場やシャワー施設の開放サービスを実施する。また、浴場やシャワー施設を有する公共施設の管理者や災害協定団体等に、開放サービスの実施を要請する。

(3) 熱中症予防

夏季の停電による熱中症を予防するため、注意喚起や予防措置（水分補給、風通し等）を広報する。また、冷房を配備した避難所を利用するよう要配慮者等に呼びかける。

(4) 給水支援

市（各班）は断水時に水道の利用が可能な施設について、当該施設における水道の被災者への開放を検討する。また、関係機関に対して同様のサービスの提供を要請する。

索引

【あ行】

安否照会	地震・津波-76、78、84、85、風水害-44、50
一時滞在施設	地震・津波-40、48、60、61、63、115、116、大事故-37
遺体安置所	地震・津波-120、121
受入計画	地震・津波-64、105
液状化	総則-1、15、地震・津波-3、4、8、9、27、28、29、130
エコノミークラス症候群	地震・津波-83、117
エリアメール	地震・津波-47、66、69
応援要請	地震・津波-64、65、105、108、109、110、東海-13、 風水害-7、大事故-10、12、20、22、23、28
応急仮設住宅	地震・津波-36、62、75、84、89、123、126、127、136
応急給水	総則-5、6、地震・津波-9、17、46、63、100、101、106、 東海-28、29
屋内待避	地震・津波-78、風水害-44

【か行】

外国人	総則-4、16、地震・津波-33、36、37、61、76
がれき	総則-9、地震・津波-122、124、129、133、風水害-51
感染症対策	地震・津波-11、40、50、82、83
義援金	総則-10、12、地震・津波-60、76、141
帰宅困難者	総則-10、12、地震・津波-11、16、40、47、48、60、61、 62、63、75、115、116、風水害-69
急傾斜地崩壊危険区域	地震・津波-31、32、風水害-10、11、24、25
救護所	地震・津波-44、57、74、90、93、94、95、133、大事故 -20、22、25
市救護本部	地震・津波-93、94、95
給水拠点	地震・津波-29、100、101
業務継続計画	地震・津波-10、50
緊急地震速報	地震・津波-16、66、67、大事故-15
緊急消防援助隊	地震・津波-25、26、90、91
緊急速報メール	地震・津波-35、47、58、66、81、86、風水害-35
緊急通行車両	地震・津波-97、98、99、東海-24、32
緊急通行路線	地震・津波-97、風水害-64
緊急輸送道路	地震・津波-29、62、97、132
警戒区域	地震・津波-31、35、56、65、79、80、92、96、109、東 海-23、風水害-7、10、11、12、19、22、24、33、45、49、 57、63、大事故-19、28、30
警戒レベル	風水害-45、46、47、48、49
計画高水位	総則-18、風水害-47

索引

激甚災害	地震・津波-144、145、146
健康管理	地震・津波-60、64、82、117、東海-37、大事故-37
現地災害対策本部	地震・津波-65、風水害-35
現地連絡本部	地震・津波-41、49、55、57、58、59、60、70、72、75、 78、83、84、96、東海-23、36、風水害-31、34、44、63
広域一時滞在	地震・津波-84
広域防災拠点	地震・津波-110、111
洪水・高潮浸水想定区域	地震・津波-31、風水害-19、24、49、50
高齢者等避難	地震・津波-78、79、風水害-31、44、45、46、47、 48、50
個別計画(避難行動要支援者)	地震・津波-11、88

【さ行】

災害医療協力病院	地震・津波-93、95
災害医療本部(県)	地震・津波-93、94、95
災害救助法	総則-6、地震・津波-55、60、61、62、63、64、73、77、 81、93、100、102、113、120、126、127、128、129、 133、135、136、137、142、風水害-50、51、77、大事故-5
災害拠点病院	地震・津波-93、94、95、97、111
災害時帰宅支援ステーション	地震・津波-116
災害相談窓口	地震・津波-66、76、77、127、129、風水害-36、43
災害電話・FAX(避難行動要支援者向け)	地震・津波-35
災害対策本部	総則-5、地震・津波-41、49、55、56、57、58、59、65、 72、73、76、94、97、104、109、131、132、135、147、 東海-5、11、17、18、21、32、風水害-31、33、34、35、 55、大事故-4、10、12、15、19、21、23、25、27、28、30、 34、40、41
災害廃棄物	地震・津波-62、82、122、123、145、風水害-72
災害ボランティア	地震・津波-10、59、61、75、83、103、104、111、123、 129、133、134、137、風水害-76
災害用井戸	地震・津波-46、51、101
災害用伝言ダイヤル	地震・津波-47、131、大事故-15
災害用伝言板	地震・津波-47、131、大事故-15
在宅避難	地震・津波-36、88、89、102、123
山地災害危険地区	風水害-10、11
支援金	地震・津波-61、76、77、123、141
自衛隊災害派遣	総則-10、地震・津波-91、107、129、大事故-40、41
指定管理者	地震・津波-45、81

索引

指定緊急避難場所	地震・津波-16、22、35、43、44、45、51、79、80、84、 風水害-45、49、大事故-15、18
指定地方行政機関	総則-1、2、5、6、地震・津波-18、70、109
指定地方公共機関	総則-1、5、12、地震・津波-18、70
指定避難所	地震・津波-10、11、22、35、40、41、43、44、45、46、 49、50、51、84、99、101、風水害-46、49、大事故-15、 18、41
自主防災組織	総則-1、5、13、14、地震・津波-10、11、15、16、17、19、 20、21、23、33、34、35、36、50、57、59、70、78、81、 84、86、90、91、112、113、東海-10、23、41、42、43、 風水害-33、44、大事故-15、34
事務分掌	地震・津波-55、59、60、65、風水害-31、34
し尿処理	地震・津波-62、123
車両の確保	地震・津波-98、東海-38、風水害-57
受援	地震・津波-10、26、41、50、90、105、110
巡視	総則-6、東海-25、29、30、31、風水害-7、21、22、33、 45、55、56、64
情報配信メール	地震・津波-21、35、38、47、57、58、69、75、81、86、 115、116、東海-21、風水害-33、35、40、58、大事故 -10、11、12、15、16、20、22、24、26、30
新型コロナウイルス	地震・津波-50、82
浸水想定区域	東海-23、風水害-5、6、7、18、19、45、47、49
水位周知河川	風水害-5、6、9、18、38、39
水防警報	風水害-5、6、34、36、41、42、43、54、55
生活再建	総則-3、5、6、地震・津波-49、60、61、62、76、123、 141、148、風水害-81
生活不活発病	地震・津波-117
早期開設避難所	風水害-46、50
想定地震	地震・津波-4、5、50
想定水害	風水害-9

【た行】

耐震改修促進計画	地震・津波-9、27、28、
高潮	総則-1、3、18、地震・津波-31、43、79、80、風水害-4、 5、6、7、11、13、19、21、22、24、31、38、39、41、42、 45、48、49、50、55、56、58
立退き避難	地震・津波-78、79、風水害-18、44、45、48
ダムの緊急放流	総則-18、風水害-49、50、54、58、
地域災害医療コーディネーター	地震・津波-94

索引

地域自主避難所.....	地震・津波-46、83、84
地区別防災カルテ.....	地震・津波-18
地区防災計画	総則-2、3、4、地震・津波-10、15、17、18
弔慰金	総則-5、地震・津波-61、76、142
津波警報	地震・津波-5、7、19、20、55、66、67、68、72、86、96、 風水害-42、大事故-17
津波注意報	地震・津波-21、55、67、68、86、87、96
津波避難ビル	地震・津波-19、21、43、67、68、86、105
デジタルサイネージ.....	地震・津波-47
停電	総則-1、2、18、地震・津波-17、20、27、28、36、38、71、 75、94、95、131、大事故-3、39、40、41
トイレ	地震・津波-35、40、44、45、51、62、82、84、88、106、 123
東海地震	総則-1、東海（全体）
道路啓開	地震・津波-97、98、99、大事故-16、20、22、24
特設公衆電話	地震・津波-131
特定大規模災害.....	地震・津波-149
特別警報	地震・津波-55、67、風水害-31、38、39、46、48、63
特別警戒水位	風水害-5、6、34、43、54
土砂災害危険箇所.....	地震・津波-31、92、風水害-10、11、12、24、40、57
土砂災害特別警戒区域	風水害-10
土砂災害警戒情報.....	風水害-31、40、46、48、57、63
トリアージ	地震・津波-93、95、大事故-20、22、26

【な行】

南海トラフ地震.....	東海-3、4
入浴サービス	大事故-41

【は行】

配備基準	地震・津波-55、56、57、風水害-31、34
配備体制	地震・津波-55、東海-12、風水害-27、31、34、54、55、 58、大事故-4、40
HUG	地震・津波-17、49、50
ハザードマップ.....	地震・津波-9、16、19、20、31、34、39、50、79、風水害 -18、22、24、45
発令基準	地震・津波-20、86、風水害-45、46、47、48、大事故 -17
パトロール	地震・津波-92、96、125、143、東海-10、22、24、36、 風水害-24、27、57、大事故-23、30

索引

班編成	地震・津波-59、60
氾濫危険水位	風水害-5、18、43、46、47、54
氾濫注意水位	風水害-5、34、41、46、55、58
被害認定調査	地震・津波-128
被災建築物応急危険度判定	地震・津波-63、75、127、133
被災者生活再建支援金	地震・津波-61、76、123、141
被災者台帳	地震・津波-60、66、77、141、風水害-36、43、大事故-37
被災住宅の応急修理	地震・津波-62、126
B C P	総則-14、地震・津波-9、16、17
応急対策職員派遣制度	地震・津波-109
被災証明書	地震・津波-129
被災宅地危険度判定	地震・津波-63、76、128、133
備蓄	総則-9、10、14、地震・津波-9、16、17、28、35、36、39、40、41、42、44、45、47、48、50、52、71、73、83、100、101、102、104、123、東海-37、風水害-20、27、59、大事故-14、15、19、29、39、40
避難確保計画	地震・津波-11、31、88、89、風水害-7、19、24、
避難情報	地震・津波-10、16、17、34、35、50、56、60、65、71、74、78、79、80、81、88、89、風水害-33、44、45、46、47、48、49、50、58、59、64、大事故-10、12、15、16、17、20、22、24、28
避難行動要支援者	総則-4、地震・津波-11、16、17、19、20、33、34、35、78、81、84、86、87、88、129、東海-37、風水害-44、46
避難行動要支援者名簿	地震・津波-33、34、84、88
避難指示	地震・津波-16、19、20、39、78、79、86、87、91、東海-36、風水害-44、45、46、47、48、63、大事故-18、30
避難支援プラン(全体計画)	地震・津波-11、33、81、86、88
避難支援等関係者	地震・津波-33、34、36、81、86、88
避難所担当職員	地震・津波-49、50、55、56、64、78、81、82、83、88、101、112、風水害-31、32、44、50
避難誘導	総則-6、9、地震・津波-11、17、20、35、45、46、78、80、81、86、87、96、132、風水害-7、44、49、63、大事故-9、10、12、16、18、20、22、24、30
復旧・復興本部	地震・津波-147
福祉避難所	地震・津波-11、35、43、45、61、88、89、106
物資集積所	地震・津波-61、63、103
ブルーシート	地震・津波-126、129、風水害-51

索引

プロアクティブ	地震・津波-49
ペット	地震・津波-45、51、83、118
ヘリコプター臨時離着陸場	地震・津波-43、46、60、61、63、108
防災アセスメント調査	地震・津波-4
防災会議	総則-1、2、5、地震・津波-3、東海-3、5
防災拠点	地震・津波-43、46、83
防災行政無線	地震・津波-10、20、21、35、38、57、58、66、69、73、 74、75、81、86、107、109、110、115、131、東海-9、 10、17、20、21、29、風水害-33、35、40、51、58、大事故-10、12、15、16、17、20、22、24、26
防災訓練	総則-10、14、地震・津波-15、16、17、19、36、37、東海-6、43、44、大事故-14、15、34
ボランティア	総則-3、12、14、地震・津波-10、16、37、38、64、70、 83、95、103、110、118、125、129、133、134、
本部組織	地震・津波-58、風水害-34、35

【ま行】

【や行】

優先給油券	地震・津波-104
要配慮者	総則-3、4、12、地震・津波-11、19、31、33、35、36、37、 40、43、44、45、61、73、77、79、80、81、82、88、89、 94、95、101、102、117、133、134、東海-36、37、風水害-3、7、19、22、24、40、45、52、大事故-34、39、41
要配慮者利用施設	地震・津波-11、31、80、81、88、89、風水害-7、19、22、 24、大事故-39

【ら行】

ライフライン	総則-17、18、地震・津波-3、9、10、17、27、28、36、46、 73、75、97、130、131、132、142、風水害-3、75、大事故-39、41
罹災証明(書)	地震・津波-49、60、75、76、77、109、126、128、129、 風水害-51
レベル(想定地震)	地震・津波-8、11、29
レベル(風水害の警戒)	東海-6、風水害-45、46、47、48、49
連携スキーム	地震・津波-124